特61
842

1485

HOLY BIBLE.

舊新約全書

米國聖書會社

橫濱市山下町

明治
37 3 29

PUBLISHED
BY THE
AMERICAN BIBLE SOCIETY
JAPAN AGENCY.

舊約全書目錄

書名	章數	頁	書名	章數	頁
創世記	五十章	一	傳道之書	十二章	九〇五
出埃及記	四十章	七五	雅歌	八章	九一七
利未紀略	二十七章	一三七	以賽亞書	六十六章	九二五
民數紀略	三十六章	一八三	耶利米亞記	五十二章	一〇〇五
申命記略	三十四章	二四九	耶利米亞哀歌	五章	一〇八五
約書亞記	二十四章	三〇五	以西結書	四十八章	一〇九三
士師記	二十一章	三四三	以理書	十二章	一一六三
路得記	四章	三八三	何西阿書	十四章	一一八七
撒母耳前書	三十一章	三八九	約珥書	三章	一一九九
撒母耳後書	二十四章	四三九	亞摩斯書	九章	一二〇三
列王紀略上	二十二章	四八一	俄巴底亞書	一章	一二一三
列王紀略下	二十五章	五二七	約拿書	四章	一二一五
歷代志略上	二十九章	五七五	米迦書	七章	一二一九
歷代志略下	三十六章	六二一	那鴻書	三章	一二一七
以斯拉書	十章	六七三	哈巴谷書	三章	一二三一
尼希米亞記	十三章	六八九	西番雅書	三章	一二三五
以斯帖記	十章	七一一	哈該書	二章	一二三九
約百士書	四十二章	七二三	撒加利亞書	十四章	一二四三
詩篇	百五十篇	七六三	馬拉基書	四章	一二五五
箴言	三十一章	八七三			

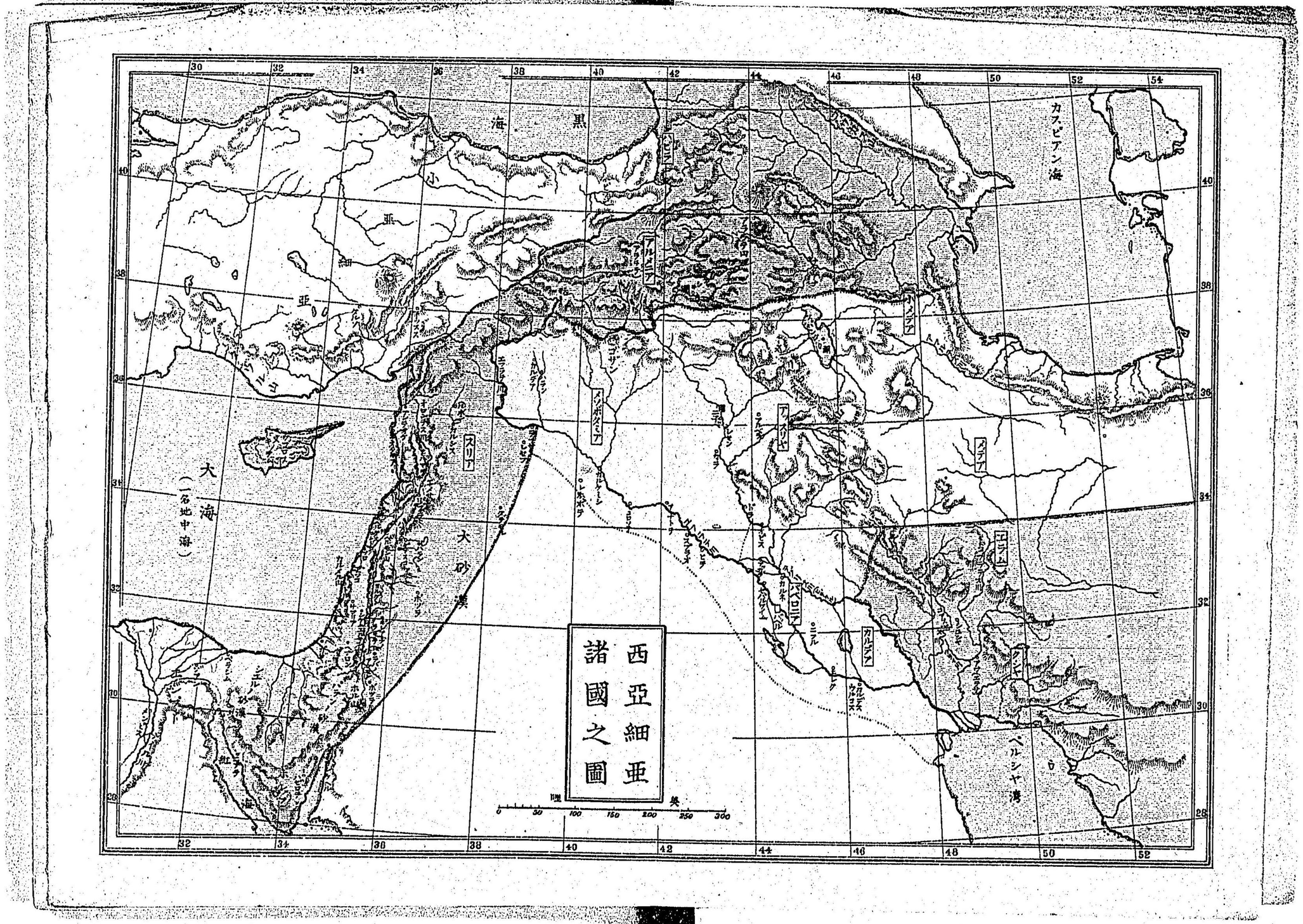
黒海
小亜細亜
大海（一名地中海）
大砂漠
カスピアン海
ペルシャ湾
アルメニア
メソポタミア
アッシリヤ
カルデア
スリア
パレスチナ
エルサレム
ベツレヘム
ヘブロン
ベエルシバ
ガザ
ヤッファ
アスカロン
ダマスカス
ティベリヤス
ガリラヤ
ナザレ
ヨルダン
ヤボク
ヤボツ
ヨルダン
ヨルダン
ヨルダン

[illegible]元始に神天地を創造たまふり二地は定形なく曠空くして黒暗淵の面にあり神の靈水の面を覆たり
き三神光あれと言たまひければ光ありき四神光を善と観たまへり神光と暗を分ちたまへり五神光を
晝と名け暗を夜と名けたまへり夕あり朝ありき是首の日なり六神言たまひけるは水の中に穹蒼ありて水と
水とを分つべしと七神穹蒼を作りて穹蒼の下の水と穹蒼の上の水とを判ちたまへり即ち斯なりぬ八神穹蒼
を天と名けたまへり夕あり朝ありき是二日なり九神言たまひけるは天の下の水は一處に集りて乾ける土
顯へしと即ち斯なりぬ十神乾ける土を地と名け水の集合るを海と名けたまへり神これを善と観たまへり
十一神言たまひけるは地は青草と實植を生ずる草蔬と其類に從ひみづから核をもつ所の樹を地に發出すべし
と即ち斯なりぬ十二地青草と其類に從がひ果をむすびてみづから核をもつ所の樹を發出せり神これを善と観たまへり十三夕あり朝ありき是三日なり十四神言たまひけるは天の穹蒼にありて地
光あり晝と夜とをわかち又天象のため時節のため日のため年のために成べし十五又天の穹蒼にありて地
を光さしめよと即ち斯なりぬ十六神二の巨なる光をつくり大なる光に晝を司どらしめ小き光に夜
を司どらしめたまふまた星を造りたまへり十七神これを天の穹蒼に置て地を照さしめ十八晝と夜を司どらし
め光と暗を分たしめたまふ神これを善と観たまへり十九夕あり朝ありき是四日なり二十神いひたまひけるは
水には生物饒に生じ鳥は天の穹蒼の面に地の上に飛べしと二一神巨なる魚と水に饒に生じてうごく諸の
生物を其類に從ひて創造りたまへり又翅ある諸の鳥を其類に從ひて創造りたまへり神之を善と観たまへり二二神之
を祝して曰く生よ繁息よ海の水に充物よ又禽鳥ハ地に蕃息よとニ三夕あり朝ありき是五日なり二四神言たま
ひけるハ地ハ生物を其類に從て出し家畜と昆蟲と地の獣を其類に從ひて出すべしと即ち斯なりぬ二五神地
の獣を其類に從て造り家畜を其類に從て造り地の諸の昆蟲を其類に從ひて造りたまへり神之を善と観た
まへり二六神言たまひけるハ我儕に象りて我等の像のごとくに我等人を造り之に海の魚と天空の鳥と家畜と

せんち は ところすべて はふもの おさめし
全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治めしめんと
つくりこれ ほとこ なんなつくり
創造之を男と女に創造たまへり
また うみ そら すべて くさ
又海の魚と天空の鳥と地に動く所の諸の生物を治めよ
すべて たね
のなる諸の草蔬と核ある木菓の結る諸の樹とを汝等に與ふこれ
すべて とり
空の諸の鳥および地に匍ふ諸の物等凡う生命ある者には我食物として
かそのつく すべて もの
三一 神其造りたる諸の物を視たまひけるに甚だ善りき夕あり朝あり是六日なり

第二章 一 斯天地および其衆群悉く成ぬ 二 第七日に神
なぬか
て七日に安息たまへり 三 神七日を祝して之を神聖めたまへり
に安息がたまひたればなり 四 エホバ神地と天を造りたまへる
すべて
諸の灌木いまだ未だ地にあらず野の諸の草蔬も未生ざりき
す人なかりければなり 六 霧地より上りて土地の面を遍く
いえ そのはな ふさい
氣を其鼻に嘘入たまへり 人即ち生靈となりぬ 八 エホバ
かみ
神エデンの東の方に園を設て其造りし人を其處に
しる
を知の樹を生ぜしめ給へり 十 河エデンより出て園を潤し彼處より
ハヒソンといふ是ハ金あるハビラの全地を繞る者なり 十二 其地の金ハ善し又ブドラク
だいに
第二の河の名ハキホンといふ是ハクシの全地を繞る者なり 十四 第三の河の名ハヒデケルといふ是ハアッスリ
ヤの東に流るるものなり 第四の河ハユフラテなり 十五 エホバ神其人を
これ
之を守らしめ給へり 十六 エホバ神其人に命じて言たまひける
こと
ハ 十七 然ど善惡を知の樹ハ汝之を食ふべからず汝之を食ふ日には必ず死べければ
ホバ神言たまひけるハ人獨なるハ善らず我彼に適ふ助者を彼のために造らんと 十九 エホバ神土を以て野の

すべて けもの そら すべて とり
諸の獸と天空の諸の鳥を造りたまひてアダムの之を何と名るを見んとて之を彼の所に率ゐいたりたまへり
アダムが生物に名けたる所ハ皆其名となりぬ 二十 アダム諸の家畜と天空の鳥と野の諸の獸に名を與へたり
然どアダムには之に適ふ助者みえざりき 二一 是に於てエホバ神アダムを熟く睡らしめ睡りし時其肋骨
の一を取り肉を以て其處を塡塞たまへり 二二 エホバ神アダムより取たる肋骨を以て女を成り之をアダ
ムの所に携きたりたまへり 二三 アダム言けるハ此ころわが骨の骨わが肉の肉なれ此ハ男より取たる者なれば
これをんなな
之を女と名くべしと 二四 是故に人ハ其父母を離れて其妻に好合ひ二人一体となるべしアダムと其妻ハ二人
ともはだか
俱に裸体にまて愧ざりき

第三章 一 エホバ神の造りたまひし野の生物の中に蛇最も狡猾し蛇婦に言ひけるハ神眞に汝等園の
すべて
諸の樹の果ハ食ふべからずと言たまひしやと 二 婦蛇に言けるハ我等園の樹の果を食ふことを得 三 然ど園の中
央に在樹の果實をハ神汝等之を食べからず又之に捫るべからず恐ハ汝等死んと言給へり 四 蛇婦に言
けるハ汝等必らず死る事あらじ 五 神汝等が之を食ふ日にハ汝等の目開け汝等神の如くなりて善惡を知
に至るを知りたまふなりと 六 婦樹を見ば食に善く目に美麗しく且智慧からんが爲に慕ハしき樹なるによりて
遂に其果實を取て食ひ亦之を己と偕なる夫に與へければ彼食へり 七 是において彼等の目俱に開て彼等其裸
體なるを知り乃ち無花果樹の葉を綴て裳を作れり 八 彼等園の中に日の清涼き時分歩みたまふエホバ神の聲
を聞しかばアダムと其妻即ちエホバ神の面を避て園の樹の間に身を匿せり 九 エホバ神アダムを召て之に
言たまひけるハ汝ハ何處にるや 十 彼いひけるハ我園の中に汝の聲を聞き裸体なるにより懼れて身を匿せり
と 十一 エホバ言たまひけるハ誰が汝の裸なるを汝に告しや汝ハ我が汝に食ふなかれと命したる樹の果を食ひ
たりしや 十二 アダム言けるハ汝が與て我と偕ならしめたまひし婦彼其樹の果實を我にあたへたれば我食
へりと 十三 エホバ神婦に言たまひけるハ汝がなしたる此事ハ何ぞや婦言けるハ蛇我を誘惑して我食へり
と 十四 エホバ神蛇に言たまひけるハ汝是を爲たるに因て汝ハ諸の家畜と野の諸の獸よりも勝りて詛ハる

なんぢはくやひいつしやう　あひだちり　くら　なんぢすゑ　なんなすゑ　あひだ　うらみ　おか　かれ
汝ハ腹行て一生の間塵ヲ食ふべし十五又我汝と婦の間および汝の苗裔と婦の苗裔の間に怨恨を置ん彼
なんぢかしら　くだ　なんぢ　かれ　くびすくだ　われおほい　なんぢはらみ　くるしみ　なんぢ
ハ汝の頭を碎き汝ハ彼の踵を碎かん十六又アダムに言たまひけるハ我大に汝の懐妊の勿勞を增すべし汝ハ
くるし　うま　なんぢこども　なんぢ　をつと　したが　なんぢ　をさ
苦みて子を産ん又汝ハ夫ヲ慕ひ彼ハ汝を治めん十七又アダムに言たまひけるハ汝ハ汝の妻の言を聽て我が
なんぢめいじ　くら　しよくえ　つち　なんぢ　ゆゑ　のろ　なんぢ　くら　しやうじ　あざみ　なんぢ　くら
汝に命じて食ふべからずと言たる樹の果を食ひしに縁て土ハ汝のために詛ハる汝ハ一生のあひだ勞苦て其
よ　くら　え　つち　かへ　なんぢ　ちり　なんぢ　かへ　そのなか　なんぢ　いのち　くら
より食を得ん十八土ハ荊棘と薊とを汝のために生ずべしまた汝ハ野の草蔬を食ふべし十九汝ハ面に汗して食
もつ　くら　つひ　つち　かへ　なんぢ　とり　なんぢ　ちり　かへ　そのなか　なんぢ　いのち　とり
物を食ひ終に土に歸らん其ハ其ヨリ汝ハ取れたれバなり汝ハ塵なれバ塵に歸るべきなりと二十アダム其妻
なづ　かれ　すべ　いきるもの　はゝ
の名をエバと名けたり其ハ彼ハ群の生の母なれバなり二一エホバ神アダムと其妻のために皮衣を作り
かれら　き　かみひとわれら　ひとり　ごと　かみ　ひと　かくかみ　そのつま　かはごろも　つく
て彼等に衣せたまへり二二エホバ神曰たまひけるハ視よ夫人我等の一の如くなりて善悪を知る然バ恐くハ
かれそのて　いのち　き　かみいひ　なんぢ　みよ　ひとわれら　ひとり　ごと　ぜんあく　し　しか
彼其手を舒べ生命の樹の菓實をも取りて食ひ無限生んと二三エホバ神彼をエデンの園よりいだし其取て
つく　なんぢなん　いのち　き　つち　たがへ　かれ　なんぢもしよき　おこな　かれ　なんぢ　をさ　なんぢ　かれ
造られたるところの土を耕さしめたまへり二四斯神其人を逐出しエデンの園の東にケルビムと自から旋轉
はのほ　つるぎ　いのち　き　みち　まも　そのとき　ひと　おひだ　そのひがし　おのづ　めぐ

第四章

一アダム其妻エバを知る彼孕みてカインを生みて言けるハ我エホバによりて一箇の人を得たりと
かれ　そのつま　うめ　われ　ひとり　ひと　え
二彼また其弟アベルを生りアベルハ羊を牧ふ者カインハ土より出
そのおとうと　なんぢ　つち　ものかへ　つち
る果を携來りてエホバに供物となせり四アベルもまた其羊の初生と其肥たる者を携來れりエホバア
みもの　たづさきた　そのひつじ　うひこ　そのこえ　ものたづさへきた　かつ
ベルと其供物を容顧みたまひしかども五カインと其供なへものをバ容みたまはざりしかバカイン甚怒り且
そのおとうと　そのそなへもの　いか　なんぢ　おこ　なんぢもしよき　おこな　いか　はなはだいか　かつ
其面をふせたり六エホバカインに言たまひけるハ汝何ぞ怒るや何ぞ面をふするや七汝若善を行ハゞ舉
そのおもて　なんぢなん　おこ　なんぢ　なん　おもて　もしよき　おこな　あが
ることをえざらんや若善を行ハずバ罪門口に伏す彼ハ汝を慕ひ汝ハ彼を治めん八カイン其弟アベルに
つみかど　ふ　かれ　なんぢ　したが　なんぢ　かれ　をさ　そのおとうと
詔りぬ彼等野にをりける時カイン其弟アベルに向かゝりて之を殺せり九エホバカインに言たまひける
のがた　ときかれら　のら　そのおとうと　むか　これ　ころ　いひ
ハ汝の弟アベルハ何處にをるや彼言ふ我しらず我あに弟の守者ならんやと十エホバ言たまひける
なんぢ　おとうと　いづく　かれいひ　われ　おとうと　もりて　われ　いひ
ハ汝何をなしたるや汝の弟の血の壓地より我に叫べり十一されバ汝ハ詛れて此地を離るべし此地其口を

ひら　なんぢ　おとうと　ち　なんぢ　て　うけ
啓て汝の弟の血を汝の手より受たればなり十二波地を耕すとも地ハ再其力を汝に效さじ汝ハ地に
さまよひと　つち　なんぢ　ながれびと　かれ　ち　ふたゝ　そのちから　なんぢ　いた　なんぢ　ち
吟行ふ流離子となるべしと十三カインエホバに言けるハ我が罪ハ大にして負ふこと能ず十四視よ汝今日
なんぢ　われ　おほい　おひ　あた　みよ　なんぢけふ
斯地の面より我を逐出したまふ我汝の面を覩ることなきにいたらん我地に吟行ふ流離子とならん凡そ我
われ　おひいだ　われ　なんぢ　かほ　かくる　われ　ち　さまよひと　なんぢ　なんぢ　すべ　われ
に遇ふ者我を殺さん十五エホバ彼に言たまひけるハ然らず凡カインを殺す者ハ七倍の罰を受んとエホバカ
あ　ものわれ　ころ　かれ　いひ　しから　すべ　ころ　ものしちばい　ばつ　うけ
インに遇ふ者の彼を擊ざるため印記を彼に與へたまへり十六カインエホバの前を離て出でエデンの東なる
なんぢ　あ　ものかれ　うた　しるし　かれ　あた　かれはなれい　ひがし
ノドの地に住り十七カイン邑を建て其邑の名を其子の名に循びてエノク
なつ　ち　すめ　かれはら　そのつま　し　まち　たて　そのまち　な　そのこ　な　したが
を生りカイン其妻を知る彼孕みエノクを生みメホヤエルを生みメホヤエルメトサエルを生みメトサエルレ
うめ　かれ　そのつま　うつ　かれはら　うめ　うめ　うめ
メクを生り十九レメク二人の妻を娶れり一の名をアダと曰ひ一の名をチラと曰り二十アダヤバルを生めり彼
てんまく　すみ　ひとり　つま　めと　ひとり　な　ひとり　な　ひとり　いへ　ひとり　うめ　かれ
ハ天幕に住て家畜を收ふ所の者の先祖なり二一其弟の名をユバルと云ふ彼ハ琴と笛とをとる凡ての者の
てんまく　すみ　かちく　をさ　ところ　もの　せんそ　そのおとうと　な　いひ　かれ　こと　ふえ　すべ　もの
先祖なり二二亦チラトバルカインを生り彼ハ銅と鐵の諸の刃物を鍛ふ者なりトバルカインの妹をナア
せんそ　また　うめ　かれ　あかがね　もろ〳〵　はもの　きた　もの　わがこ　ことぶき　いもうと
マといふ二三レメク其妻等に言けるハアダとチラよ我聲を聽けレメクの妻等よわが言を容よ我わが創傷の
ひと　ころ　もちひと　ころ　もちひと　ころ　もち

而して死りル　エノス九十歳におよびてカイナンを生りヤ　エノスカイナンを生し後八百十五年生存らへて男
子女子を生り十二　エノスの齢へ都合九百五歳なりき而して死り十三　カイナン七十歳におよびてマハラレルを
生り十四　カイナンマハラレルを生し後八百四十年生存へて男子女子を生り十五　マハラレル六十五歳に及びてヤ
歳なりき而して死り十六　マハラレルヤレドを生し後八百三
十年生存へて男子女子を生り十七　マハラレルの齢へ都合八百九十五歳なりき而して死り十八　ヤレド百六十
二歳に及びてエノクを生り十九　ヤレドエノクを生し後八百年生存へて男子女子を生り二十　ヤレドの齢は都
合九百六十二歳なりき而して死り二一　エノク六十五歳に及びてメトセラを生り二二　エノクメトセラを生し後
三百年神とゝもに歩み男子女子を生り二三　エノクの齢へ都合三百六十五歳なりき二四　エノク神とゝもに歩みし
が神かれを取りたまひければらずなりき二五　メトセラ百八十七歳におよびてレメクを生り二六　メトセラレメ
クを生しのち七百八十二年生存へて男子女子を生り二七　メトセラの齢へ都合九百六十九歳なりき而して
死り二八　レメク百八十二歳に及びて男子を生み二九　其名をノアと名けて言けるは此子はエホバの詛ひた
まひし地に由れる我操作と我勞苦とに就て我らを慰めん三十　レメクノアを生し後五百九十五年生存へ
て男子女子を生り三一　レメクの齢へ都合七百七十七歳なりき而して死り三二　ノア五百歳なりきノアセム ハ
ム　ヤペテを生り

第六章

一　人地の面に繁衍はじまりて女子之に生るゝに及べる時二　神の子等人の女子の美しきを見て其好
む所の者を取て妻となせり三　エホバいひたまひけるは我靈永く人と爭ひ其も彼も肉なれば已なり然ど彼の
日は百二十年なるべし四　當時地に子ピリムおりき亦其後神の子等が人の女子に入りて子女を生しめたりし
が其等も勇士にして古昔の名譽ある人なりき五　エホバ人の惡の地に大なると其心の思念の都て圖維る所の
恒に惟惡きのみなるを見たまへり六　是に於てエホバ地の上に人を造りしことを悔いて心に憂へたまへりセ　エ
ホバ言たまひけるは我が創造りし人を我地の面より拭去ん人より獣昆蟲天空の鳥にいたるまでほろぼ
さん其は我之を造りしことを悔ればなりと八　されどノアはエホバの目のまへに恩を得たりル　ノアの傳は是な
りノアは義人にして其世の完全き者なりきノア神と偕に歩めり十　ノアはセム ハム ヤペテの三人の子を生り
十一　時に世神のまへに亂れて暴虐世に滿盈ちたりき十二　神世を視たまひけるに視よ亂れたり其は世の人皆
其道をみだしたればなり十三　神ノアに言たまひけるは諸の人の末期わが前に近づけり其は彼等のために暴虐
世にみちればなり視よ我彼等を世とゝもに剪滅さん十四　汝松木をもて汝のために方舟を造り方舟の中に房
を作り瀝青をもて其内外を塗るべし十五　汝かく之を作るべし即ち其方舟の長は三百キユビト其闊は五
十キユビト其高は三十キユビト十六　又方舟に導光牖を作り上一キユビトに之を作り終べし又方舟の戸
は其傍に設くべし下牀と二階と三階とに之を作るべし十七　視よ我洪水を地に起して凡て生命の息氣ある
肉なる者を天下より剪滅し絶ん地にある者は皆死ぬべし十八　然ど汝とは我わが契約をたてん汝は汝の子等と
汝の妻および汝の子等の妻とゝもに其方舟に入るべし十九　又諸の生物總て肉なる者をば汝各其
二つ方舟に率へいりて汝とゝもに其生命を保たしむべし其等は牝牡なるべし二十　鳥其類に從ひ獣其類に
從ひ地の諸の昆蟲其類に從ひて各二つ汝の所に來りて其生命を保つべし二一　汝食ふる諸の食品をも
汝の許に取て之を汝の所に集むべし是は汝と是等の物の食品となるべしと二二　ノアすべて神の已に命
じたまひしごとく然爲せり

第七章

一　エホバノアに言たまひけるは汝と汝の家皆方舟に入べし我汝がこの世の人の中にてわが前に
義を視たればなり二　諸の潔き獣は牝牡七　宛汝の許に取り潔らぬ獣は牝牡二　三　亦天空の鳥も雌雄七
宛取て種を全地の面に生のこらしむべし四　今七日ありて我四十日四十夜地に雨ふらしめ我造りたる萬有
地の面より拭去ん五　ノアエホバの凡て己に命じたまひしごとくなせりき六　地に洪水ありける時にノア六百
歳なりきノア其子等と其妻および其子等の妻と倶に洪水を避て方舟にいりぬ八　潔き獣と潔らざる獣と鳥と
よび地に匍ふ諸の物九　牝牡二二宛ノアに來りて方舟にいりぬ神のノアに命じたまへるが如しと十　かくて七日

の後洪水地に臨めり十一ノアの齢の六百歳の二月即ち其月の十七日に當り此日に大淵の源皆潰れ天の戸開けて十二雨四十晝夜地に注げり十三是日にノアとノアの子セム、ハム、ヤペテおよびノアの妻とその三人の妻諸倶に方舟にいりぬ十四彼等および諸の獣其類に從ひ諸の家畜其類に從ひ都て地に匍ふ昆蟲其類に從ひて入りぬ十五即ち生命の氣息ある諸の肉なる者二宛ノアに來りて方舟にいりぬ十六入たる者ハ諸の肉なる者の牝牡にして皆いりぬ神の命じたまへるが如しヱホバ乃ち彼を閉置たまへり十七洪水四十日地にありき是において水増し方舟を浮めて方舟地の上に高くあがれり十八面して水漲り大に地に漲しめ方舟ハ水の面に漂へり十九水甚大に地に漲りければ天下の高山皆おほはれたり二十水はびこりて十五キユビトに上りければ山々おほはれたり二一凡ろ地に動く肉なる者鳥家畜獣地に匍ふ諸の昆蟲および人皆死り二二即ち凡ろ其鼻に生命の氣息のかよふ者都て乾土にある者ハ死り二三斯地の表面にある萬有を人より家畜昆蟲天空の鳥にいたるまで皆く拭去たまへり是等は地より拭去れたり唯ノアおよび彼とゝもに方舟にありき者のみ存れり二四水百五十日のあひだ地にはびこりぬ

第八章　一神ノアおよび彼とゝもに方舟にある諸の生物とゝもに家畜を眷念ひたまひて神乃ち風を地の上に吹しめたまひければ水減りたり二亦淵の源と天の戸閉塞りて天よりの雨止ぬ三是に於て水次第に地より退き百五十日を經てのち水減り四方舟ハ七月に至り其月の十七日にアラテの山に止りぬ五水次第に減て十月に至りしが十月の月朔に山々の嶺現れたり六四十日を經てのちノア其方舟に作りし窓を啓て七鴉を放出ちけるが水の地に涸るまで往來しをれり八彼地の面より水の減少しかを見んとて亦鴿を放出いにしけるが九鴿其足の跡を止べき處を得ずして彼に還りて方舟に至れり其ハ水全地の面にありたればなり彼乃ち其手を舒て之を執へ方舟の中におのれの所に接入たり十尚又七日待て再び鴿を方舟より放出ちけるが十一鴿暮におよびて彼に還れり視よ其口に橄欖の新葉ありき是に於てノア地より水の減少ㇲをしれり十二尚又七日まちて鴿を放出ちけるが再び彼の所に歸らざりき十三六百一年の一月の月朔に水地に涸たりノア乃ち方舟の蓋を撤きて視しに視よ土の面ハ燥てありぬ十四二月の二十七日に至りて地乾きたり十五爰に神ノアに詔りて言給ハく十六汝および汝の妻ㇲ汝の子等の妻ㇲと偕に方舟を出べし十七汝ㇲにある諸の肉なる諸の生物諸の肉なる者即ち鳥家畜および諸の匍ふ諸の昆蟲を率いでよ此等ハ地に饒く生育地の上に生且殖増すべし十八ノアと其子等と其妻および其子等の妻ㇲとに出たり十九諸の獣諸の昆蟲および諸の鳥等凡ろ地に動く者種類に從ひて方舟より出たり二十ノアヱホバのために壇を築き諸の潔き獣と諸の潔き鳥を取て燔祭を壇の上に献げたりに詔たまひけるハ我再び人の故に因て地を詛ふことをせじ其ハ人の心の剛維るところ其幼少時よりして惡かれバなり又我曾て爲たる如く再び諸の生る物を撃ち滅さじ二二地のあらん限りハ播種時、収獲時、寒熱、夏冬および日と夜息ことあらじ

第九章　一神ノアと其子等を祝して之に曰たまひけるハ生よ殖殖よ地に滿よ二地の諸の獣畜天空の諸の鳥地に匍ふ諸の物海の諸の魚汝等を畏れ汝等に慴んこれ是等ハ汝等の手に與へらる三凡ろ生る動物ハ汝等の食となるべし菜蔬のごとく我之を皆汝等に與ふ四然ど肉を其生命なる其血のまゝに食ふべからず五汝等の生命の血を流すなべ我必ず討さん獣之をなすも人ことを爲すも我討さん凡そ人の兄弟人の生命を取べ我討すべし六凡ろ人の血を流す者ハ人其血を流さん其ハ神の像のごとくに人を造りたまひたればなり七汝等生よ殖殖よ地に饒くなりて其中に增殖よハ神ノアおよび彼とゝ偕にある其子等に告て言たまひけるハ九見よ我汝等と汝等の後の子孫十および汝等と偕なる諸の生物即ち汝等とゝもなる鳥家畜および地の諸の獣諸の獣にまで至らん十一我汝等と契約を立ん都て方舟より出たる者より地の諸の獣ハ再び洪水に絶るゝ事あらじ又地を滅す洪水再びあらざるべし十二神言たまひけるハ我が我と汝等および汝等と偕なる諸の生物の間に世々限りなく爲す所の契約の徴ハ是なり十三我わが虹を雲の中に起さん是我と

世との間の契約の徴なるべし 十四 即ち我雲ね地の上に起す時虹雲の中に現るべし 十五 我乃ち我と汝等および凡て肉なる諸の生物との中にあらん我之を覩て神と地にある凡て肉なる諸の生物との間なる永遠の契約を記念えん 十六 虹雲に在たまひけるハ是ハ我が我と地にある諸の肉なる者との間に立たる契約の徴なり 十七 神ノアより出たる者ハセム ハム ヤペテなりきハムハカナンの父なり 十八 是等ハノアの三人の子なり全地の民ハ是等より出て蔓延れり 十九 爰にノア農夫となりて葡萄園を植ることを始しが 二十 葡萄酒を飲て醉天幕の中にありて裸になれり 二一 カナンの父ハム其父のかくし所を見て外にありし二人の兄弟に告たり 二二 セム ヤペテ乃ち衣を取て倶に其肩に負け後向に歩みゆきて其父の裸體を見ざりき 二三 ノア酒さめて其若き子の己に爲たる事を知れり 二四 是に於て彼言けるハカナン詛はれよ彼ハ僕隷の僕となりて其兄弟に事へん 二五 又いひけるハセムの神ヱホバハ讃べきかな カナン彼の僕となるべし 二六 神ヤペテを大ならしめたまハん彼ハセムの天幕に居住ハんカナン其僕となるべし 二七 ノア洪水の後三百五十年生存へたり 二八 ノアの齢は都て九百五十年なりき而して死り

第十一章 一 ノアの子セム ハム ヤペテの傳は是なり洪水の後彼等に子等生れたり 二 ヤペテの子はゴメル マゴグ マデア ヤワン トバル メセク テラス 三 ゴメルの子はアシケナズ リパテ トガルマ 四 ヤワンの子はエリシヤ タルシシ キツテム およびドダニム なり 五 是等より諸國の洲島の民ハ派分れ出て各其方言と其宗族と其邦國とに循ひて其地に住り 六 ハムの子はクシ ミツライム フテ および カナンなり 七 クシの子ハセバ ハビラ サブタ ラアマ サブテカなり ラアムの子ハシバおよびデダンなり 八 クシ ニムロデを生り彼始めて世の權力ある者となれり 九 彼ハヱホバの前にありて權力ある獵夫なりき是故にヱホバの前にある夫權力ある獵夫ニムロデの如しといふ諺あり 十 彼の國の起初ハシナルの地のバベル エレク アツカデ および カル子なりき 十一 其地より彼アツスリヤに出でニネベ レホボテイリ ガラ 十二 および ニネベとカラの間なるレセンを建たり是ハ大なる城邑なり 十三 ミツライム ルデ族 アナミ族 レハビ族 ナフトフ族 十四 パテロス族 カスル族 およびカフトリ族を生りカスル族よりペリシテ族出たり 十五 カナン其家子シドンおよびヘテ 十六 エブス族 アモリ族 ギルガシ族 十七 ヒビ族 アルキ族 セニ族 十八 アルワデ族 ゼマリ族 ハマテ族を生り後に至りてカナン人の宗族蔓延りぬ 十九 カナン人の境ハシドンよりゲラルを經てガザに至りソドム ゴモラ アデマ ゼボイムに沿てレシヤにまで及べり 二十 是等ハハムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其邦國に隨ひて居りぬ 二一 セムハエベルの全の子孫の先祖にしてヤペテの兄なり彼にも子女生れたり 二二 セムの子ハエラム アシユル アルパクサデル デアラムなり 二三 アラムの子ハウヅ ホル ゲテル マシなり 二四 アルパクサデハシラを生みシラエベルを生り 二五 エベルに二人の子生れたり一人の名をペレグ(分れ)といふ其ハ彼の代に邦國分れたれバなり 其弟の名をヨクタンと曰ふ 二六 ヨクタン アルモダデ シヤレフ ハザルマウテ エラ 二七 ハドラム ウザル デクラ 二八 オバル アビマエル シバ 二九 オフル ハビラおよびヨバブを生り是等ハ皆ヨクタンの子なり 三十 彼等の居住所ハメシヤよりして東方の山セバルにまで至れり 三一 是等ハセムの子孫にして其宗族と其方言と其土地と其國邦ごとに隨ひて居りぬ 三二 是等ハノアの子孫にして其宗族と其生れし次第ごとに其國邦ごとに隨ひて居りぬ 洪水の後是等より地の邦國の民ハ派分れ出たり

第十一節 一 全地ハ一の言語一の音のみなりき 二 茲に人衆東に移りてシナルの地に平野を得て其處に居住り 三 彼等互に言けるハ去來甎石を作り之を善く燔んと遂に石の代に磚石を獲灰沙の代に石漆を獲たり 四 又曰けるハ去來邑と塔とを建て其塔の頂を天にいたらしめん斯して我等名を揚て全地の表面に散ることを免れんと 五 エホバ降臨りて彼人衆の建る邑と塔とを觀たまへり 六 エホバ言たまひけるハ視よ民ハ一にして皆一の言語を用ふ今既に此を爲し始めたり然ば凡て其爲んと圖維る事ハ禁止め得られざるべし 七 去來我等降り彼處にて彼等の言語を淆し互に言語を通ずることを得ざらしめんと 八 エホバ遂に彼等を彼處より全地の表面に散したまひければ彼等邑を建ることを罷たり 九 是故に其名ハバベル(淆亂)と呼ばる是ハエホバ彼處に

全地の言語を淆したまひしに由てなり彼處よりエホバ彼等を全地の表に散したまへり十 セムの傳へ是なりセム百歳にして洪水の後の二年にアルパクサデを生り十一 セムアルパクサデを生て後五百年生存へて男子女子を生り十二 アルパクサデ三十五歳に及びてシラを生り十三 アルパクサデシラを生て後四百三年生存へて男子女子を生り十四 シラ三十歳におよびてエベルを生り十五 シラエベルを生て後四百三年生存へて男子女子を生り十六 エベル三十四歳におよびてペレグを生り十七 エベルペレグを生て後二百九年生存へて男子女子を生り十八 ペレグ三十歳におよびてリウを生り十九 ペレグリウを生て後二百九年存生へて男子女子を生り二十 リウ三十二歳におよびてセルグを生り二十一 リウセルグを生て後二百七年生存へて男子女子を生りニ二 セルグ三十年におよびてナホルを生り二三 セルグナホルを生て後二百年生存へて男子女子を生り二四 ナホル二十九歳に及びてテラを生り二五 ナホルテラを生て後百十九年生存へて男子女子を生り二六 テラ七十歳に及びてアブラムナホルおよびハランを生り二七 テラの傳へ是なりテラアブラム、ナホルおよびハランを生りハランロトを生り二八 ハランハランに先ちて其父テラの生地なるカルデアのウルにて死たり二九 アブラムとナホルと妻を娶りアブラムの妻の名をサライと云ナホルの妻の名をミルカと云てハランの女なりハランハミルカの父にして亦イスカの父なりき三十 サライハ石女にして子なかりき三一 テラカナンの地に往とて其子アブラムとハランの子なる其孫ロト及び其子アブラムの妻なる其嫂サライをひき率て倶にカルデアのウルを出たりしがハランに至て其處に住り三二 テラの齢ハ二百五歳なりきテラはハランにて死り

第十二章　一爰にエホバアブラムに言たまひけるハ汝の國を出で汝の親族に別れ汝の父の家を離れて我が汝に示さん其地に至れ二 我汝を大なる國民と成し汝を祝み汝の名を大ならしめん汝ハ祉福の基となるべし三 我ハ汝を祝する者を祝し汝を詛ふ者を詛ハん天下の諸の宗族汝によりて祉福を獲ん四 アブラム乃ちエホバの自己に言たまひし言に從て出たりロト彼と共に行りアブラムハランを出たる時七十五歳なりき五 アブラム其妻サライと其弟の子ロトおよび其集めたる總の所有とハランにて獲たる人衆を擕へてカナンの地に往んとて出で遂にカナンの地に至れり六 アブラム其地を經過てシケムの處に及びモレの橡樹に至れり其時にカナン人其地に住りき七 茲にエホバアブラムに顯現れて我汝の苗裔に此地を與へんといひたまへり彼處にて彼已に顯現れたまひしエホバに壇を築けり八 彼其處よりベテルの東の山に移りて其天幕を張り西にベテル東にアイありき彼處にて彼エホバに壇を築きエホバの名を籲りアブラム尚進て南に遷れり十 茲に饑饉其地にありければアブラムエジプトに寄寓らんとて彼處に下れり其ハ饑饉其地に甚しかりければなり十一 彼近く來りてエジプトに入んとする時其妻サライに言けるハ視よ我汝を觀て美麗き婦人なるを知る十二 是故にエジプト人汝を見る時是ハ彼の妻なりと言て我を殺さん然ど汝をば生存ん十三 請ふ汝わが妹なりと言へ然ば我汝の故によりて安にしてわが命汝のために生存ん十四 アブラムエジプトに至りし時エジプト人此婦を見て甚だ美麗となせり十五 またパロの大臣等彼を視て彼をパロの前に譽めければ婦遂にパロの家に召入られたり十六 是に於てパロ彼のために厚くアブラムを待ひてアブラム遂に羊牛僕婢牝牡の驢馬および駱駝を多く獲るに至れり十七 時にエホバアブラムの妻サライの故によりて大なる災を以てパロと其家を懲したまへり十八 パロアブラムを召して言けるハ汝が我になしたる此事ハ何ぞや汝何故に彼が汝の妻なるを我に告ざりしや十九 汝何故に彼ハわが妹なりといひしや我幾ど彼をわが妻にめたらんとせり然ば汝の妻ハ此にあり率去るべしと二十 パロ即ち彼の事を人々に命じければ彼と其妻および其有る諸の物を送りさらしめたり

第十三章　一アブラム其妻および其有る諸の物と倶にエジプトを出て南の地に上れりロト彼と共にありき二 アブラム甚家畜と金銀に富り三 彼南の地より其旅路に進てベテルに至りベテルとアイの間なる其以前に天幕を張たる處に至れり四 即ち彼が初に其處に壇を築きたる處にアブラムエホバの名を籲り五 アブラムと偕に行レロトも羊牛および天幕を有り六 其地ハ彼等を載て倶に居しむること能ハざりき彼等ハ其所有多かりしに緣て倶み居ることを得ざりしなり七 斯有かばアブラムの家畜の牧者とロトの家畜の

牧者の間に競争ありきカナン人とペリジ人此時其地に居住り八アブラムロトに言ける八我等ハ兄弟の
人なれバ請ふ我と汝の間　およびわが牧者と汝の牧者と間に競争あらしむる勿れ九地ハ皆爾の前にある
にあらずや請ふ我を離れよ爾若左にゆかバ我右にゆかん又爾右にゆかバ我左にゆかんと十是に於て
ロト目を擧てヨルダンの凡ての低地を瞻望みけるにエホバソドムとゴモラとを滅し給ハざりし前なりけれバ
ゾアルに至るまであまねく善く潤澤ひてエホバの園の如くエジプトの地の如くなりき十一ロト乃ちヨルダ
ンの低地を盡く撰とりて東に徙れり斯彼等彼此に別れたり十二アブラムハカナンの地に住り又ロトハ低地
の諸邑に住み其天幕を遷してソドムに至れり十三ソドムの人ハ惡くしてエホバの前に大なる罪人なりき十四
ロトのアブラムに別れし後エホバアブラムに言たまひけるハ爾の目を擧て爾の居る處より西北南を
瞻望め十五凡ら汝が觀る所の地ハ我之を永く爾と爾の裔に與べし十六我爾の後裔を地の塵沙の如くなさん
若人地の塵沙を數ふることを得バ爾の後裔も數へらるべし十七爾起て縱橫に其地を行き巡るべし我之を爾
に與へんと十八アブラム遂ふ天幕を遷して來りヘブロンのマムレの橡林に住と彼處ふてエホバに壇を築け
り

創世記第十四章

一當時シナルの王アムラペルエラサルの王アリオク、エラムの王ケダラオメルおよびゴイムの
王テダル等ニソドムの王ベラ、ゴモラの王ビルシャ、アデマの王シナブ、ゼボイムの王セメベルおよびベラ（即
ち今のゾアル）の王と戰ひをなせり三是等の五人の王皆結合てシデムの谷に至れり其處ハ今の鹽海
なり四彼等ハ十二年ケダラオメルに事へ第十三年に叛けり五第十四年にケダラオメルおよび彼と偕なる王等
來りてアシタロテカルナイムのレパイム人、ハムのズジ人、シャベキリアタイムのエミ人六およびセイル山
のホリ人を擊て曠野の傍なるエルパランふ至り七彼等歸りてエンミシパテ（即ち今のカデシ）ふ至りアマレ
ク人の國を盡く擊又ハザゾンタマルふ住るアモリ人を擊八ソドムの王ゴモラの王アデマの王ゼボ
イムの王およびベラ（即ち今のゾアル）の王出てシデムの谷ふて彼等と戰ひを接たり九即ち彼五人の王等ニ
ラムの王ケダラオメル、ゴイムの王タダル、シナルの王アムラペル、エラサルの王アリオクの四人と戰へり
十シデムの谷ハ地瀝青の坑多りき然がソドムとゴモラの王等遁て其處に陷りぬ其餘の者ハ山に遁逃たり
十一是に於て彼等ソドムとゴモラの諸の物と其諸の食料を取て去り十二彼等アブラムの姪ロトと其物
も取て去り其ハ彼ソドムに住たれバなり十三玆ふ遁逃者來りてヘブル人アブラムに之を告たり時にアブラ
ムハアモリ人マムレの橡林に住りマムレはエシコルの兄弟アネルの兄弟なり是等はアブラムと契
約を結べる者なりき十四アブラム其兄弟の擄にせられしを聞ふかバ其熟練たる家の子三百十八人を
率ゐてダンまで追いたり十五其家臣を分ちて夜ふ乘じて彼等を攻め彼等を擊破りてダマスコの左なるホバま
で彼等を追ゆけり十六アブラム斯諸の物を奪回し亦其兄弟ロトと其物および婦女と人民を取回せり
十七アブラムケダラオメルおよび彼と偕なる王等を擊破りて歸れる時ソドムの王シャベの谷（即ち今の王の
谷）にて彼を迎へたり十八時にサレムの王メルキゼデクパンと酒を擔出せり彼ハ至高き神の祭司なりき十九
彼アブラムを祝して言けるハ願くハ天地の主なる至高き神アブラムハ爾祝福みたまへ二十願くハ汝の敵を汝
の手に付したまひたる至高き神ふ稱頌あれとアブラム乃ち彼に其諸の物の什分の一を餽れり二十一ソド
ムの王アブラムに言けるハ人を我に與へ物を汝に取れと二十二アブラムソドムの王に言けるハ我天地の主な
る至高き神エホバを指て言ふ二三一本の絲にても鞋帶にても凡て汝の所屬ハ我取ざるべし恐くハ汝我ア
ブラムを富しめたりと言ん二四但少者の既に食ひたる者および我と偕に行し人アネル、エシコルおよびマ
ムレの分を除くべし彼等にハ彼等の分を取しめよ

創世記第十五章　一是等の事の後エホバの言異象の中にアブラム言けるハ
なり汝の賞ハ甚大なるべしニアブラム言けるハ主エホバよ何を我に與んとしたまふや我ハ子なくして
居り此ダマスコのエリエゼル我が家の相續人なりニアブラム又言けるハ視よ爾ハ子を我にたまハず我の家
の子わが嗣子とならんとすと四エホバの言彼にのぞみて曰く此者ハ爾の嗣子とならんことなくして
の子わが嗣子とならんとすと四エホバの言彼にのぞみて曰くアブラムよ懼るなかれ我ハ汝の干楯

る者爾の嗣子となるべしと五斯てエホバ彼を外に携へ出して言たまひけるハ天を望みて星を數へ得るかなと見よ又彼に言たまひけるハ汝の子孫ハ是のごとくなるべしと六アブラムエホバを信ずエホバこれを彼の義となしたまへりセ又彼に言たまひけるハ我ハ此地を汝に與へて之を有たしめんとて汝をカルデアのウルより導き出せるエホバなりハ彼言けるハ主エホバよ我いかにして我之を有つことを知るべきや九エホバ彼に言たまひけるハ三歳の牝牛と三歳の牝山羊と三歳の牡羊と山鳩および鴿を我ために取れと十彼乃ち是等を皆取て之を中より割き其割たる者を各相對へしめて置り但鳥ハ割ざりき十一鷲鳥其死體の上に下る時ハアブラム之を驅はらへり十二斯て日の沒る頃アブラム酣く睡りしが其大に暗きを覺えて慄れたり十三時にエホバアブラムに言たまひけるハ爾確に知るべし爾の子孫他人の國に旅人となりて其人やに服事へん彼等四百年のあひだ之を惱さん十四又其服事たる國民ハ我之を鞫かん其後彼等ハ大なる財貨を携へて出ん十五爾ハ安然に爾の父祖の所にゆかん爾ハ遐齢に達して葬らるべし十六四代に及びて彼等此に返りきたらん其ハアモリ人の惡未だ貫盈されバなりと十七斯て日の沒て黑暗となりし時烟と火爐の出る爐その割たる物の中を通過り十八是日にエホバアブラムと契約をなして言たまひけるハ我此地をエジプトの河より彼大河即ちユフラテ河まで爾の子孫に與ふ十九即ちケニ人ケナズ人カデモニ人二十ヘテ人ペリジ人レパイム人二アモリ人カナン人ギルガシ人エブス人の地是なり

第十六章

一アブラムの妻サライ子女を生ざりき彼に一ハガルと名る埃及の婢女ありしが二サライアブラムに言けるハ視よエホバわが子を生むことを禁めたまひたれバ請ふ我が侍女の所に入れ我彼よりして子女を得ることあらんとアブラムサライの言を聽いれたり三アブラムの妻サライ其侍女なるエジプト人ハガルを取て之を其夫アブラムに與へて妻となさしめたり是ハアブラムがカナンの地に十年住みたる後なりき四是においてアブラム、ハガルの所に入るハガル遂に孕みけれバ己の孕めるを見て其女主を虧視たり五サライアブラムに言けるハ禍ハ我と汝の間の事を鞫きたまへ六アブラム、サライに言けるハ視よ汝の侍女ハ汝の手の中にあり汝の目に善と見ゆる所を彼に爲すべしサライ乃ち彼を苦めければ彼サライの面を避て逃たりセ エホバの使者曠野の泉の旁即ちシュルの路にある泉の旁にて彼に遭ひて八言けるハサライの侍女ハガルよ汝何處より來れるや又何處に往や彼言けるハ我ハ女主サライの面をさけて逃るなり九エホバの使者彼に言けるハ汝の女主の許に返り身を其手に任すべし十エホバの使者又彼に言ひけるハ我大に汝の子孫を增し其數を衆多して數ふることあたハざらしめん十一エホバの使者又彼ふ言ひけるハ汝孕めり男子を生まん其名をイシマエル（神聽知）と名くべしエホバ汝の艱難を聽知したまへばなり十二彼ハ野驢馬の如き人とならん其手ハ諸の人に敵し諸の人の手ハこれに敵すべし彼ハ其諸の兄弟の東に住んと十三ハガル已ふ諭したまへるエホバの名をアタエルロイ（汝ハ見たまふ神なり）とよべり彼いふ我視たる後尚生るやと十四是をもて其井ハベエルラハイロイ（我を見る活る者の井）と呼ばる是ハカデシとベレデの間にあり十五ハガル、アブラムの男子を生めりアブラム、ハガルの生める其子の名をイシマエルと名づけたり十六ハガル、イシマエルをアブラムに生める時アブラムハ八十六歳なりき

第十七章

一アブラム九十九歳の時エホバアブラムに顯れて之に言たまひけるハ我は全能の神なり汝我前に行みて完全かれよ二我わが契約を我と汝の間に立て大に汝の子孫を增さんと三アブラム乃ち俯伏たり神又彼に告て言たまひけるハ四我汝とわが契約を立つ汝ハ衆多の國民の父となるべし五汝の名ハ最早アブラムと呼ぶべからず汝の名をアブラハム（衆多の人の父）とよぶべし其は我汝を衆多の國民の父となすべければなり六我汝をして衆多の子孫を得せしめ國々の民を汝より起さん王等汝より出べし七我ハわが契約を我と汝およびのち汝の後の世々の子孫との間に立て永久の契約となし汝および汝の後の子孫の神となるべし八我汝と汝の後の子孫に此汝が寄寓る地即ちカナンの全地を與へて永久の產業となさん而して我彼等の神となるべし九神またアブラハムに言たまひけるハ然ハ汝と汝の後の世々の子孫わが契約を守るべし十汝等の

中の男子は割禮を受くべし是ハ我と汝等および汝の後の子孫の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり十一汝等その陽の皮を割べし是我と汝等の間の契約の徴なり十二汝等の代々の男子ハ家に生れたる者も異邦人より金にて買たる汝の子孫ならざる者も皆生れて八日に至らば割禮を受べし十三汝の家に生れたる者も汝の金にて買たる者も割禮を受ざるべからず斯我契約汝等の身にありて永久の契約となるべし十四割禮を受ざる男兒即ち其陽の皮を割ざる者ハ我契約を破るによりて其人其民の中より絕るべし

十五神又アブラハムに言たまひけるハ汝の妻サライを稱ぶべからず其名をサラと爲べし十六我彼を祝み彼よりして亦汝に一人の男子を授けん我彼を祝み彼を立て諸邦の民の母となさむべし諸の民の王等彼より出べし十七アブラハム俯伏て咲ひ其心に謂けるハ百歳の人に豈で子の生るることあらんや又サラも九十歳なれば豈で產ことをえなさんやと十八アブラハム遂に神にむかひて願くハイシマエルの汝のまへに生存へんことを曰ふ十九神言たまひけるハ汝の妻サラ必ず子を生ん汝其名をイサクと名くべし我彼および其後の子孫と契約を立て永久の契約となさん二十又イシマエルの事に關てハ我汝の願を聽たり視よ我彼を祝みて多衆の子孫を得させ大に彼の子孫を增すべし彼十二の君王を生ん我彼を大なる國民となすべし二一然ど我が契約ハ我翌年の今頃サラが汝に生ん所のイサクと之を立べし二二神アブラハムと言ことを竟へ彼を離れて昇りたまへり二三是に於てアブラハム神の己に言たまへる如く此日其子イシマエルと凡て其家に生れたる者および凡て其金にて買たる者即ちアブラハムの家の人の中なる諸の男を將きたりて其陽の皮を割たり二四アブラハムは其陽の皮を割れたる時九十九歳なりき二六是日アブラハムと其子イシマエルハ其陽の皮を割れたる者も金にて異邦人より買たる者も皆彼とともに割禮を受たり

第十八章

一エホバマムレの橡林にてアブラハムに顯現たまへり彼ハ日の熱き時刻天幕の入口に坐しゐたりしが二目を擧て見たるに視よ三人の人其前に立り彼見て天幕の入口より趨り行て之を迎へ身を地に

俯めて言けるハ我が主よ我若汝の目のまへに恩を得たるならば請ふ僕を遇り過すなかれ四請ふ少許の水を取きたらしめ汝等の足を濯ひて樹の下に休憩たまへ五我一口のパンを取來らん汝等心を慰めて然る後過ゆくべし汝等僕の所に來れば也なり彼等言ふ汝が言るごとく爲せと是において

アブラハム天幕に急ぎいりてサラの許に至りて言けるは速に細麵三セヤを取り捏てパンを作るべしと而してアブラハム牛の群に趨ゆき犢の柔にして善き者を取りきたりて少者に付ければ急ぎて之を調理ふ六かくてアブラハム牛酪と牛乳および其調理へたる犢を取て彼等のまへに供へ樹の下にて其側に立り彼等乃ち食へり九彼等アブラハムに言けるは爾の妻サラは何處にあるや彼言ふ天幕にあり十其一人言ふ明年の今頃我必ず爾に返るべし汝の妻サラに男子あらんサラ其後なる天幕の入口にありて聞ゐたり十一抑アブラハムとサラは年邁み老いたる者にしてサラには婦人の當の經已に息たり十二是故にサラ心に哂ひて言けるは我は老ろへ且我が主も亦老たる後なれば我に樂あるべけんや十三エホバアブラハムに言たまひけるは何故にサラハ哂ひて我老たれば果して子を生ことあらんやと言ふや十四エホバに豈爲し難き事あらんや時至らば我定めたる期に爾に臨るべしサラに男子あらんと十五サラ懼れたれば承ずまして我哂ざりしと言へりエホバ言たまひけるハ否汝哂へるなり十六斯て其人々彼處より起てソドムの方を望みければアブラハム彼等を送らんとて俱に行り十七エホバ言ひ給けるハ我爲んとする事をアブラハムに瞞すべけんや十八アブラハムハ必ず大なる強き國民となりて天下の民皆彼に由て福を得べきに在すや十九其ハ我彼をして其後の兒孫と家族とに命じエホバの道を守りて公義と公道を行しめん爲に彼を就て言し事を行ハん爲なり二十エホバ又言給ふソドムとゴモラの號呼大なるに因り又其罪甚だ重に因てニ一我今下りて其號呼の我に達れる如く全く行ひたりしやを見んとす若しからずば我知るに至らんとニ二其人々其處より身を旋してソドムに赴むけりアブラハムハ尚ほエホバのまへに立りニ三アブラハム近よりて言けるハ爾ハ義者をも惡者と俱に滅ぼしたまふやニ四若邑の中に五十人の義者あ

るも汝尚ほ其處を滅ぼし其中の五十人の義者のために之を恕したまへざるや 二五 なんぢ斯の如く爲て義者を惡者と俱に殺すが如きは是あるまじき事なり 又義者と惡者を均等するが如きもあるまじき事なり天下を鞫く者へ公義を行ふ可にあらずや 二六 エホバ言たまひけるへ我若ソドムに於て邑の中に五十人の義者を看ば其人々のために其處を赦さん 二七 アブラハム應へていひけるへ我へ塵灰なれども敢て我主に言上す 二八 若五十人の義者の中五人缺たらんに 爾五人の缺たるために邑を悉く滅ぼしたまふやエホバ言たまひけるへ我若彼處に四十五人を看ば滅さゞるべし 二九 アブラハム又重てエホバに言上して曰けるへ若彼處に四十人看えなば如何エホバ言たまふ我四十人のために之をなさじ 三十 アブラハム曰ひけるへ請ふわが主よ怒らずして言しめたまへ我若彼處に三十人看えなば如何エホバいひたまふ我三十人を彼處に看ば之を爲じ 三一 アブラハム言ふ我あへてわが主に言上す若彼處に二十人看えなば如何エホバ言たまふ我二十人のためにほろぼさじ 三二 アブラハム言ふ請ふわが主怒らずして今一度言しめたまへ若かしこに十人看えなば若何エホバ言たまふ我十人のためにほろぼさじ 三三 エホバアブラハムと言ふことを終てゆきたまへりアブラハムへおのれの所にかへりぬ

第十九章

一 其二個の天使黄昏にソドムに至るロト時にソドムの門に坐し居たりしがこれを視起て迎へ首を地にさげて二 言けるへ我主よ請ふ僕の家に臨み足を濯ひて宿りつゝに起て遂に遄征たまへ彼等言ふ否我等へ街衢に宿らんと三 然ど固く強ければ遂に彼の所に臨みて其家に入るロト乃ち彼等のために筵を設け酵いれぬパンを炊て食へしめたり四 斯て未た寝ざる前に邑の人々即ちソドムの人老たるも若きも諸共に四方八方より來たれる民皆其家を環み五 ロトを呼て之に言けるへ今夕爾に就たる人へ何處にをるや彼等を我等の所に携へ出せ我等之を知らん六 ロト入口に出て其後の戸を閉ぢ彼等の所に至りて七 言けるへ請ふ兄弟よ惡き事を爲すなかれ八 我に未だ男知ぬ二人の女あり請ふ我之を携へ出ん爾等の目に善と見ゆる如く之になせよ惟此人等へ既に我家の陰に入たれば何をも之になすなかれ九 彼等曰ふ爾退け又言けるへ此人へ來り寓れる身なるに恒に士師とならんとす然ば我等彼等に加ふるよりも多くの害を爾に加へんと遂に彼等酷しく其人ロトに逼り前よりて其戸を破んとせしに十 彼二人其手を舒しロトを家の内に援いれて其戸を閉ぢ十一 家の入口にをる人衆を大なるも小も俱に目を眩しめければ彼等遂に入口を索ぬるに困憊たり十二 斯て二人ロトに言けるへ外に爾に屬する者を此所より携へ出べし十三 此處の號呼エホバの前に大になりたるに因て我等之を滅さんとすエホバ我等を遣へして之を滅さしめたまふ十四 ロト出て其女を娶る婿等に告て言けるへエホバ邑を滅したまふべければ爾等起て此處を出よと然ど婿等へ之を戯言と視爲り十五 曉に及て天使ロトを促して言けるへ起て此なる爾の妻と二人の女を擕へよ恐くへ爾邑の惡さうもに滅されん十六 然るに彼遲延ひしかば二人其手と其妻の手と其二人の女の手を執て之を導き出し邑の外に置りエホバ斯彼に仁慈を加へたまふ十七 既に之を導き出して其一人曰けるへ逃遁て汝の生命を救へ後を回顧るなかれ低地の中に止るなかれ山に遁れよ否ずば爾滅されん十八 ロト彼等に言けるへわが主よ請ふ斯したまふなかれ十九 視よ僕爾の目のまへに恩を得たり爾大なる仁慈を吾に施してわが生命を救たまふ吾山に遁る能ず恐くへ災害身に及びて死るにいたらん二十 視よ此邑へ遁ゆくに近くして且小し我をして彼處に遁れしめよしからば吾生命全からん是へ小き邑なるにあらずや二一 天使之にいひけるへ視よ我此事に關ても亦爾の願を容れば爾が言ふところの邑を滅さじ二二 急ぎて彼處に遁れよ爾が彼處に至るまでへ我何事をもなす能ず因て其邑の名へゾアル（小し）と稱る二三 ロトゾアルに至れる時日地の上に昇れり二四 エホバ硫黄と火をエホバの所より即ち天よりソドムとゴモラに雨しめ二五 其邑と低地と其邑の居民および地に生るところの物を盡く滅したまへり二六 ロトの妻へ後を回顧れば鹽の柱となりぬ二七 アブラハム其朝夙に興て其嘗てエホバの前に立たる處に至り二八 ソドム、ゴモラおよび低地の全面を望み見るに其地の烟穴の烟のごとくに騰上れり二九 神低地の邑を滅したまふ時即ちロトの住る邑を滅したまふ時に當り神アブ

ラハムを脅迫て斯其滅亡の中よりロトを出したまへり 三十 斯てロトゾアルに居ることを懼れたれば其二人の女と偕にゾアルを出て上りて山に居り其二人の女子ともに巌穴に住り 三一 茲に長女季女にいひけるは我等の父は老いたり又此地には我等に偶て世の道を成す人あらず 三二 然ば我等父に酒を飲せて與に寝れ父に由て子を得んと 三三 遂に其夜父に酒を飲せ長女入て其父と與に寝たり然るにロトは女の起臥を知ざりき 三四 翌日長女季女に言けるは我昨夜わが父と寝たり我等此夜又父に酒をのません爾入て與に寝よ われらの父に由て子を得ることをえんと 三五 乃ち其夜も亦父に酒をのませ季女起て父と與に寝たりロトまた女の起臥を知ざりき 三六 斯ロトの二人の女其父によりて孕みたり 三七 長女子を生み其名をモアブと名く即ち今のモアブ人の先祖なり 三八 季女も亦子を生み其名をベニアンミと名く即ち今のアンモン人の先祖なり

第二十章

一 アブラハム彼處より徙りて南の地に至りカデシとシルの間に居りゲラルに寄留り 二 アブラハム其妻サラを我妹なりと言ふがゆゑにゲラルの王アビメレク人を遣してサラを召入たり 三 然るに神夜の夢にアビメレクに臨みて之に言たまひけるは汝は其召入たる婦人のために死るなるべし彼は夫ある者なれば なり 四 アビメレク未だ彼に近づかざりしかば言ふ主よ汝は義き民をも殺したまふや 五 彼は我に是はわが妹なりと言ふにあらずや又婦も自彼はわが兄なりと言たり我全き心と潔き手をもて此なせりと 六 神又夢に之に言たまひけるは然り我汝が全き心をもて之をなせるを知りたれば我も汝を阻めて罪を我に犯さしめざりき彼に觸るを容さざりき 七 然ば彼の妻を歸せ彼は預言者なれば汝のために祈り汝を活て生命を保さめん汝若歸すべくば汝と汝に屬する者皆必死るべきを知るべし 八 是に於てアビメレク其朝夙に興て臣僕を悉く召し此事を皆語り聞せければ人々甚く懼れたり 九 斯てアビメレクアブラハムを召て之に言けるは爾我等に何を爲すや我何の惡き事を爾になしたれば爾大なる罪を我と我國に歸らしめんとせしか爾爲べからざる所爲を我に爲したり 十 アビメレク又アブラハムに言けるは爾が此事を爲て何を見て此事を爲たるや 十一 アブラハム言けるは我此處には全く神を畏れざる人々ありて我妻のために我を殺さんと思ひたるなり 十二 又彼は誠にわが妹なり彼はわが父の子にしてわが母の子にあらざるが遂に我妻となりたるなり 十三 神我をして吾父の家を離れて周遊せしめたまへる時に嘗て我彼に爾我等が至る處にて我を爾の兄なりと言へ是は爾も我に施す恩なりと言たり 十四 アビメレク乃ち羊 牛 僕 婢を將てアブラハムに與へ其妻サラを之に歸せり 十五 而してアビメレク言けるは視よ我地は爾のまへにあり爾の好むところに住め 十六 又サラに言けるは視よ我爾の兄に銀千枚を與へたり是は爾に於てアブラハムと偕にある者皆に對して爾が潔白の證となり爾は全く責なき者となるなり 十七 是に於てアブラハム神に祈りければ神アビメレクと其妻および婢を醫したまひて彼等子を產むにいたる 十八 エホバさきにアブラハムの妻サラの故をもてアビメレクの家の者の胎をことごとく閉たまへり

第二十一章

一 エホバ其言し如くサラを眷顧みたまふ即ちエホバ其語しごとくサラに行ひたまひしかば 二 サラ遂に孕み神のアブラハムに語たまひし期日に及びて年老たるアブラハムに男子を生り 三 アブラハム其生れたる子即ちサラが己に生る子の名をイサクと名けたり 四 アブラハム神の命じたまひし如く八日に其子イサクに割禮を行へり 五 アブラハムの生れたる時百歳なりき 六 サラ言けるは神我を笑ハしめたまふ聞く者皆我ともに笑ハん 七 又曰けるは誰かアブラハムにサラ子女に乳を飲しむるにいたらんと言しものあらん然に彼が年老るに及びて男子を生たりと 八 偖其子長育ちて遂に乳を斷るイサクの乳を斷る日にアブラハム大なる饗宴を設けたり 九 時にサラエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子の笑ふを見て 十 アブラハムに言けるは此婢と其子を逐出せ此婢の子は吾子イサクと共に嗣子となるへからざるなり 十一 アブラハム其子のために甚く此事を憂たり 十二 神アブラハムに言たまひけるは童兒のためまた汝の婢のために之を憂るなかれサラが汝に言ところの言は悉く之を聽け其はイサクより出る者汝の裔と稱らるべければなり 十三 又婢の子も汝の胤なれば我之を一の國となさん 十四 アブラハム朝夙に興てパンと水の革

其次ハケセデ　ハゾ　ピルダシ　エデラフ　ベトエル　三 ベトエルハリベカを生り是八人ハミルカがアブラハムの兄弟ナホルにしたがひて子を生りニ長子ハウヅ

にいたれりアブラハムハベエルシバに住り　二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の

十五 エホバの使者再天よりアブラハムを呼て十六 言けるハエホバ諭したまふ我已を指て誓ふ汝是事

を爲し汝の子即ち汝の獨子を惜まざりしに因て十七 我大に汝を祝み又大に汝の子孫を増して天の星の

如く濱の沙の如くならしむべし汝の子孫ハ其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫によりて天下の民皆福祉を得

べし汝わが言に遵ひたるによりてなりと 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて偕にベエルシバ

ため惜まざれば我今汝が神を畏るを知るこ十三 茲にアブラハム目を擧て視れば後に牡綿羊ありて其角林

叢に繋りたりアブラハム即ち往て其牡綿羊を執へ之を其子の代に燔祭として獻げたり 十四 アブラハム其

處をエホバエレ（エホバ預備たまはん）と名く是に緣て今日もなほ人々山にエホバ預備たまへんといふ

十五 エホバの使者再天よりアブラハムを呼て十六 言けるハエホバ諭したまふ我已を指て誓ふ汝是事

を爲し汝の子即ち汝の獨子を惜まざりしに因て十七 我大に汝を祝み又大に汝の子孫を増して天の星の

如く濱の沙の如くならしむべし汝の子孫ハ其敵の門を獲ん 十八 又汝の子孫によりて天下の民皆福祉を得

べし汝わが言に遵ひたるによりてなりと 十九 斯てアブラハム其少者の所に歸り皆たちて偕にベエルシバ

に住り　二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の兄弟ナホルにしたがひて子を生りニ長子ハウヅ

彼所の山に於て彼を燔祭として献ぐべしニ アブラハム朝夙に興て其驢馬に鞍おき二人の少者と其子イサクを携へ且燔祭の柴薪を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが 三 三日におよびてアブラハム目を擧て遥に其處を見たり 五 是に於てアブラハム其少者に言けるハ爾等ハ驢馬とともに此に止れ我と童子ハ彼處にゆきて崇拝を爲し復爾等に歸んと 六 アブラハム燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火と刀を執て二人ともに往り七 イサク父アブラハムに語て父よと曰ふ彼答て子よ我此にありといひければ即ち言ふ火と柴薪ハ有り然ど燔祭の羔ハ何處にあるやハアブラハム言けるハ子よ神自ら燔祭の羔を備へたまはんと二人偕に進みゆきて九 遂に神の彼に示したまへる處に到れり是においてアブラハム彼處に壇を築き柴薪を牆列べ其子イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり十 斯てアブラハム手を舒べ刀を執りて其子を殺さんとす十一 時にエホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと言へり彼言ふ我此にあり十二 使者言けるハ汝の手を童子に按るなかれ亦何をも彼に爲べからず汝の子即ち汝の獨子をも我

ハムベエルシバに柳を植ゑ永遠に在す神エホバの名を彼處に顯り 三四 斯してアブラハム久くペリシテ人の地に留寄りぬ

第廿二章

是等の事の後神アブラハムを試みんとて之をアブラハムよと呼たまふ彼言ふ我此にありニ エホバ言たまひけるハ爾の子爾の愛する獨子即ちイサクを携てモリアの地に到りわが爾に示さんとする

ちおくハ何のためなるや 三十 アブラハム言けるハ汝わが手より此七の牝の羔を取りて我が此井を堀たる証據とならしめよと彼等二人彼處に誓ひしによりて 三一 其處をベエルシバ（盟約の井）と名けたり 三二 斯彼等ベエルシバにて契約を結びアビメレクと其軍勢の長ピコルハ起てペリシテ人の國に歸り 三三 アブラ

リニ アブラハム牝の羔七を分ち置ければ 二九 アビメレクアブラハムに言ふ汝此七の牝の羔を分て我に與ふ斯て二人契約を結べり 二六 アビメレク言ふ我誰が此事を爲しを知ず汝我に告しこと无く又我今日まで聞しことなし 二七 アブラハム乃ち羊と牛を取て之をアビメレクに與ふ斯て二人契約を結べ

ひたる事につきてアビメレクを責ければ 二六 アビメレク言ふ我誰が此事を爲しを知ず汝我に告しこと无く

此汝が寄留る地ごに爲べし 二四 アブラハム言ふ我誓ハん 二五 アブラハムアビメレクの臣僕等が水の井を奪

ゆきて革嚢に水を充し童兒に飲しめたり 二十 神童兒と偕に在す彼遂に成長り曠野に居りて射者となり

ニ パランの曠野に住り其母彼のために エジプトの國より妻を迎へたり 二一 當時アビメレクと其軍勢の長ピコルアブラハムに語て言けるハ汝何事を爲にも神汝ごゝもに在す 二二 然ば汝が我ごわが子ごわが孫に偽をなさゞらんことを今此に神をさして我に誓へ我が厚情をもて汝をあつかふごとく汝我ごと

鎖し之を汝の手に抱くべし我之を大なる國ごなさんと 十九 神ハガルの目を開きたまひければ水の井あるを見

ガルを呼て之に言けるハハガルよ何事ぞや懼るゝなかれ神彼處にをる童兒の聲を聞たまへり 十八 起て童兒を

革嚢に水の盡るに及て童兒を灌木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずといひて遥かに行き銜達を隔てゝ之に對ひ坐しぬ斯相對ひて坐し聲をあげて泣く 十七 神其童兒の聲を聞たまふ神の使即ち天よりハ

革嚢の水遂に竭たれば子を濃木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずといひて遥かに行き銜達を隔

十五 革嚢の水遂に竭たれば子を濃木の下に置き 十六 我子の死るを見るに忍ずといひて遥かに行き銜達を隔

其次ハケセデ　ハゾ　ピルダシ　エデラフ　ベトエル　三 ベトエルハリベカを生り是八人ハミルカがアブラハム

にいたれりアブラハムハベエルシバに住り　二十 是等の事の後アブラハムに告る者ありて言ふミルカ亦汝の兄弟ナホルにしたがひて子を生りニ長子ハウヅ

彼所の山に於て彼を燔祭として献ぐべしニ アブラハム朝夙に興て其驢馬に鞍おき二人の少者と其子イサクを携へ且燔祭の柴薪を劈りて起て神の己に示したまへる處におもむきけるが 三 三日におよびてアブラハム目を擧て遥に其處を見たり 五 是に於てアブラハム其少者に言けるハ爾等ハ驢馬とともに此に止れ我と童子ハ彼處にゆきて崇拝を爲し復爾等に歸んと 六 アブラハム燔祭の柴薪を取て其子イサクに負せ手に火と刀を執て二人ともに往り七 イサク父アブラハムに語て父よと曰ふ彼答て子よ我此にありといひければ即ち言ふ火と柴薪ハ有り然ど燔祭の羔ハ何處にあるやハアブラハム言けるハ子よ神自ら燔祭の羔を備へたまはんと二人偕に進みゆきて九 遂に神の彼に示したまへる處に到れり是においてアブラハム彼處に壇を築き柴薪を牆列べ其子イサクを縛りて之を壇の柴薪の上に置せたり十 斯てアブラハム手を舒べ刀を執りて其子を殺さんとす十一 時にエホバの使者天より彼を呼てアブラハムよアブラハムよと言へり彼言ふ我此にあり十二 使者言けるハ汝の手を童子に按るなかれ亦何をも彼に爲べからず汝の子即ち汝の獨子をも我ために惜まざれば我今汝が神を畏るを知ると 十三 茲にアブラハム目を擧て視れば後に牡綿羊ありて其角林叢に繋りたりアブラハム即ち往て其牡綿羊を執へ之を其子の代に燔祭として獻げたり 十四 アブラハム其處をエホバエレ（エホバ預備たまはん）と名く是に緣て今日もなほ人々山にエホバ預備たまへんといふ

の兄弟ナホルに生たる者なり二四ナホルの妾名はルマといふ者も亦テバガハム、タハシおよびマアカを生りサラ百二十七歳なりき是即ちサラの齢の年なり二サラキリアテアルバにて死り是はカナンの地のヘブロンなりアブラハム至りてサラのために哀み且哭り三斯てアブラハム死人の前より出てヘテの子孫に語りて言けるは四我は汝等の中の寄旅なり寄居者なり請ふ汝等の中にて我に墓地を與へて我が所有となし我をして我が死人を出し葬ることを得せしめよ五ヘテの子孫アブラハムに應て之に言ふ六わが主よ我等に聽たまへ我等の中にありて汝は神の如き君なり我等の最善の墓地に汝の死人を葬れ我等の中一人も其墓地を汝に吝しみて汝をしてその死人を葬らしめざる者なかるべし七是に於てアブラハム起ち其地の民ヘテの子孫に對て躬を鞠む八而して彼等と語ひて言けるは若我をしてわが死人を出し葬ることを得せしむる事汝等の意ならば請ふ我に聽て吾ために九ハルの子エフロンに求めよ彼はその地の極端に有るマクペラの洞穴を我に與へしめよ彼其十分の価を取て之を我に與へ汝等の中にてわが所有なる墓地となさば善し十時にエフロンはヘテの子孫の中に坐しねたりヘテ人エフロンはヘテの子孫即ち凡て其邑の門に入る者の聽る前にてアブラハムに應て言けるは十一吾主よ我に聽たまへ其野は我汝に與ふ又其中の洞穴も我汝に與ふ我吾民なる衆人の前にて之を汝にあたふ汝の死人を葬れ十二是に於てアブラハム其地の民の前に躬を鞠めたり十三而して彼其地の民の聽る前にてエフロンに語りて言けるは汝若之を肯ひ請ふ吾に聽け我其野の値を汝に償へん汝之を吾より取れ我わが死人を彼處に葬らん十四エフロンアブラハムに答て曰けるは十五わが主よ我に聽たまへ彼地は銀四百シケルに當る是は我と汝の間に豈道に足んや然ば汝の死人を葬れ十六アブラハムエフロンの言に從ひエフロンがヘテの子孫の聽る前にて言たる所の銀を秤り商賈の中の通用銀四百シケルを之に與へたり十七マムレの前なるマクペラに在るエフロンの野ヘ野も其中の洞穴も野の中と其四周の界にある樹も皆十八ヘテの子孫の前即ち凡て其邑に入る者の前にてアブラハムの所有と定りぬ十九然後アブラハム其妻サラを

即ちカナンの地のヘブロンなり二十斯く其野と其中の洞穴もヘテの子孫之をアブラハムの所有なる墓地と定めたり

第廿四章

一アブラハム年邁て老たりエホバ萬の事に於てアブラハムを祝みたまへり二茲にアブラハム其凡の所有を掌る其家の年邁なる僕に言けるは請ふ爾をして天の神地の神エホバを指て誓はしめん即ち汝わが僧に居むカナン人の女の中より吾子に妻を娶るなかれ四汝わが故國に往き吾親族に到りて吾子イサクのために妻を娶れ五僕彼に言けるは倘女我に從ひて此地に來ることを好まざる事あらん時は我爾の子を彼汝が出來りし地に導き歸るべきか六アブラハム彼にいひけるは愼みて吾子を彼處に携へ歸るなかれ七天の神エホバ我を父の家とわが親族の地より取り我に語り我に誓ひて汝の子孫に此地を與へんと言たまひしエホバ其使を遣して汝に先たちめたまへん汝彼處より吾子に妻を娶るべし八若女汝に從ひ來る事を好ざる時は汝吾此誓を解るべし唯我子を彼處に携へ歸るなかれ九是に於て僕手を其主人アブラハムの髀の下に置て此事について彼に誓へり十斯て僕其主人の駱駝の中より十頭の駱駝を取りて出たてり即ち其主人の諸の佳物を手にとりて起てメソポタミアに往きナホルの邑に至り十一其駱駝を邑の外にて井の傍に跪伏せめたり其時は黄昏にて婦女等の水汲にいづる時なりき十二斯して彼言けるは吾主人アブラハムの神エホバよ願くは今日我にうの者を逢主めわが主人アブラハムに恩惠を施したまへ十三我ここの水井の傍に立ち邑の人の女等水を汲に出ブ十四我童女に向ひて請ふ汝の瓶をかたむけて我にのまめよと言ば彼わが僕イサクの爲に定め給ひし者なるべし然れば我汝の吾主人に恩惠を施し給ふを知らんと言ば彼へ汝が僕アブラハムの兄弟ナホルの妻ミルカの子ベトエルに生れたる者なり十六其童女は觀に甚だ美しく且處女にして未だ人に適しことあらず彼井に下り其瓶に水を盈て上りしかば十七僕はせゆきて之にあひ請ふ我をして汝の瓶より少許の水を飲しめよと

いひけるに 十八 彼主よ飲たまへといひて乃ち忽ち其瓶を手におろして之にのましめたりしが 十九 飲せをへり
て言ふ汝の駱駝のためにも其飲をへるまで水を汲て飽しめん 二十 急ざて其瓶を水鉢にあけ又汲んとて井には
せゆき其諸の駱駝のために汲みたり 二一 其人之を見つめエホバが其途に幸福をくだしたまふや否をしら
んとして默し居たり 二二 茲に駱駝飲をへりしかば 其人 重半シケルの金の鼻環一箇と 重十シケルの金の
手釧二箇をとりて 二三 言ひけるへ汝に告よ汝の父の家に我等が宿る隙地ありや 二四 女
彼にいひけるへ我へミルカがナホルに生みたる子ベトエルの女なり 二五 又彼にいひけるへ家にへ藁も倒草も
多くあり且宿る隙地もあり 二六 是に於て其人伏てエホバを拜み 二七 言けるへ吾主人アブラハムの神エホ
バは讃美べきかなわが主人に慈惠と眞實とを缺きたまへず我途にありしにエホバ我を吾主人の兄弟の家
にみちびきたまへり 二八 茲に童女走行て其母の家に此等の事を告たり 二九 リベカに一人の兄あり其名をラ
バンといふラバンはせいで井にゆきて其人の許につく 三十 すなへち彼鼻環および其妹の手の手釧を見又
其妹リベカが其人斯我に語りといふを聞て其人の所に到り見るに井の側らにて駱駝の傍にたちゐたれ
バ 三一 之に言けるへ汝エホバに祝るゝ者よ請ふ入れ奚ぞ外にたつや我家を備へ且駱駝のために所をそな
へたり 三二 是に於て其人家にいりぬラバン乃ち其駱駝の負を釋き藁と倒草を駱駝にあたへ又水をあたへて
其人の足と其從者の足をあらへしめ 三三 斯して彼の前に食をうなへたるに彼言ふ我へわが事をのぶるまで
へ食へじとラバン語れといひけれバ 三四 彼言ふわれへアブラハムの僕なり 三五 エホバ大にわが主人をめぐ
みたまひて大なる者とならしめ又羊牛金銀僕婢駱駝驢馬をこれにたまへり 三六 わが主人の妻
サラ年老てのちわが主人に男子をうみけれバ主人其所有を悉く之に與ふ 三七 わが主人我を誓せて言
ふ吾すめるカナンの地の人の女子の中よりわが子に妻を娶るなかれ 三八 汝わが父の家にゆきわが親族にいた
りわが子のために妻をめとれと 三九 我わが主人にいひけるへ倘女我にしたがひて來ずば如何 四十 彼我に
いひけるへ吾事ふるところのエホバ其使者を汝とともに遣へして汝の途に幸福を降したまへん爾わが親族

わが父の家より吾子に妻をめとるべし 四一 汝わが親族に到れる時へわが誓を解さるべし若彼等 汝にあたへ
ずバ汝へわが誓をゆるさるべしと 四二 我今日井に至りて謂けらくわが主人アブラハムの神エホバよ請ふ
わがゆく途に幸福を降したまへ 四三 我へこの井水の傍に立つ水を汲にいづる處女あらん時我彼にむかひ
て請ふ汝の瓶より少許の水を我にのましめよと言んに 四四 若我に答へて汝飲め我亦汝の駱駝のためにも汲
んと言バ是エホバがわが主人の子のために定たまひし女なるべし 四五 我心の中に語ふことを終るまへにリ
ベカ其瓶を肩にのせて出來り井にくだりて水を汲みたるにより我彼に請ふ我にのましめよと言けれバ 四六 彼
急ぎ其瓶を肩よりおろしていひけるへ飲めまた汝の駱駝にものましめんと是に於て我飲しが彼また駱駝にも
のましめたり 四七 我彼に問て汝へ誰の女なるやといひけれバ ミルカがナホルに生たる子ベトエルの女なりと
いふ是に於て我其鼻に環をつけ其手に手釧をつけたり 四八 而して我伏てエホバを拜み吾主人アブラハム
の神エホバを頌美たりエホバ我を正き途に導きてわが主人の兄弟の女を其子のために娶しめんとしたま
へバなり 四九 されバ汝等若わが主人にむかひて慈惠と眞誠をもて事をなさんと思へバ我に告よ然ざるも亦
我に告よ然バ我右か左におもむくをえん 五十 ラバンとベトエル答て言けるへ此事エホバより出づ我等
汝に善惡を言ふあたへず 五一 視よリベカ汝の前にをる携へてゆき彼をしてエホバの言たまひし如く汝の主
人の子の妻とならしめよ 五二 アブラハムの僕彼等の言を聞て地に伏てエホバを拜めり 五三 是に於て僕銀
の飾品金の飾品および衣服をとりいだしてリベカに與へ亦其兄と母に寶物をあたへたり 五四 是に於て彼
および其從者食飲して宿りし朝興たる時彼言我をして吾主人に還らしめよ 五五 リベカの兄と母言
ける へ童女を數日の間少くも十日我等と偕にをらしめよしかるのち彼ゆくべし 五六 彼人之に言エホバ
吾途に福祉をくだしたまひたるなれバ我を阻むるなかれ我を歸してわが主人に往しめよ 五七 彼等いひける へ
童女をよびて其言を問んと 五八 即ちリベカを呼て之に言けるへ汝此人と共に往や彼言ふ往ん 五九 是に於て
彼等 妹 リベカと其乳媼およびアブラハムの僕と其從者を遣り去しめたり 六十 即ち彼等リベカを祝して

之にいひけるハわれらの妹よ汝千萬の人の母となれ汝の子孫をして其仇の門を確しめよ六〇是に於てリベカ起て其童女等と〳〵もに駱駝にのりて其人にしたがひ徃く僕乃ちエリヱゼルをなしたりしが目を擧て見しに駱駝の來るあり六四リベカ目をのげてイサクを見駱駝をおりて六五僕にいひけるハ野をあゆみて我等にむかひ來る者ハ何人なるぞ僕わが主人なりといひければリベカ覆衣をとりて身をおほへり六六玆に僕其凡てなしたる事をイサクに告ぐ六七イサクリベカを其母サラの天幕に攜至りリベカを娶りて其妻となして之を愛したりイサクハ母にわかれて後玆に慰藉を得たり

第廿五章

一アブラハム再妻を娶る其名をケトラといふ二彼ジムラン　ヨクシヤン　メダン　ミデアン　イシバク　シユアを生り三ヨクシヤンシバとデダンを生むデダンの子ハアッシユリ族レトシ族リウミ族なり四ミデアンの子ハエバ　エペル　ヘノク　アビダ　エルダアなり是等ハ皆ケトラの子孫なり五アブラハム其所有を盡く〳〵イサクに與へたり六アブラハムの妾等の子にハアブラハム其生る間に物をあたへて之をして其子イサクを離れて東にさりて東の國に至らしむ七アブラハムの生存へたる齡の日ハ即ち百七十五年なりき八アブラハム遐齡に及び老人となり年滿て氣たえ死て其民に加る九其子イサクとイシマエル之をヘテ人ゾハルの子エフロンの野なるマクペラの洞穴に葬れり是ハマムレの前にあり十即ちアブラハムがヘテの子孫より買たる野なり彼處にアブラハムと其妻サラ葬らる十一アブラハムの死たる後神其子イサクを祝みたまふイサクハベエルラハイロイの邊に住り十二サラの侍婢なるエジプト人ハガルがアブラハムに生たる子イシマエルの傳へ左のごとし十三イシマエルの子の名ハ其名氏と其世代に循ひて言ば是のごとしイシマエルの長子ハ子バヨテなり其次ハケダル　アデビエル　ミブサム十四ミシマ　ドマ　マツサ十五ハダデ　テマ　エトル　子フシケデマ十六是等ハイシマエルの子なり是等ハ其鄉黨と其營にしたがひて言る者にして其國に循ひていへバ十二の牧伯なり十七イシマエルの齡を百三十七歳なりき彼いきたえ死て其民にくそゝる十八イシマエルの子等ハビラよりエジプトの前なるシュルまでの間に居住てアッスリヤまでにおよべりイシマエルハ其すべての兄弟等のまへにすめり十九アブラハムの子イサクの傳も左のごとしアブラハムイサクを生り二十イサク四十歳にしてリベカを妻ゝ娶れりリベカハパダンアラムのスリア人ベトエルの女にしてスリア人ラバンの妹なり二一イサク其妻の子なきに因て之がためにエホバに祈願をたてけれバエホバ其祈禱を聽たまへりつひに其妻リベカ孕みしが二二其子胎の內に爭ろひけれバ然らバ我いかで斯てあるべきと言て往てエホバに問に二三エホバ彼に言たまひけるハ二の國民汝の胎にあり二の民汝の腹よりいでゝ別れん一の民ハ一の民よりも強かるべし大ハ小に事へんと二四かくて臨月みちて見よ胎には孿ありき二五先に出たる者ハ赤くして躰中　裘の如し其名をエサウと名けたり二六其後に弟出たるが其手にエサウの踵を持り其名をヤコブとなづけたりリベカが彼等を生し時イサクハ六十歳なりき二七玆に童子人となりしがエサウハ巧なる獵人にして野の人となりヤコブハ質樸なる人にして天幕に居ものとなれり二八イサクハ麞を嗜みよりてエサウを愛したりしがリベカハヤコブを愛したり二九玆にヤコブ羹を煮たり時にエサウ野より來りて飢れ居り三十エサウヤコブにむかひ我飢たれバ請ふ其紅羹其處にある紅羹を我にのませよといふ是をもて彼の名はエドム（紅）と稱らる三一ヤコブ言けるハ今日汝の家督の權を我に鬻れ三二エサウいふ我は死んさして居る此家督の權我に何の益をなさんや三三ヤコブまた言けるは今日我に誓へと彼すなわち誓て其家督の權をヤコブに鬻ぬ三四是に於てヤコブパンと扁豆の羹となエサウハ家督の權を藐視したり

第廿六章

一アブラハムの時にありし最初の饑饉の外に又其國に饑饉ありければイサクゲラルに徃てペリシテ人の王アビメレクの許にいたれり二時にエホバ彼にあらハれて言たまひけるハエジプトに下るなかれ吾汝に示すところの地にをれ三汝此地にとゞまれ我汝とともにありて汝を祝まん我是等の國を盡く汝および汝の子孫に與へ汝の父アブラハムに誓ひたる誓言を行ふべし四我汝の子孫を增て天の星のごと

くなし汝の子孫に凡て是等の國を與へん汝の子孫によりて天下の國民皆福祉を獲べし五是ハアブラハムわ
が言に順ひわが職守とわが誡命とわが窺法とわが律法を守りしに因てなり六イサク乃ちゲラルに居志が
七處の人其妻の事をとへバ我妹なりと言ふリベカは觀に美麗かりければ其處の人リベカの故をもて
我を殺さんと謂て彼をわが妻と言をおそれたるなりハイサク久く彼處にをりし後一日ペリシテ人の王アビ
メレク牖より望みてイサクが其妻リベカと嬉戯るを見たり九是に於てアビメレクイサクを召て言けるハ彼
は必ず汝の妻なり汝なんぞ妹なりと言ふリベカいひけるハ汝なんぞ此事を我等になすやと民の一人もし壓々しく汝の妻と臥ることあらん
ばなり十アビメレクいひけるハ汝なんぞ此事を我等になすやと民の一人もし壓々しく汝の妻と臥ることあらん
うの時は汝罪を我等に蒙らしめんと十一アビメレク乃ちすべて民に皆命じて此人と其妻にさわるものハ
必ず死すべしと言り十二イサク彼地に種播て其年に百倍を獲たりエホバ彼を祝みたまふ十三其人大に
なりゆきて進て盛になり遂に甚だ大なる者となれり十四即ち羊と牛と僕從を多く有しかばペリシテ人
彼を嫉みたり十五其父アブラハムの世に其父の僕從が掘たる諸の井はペリシテ人之をふさぎて土を之にみて
たり十六茲にアビメレクイサクに言けるハ汝ハ大に我等よりも強大ければ我等を離れて去れと十七イサ
ク乃ち彼處をさりてゲラルの谷に天幕を張て其處に住り十八其父アブラハムの世に掘たる水井をイサク茲
に復び鑿り其ハアブラハムの死たる後ペリシテ人之を塞ぎたれば斯してイサク其父が之に名けたる名を
もて其名となせり十九イサクの僕谷に掘て其處に泉の源出る井な得たり二十ゲラルの牧者此水ハ我等の
所屬なりといひてイサクの僕と爭ひければイサク其井の名をエセク(競爭)と名けたり彼等が已と之を競爭
たるによりてなり二十一是に於て又他の井を鑿しが彼等是をも爭ひければ其名をシテナ(讐)となづけたり二十二イ
サク乃ち其處より遷りて他の井を鑿るが彼等之をあらそはざりければ其名をレホボテ(廣場)と名けて言
けるハ今ヱホバ我等の處所を廣くしたまへり我等斯地に繁衍ん二十三斯て彼其處よりベエルシバにのぼりしが
二四其夜ヱホバ彼にあらはれて言たまひけるハ我ハ汝の父アブラハムの神なり懼るゝなかれ我汝と偕にも

りて汝を祝み我僕アブラハムのために汝の子孫を增んと二五是に於て彼處に壇を築てエホバの名を顯び
天幕を彼處に張り彼處にてイサクの僕井を鑿り二六茲にアビメレクとアホザテ及び其軍勢の長ピ
コルと共にゲラルよりイサクの許に來りけれバ二七イサクいひけるハ汝等ハ我を惡み我をして汝等をはなれ
て去しめたるなるに何ぞ我許に來るや二八彼等いひけるハ我等確然にエホバが汝と偕にあるを見たれバ我等
の間即ち我等と汝の間に誓詞を立て汝と契約を結ばんと謂へり二九汝我等に惡事なすなかれ其ハ
我等ハ汝を害せず只善事のみを汝になし且汝を安然に去しめたればなり汝ハエホバの祝みたまふ者なり
三十イサク乃ち彼等のために酒宴を設けたれば彼等食ひ且飲りミ一斯て朝夙に起て互に相誓へり而してイ
サク彼等を去しめたれば彼等イサクをはなれて安然にかへりぬ三二其日イサクの僕來りて其ほりたる井に
つきて之に告て我等水を得たりといへり三三即ち之をシバと名く(誓詞の井)ゆゑに其邑の名ハ今日までベエルシバ
なりといふ三四エサウ四十歳の時ヘテ人ベエリの女ユデテとヘテ人エロンの女バスマテを妻に娶
り三五彼等ハイサクとリベカの心の愁煩となれり

二七章一イサク老て目くもりて見るあたハざるに及びて其長子エサウを召て之に實子よといひけ
れバ答へて我此にありといふ二イサクいひけるハ觀よ我ハ今老て何時死るやを知ず三然バ請ふ汝の器
の弓矢を執て野に出でわがために獵を獲て四わが好む美味な作り我にもちきたりて食へしめよ我死るまへに
心に汝を祝せんとイサクが其子エサウに語る時にリベカ聞ぬたりエサウハ獵を獲て携きたらんとて野にゆ
けりた是に於てリベカ其子ヤコブに語りていひけるハ我聞ぬたるに汝の父汝の兄エサウに語りて言けらく
七吾ために麑をとりきたり美味を製りて我にくハせよ死るまへに我エホバの前にて汝を祝せんとハ然バ吾
子よ詳審にしたがひわが汝に命ずるごとくせよ八汝群畜の所にゆきて彼處より山羊の二箇の善き羔を我に
とりきたれ我之をもて汝の父のために其好む美味を製らん十汝之を父にもちゆきて食しめ其死る前に汝を
祝せしめよ十一ヤコブ其母リベカに言けるハ兄エサウハ毛深き人にして我ハ滑澤なる人なり十二恐くハ父

われ 我に捫ることあらん然らば我れ欺く者と父に見えんされば祝をえずして反て呪詛かまれかん 十三其母彼に
いひけるは我子よ汝の詛は我に歸せん只わが言にまたがひ往て取來れと 十四是において彼往て取り
母の所にもちきたりければ母すなはち父の好むところの美味にまたがひ
る長子エサウの美服をとりて之を季子ヤコブに衣せ 十六又山羊の漁の皮をもて其手と其頸の滑澤なる處と
を掩ひ 十七其製りたる美味とパンを子ヤコブの手にわたせり 十八彼乃ち父の許にいたりて我父よといひけ
れば我此にありわが子よ汝は誰なると曰ふ 十九ヤコブ父にいひ
に命じたるごとくなせり請ふ起て坐しわが獵の肉をくらひて
は吾子よ汝いかにして斯速に獲たるや彼言ふ汝の神エホバ之を我にあはせたまひしが故なり 二十一イサク
ヤコブにいひけるはわが子よ請ふ近くよれ我汝に捫て汝がまことに吾子エサウなるや否やをしらん 二十二
ヤコブ父イサクに近よりければイサク之にさはりていひけるは聲はヤコブの聲なれども手はエサウの手なり 二十三彼の手其兄エサウの手のごとく毛深かりしに因て之を辨別へずして遂に之を祝したり 二十四即ちイ
サクいひけるは汝はまことに吾子エサウなるや彼然りといひ 二十五イサクいひけるは我に持きたれ吾子
の獵を食ひてわが心に汝を祝せんと是に於てヤコブ彼の許にもちきたりけれ食へり又酒をもちきたりけ
れば飲り 二十六かくて父イサク彼にいひけるは吾子よ近くよりて我に接吻せよ 二十七彼すなはち近よりて之に
接吻しければ其衣の馨香をかぎて彼を祝していひけるは嗚呼吾子の香はエホバの祝たまへる野の馨香のごと
さし 二八れがはくは神天の露と地の腴および饑多の穀と酒を汝に賜ひ 二九諸の民汝につかへ諸の邦
汝に躬を鞠ん汝兄弟等の主となり汝の母の子等に身をかがめん汝を詛ふ者はのろはれ汝を祝する者
は祝せらるべし 三十イサクヤコブを祝することを終てヤコブ父イサクの前より出さりし時にあたりて兄エ
サウ獵より歸り來り 三一已も亦美味をつくりて之を其父の許にもちゆき父に言ふ父起て其子の獵
食ひて心に我を祝せよ 三二父イサク彼にいひけるは汝は誰なるや彼いふ我は汝の子汝の長子エサウなり

三三イサク甚大いに戰慄ていひけるは然ば彼獵を獲て之を我にもちきたりし者は誰ぞや我汝がきたる
まへに諸の物を食ひて彼を祝したれば彼まことに祝福をうべし 三四エサウ父の言を聞て大に哭き痛く泣て
父にいひけるは父よ我をも祝せよ我をも祝せよ 三五イサク言けるは汝の弟僞りて來り汝の祝を奪ひた
り 三六エサウいひけるは彼をヤコブ（推除者）となづくるは宜ならずや彼が我をおしのくる事此にて二次
なり昔にはわが家督の權を奪ひ今はわが祝を奪ひたり又言ふ汝は祝をわがために殘しおかざりしや 三七イ
サク對てエサウにいひけるは我彼を汝の主となし其兄弟を悉く僕として彼にあたへたり又穀と酒とを
彼に授けたり然ば吾子よ我何を汝になすをえん 三八エサウ父に言けるは父よ父の祝唯一ならんや父よ
我をも祝せよ我をも祝せよとエサウ聲をあげて哭ぬ 三九父イサク答て彼にいひけるは汝の住所は地の膏腴に
はなれ上よりの天の露にはなるべし 四十汝は劍をもて世をわたり汝の弟に事ん然ど汝頸をあげて
ん其軛を汝の頸より振ひおとすを得ん 四一エサウ父のヤコブを祝したる其祝の爲にヤコブを惡めり即ち
エサウ心に謂けるは父の喪の日近ければ其時我弟ヤコブを殺さんと 四二長子エサウの此言リベカ
に聞えければ季子ヤコブを呼よせて之に言けるは汝の兄エサウ汝が殺さんとおもひて自ら慰む 四三され
ば吾子よ我言に耳たがひ起てハランにゆきわが兄ラバンの許にのがれ 四四汝の兄の憤懣釋て汝をはなれ汝が彼にな
ともに居れ 四五汝の兄の憤懣釋て汝をはなれ汝が彼になしたる事を忘るるにいたらば我人をやりて汝を
彼處よりむかへん我何ぞ一日のうちに汝等二人を喪ふべけんや 四六リベカイサクに言けるは我ヘテの女
等のために世を厭ふにいたるヤコブ若此地の彼女等の如きヘテの女の中より妻を娶らば我身生るも何の
利益あらんや

第廿八章

一イサクヤコブを呼て之を祝し之に命じて言けるは汝カナンの女の中より妻を娶るなれ二
起てパダンアラムに往き汝の母の父ベトエルの家にいたり汝の母の兄ラバンの女の中より妻を娶れ
三願くは全能の神汝を祝み汝を生て子女を多く得せしめ且汝の子孫を增て汝をして多衆の民となら

又アブラハムに賜んと約束せし祝を汝および汝と共に汝の子孫に賜ひ汝をして神がアブラハムにあたへ給ひし此汝が寄寓る地を持たまへんとを五 斯てイサクヤコブを遣しければパダンアラムにゆきてラバンの所にいたれりラバンはスリア人ベトエルの子にしてヤコブとエサウの母なるリベカの兄なりたエサウはイサクがヤコブを祝して之をパダンアラムにつかはし彼處より妻をめとらしめんとまたるを見又之を祝し汝はカナンの女の中より妻をめとるなかれといひて之に命じたることを見七 又ヤコブが其父母の言に順ひてパダンアラムに往しを見たりハ エサウまたカナンの女の其父イサクの心にかなはぬを見たり九 是においてエサウイシマエルの所にゆきて其有る妻の外に又アブラハムの子イシマエルの女子バヨテの妹マハラテを妻にめとれり十 玆にヤコブベエルシバより出たちてハランの方におもむきけるが十一 一處にいたれる時日暮たれば即ち其處に宿り其處の石をとり枕となして其處に臥て寝たり十二 時に彼夢て梯の地にたちぬて其頭の天に達れるを見又神の使者の其にのぼりくだりするを見たり十三 エホバ其上に立て言たまへく我ハ汝の祖父アブラハムの神イサクの神エホバなり汝が偃臥ところの地ハ我之を汝と汝の子孫に與へん十四 汝の子孫ハ地の塵沙のごとくなりて西東北南に蔓るべし又天下の諸の族汝と汝の子孫によりて福祉をえん十五 また我 汝とともにありて凡て汝が往ところにて汝をまもり汝を此地に率返るべし我はわが汝にかたりし事を行ふまで汝をはなれざるなり十六 ヤコブ目ざまして言けるは誠ふエホバ此處にいますを我ふらざりきと十七 乃ち憚懼ていひけるは畏るべき哉此處 是 即ち神の殿の外ならず是天の門なり十八 かくてヤコブ朝夙に興き其枕となしたる石を取り之を立て柱となし油を其上に沃ぎ十九 其處の名をベテル（神殿）と名けたり其邑の名は初はルズといへり二十 ヤコブ乃ち誓をたてていひけるハ若神我とともにいまし此わがゆく途にて我をまもり食ふパンと衣る衣を我にあたへ二一 我をしてわが父の家ふ安然に歸ることを得せしめたまハゞエホバをわが神となさん二二 又わが柱にたてたる此石を神の家となさん又汝がわれにたまふ者は皆必ず其十分の一を汝にさゝげん

第廿九章

斯てヤコブ其途にすゝみて東の民の地にいたりて二 見るに野に井ありて羊の群三 其傍に臥ぬたり此井より群に飲べなり大なる石井の口にあり三 羊の群皆其處に集る時に井の口より石をまろばして羊に水飼ひ復故のごとく井の口に石をのせおくなり四 ヤコブ人々に言けるハ兄弟よ爰よりきたれるや彼等いふ我等ハランより來る五 ヤコブ彼等ふいひけるハ汝等ナホルの子ラバンを志るや彼等識といふ六 ヤコブ又かれらにいひけるハ彼ハ安きや彼等いふ安し視よ彼の女子ラケル羊と偕に來るとも七 ヤコブ言ふ視よ日尚高し家畜を集むべき時にあらず羊ふ飲ひて往て牧せよ八 彼等いふ我等ふ能ず群の皆聚るに及て井の口より石をまろばして羊に飲ふべきなり九 ヤコブ尚彼等と語る時にラケル父の羊ともに來るに及てを牧居たればなり十 ヤコブ其母の兄ラバンの女ラケルおよび其母の兄ラバンの羊を見しかばヤコブ進みよりて井の口より石をまろばし母の兄ラバンの羊ふ飲ひたり十一 而してヤコブラケルに接吻し聲をあげて啼哭ぬ十二 即ちヤコブラケルに己ハろの父の兄弟にして又リベカの子なることを告ければ彼はしりゆきて父ふ告たり十三 ラバン其妹の子ヤコブの事を聞ふかば趨ゆきて之を迎へ之を抱きて接吻し之を家ふ導きいたれりヤコブすなはち此等の事を悉くラバンに述たり十四 ラバン彼にいひけるハ汝ハわが骨肉なりとヤコブ一月の間彼とゝもに居る十五 玆ラバンヤコブふいひけるハ汝わが兄弟なればとて空く我に役事べけんや何の報酬を望むや我に告よ十六 ラバン二人の女子ありレアは目弱かりしがラケルハ美くして嫉し十七 レアは目弱かりしがラケルハ美くして嫉し十八 ヤコブラケルを愛したれば言ふ我汝の爲ラケルのために七 年汝に事ん十九 ラバンいひけるハ彼を他の人にあたふるよりし汝にあたふるハ善し我と偕に居れ二十 ヤコブ七年の間ラケルのために勤たりしが彼を愛するゆゑに之を數日の如く見做り二一 玆にヤコブラバンに言けるハわが期滿たれば わが妻をあたへて我をしていれの處にいることを得せしめよ二二 是において ラバン處の人を聚め て酒宴を設けたりき二三 晩に及びて其女レアを携へて之をヤコブにつれ來れりヤコブ即ち彼の處にいりぬ二四 ラバンまた其侍婢ジルパを娘レアふ與へて侍婢となさしめ

たり 二五 朝にいたりて見るにレアなりしかばヤコブラバンに言けるハ汝なんぢ此事を我になしたるや我ヲケ
ルのためホ汝に役事しにあらすや汝なんぢ何ぞ我を欺くや 二六 ラバンいひけるは姉より先ホ妹を嫁しむる事は
我國にて爲ざるところなり 二七 其七日を過せ我等是をも汝に與へん然ば汝是がために尚七年我に事へて
勤むべし 二八 ヤコブ卽ち斯なして其七日をすごせしかばラバン其女ラケルをも之にあたへて妻となさし
む 二九 またラバン其侍婢ビルハを女ラケルにあたへて侍婢となさしむ 三十 ヤコブまたラケルの所にいり
ぬ彼レアよりもラケルを愛し尙七年ラバンに事たり 三一 エホバレアの嫌るゝを見て其胎をひらきたまへり
然ばラケルハ姙なきものなりき 三二 レア孕みて子を生み其名をルベンと名けていひけるハエホバ誠にわが嫌
ホバを讃美んといへり是によりて其名をユダと名けたり 三三 彼ふたゝび孕みて子を產みエホバわが嫌るゝを聞たまひ
苦を顧みたまへりされば今夫我を愛せんと 三四 其仕女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ 卽ち彼の處にいる 五 ビルハ遂に
しによりて我に是をもたまへりと言て其名をシメオンと名けたり 三四 彼また孕みて子を生み我三人の子を
生たれば夫今よりハ我に膠漆んといへり是によりて其名をレビと名けたり 三五 彼復姙みて子を生み我今エ
ホバを讃美んといへり是によりて其名をユダと名けたり是にいたりて產ことやみぬ
ラケル已がヤコブに子を生ざるを見て其姉を妬みヤコブに言けるハ我に子を與へよ然らずば
我死んと 二 ヤコブラケルにむかひて怒を發して言ふ汝の胎に子をやどらしめざる者ハ神なり我神に代るをえ
んや 三 ラケルいふ吾婢ビルハを視よ彼の處に入れ彼子を生てわが膝に置んゑ然ば我もまた彼によりて子をう
るにいたらんと 四 其仕女ビルハを彼にあたへて妻となさしめたりヤコブ 卽ち彼の處にいる 五 ビルハ遂に
はらみてヤコブに子を生ければ 六 ラケルいひけるハ神我を鑑み亦わが聲を聽いれて吾に子をたまへりと是に
よりて其名をダンと名けたり 七 ラケルの仕女ビルハ再び妊みて次の子をヤコブに生ければ 八 ラケル我神の
爭をもて姉と爭ひて勝ぬといひて其名をナフタリと名けたり 九 茲にレア產との止たるを見しかば其仕女
ジルパをとりて之をヤコブにあたへて妻となさしむ 十 レアの仕女ジルパヤコブに子を產ければ 十一 レア福來
れりといひて其名をガドと名けたり 十二 レアの仕女ジルパ次子をヤコブに生ければ 十三 レアいふ我ハ幸な

り女等 我を幸なる者となさんと其名をアセルとなづけたり 十四 茲に麥刈の日にルベン出ゆきて野にて
戀茄を獲これを母レアの許にもちきたりけれバラケルレアにいひけるハ請ふ我に汝の子の戀茄をあたへよ
十五 レア彼にいひけるハ汝のわが夫を奪しハ徵き事ならんや然るに汝またわが子の戀茄をも奪んとするやラ
ケルいふ然ば汝の子の戀茄のために夫是夜汝と寢べし 十六 晩におよびてヤコブ野より來りければレア之
をいでむかへて言けるハ我汝を雇ひたれば汝我の所にいらざるべからずヤコブ
卽ち其夜彼といねたり 十七 神レアに聽たまひければ彼妊みて第五の子をヤコブに生り 十八 レアいひけるハ
我わが仕女を夫に與へたれば神我に其値をたまへりと其名をイツサカルと名けたり 十九 レア復妊みて第六
の子をヤコブに生り 二十 レアいひけるハ神我に嘉物を賜へり此度は夫我と偕にすまんと其名をゼブルンとなづけたり 二一 其後彼女子を生み其名をデナと名けたり 二二 茲に神ラケル
を念ひ神彼に聽て其胎を開きたまひければ 二三 彼妊みて男子を生て曰ふ神わが恥辱を洒ぎたまへりと 二四 乃
ち其名をヨセフと名けて言ふエホバ又他の子を我に加へたまへん 二五 茲にラケルのヨセフを生むに及びてヤ
コブラバンに言けるハ我を歸して故郷に我國に往しめよ 二六 わが汝に事て得たる所の妻子を我に與へて我を
去しめよわが汝になしたる役事ハ汝之を知るなり 二七 ラバン彼にいひけるハ若なんぢの意にかなハゞ我
ハくハ留れ我エホバが汝のために我を祝みしを卜ひ得たり 二八 又言ふ汝の望む值をのべよ我之を與ふべし
二九 ヤコブ彼にいひけるハ汝わが如何にわが汝に事しか又如何に汝の家畜を牧しかを知る 三十 わが來れる前に
汝の有たる者ハ鮮少なりしが增て遂に群をなすに至る善來りてよりエホバ 汝を祝みたまへり然ども我ハ何
時吾家を成にいたらんや 三一 彼言ふ我何を汝に與へくんかヤコブいひけるハ汝何 物をも我に與ふるに及ばず
汝若 此事を我になさば我復汝の群を牧守ん 三二 卽ち我今日徧く汝の群をゆきめぐりて其中より
凡て斑なる者 點なる者を移し綿羊の中の凡て黑き者を移し山羊の中の點なる者と斑なる者を移さん是わが
值あるべし 三三 後に汝來りてわが傭值をさらぶる時わが義我ふかハりて應をなすべし若わが所に山羊の斑

ならざる者 點ならざる者あり綿羊の黒からざる者あらば皆盜める者となすべし 三四 ラバンいふ汝の言の如くなさんことを願ふ 三五 是に於て彼其日牡山羊の斑入ある者斑點なる者を移し又綿羊の中の凡て黒き者を移して其子等の手に付せり 三六 而して彼己とヤコブの間に三日程の隔をたてたりヤコブはラバンの餘の群を牧ふ 三七 茲にヤコブ楊柳と楓と栗の青枝を取りて其皮はぎたる枝を群の來りて飲むところの水槽と水跡に立て群に向へしめ群をして水のみに來る時に孕ましむ 三八 其皮はぎたる枝の前に孕みて斑入の者斑點なる者を産しかば 三九 群すなはち枝の前に孕みて斑入なる者と黒き者に對へしめたりしが己の群をば一所に置てラバンの群の中にいれざりき 四〇 又家畜の壯健き者孕みたる時はヤコブ水槽の中にて其家畜の目の前に彼枝を置き枝の傍において孕ましむ 四一 然ど家畜の懦弱かる時は之を置ず是に因て懦弱者はラバンのとなり壯健者はヤコブのとなれり 四二 是に於て其人大に富饒になりて多の家畜と婢僕および駱駝驢馬を有にいたれり

第三十一章

一 茲にヤコブラバンの子等がヤコブわが父の所有を盡く奪ひ吾父の所有によりて此儿の榮光を獲たりといふを聞り 二 亦ヤコブラバンの面を見るに已に對することなほ昔の如くならず 三 時にエホバヤコブに言たまひけるは汝の父の國にかへり汝の親族に至れ我汝と偕にならんと 四 是に於てヤコブ人をやりてラケルとレアを野に招きて群の所に至らしめ 五 之にいひけるは汝等がしるごとく我力を竭して汝らの父に事へたるにも汝等の父我を欺きて十次もわが値を易たり然ども神彼の我を害するを容したまへり 八 彼斑點なる者を汝の價値なるべしといへば群の生ところ皆斑入なり斑入の者を汝の價なるべしといへば群の生ところ皆斑點なる者を産り 九 斯神汝らの父の家畜を奪て我に與へたまへり 十 群の孕む時に當りて我夢に目をあげて見るに群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑點なる者白點なる者なり 十一 時に神の使者夢の中に我に言ふヤコブよと我にありと對へければ 十二 乃ち言ふ汝の目をあげて見よ群の上に乘る牡羊は皆斑入の者斑點なる者白點なる者なり我はベテルの神なり汝に傅すところを鑒みる 十三 我はベテルに膏を立たり曾て斯地を出て汝の親族の國に歸れと 十四 ラケルとレア對て彼にいひけるは我等の父の家に尚われらの分あらんや我等の產業あらんや 十五 我等はわれらを他人のごとくせらるるにあらずや其はわれらを賣り亦我等の金を蝕滅したればなり 十六 神がわが父より取たまひし財寶はわれらの子女の所屬なり然ば都て神の汝に言たまひし事を爲せ 十七 是に於てヤコブ起て子等と妻等を駱駝に乘せ 十八 其獲たる凡の家畜と凡の所有物即ちパダンアラムにてみづから獲たるところの家畜を携へ去てカナンの地に居所の其父イサクの所におもむけり 十九 時にラバンは羊の毛を剪んとて往ておりラケル其父のもてるテラピムを竊めり 二十 ヤコブは其去ることをスリア人ラバンに告ずして潛に忍びいでたり 二一 即ち彼ら凡の所有を挈へて逃去り起て河を渡りギレアデの山にむかふ 二二 ヤコブの逃去しことを三日におよびてラバンに聞えければ 二三 彼兄弟を率てうの後を追ひしが七日路をへてギレアデの山にて之に追及ぬ 二四 神夜の夢にスリア人ラバンに臨みて汝愼みて善も惡もヤコブに道なかれと之に告たまへり 二五 ラバン遂にヤコブに追及しがヤコブは山に天幕を張ゐたれがラバンもろの兄弟と共にギレアデの山に天幕をはれり 二六 而してラバンヤコブに言けるは汝我に知ずして忍びいで吾女等を劍なもて執たる者のごとくにひきゆけり何ぞかくる事をなすや 二七 何ぞ我をしてわが孫と女に接吻するを得ざらしめしや汝愚妄なる事をなせり 二八 汝等に害をくはふるの能わが手にあり然ど汝等の父の神昨夜我に告て汝つつしみて善も惡もヤコブに語べからずといへり 二九 今汝父の家を故く慕て歸んと願ふは善けれども何ぞわが神を竊みたるや 三〇 ヤコブ答へてラバンにいひけるは恐くは汝強て女を我より奪ならんと思ひて懼れたればなり 三一 汝の神を持る者を見ば之を生しおくなかれ我等の兄弟等の前にて汝の何物我の許にあるかをみわけて之を汝に取れと其はヤコブラケルが之を竊しを知

ざれバなり 三 是に於てラバンヤコブの天幕に入りまた二人の婢の天幕にいりしが視いだ
さゞれバレアの天幕を出てラケルの天幕にいる 三四 ラケル已にテラピムを執て之を駱駝の鞍の下にいれて其
上に坐しけれバラバン遍く天幕の中をさぐりたれども見いださゞりき 三五 時にラケル父にいひけるハ婦女
の經の習例の事わが身にあれバ父の前に起あたハず願くハ主之を怒り給ふなかれと是もて彼さがしたれど
も遂にテラピムを見いださゞりき 三六 是に於てヤコブ怒てラバンを譴即ちヤコブ應てラバンに言ける
ハ我何の愆あり何の罪ありて汝火急く我をおふや 三七 汝わが物を盡く索たるが汝の家の何物を見いだ
したるや此にわが兄弟と汝の兄弟の前に其を置て我等二人の間をさバかしめよ 三八 我この二十年汝
と偕にありしが汝の牝綿羊と牝山羊其胎を殰れしことなし又汝の群の牡綿羊ハ我食ハざりき 三九 又噛
裂れたる者ハ我これを汝の所に持たらずして自ら之を補へり又晝竊るゝも夜竊るゝも汝わが手より之
を要めたり 四〇 我ハ是ありつ晝ハ暑に夜ハ寒に犯されて目も寐るの遑なく 四一 此二十年汝の家にありたり
汝の二人の女の爲に十四年汝の群のために六年汝に事たり然に汝ハ十次もわが値を易たり 四二 若わが父
の神アブラハムの神イサクの畏む者我と偕にいますにおらざれバ汝今必ず我を空手にて去ためしならん
ん神わが苦難とわが手の勞苦をかへりみて昨夜汝を責たまへるなり 四三 ラバン應てヤコブに言ける
等ハわが女子等ハわが子群ハわが群汝が見る者ハ皆わが所屬なり我今日此わが女等とうの生たる子等に何
をなすをえんや 四四 然バ來れ我と汝二人契約をむすび之を我と汝の間の証證となすべし 四五 是に於てヤ
コブ石を執りこれを建て柱となせり 四六 ヤコブ又うの兄弟等に石をあつめよといひければ即ち石をとりて
堆を成れり斯て彼等彼處にて堆の上に食す 四七 ラバン之をエガルサハドタ（証證の堆）と名けたり 四八 ラバン此堆今日われと汝の間の証證となりといひしによりて其名ハヤ
レアデ（証證の堆） と名けたり 四九 又ミヅパ（觀望樓） と稱らる其ハ彼我等が互にわかるゝに及べる時われわれ
レアデと稱らる 五〇 汝もしわが女をなやまし或はわが女のほかに妻をめ
とらバ人の我らと偕なる者なきも神我と汝のあひだにいまして証をなしたまふ 五一 ラバン又ヤコブにいふ
我われとなんぢの間にたてたる此堆を視よ柱をみよ 五二 此堆証證とならん柱証とならん我この堆を越て
汝を害せじ汝この堆この柱を越て我を害せざれ 五三 アブラハムの神ナホルの神彼等の父の神われらの間を鞫
きたまへとヤコブ乃ちうの父イサクの畏む者をさして誓へり 五四 斯てヤコブ山にて犧牲をさゝげうの兄弟
を招きてパンを食しむ彼等パンを食て山に宿れり 五五 ラバン朝蚤お起き其孫と女に接吻して之を祝せりしか
してラバンゆきて其所にかへりぬ

第三十二章

一 茲にヤコブうの途に進みしが神の使者これにあふ 二 ヤコブこれを見て是ハ神の陣營なりといひ
てうの處の名をマハナイム（二營）となづけたり 三 かくてヤコブ已より前に使者をつかはしてセイルの地
エドムの野おゐる其兄エサウの所にいたらしむ 四 即ち之に命じて言ふ汝等かくわが主エサウにいふべし汝の
僕ヤコブ斯いふ我ラバンの所に寄寓て今までとゞまれり 五 我牛驢馬羊 僕 婢あり人をつかはしてこれが
主おゐ告ぐ汝の前おゐ恩をえんことを願ふなりと 六 使者ヤコブにかへりて言けるハ我等汝の兄エサウの許お至
れり彼四百人をしたがへて汝をむかへんとて來ると 七 是によりヤコブ大におそれ且くるしみ己とともに
ある人衆および羊と牛と駱駝を二隊にゐかちて八 言けるハエサウもし一の隊に來りて之をうたバ遁れるこ
ろの一隊逃るべしと 九 ヤコブまた言けるハわが父アブラハムの神わが父イサクの神エホバよ汝曾て我につ
げて汝の國にかへり汝の親族に到れ我なんぢを善せんといひたまへり 十 我へなんぢが僕にほどこしたまひし
恩惠と眞實を一も受るにたらざるなり我わが杖のみを持てこのヨルダンを濟りしが今へ二隊とも成にいたれ
り 十一 願くハわが兄の手よりエサウの手より我をすくひいだしたまへ我彼をおそる恐くハ彼きたりて我ら
ち母と子とに及ぢん 十二 汝ハ嘗て我かならず汝を惠み汝の子孫を海の沙の多して數ふべからざるが如くな
さんといひたまへりと 十三 彼ろの夜彼處に宿りろの手にいりし物の中より兄エサウへの禮物をえらべり
即ち牝山羊二百牡山羊二十牝羊二百牡羊二十 十四 乳駱駝と其子三十牝牛四十牡牛十牝の驢馬
十五

二十驢馬の子十六而して其群と群とをわかちて之を僕の手に授し僕にいひけるは汝等我に先ちて進み群と群との間を隔おくべし十七又その前者に命じて言けるは我が兄エサウ汝に遇ひ汝に問て汝は誰の人にして何處にゆくや是汝のまへなる者は誰の所有なるやといふべし十八汝の僕ヤコブの所有にしてわが主エサウにたてまつる禮物なり視よ彼もわれらの後ふたるといふ〳〵やみしたがひゆく者に命じていふ汝等エサウにおふ時ハかくのごとく之にいふべし二十且汝等いへ視よなんぢの僕ヤコブわれらの後になるとヤコブおもへらく我わが前におくる禮物をもて彼を和めて然るのち其面を覩ん然ば彼われを接遇ることあらんと二一是によりて禮物かれに先ちて行く彼は其夜陣營の中に宿りしが二二其夜おきいで二人の妻と二人の仕女および十一人の子を導きてヤボクの渡をわたれり二三即ち彼等をみちびきて川を渉らしめ又己の有る物を渡せり二四而してヤコブ一人遺りしが人ありて夜の明るまで之と角力す二五其人己のヤコブに勝ざるを見てヤコブの髀の樞骨に觸しかばヤコブの髀の樞骨其人と角力する時挫離たり二六其人夜明んとするゆゑ我をさらしめよといひけれどヤコブいふ汝われを祝せずばさらしめずと二七是に於て其人かれにいふ汝の名は何なるや彼いふヤコブなり二八其人いひけるは汝の名は重てヤコブとなふべからずイスラエルとなふべし其は汝神と人とに力をあらそひて勝たればなり二九ヤコブ問て請ふ汝の名を告よといひけれど其人何故にわが名をとふやといひて乃ち其處にて之を祝せり三十是を以てヤコブその處の名をペニエル（神の面）となづけて曰ふ我面と面をあはせて神とあひ見てわが生命なほ存るなりと三一斯て彼日のいづる時ペニエルの上を過たりしが其髀に札ためふ歩行ゐざりき三二是故にイスラエルの子孫は今日ふいたるまで髀の樞の巨筋を食ず是彼人がヤコブの髀の巨筋に觸たるゆゑなり

第卅三章

一爰にヤコブ目をあげて視にエサウ四百人をひきゐて來しかば則ち子等を分ちてレアとラケルと二人の仕女とに付レ二仕女とその子等を前おおきレアとその子等を次におきラケルとヨセフを後おおきて三自ら彼等の前に進み七度身を地にかゞめて遂ふ兄に近づきけるに四エサウ趨てこれを迎へ抱きてその頸を抱ふて之に接吻すたがひて二人ともに啼泣り五エサウ目をあげて婦人と子等を見ていひけるは是等の汝とともなる者は誰なるやヤコブいひけるは神が僕に恩賜たまひし子なりと六時に仕女等その子ともに近よりて拝し七レアも亦その子ともも近よりて拝す其後にヨセフとラケルちかよりて拝す八エサウ又いひけるは我あへる此諸の群は何のためなるやヤコブいふ主の目の前に恩を獲んがためなり九エサウいひけるは弟よ我が有ところの者は足り汝の所有は汝自ら之を有てよ十ヤコブいひけるは否我もし汝の目の前に恩えたらんには請ふわが手よりこの禮物を受よ我汝の面をみるに神の面をみるがごとくなり汝また我をよろこぶ十一神我をめぐみたまひて我が有ところの者足りされば請ふわが汝にもたらしたるこの禮物を受よと彼に強ければ終に受たり十二エサウいひけるは我等いでたちてゆかん我汝にさきだつべし十三ヤコブ彼にいひけるは主のみりたまふごとく子等は幼弱し又子と羊と牛と我ふまたがふ若一日これを驅すごさば群みな死ん十四請ふわが主僕にさきだちて進みたまへ我はわが前にゆくところの家畜と子女の足にまかせて徐ふ導きすゝみセイルにてわが主に詣らん十五エサウいひけるは然ば我わがひきゐる人數人を汝の所にのこさんヤコブいひけるは何ぞ此を須んや我をして主の目のまへに恩を得せしめよ十六是に於てエサウその日うの途にまたがひてセイルにかへりぬ十七斯てヤコブスコテに進みて己のために家を建て又家畜のために廬を作れり是ゆゑに其處の名をスコテ（廬）といふ十八ヤコブパダンアラムより來りて恙なくカナンの地にあるシケムの邑に至り邑の前に幕屋を張り十九錢にその子等の手より金百枚にて購とり二十彼處に壇をきづきて之をエル、エロヘ、イスラエル（イスラエルの神なる神）となづけたり

第卅四章

一レアのヤコブに生たる女デナうの國の婦女を見んとていでゆきしが二ヒビ人ハモルの子シケムこれを見て之をひきいれこれと寢てこれを辱しむ三而してうの心ふかくヤコブの女

デナを戀ひて彼此女を愛しこの女の心をいひなだむ四斯てシケムその父ハモルに語り此少き女をわが妻に獲よといへり五ヤコブ彼がその女子デナを汚したることを聞しかどもその子等家畜を牧て野にありしゆゑ其かへるまでヤコブ默しゐたり六シケムの父ハモルヤコブの許にいできたりて之と語らふ七茲にヤコブの子等野より來りしが之を聞しかば其人々憂へかつ甚く怒れり是ハシケムがヤコブの女と寢てイスラエルに愚なる事をなしたるに因り是のごとき事ハなすべからざる者なればなり八ハモル彼等に語りていひけるハわが子シケム心になんぢの女を戀ふれがいくれ彼をシケムにあたへて妻となさしめよ九汝ら我らと婚姻をなし汝らの女を我らにあたへ我らの女を汝らに娶れ十かくして汝等われらと共に住べし地ハ汝等の前にあり此に住て貿易をなし此にて産業を獲よ十一シケム又デナの父と兄弟等にいひけるハ我をして汝等の目のまへに恩を獲せしめよ汝らが我にいふところの者ハ我あたへん十二いかに大なる聘物と禮物を要るも汝らがわれに言ふごとくあたへん唯この女を我あたへて妻となさしめよ十三ヤコブの子等シケムとその父ハモルに詭りて答へたり即ちシケムがその妹デナを汚したるによりて十四彼等これに語りていひけるハ我等この事を爲あたはず割禮をうけざる者にわれらの妹をあたふるあたはず是われらの恥辱なればなり十五然ながら汝等我等の如くならば十六我等の女子を汝らにあたへ汝らの女子をわれらに娶り汝らと偕になりて一の民となるべし十七然れども汝等もし我等に聽ずして割禮をうけずば我等女子をとりて去べしと十八彼等の言ハモルとハモルの子シケムの心にかなへり十九此若き人ヤコブの女を愛するによりて其事をなすを遲せざりき彼ハその父の家の中にて最貴れたる者なり二十ハモルとその子シケム乃ちその邑の門にいたり邑の人々に語りていひけるハ二一是人々ハ我等と睦し彼らを容るにたるなり我ら彼らの女を妻にめとり我らの女をかれらに與へん二二若唯われらの中の男子みな割禮をうくることく割禮を受なば此人々われらに聽てわれらと偕になり一の民となるべし二三然がかれらの家畜と財産と其諸の畜ハ我等が所有となるあらずや只かれらに聽んしからば彼らわれらとともになるべしと二四邑の門に出入する者みなハモルとその子シケムに聽したがひ邑の門に出入する男子皆割禮を受たり二五斯て三日ふおよび彼等うの痛なおほゆる時ヤコブの子二人即ちデナの兄弟なるシメオンとレビ各々劍をとり徒に恐れざる邑を襲ひ男子を悉く殺し二六刃利刃かりてハモルとその子シケムをころし而してヤコブの子等ゆきて其殺されし者を劍き其邑をかすめたり二七二八またその羊と牛と驢馬およびその邑にある者と野にある者等を悉く據にし家の中の物を悉く掠めたり三〇ヤコブシメオンとレビに言けるハ汝等我を累ハし我を臭ハしこの國の人即ちカナン人とペリジ人の中に邇嫌れしむ我ハ數すくなければ彼ら集りて我をころさん然ば我とわが家滅さるべしと三一彼等いふ彼豈わたしらの妹を娼婦のごとくしてよからんや

第三十五章

一茲に神ヤコブに言たまひけるハ起てベテルにのぼりて彼處に居り汝が昔に兄エサウの面をさけて逃る時に汝にあらはれし神に彼處にて壇をきづけと二ヤコブ乃ちうの家人およびすべて己とともなる者にいふ汝等の中にある異神を棄て身を清めて衣服を易よ三我等起てベテルにのぼらん彼處にて我わが苦患の日に我に應へわが往ところの途にて我とともに在せし神に壇をきづくべし四是に於て彼等うの手にある異神およびうの耳にある耳環を盡くヤコブに與ふかがヤコブこれをシケムの邊なる橡樹の下に埋たり五斯て彼等いでたちしが神其四周の邑々を感動ませたまひければヤコブの子の後を追ふ者なかりき六ヤコブおよびこれと共なる諸の人迯ゐカナンの地にあるルズ即ちベテルなりに來りたり七是即ちベテルなり七彼かしこに壇をきづき其處をエルベテルと名けたり是ハ兄の面をさけて逃る時に神此にて己にあらはれ給しによりてなり八時にリベカの乳媼デボラ死たれば之をベテルの下にて橡樹の下に葬れり是によりてその樹の名をプロンバクテ（哀哭の像）といふ九ヤコブパダンアラムより歸りし時神復これにあらはれて之を祝したまふ十神かれに言たまへく汝の名ハヤコブといふ汝の名ハ重てヤコブとよぶべからずイスラエルを汝の名とすべしとその名をイス

ラエルと稱たまふ十一神また彼にいひたまふ我は全能の神なり生よ殖よ國民および多の國民汝よりいで又王
等なんぢの腰よりいでん十二わがアブラハムおよびイサクに與へし地は我これを汝にあたへん我なんぢの後の
子孫にその地をあたふべしと十三神かれと言たまひし處より彼をはなれて昇りたまふ十四是に於てヤコブ
神の己と言いひたまひし處に柱すなわち石の柱を立て其上に酒を濯きまたろの上に膏を沃げり十五而して
ヤコブ神の己ともものいひたまひし處の名をベテルとなづけたり十六かくてヤコブ等ベテルよりいでたちしが
エフラタに至るまで尚路の隔ある處にてラケル產にのぞみろの產おもかりき十七彼難產にのぞめる時
產婆之にいひけるは懼るなかれ汝また此男の子を得たり十八彼死にのぞみてろの魂さらんとする
時ろの子の名をベノニ（吾苦痛の子）と呼たり然ど其父これをベニヤミン（右手の子）となづけたり十九
ラケル死てエフラタの途に葬らる是即ちベテレヘムなり二十ヤコブろの墓に柱を立たり是ハラケルの墓の
柱といひて今日まで在り二一イスラエル復いでたちてエダルの塔の外にろの天幕を張り二二イスラエルかの
地に住る時にルベン往て父の妾ビルハと寢たりイスラエルこれを聞く夫ヤコブの子は十二人なり二三即ち
レアの子はヤコブの長子ルベンおよびシメオン、レビ、ユダ、イッサカルゼブルンなり二四ラケルの子はヨ
セフとベニヤミンなり二五ラケルの仕女ビルハの子はダンとナフタリなり二六レアの仕女ジルパの子はガド
とアセルなり是等はヤコブの子にしてパダンアラムにて彼み生れたる者なり二七ヤコブキリアテアルバのマ
ムレにゆきてろの父イサクに至れり是すなわちヘブロンなり彼處はアブラハムとイサクの寄寓しところなり
二八イサクの齢は百八十歲なりき二九イサク老て年滿ち氣息たえ死みて其民ふくろへられりろの子エサウとヤ
コブ之をはうむる

第三節

一エサウの傳はかくのごとしエサウはすなわちエドムなり二エサウはカナンの女の中より妻をめとれり即ちヘテ人エロンの女アダおよびヒビ人ザベオンの女なるアナの女アホリバマ是なり三又イシ
マエルの女子バヨテの妹バスマテをめとれりアダはエリパズをエサウに生みバスマテはルエルを生み
五アホリバマはエウシヤラムおよびコラを生り是等はエサウの子にして彼カナンの地に於て彼に生れたる者な
り六エサウろの妻と子女およびろの家の諸の人並に家畜と諸の畜類およびろのカナンの地にて獲たる
もろ〳〵の物を率へて弟ヤコブをはなれて他の地にゆけり七其二人の富有多くして倶にをるあたはざれ
ば也り彼らが寄寓しところの地はかれらの家畜のためにかれらを容るをえざりき八是に於てエサウセイル山
に住りエサウはすなわちエドムなり九セイル山にをりしエドミ人の先祖エサウの傳はかくのごとし十エサウ
の子の名は左のごとしエサウの妻アダの子はエリパズエサウの妻バスマテの子はルエル十一エリパズの子
はテマンオマルゼポオタムおよびケナズなり十二テムナはエリパズに生り是等はエサウの妻アダの子なり十三リウエルの子は
エサウの妻バスマテの子なり十四ザベオンの女なるアナの子は左のごとしアナはエサウの妻なるアホリバマの子にして
さし彼エウシヤラムおよびコラをエサウに生り十五エサウの子孫の侯たる者は左のごとしエサウの長子エリ
パズの子にはテマン侯オマル侯ゼポ侯ケナズ侯十六コラ侯ガタム侯アマレク侯是等はエリパズよりいで
たる侯にしてエドムの地ふありき是等はアダの子なり十七エサウの子リウエルの子は左のごとしナハテ侯
ゼラ侯シヤンマ侯ミザ侯是等はリウエルよりいでたる侯にしてエドムの地にありき是等はエサウの妻バス
マテの子なり十八エサウの妻アホリバマの子は左のごとしエウシ侯ヤラム侯コラ侯是等はアナの女にして
エサウの妻なるアホリバマよりいでたる侯なり十九是等はエサウすなわちエドムの子孫にしてろの侯たる者
なり二十素より此地に住しホリ人セイルの子は左のごとしロタンシヨバルゼベオンアナ二一デションエ
ゼルデシヤン是等はセイルの子ホリ人の中の侯にしてエドムの地にあり二二ロタンの子はホリヘマムなり
ロタンの妹はテムナ二三ショバルの子は左のごとしアルワンマナハテエバルシポオナム二四ゼベオン
の子は左のごとし即ちアヤとアナ此アナその父ゼベオンの驢馬を牧りし時曠野にて溫泉を發見り二五アナ
の子は左のごとしデションおよびアホリバマチホリバマはアナの女なり二六デションの子は左のごとしヘム

ダン　エシバン　イテラン　クラン　二七　エゼルの子ハ左のごとし　ビルハン　ザワン　ヤカン　二八　デシヤンの子ハ左の
ごとしレツ　アラン　二九　ホリ人の侯たる者ハ左のごとし　ロタン侯　シヨバル侯　ヅベオン侯　アナ侯　三十　デシヨ
ン侯　エゼル侯　デシヤン侯　是等ハホリ人の侯にしてセイルの地にあり　三一　イスラエル
の子孫を治むる王いまだあらざる前にエドムの地を治めたる王ハ左のごとし　三二　ベホルの子ベラエドムに王
たりその都の名ハデナバといふ　三三　ベラ斃てボヅラのゼラの子ヨバブ之にかハりて王となる　三四　ヨバブ斃て
テマン人の地のホシヤム　これにかハりて王となる　三五　ホシヤム斃てモアブの野にてミデアン人を撃しことあり其邑の名ハアビテといふ　三六　ハダデ斃てマスレカのサムラこれに
かハりて王となる　三七　サムラ斃て河の旁なるレホボテのサウル之にかハりて王となる　三八　サウル斃てアクボ
ルの子バアルハナン　これに代りて王となる　三九　アクボルの子バアルハナン斃てハダル之にかハりて王となる
其都の名ハパウといふその妻の名ハメヘタベルといひてマテレデの女なりメザハブの女なり
モアブの野にてミデアン人を撃しことあり其邑の名ハアビテといふ　三八　サウル斃てアクボ
四十　エサウよりいでたる侯の名ハうの宗族と居處と名に循ひていへば左のごとし　テムナ侯　アルワ侯　エテ
侯　四一　アホリバマ侯　エラ侯　ピノン侯　四二　ケナズ侯　テマン侯　ミブザル侯　四三　マグデエル侯　イラム侯　是等
ハエドムの侯にして其領地の居處によりて言る者なりエサウは是なり

一ヤコブハカナンの地に住り　即ちうの父が寄寓し地なりニヤコブの傳ハ左のごとしヨセフ十
七歳にしてうの兄弟と偕に羊を牧ふヨセフハ童子にしてうの父の妻ビルハの子およびジルパの子と偕たり
しが彼等の惡き事を父につぐ　三ヨセフハ老年子なるが故にイスラエルうの諸の兄弟よりも深くこれを愛し
これがために綵る衣を製れり　四うの兄弟等父がうの諸の兄弟よりも深く彼を愛するを見て彼を惡み
穩和に彼にものいふことを得せざりき　五茲にヨセフ夢みてうの兄弟に告しに　六ヨセフ彼等にいひけるハ請ふわが夢たる此夢を聽け　七我等田の中に禾束をむすび居たるにわが禾束おき且
立り而して汝等の禾束環りたちてわが禾束を拜せりハうの兄弟等之にいひけるハ汝眞に
なるや眞に我等を治むるにいたるやとうの夢のためにうの言のゆゑに益これを惡めり　九ヨセフ又一の夢をみ
て之をうの兄弟に述ていひけるハ我また夢をみたるに日と月と十一の星われを拜せりと　十則ちこれをうの
父と兄弟に述ければ父かれを戒めて彼にいふ汝が夢しこの夢は何ぞや我と汝の母となんぢの兄弟と實に
ゆきて地に匍て汝を拜するにいたらんやと　十一斯云かゞうのゆゑにうの兄弟かれを嫉めり然どうの父ハこの言をおぼ
えたり　十二茲にうの兄弟等シケムにゆきて父の羊の牧ぬたりしかば　十三イスラエルヨセフにいひけるハ汝
の兄弟等シケムにて羊を牧るにあらずや來れ汝を彼等につかハさんヨセフ父にいふ我こゝにあり　十四父
かれにいひけるハ請ふ往て汝の兄弟と群の安なきや否を見てかへりて我につげよと彼をヘブロンの谷より
遣ハしければ遂にシケムに至る　十五或人かれに遇ふに彼野にさまよひをりしかば其人かれに問て汝何をた
づぬるやといひければ　十六彼いふ我ハわが兄弟等をたづぬ請ふかれらが羊をかひをる所をわれに告よ　十七
うの人いひけるハ彼等ハ此をさり我かれらがドタンにゆかんといふを聞たりと是に於てヨセフうの兄弟
の後をおひゆきドタンにて之に遇ふ　十八ヨセフの彼等に近かざる前に彼ら之を遙に見てこれを殺さんと謀り
十九互にいひけるハ視よ作夢者きたる　二十去來彼をころしてこれを坑の一に投いれ戮悪き獸これを食たりと言ん而し
て彼の夢の如何になるかを觀るべし　二一ルベンまた彼らにいひけるハ血をなながすなかれ之を曠野の此坑に投いれて手をこれ
につくるなかれと是ハ之を彼等の手よりすくひいだして父に歸さんとして言けるハ我等
りければ彼等ヨセフの衣即ちうの着たる綵る衣を褫ぎ　二四彼を執て坑に投いれたり坑ハ空にしてうの中
に水あらざりき　二五斯して彼等坐てパンを食ひ目をあげて見しに一群のイシマエル人蜡駝に香物と乳香と
沒藥をおハせてエジプトにくだりゆかんとてギレアデより來る　二六ユダうの兄弟にいひけるハ我等弟をこ
ろしてその血を匿すも何の益かあらん　二七去來彼をイシマエル人に賣ん彼ハ我等の兄弟われらの肉なれば
われらの手をかれにつくべからずと兄弟等これを善とす　二八時にミデアンの商旅經過ければヨセフを坑よ

りひきあげ銀二十枚にてヨセフをイシマエル人に賣り彼等すなはちヨセフをエジプトにたづさへゆきぬ 二九
ルベンかへりて阱にいたり見しにヨセフ阱にあらざりしかば衣を裂き 三〇 弟にかへりて言ふ童子われらすら嗚呼我何處にゆくべきや 三一 斯てかれら
ヨセフの衣を取り牡山羊の羔をころしてその衣を血に濡し 三二 その袖長き衣を父におくり遣していひけるは我等これを得たりなんぢの子の衣なるや否を知れと
父これを知りていふわが子の衣なり惡き獸彼をくらへりヨセフはかならずさかれしならんと 三四 ヤコブその衣を裂き麻布を腰にまとひ久くその子のために哀みなげけり 三五 その子 女みな起てかれを慰むれどもうけ
ずして我は哀きつゝ陰府にくだりて我子のもとにゆかんといふ斯その父かれのために哭ぬ 三六 偖ミデアン人はエジプトにてパロの侍衛の長ポテパルにヨセフを賣り

第三十八章

一 當時ユダ兄弟をはなれて下りアドラム人名はヒラといふ者の近邊に天幕をはりしが 二 ユダかしこにてカナン人名はシユアといふ者の女子を見これを娶りてその所にいる 三 彼はらみて男子を生みければユダその名をエルとなづく 四 彼ふたゝび孕みて男子を生みその名をオナンとなづけ 五 またかされて孕みて男子を生みその名をシラとなづく此子をうみける時ユダはクジブにありきと 六 ユダの長子エルのために妻をむかふその名をタマルといふ 七 ユダの長子エルエホバの前に惡をなしたればエホバこれを死ためたまふ 八 茲にユダオナンにいひけるは汝の兄の妻の所にいりて之をめとり汝の兄をして子をえせしめざらんために地に洩したり 九 その子の己のものとならざるを知たれば兄の妻の所にいりし時兄に子をえせしめざらんために地に洩したり 十 斯なせし事エホバの目に惡かりければエホバ彼をも死ためたまふ 十一 ユダその嫁タマルにいひけるは寡婦となりて汝の父の家にをりわが子シラの人となるを待てさきくなれ恐らくはシラも亦その兄弟のごとく死るならんとおもひたれば タマルすなはち往てその父の家にをる 十二 日かさなりて後シユアの女 ユダの妻死たり ユダ慰をいれてその友アドラム人ヒラとゝもにテムナにのぼりその羊毛を剪る者の所にいたる 十三 茲にタマルにつげて視よなんぢの舅はその羊毛を剪んとてテムナにのぼるといふ者ありき 十四 彼その寡婦の服を脱すて被衣をもて身をおほひつゝみテムナの途の側にあるエナイムの入口に坐す其はシラ人となりたれども已これが妻にせられざるを見たればなり 十五 彼その面を蔽ひぬたり ユダこれを見て娼妓ならんとおもひ 十六 途の側にて彼に就き請ふ來りて我をして汝の所にいらしめよといふ其はその子の妻なるをしらざればなり彼いひけるは汝何を我にあたへてわが所にいらんとするや 十七 ユダいひけるは我群より山羊の羔をおくらん彼いふ汝其をおくるまで質をあたへんか 十八 ユダ何の質をなんぢに與ふべきやといふに彼いふ汝の印と綬と汝の手の杖とこれを與へて彼の所にいりぬ彼ユダに由て妊めり 十九 彼起て去りその被衣をぬぎすて寡婦の服をまとふ 二十 かくてユダ婦の手より質をとらんとてその友アドラム人の手に托して山羊の羔をおくりけるが彼婦を見ざれば 二一 ユダの處にをるやといふに此にに娼妓なしといひければ 二二 ユダの許にかへりていふ我彼を見いださず亦その處の人此にに娼妓なしといへりと 二三 ユダいひけるは彼にとらせおけ恐くはわれら笑柄とならん我この山羊の羔をおくりたるに汝かれを見ざるなりと 二四 三月ばかりありて後ユダに告る者ありていふ汝の嫁タマル姦淫をなせり亦その姦淫によりて妊めりとユダいひけるは彼ひきいだされし時その舅にいひつかはしけるは是をもてる人によりて我は妊りたりと彼すなはち請ふこの印と綬と杖は誰の所屬なるかを辨別よといふ 二五 ユダこれを見識ていひけるは彼はわが子シラにあたへざりしにより我よりも正しわれ彼をわが子シラにあたへざりしにより てなりと再びこれを知らざりき 二六 かくて產の時にいたりて見るにその胎に孿あり 二七 その產時手出しかばとりあげ婆是首にいづといひて絳き線をとりてその手にしるせり 二八 その手を引こむるにあたりて兄弟いでたれば汝なんぞ坼いづるやその坼 汝に歸せんといへり故にその名をペレヅ（坼）と稱る 三十 その兄弟手に絳線のある者後にいづるの名をゼラとよぶる

第三十九章

一 ヨセフ擧へられてエジプトにくだりしがエジプト人 ポテパル パロの臣侍衛の長なる者彼を其處にたづさへくだれるイシマエル人の手よりこれを買ふ 二 エホバヨセフとゝもに在す彼享通者となり

てうの主人なるエジプト人の家になる三うの主人エホバの彼ところもにいますを見またエホバがかれの手の凡
てなすところを亨通しめたまふを見たり四是によりてヨセフかれの心にかなひて其近侍となる彼ヨセフ
にうの家を幸どらしめうの所有な凡の物をつかさ
らせし時よりしてエホバヨセフのために其エジプト人の家を祝みたまふ即ちエホバの祝福かれが家と田に有
すべて物の
る凡の物におよぶ六彼うの有る物をことごくヨセフの手にゆだねうの食ふパンの外へ何をもかへりみざり
き夫ヨセフへ容貌麗しくして顔美しかりき七ここれらの事の後うの主人の妻ヨセフに目をつけて我と寝よ
といふ八ヨセフ拒みて主人の妻にいひけるへ視よわが主人家の中の物をかへりみずうの有るものことごく
くわが手に委ねたこの家にわれより大なるものなし又主人何をもわれに禁ぜず只汝を除くのみ汝はうの妻
なればなり然が我いかで此おほいなる悪をなして神に罪をなかすなえんや十彼日々にヨセフに言よりたれど
もヨセフきかずして之といれず亦爾にをらざりき十一當時ヨセフうの職をなさんとて家にいりしが家の人一
個もうの内にをらざりき十二時に彼婦うの衣を執て我といねよといひけれバヨセフ衣を彼の手に棄お
きて外に逃いでたり十三彼ヨセフがうの衣を己の手に棄おきて逃いでたりと十四うの家の人々を呼てこ
れにいふ視よヘブル人を我等の所につれ来て我等にたはむれしむ彼我といねんとて我の所にいり来しかば我
大聲によばゝれり十五彼わが聲をあげて呼るを聞しかがわが許にすておきて外に逃いでたりと
十六其衣を傍に置て主人の家に歸るを待つ十七かくて彼是言のごとく主人につげていふ汝が我らに携
へきたりしヘブルの僕われにたはむれんとて我許にいりきたりしが十八我聲をあげてよばゝりしかがうの衣
を我許にすておきて逃いでたり十九主人うの妻が己につげて汝の僕斯のごとく我になせりといふ言を聞て
怒を發せり二十是に於てヨセフの主人彼を執へて獄にいる其獄へ王の囚徒を繋ぐ所なりヨセフ彼處にて
獄にをりしが二一エホバヨセフとともに在して之に仁慈を加へ典獄の恩顧をこれにえさせたまひけれバ
二二典獄獄にある囚人をことごくヨセフの手に付せたり其處になす所の事ハ皆ヨセフこれをなすなり
二三典獄うのまかせたる所の事ハ何をもかへりみざり其ハエホバヨセフとともにいますなりエホバ

かれのなすところをさかえしめたまふ
第四章　一これらの事の後エジプト王の酒人と膳夫うの主エジプト王に罪をかすニパロうの二人の臣す
なはち酒人の長と膳夫の長を怒りて三之を侍衛の長の家の中なる獄に幽囚ふヨセフが繋れをる所なり四侍
衛の長ヨセフをして彼等の側に侍おめたれバヨセフ之につかふ彼等幽囚れて日を經たり五茲ふ獄に繋れた
るエジプト王の酒人と膳夫の二人ともに一夜の中に各夢を見たりうの夢ハおのくうの解明にかなふ
六ヨセフ朝に及びて彼等の所に入て視るに彼等物憂ふ見ゆ七是ふかくヨセフうの主人の家ふ己ともに幽囚な
るパロの臣に問て汝等なぜゆゑに今日ハ顔色あしきやといふ八彼等これいひけるハ解く事ハ神によるみ
夢なしとヨセフ彼等にいひけるハ我ふ速よ九酒人の長その夢をヨセフふ述て之にいふ我夢の中に見しにわが前に一の葡萄樹あり十その樹に三の枝あり芽いで花ひらきて葡萄なり球
をなして熟たるがごとくなりき十一時にパロの盃わが手にあり我葡萄を摘てこれをパロの盃に擠りうの
盃をパロの手に奉たり十二ヨセフかれにいひけるハこれうの解明は是のごとし三の枝ハ三日なり十三今より
三日の中にパロなんぢの首を擧げ汝を故の所にかへさん汝ハ爰に酒人たりし時になせし如くパロの盃を
の手に奉ぐるにいたらん十四然ど請ふ汝善ならん時に我をおもひて我に恩恵をほどこし吾事をパロにのべ
てこの家よりわれを出せ十五我ハまことにヘブル人の地より掠れ来しものなればまた此ふても我ハ牢にい
れらるゝがごとき事ハなさゞりしなり十六茲に膳夫の長うの解明の善りしを見てヨセフにいふ我も夢を得
て見たるに白きパン三筐わが首にありて十七うの上の筐にハ膳夫がパロのために作りたる各種の饌ありま
が鳥わが首の筐の中より之をくらへり十八ヨセフこたへていひけるハうの解明ハかくのごとし三の筐ハ三
日なり十九今より三日の中にパロ汝の首を擧はなして木ふ懸んまかして鳥汝の肉をくらひさるべし
と二十第三日ハパロの誕辰なればパロうの諸の臣僕に筵席をなし酒人の長と膳夫の長をして首をうの臣僕

の中に醒しむ 二 即ちパロ酒人の長をうの職にかへしけれど彼 23 のパロの手に奉たり 三 されど膳夫
の長ヘ木に懸らるヨセフの彼等に解明せるがごとくせし 三 然るに酒人の長ヨセフをおぼえずして之を忘れた
り

第四十一章 二 二年の後パロ夢ることあり即ち河の濱にたちて 二 視るに七の美しき肥たる牝牛河よりの
ぼりて蒭を食ふ 三 うの後また七の醜き痩たる牛河よりのぼりて彼牛の側にたちしが 四 うの醜き痩
たる牛かの美き肥たる七の牛を食ひつくせり パロ是ゐいたりて寝む 五 彼また寝て再び夢るゐ一の莖ゐ七
の肥たる佳き穂いできたるゐ其のちに又まなびて東風に焼たる七の穂いできたりしが 六 七うの七の穂
穂かの七の肥實りたる穂を吞盡せり パロ寤て見に夢なりき 七 朝ハパロ惻におよびてうの心安からず人をつか
へしてエジプトの法術士どうの博士を招ことごく召し之にうの夢を述たり然ど之をパロに解うる者なか
りき 八 時に酒人の長パロに告ていふ我今日わが過をおもひいづ 九 嘗てパロうの僕を怒て我と膳夫の長
を侍衛の長の家に幽囚ひたまひし時 十 我と彼ともに一夜のうちゐ夢み各うの解明にかなふ夢をみたり
しが 十一 彼處に侍衛の長の僕なる若きヘブル人我らと偕にありて我等これゐのべたれば彼われらの夢を解り
の夢ゐたがひて各人に明解をなせり 十二 是ゐかして其事かれが解たるごとくなりて我はわが職ゐかへり彼
ハ木ゐ懸らる 十三 是ゐ於てパロ人をやりてヨセフを召しければ急ぎてこれを獄より出せりヨセフすなわち髭
を剃り衣をかへてパロの許にいり來る 十四 パロヨセフゐいひけるハ我ふるゐあらず神パロの平安
夢ときて之を解くことをうると云ふ 十五 ヨセフパロにこたへていひけるハ我ふるゐあらず神パロの平安
を告たまわん 十六 パロヨセフゐいふ我夢ゐ河の岸ゐたちて見るゐ 十七 河より七の肥たる美しき牝牛のぼりて
蒭を食ふ 十八 後また弱く甚だ醜き瘠たる七の牝牛のぼりきたる其惡き事エジプト全國ゐわが未だ見ざる
ほどなり 十九 後の瘠たる醜き牛初の七の肥たる牛を食ひつくしたりと雖 二十 已に腹にいりても其腹にいりし
事れず尚前のごとく醜かりき我是にいたりて寤めたり 二一 我また夢に見るに七の實たる佳き穂一の莖に
できたる 二二 うの後にまたいぢけ萎びて東風にやけたる七の穂生じたりまが 二四 うのまなびたる穂かの七
の佳穂を呑つくせり我これを法術士に告たれどもわれにこれを述めすものなし 二五 ヨセフパロにいひけ
るハパロの夢ハ一なり神うの爲んとする所をパロに示したまへるなり 二六 七の美牝牛ハ七年七の佳穂も
七年にして夢ハ一なり 二七 其後にのぼりし七の瘠たる醜き牛ハ七年の饑饉なり 二八 是ハわがパロに申すところなり神うの
ハ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし 三十 うのなさんとするところをパロに示めしたまふ
二九 エジプトの全地に七年の大なる豐年あるべし 三十 うの後に七年の凶年おこらん而してエジプトの地
にありし豐作を皆忘るるにいたるべし饑饉國を滅さん 三一 後にいたるうの饑饉をなはだはげしきにより前
の豐作國の中に知れざるにいたらん 三二 パロのふたゝび夢をかさね見たまひしハ神がこの事をさだめて
速に之をなさんとまたまふなり 三三 されバパロ慧く賢き人をえらみて之にエジプトの國を治めしめたま
ふべし 三四 パロこれをなし國中に官吏を置てうの七年の豐年の中にエジプトの國の五分の一を取たまふべ
し 三五 而して此官吏をまて來らんとするうの善き年の諸の糧食を聚めパロの權をもて穀物を國々にかこひまめたまふべし 三六 うの糧食を國のために蓄藏へおきてエジプトの國に
のぞむ七年の饑饉に備へ國をして饑饉のために滅ざらしむべし 三七 パロとその諸の臣僕此事を善とす 三八
是に於てパロうの臣僕にいふ我等神の靈のやどれる是のごとき人をえんやと 三九 ゐかしてパロ
ヨセフにいひけるハ神是をことごとく汝に示めしたまひたれバ汝のごとく慧く賢き者なかるべし 四十 汝わが
家を宰るべしわが民みな汝の口にまたがはん唯位において我ハ汝より大なるべし 四一 パロヨセフ
にいひけるハ視よ我汝をエジプト全國の家宰となすと 四二 パロすなはち指環をうの手より脱して之を
ヨセフの手にはめ之に白布の衣せ金の索をうの項にかけ 四三 之をまた己のもてる次の輿に乘しめ下におよ
こ其前に呼ばむ是彼をエジプト全國の家宰となせり 四四 パロヨセフにいひけるハ我はパロなりエジプト
全國に汝の允准をえずして手足をあぐる者なかるべしと 四五 パロヨセフの名をザフナテパネアと名けま

たオンの祭司ポテパルの女アセナテを之にあたへて妻さなさしむヨセフいでゝエジプトの地をめぐる四六
ヨセフはエジプトの王パロのまへに立し時三十歳なりきヨセフパロのまへを出て遍くエジプトの地を巡れ
り四七七年の豊年の中に地山なして物を生ず四八ヨセフすなはちエジプトの地にありしろの七年の糧食
を斂てろの糧食を邑々に藏む邑々に藏む邑ル〻其邑の中に藏む四九ヨセフ海門の沙のごとく甚だ多く數物かぞへ途に數ふることをやむるに至る其い數かぎり無れゞなり五十饑饉の歲のいたらざる
前にヨセフに二人の子うまる是はオンの祭司ポテパルの女アセナテの生たる者なり五一ヨセフろの冢子の
名をマナセ（忘）となづけて言ふ神我をあてわが諸の苦難とわが父の家の凡の事をわすれしめたまふと
五二又次の子の名をエフライム（多く生る）となづけていふ神われをしてわが艱難の地にて多くの子を
えせしめたまふと五三愛にエジプトの國の七年の豊年さりぬ五四ヨセフの言しごとく七年の凶年きたりはじむ
の饑饉ハ諸〻の國にあり然どエジプト全國には食物ありき五五エジプト全國饑し時民さけびてパロに
食物を乞ふパロエジプトの諸の人にいひけるハヨセフに往け彼が汝等にいふところをなせと五六饑饉全地
の面にありヨセフすなはち諸の倉廩をひらきてエジプト人に賣わたせり饑饉ます〳〵エジプトの國にはげ
しくなる五七饑饉諸の國にはげしくなりしかゞ諸國の人エジプトに穀物を買ふヨセフに往け彼が汝等にいふところをなせと五六饑饉全地
第四十二章　ヤコブエジプトに穀物あるを見ていひけるハ汝等なんぞたがひに面を見あハするやニヤコブまたいふ我エジプトに穀物ありと聞り彼處ふくだりて彼處より我等のために買きたれ然らばわれら生るを得て死をまぬかれんと三ヨセフの十人の兄弟ベニヤミンハヤコブこれをろの兄弟と
れざヨセフの弟ベニヤミンハヤコブこれをろの兄弟エジプトにて穀物をかいんとて下りゆけり四さ
むことあらんと思たれゞなり五イスラエルの子等穀物を買んとて來る者ども中に來る其ハカナンの地に饑饉
ありたれゞなり六時にヨセフハ國の總督にして國の凡の人に賣ことをなせりヨセフの兄弟等來りてろの前
に地に伏て拜す七ヨセフろの兄弟を見てこれを知たれどもしらざりきヨセフ

ち彼等に汝等ハ何處より來れるやといへゞ彼等いふ糧食を買んためにカナンの地より來れりと八ヨセフ
ハろの兄弟をしりたれども彼等ハヨセフをしらざりき九ヨセフ彼等にいひけるハ汝等ハ間者にして此國の隙を窺んとて來れるなり十彼等之にいひけるハわが主よ然らず唯
糧食をかんとて僕等ハ來れるなり十一我等皆みな一箇の人の子にして篤實なる者なり僕等ハ間者にあらず十二ヨセフ彼等にいひけるハ否汝等ハ此地の隙を窺んとて來れるなり十三彼等いひけるハ僕等ハ十
二人の兄弟にしてカナンの地の一箇の人の子なり季子ハ今日父とゝもにをる又一人ハあらずなりぬ十四ヨ
セフかれらにいひけるハわが汝等ふつげて汝等ハ間者なりといひしごとこの事なり十五汝等斯してろの眞實
をあかすべしパロの生命をさして誓ふ汝等の末弟ここに來るにあらざれゞ汝等ハ此處をいづるをえじ
十六汝等の一人をやりて汝等の弟をつれきたらしめよ汝等ハ囹圄にゐよ汝等の言をためし汝らの中に
眞實あるや否をみんパロの生命をさして誓ふ汝等ハ間者なりと十七彼等を皆ともに三日のあひだ囹
囚おけり十八三日におよびてヨセフかれらにいひけるハ我神を畏る汝等是なして生命をえよ十九汝等もし
篤實なる者ならゞ汝らの兄弟の一人をしてこの獄に繋れしめ汝等ハ往て汝らの家
〳〵の饑をすくへ二十但し汝らの末弟を我につれきたるべしさすれゞなんぢらの言の眞實あらわれて汝等
死をまぬかるべし彼等すなはち斯なせり二一茲に彼らたがひに言けるハ我等ハ弟の事によりて信に罪あり
我等ハ彼が我らに哀請にれがひし時にろの心の苦を見ながら之をきゝざりき故ふこの苦われらにのぞめる
なりニ二ルベンかれらに對ていひけるハ我なんぢらにいひて童子に罪をなかすなかれといひしにあらずや然
るに汝等きゝざりき是故に視よ亦彼の血をながせし罪をたづさるニ三彼等はヨセフが之を解するをしらざ
りき其ハ互に通辨をもちひたればなりニ四ヨセフ彼等が離れゆきて哭き復かれらにかへりて之とかたり遂に
シメオンを彼らの中より取りろの目のまへにて之を縛れりニ五而してヨセフ命じてろの器に穀物をみたしめ
其人々の金を嚢に返さしめ又途の食を之にあたへしむヨセフ斯かれらになせりニ六彼等すなはち穀物を

驢馬におはせて其處をさりしが 二七其一人旅邸にて驢馬に糧を與んとて襲をひらき其金を見たり其ハ襲
の口にありければなり 二八彼ろの兄弟にいひけるハ我が金ハ返してあり視よ襲の中にありと是において彼等
膽を消し慄れてたがひふ神の我らになしたまふ此事ハ何ぞやといへり 二九かくて彼等カナンの地にかへりて
父ヤコブの所にいたり其身にありし事等を悉く之につげていひけるハ 三十彼國の主荒々しく我等にもの
いひ我らをもて國を偵ふ者となせり 三一我ら彼にいふ我等ハ誠實なる者なり間者ふあらず 三二我らハ十二人
の兄弟ふして同じ父の子なり一人ハあらずなり季のハ今日父ところにカナンの地にありと 三三國の主なる
ろの人われらふいひけるハ我らくして汝等の誠實なるをしらん汝等の兄弟の一人を吾もとにのこし糧食
をたづさへゆきて汝らの家々の饑をすくへ 三四しかして汝らの季の弟をわが許につれきたれ然れば我なん
ぢらが間者にあらずして誠實なる者たるをしらん我なんぢらの兄弟を汝等に返し汝等をしてこの國にて交
易をなさしむべしと 三五茲に彼等ろの襲を傾たるふ視よ各人の金包ろの襲のなかにあり彼等ところの父金
包を見ておそれたり 三六ろの父ヤコブ彼等にいひけるハ汝等ハ我をして子を喪ハしむヨセフハあらずシ
メオンもあらずなりたるにまたベニヤミンを取んとす是みなわが身にかゝるなり 三七ルベン父に告ていふ我
もし彼を汝につれかへらずば吾ふたりの子を殺せ彼をわが手にわたせ我之をなんぢにつれかへらん 三八ヤコ
ブいひけるハわが子ハなんぢらところもに下るべからず彼の兄ハ死て彼ひとり遺たれば災なり若なんぢらが行さ
ころの途にて災難かれの身におよばゞ汝等ハわが白髪を悲みて墓にくだらしむるにいたらん

第四十三章　三饑饉ろの地にもげしかりき 二茲ふ彼等エジプトよりもちきたりし穀物を食つくせし時父が
れらに再びゆきて少許の糧食を買きたれといひければ 三ユダ父にかたりていひけるハ彼人かたく我等を
いましめていふ汝らの弟汝らところもにあるにあらざれば汝らハわが面をみるべからずと 四汝もし弟を
われらところもに遣さば我等下て汝のために糧食を買ふべし 五されど汝もし彼をつかハさずば我等くだ
らざるべし其ハかの人われらにむかひ汝等の弟なんぢらところもにあるにあらざれば汝ら音面をみるべから
ずといひたれば 六イスラエルいひけるハ汝等なにゆゑに汝等に尚弟のあることを彼人につげて我
を惡くなすや 七彼等いふ其人われらの模樣とわれらの親族を問たゞして汝らの父ハ尚生存へるや汝等ハ
弟をもつやといひしにより其言の條々にまたがひて彼につげたるなり我等いかでか彼が汝等の弟なつ
れくだれといふならんとまるをえん 八ユダ父イスラエルにいひけるハ童子をわれとゝもに遣せ我等たちて
往ん然らば我等と汝およびわれらの子女生ることを得て死をまぬかるべし 九我彼の身を保ん汝わが手にか
れを問へ我もし彼を汝につれかへりて汝のまへに置ずば我永遠に罪をおはん 十我等もし濡滯ことなかりし
ならば必すすでにゆきて再びかへりしならん 十一父イスラエル彼等にいひけるハ然ば斯なせ汝等國の名物
なる器にいれ携へくだりて彼人に禮物とせよ乳香少許蜜少許、香物、沒藥、胡桃および巴旦杏 十二又手に一
倍の金を取ゆけ汝等の襲の口に返してありし彼金を再び手にたづさへゆくべし恐くハ差謬にてありしな
らん 十三且また汝らの弟を率へ起てふたゝび其人の所にゆけ 十四れがいくハ全能の神ろの人のまへにて
汝等を矜恤みろの人をして汝等の他の兄弟とベニヤミンを放ちかへさしめたまハんことを若われ子に別る
べくあらば別れんと 十五是に於てかの人々ろの禮物を執ベニヤミンを携へて起てエヂ
プトにくだりヨセフの前に立つ 十六ヨセフベニヤミンの彼らと偕なるを見てろの家宰にいひけるハこ
ゝろの人々を家に導き畜を屠て備へよこの人々卓午に我とゝもに食をなすべければなり 十七其人ヨセフのいひし
ごとくなし其人この人々をヨセフの家に導けり 十八人々ヨセフの家に導かれたるによりて懼れいひけるハ
初めにわれらの襲にかへりてありし金の事のために我等へひきいれらるる是われらを押倒へて我等にせまり執
へて奴隸となし且われらの驢馬を取んとするなりと 十九彼等すなはちヨセフの家宰に進みよりて家の入口
にて之にかたりて二十いひけるハ主よ我等實に最初くだりて糧食を買たり 二一ところに我等旅邸に至
りて襲を啓き見るに各人の金ろの襲の口にありて其金の量全かりし然ば我等これを手にもちかへれり
二二又糧食を買ふ他の金をも手にもちくだる我等の金を襲にいれたる者ハ誰なるかわれらハ知ざるなり

二三 彼いひけるハ汝ら安ぜよ懼るなかれ汝らの神
汝らの父の神財寶を汝等の嚢におきて汝らに賜ひしなり
汝らの金ハ我にとゞけりと遂にシメオンを彼等の所にたづさへいたせり 二四 かくて其人
の家に導き水をあたへてその足を濯はしめ又その驢馬に飼草をあたふ 二五 彼等其處にて食
かゞ禮物を調へてヨセフの日午に來るをまつ 二六 茲にヨセフ家にかへりしかゞ彼等その手の禮物を家にも
ちきたりてヨセフの許にいたり地に伏てこれを拜す 二七 ヨセフかれらの安否をとふていふ 汝等の父汝らが
初にかたりしその老人ハ恙なきや尚いきながらへをるや 二八 彼等こたへてわれらの父汝の僕ハ恙なく
してなほ生ながらへをるといひ身をかゞめ禮をなす 二九 ヨセフ目をあげてその母の子なる己の弟ベニヤ
ミンを見ていひけるハ是ハ汝らが初に我にかたりし汝らの若き兄弟なるや又いふわが子よ願ハくハ神汝
をめぐみたまハんことを 三十 ヨセフその弟のために心焚るがごとくなりしかゞ急きてその泣べきところ
ろを尋れ室にいりて其處に泣り 三一 而して面をあらひて出で自ら抑へて食をなへよといふ 三二 すなハち
ヨセフハヨセフ彼等ハ彼等陪食するエジプト人ハエブル人
と共に食することを忌ざるによる 其事エジプト人の
の前に坐るに長子をゞその長たるにしたがひて坐らせ若き者をゞその幼少にしたがひてすわらせけれゞその
人々驚きあへり 三三 ヨセフ己のまへより皿を彼等に供ふべニヤミンの皿ハ他の人のよりも五倍おほかり
きかれら飲てヨセフとゝもに樂めり

第四十四章 ヨセフその家宰に命じていふこの人々の嚢に
金をうの嚢の口に置れ 二 またわが杯すなハち銀の
杯を彼の少き者の嚢の口に置てその穀物の金子さうも
にあらしめよと彼ヨセフがいひし言のごとくなせり 三 かくて夜のあくるにおよびてうの人々と驢馬をかへし
けるが 四 かれら城邑をいでゝなほ程さほからぬにヨセフ家宰にいひけるハ起てかの人々の後を追ひおひつ
きし時之にいふべし汝らなんぞ惡をもて善をむくゆるや 五 其ハわが主がもちひて飲み又用ひて常に卜ふ者に

あらすや汝らかくなすハ惡しごと 六 是に於て家宰かれらに
之ふいふ主なぜゆゑに是事ないひたまふや僕等さへめて
ナンの地より汝の所にもちかへれり然ゞ我等いかで汝の主の家より金銀をぬすまんや 八 僕等の中誰の手ゟ
見あたるも其者ハ死べし我等またわが主の奴隷となるべし 九 彼いひけるハさらゞ汝らの言のごとくせん其の
見あたりし者ハわが奴隷となるべし汝等ハ咎なしと 十 是ゟおいて彼等急ぎて各〻うの嚢を地ゟおろし各〻
うの嚢をひらきたゞかゞ 十一 彼すなハち長者よりはじめて少者ゟはるゟ杯ハベニヤミンの嚢ゟありき
十二 斯有しかゞ彼等うの衣を裂きおの〻うの驢馬ゟ荷を負せて邑ゟかへる 十四 ふかくしてユダとうの兄弟
等ヨセフの家にいたるにヨセフなほ其處ゟありしかゞ
がなしたるこの事ハ何ぞや我のごとき人ハ善くトひうる者なるを汝らはさんや 十六 ユダいひけるハ我等主に何
をいハんや何をのべんや如何ゟしてわれらの正直をあらはさんや神僕等の罪を摘發したまへり然ゞ我等ゟ
よびこの杯の見あたりし者俱ゟ主の奴隷となるべしと 十七 ヨセフいひけるハきハめて然せじ杯の手ゟ見あ
たりし人ハわが奴隷となるべし汝等ハ安然に父ゟかへりのぼるべし 十八 時ゟユダかれに近よりていひけるハ
わが主よ請ふ僕をして主の耳に一言いふをゆるせしめよ僕ゟむかひて怒を發したまふなかれ汝ハパロのごとく
にいますなり 十九 昔ゟわが主僕等に問て汝等ハ父ゟあるや弟ゟあるやといひたまひしかバ 二十 我等主にいへ
り我等にわが父あり老人なり又うの老年子なる少者ありうの兄ハ死てうの母の遺せるハ只是のみ故ゟ父これ
を愛すと 二一 汝また僕等ゟいひたまハく彼を我許ゟつれくだり我をして之ゟ目をつくることをえせしめよと
二二 われら主ゟいへり童子父を離るをえず若父をはなるゝならバ父死べしと 二三 汝また僕等にいひたまハく
汝らの季の弟汝等とゝもゟ下るゟあらざれバ汝等ふたゝびわが面を見るべからずと 二四 我等すなハちな
んぢの僕わが父の所ゟかへりのぼりて主の言をこれに告たり 二五 我らの父再びゆきて小許の糧食ゟ買
きたれといひけれバ 二六 我らいふ我らくだりゆくことをえずわれらの季の弟われらと共ゟあらバ下りゆく

べし其ゝ季の弟われらと共にあるゐあらざれゞなりと 二七 なんぢの僕わが父われらゐいふ汝らの去るごとく吾妻われに二人を生しが 二八 ろの一人出てわれをはなれたれゞ必ず裂ころされしならんと思へり我今にいたるまで彼を見ず 二九 なんぢら是をも我側より取ゆかんに若災害是の身におよぶあらゞ遂ゐわが白髪をして悲みて墓にくだらしむるにいたらん 三十 抑父の生命と童子の生命とは相結びてあれゞ我なんぢの僕わが父に帰りいたらん時に童子もしわれらと共に在ずゞ如何ぞや 三一 父童子の在ざるを見ゞ死るにいたらん然れゞ僕等なんぢの僕われらの父の白髪をして悲みて墓にくだらしむるなり 三二 僕わが父に童子の事を保ひて我もし是を汝につれかへらずゞ永久に罪を父に負んといへり 三三 されゞ請ふ僕をして童子にかはりて主の奴隷とならしめ童子をしてうの兄弟とともに伴へずして父の許に上りゆくべけん恐くわれいかでか童子を伴へず災害の父におよぶを見ん

第四十五章

一 茲にヨセフうの側にたてる人々のまへにて自ら禁ぶあたわざるに至りけれゞ人皆われを離ていでよと呼れり是をもてヨセフが己を兄弟にあかしたる時一人も之とともにたつものなかりき 二 ヨセフ聲をあげて泣りエジプト人これを聞きパロの家またこれを聞く 三 ヨセフすなわちうの兄弟にいひけるゐ我ヨセフなりわが父はなほ生ながらへをるやと兄弟等うの前に驚き懼れて之ゐこたふるをえざりき 四 ヨセフ兄弟にいひけるゐ請ふ我にちかよれとかれらすなわち近よりけれゞ言ふ我ゐなんぢらの弟ヨセフなんぢらがエジプトにうりたる者なり 五 されど汝等我をこゝに賣しをもて憂ふるなかれ身を恨るなかれ神生命をすくわまめんとて我を汝等の前につかわしたまへるなり 六 この二年のあひだ饑饉國の中にありしが尚五年の間耕すことも獲ることもなゝるべし 七 神汝等の後を地につたへんため又大なる救をもて汝らの生命を救わんために我を汝等の前に遣したまへり 八 然ゞ我を此につかわしたまへるは神なり神われをパロの父となしうの全家の主となしエジプト全國の宰となしたまへり 九 汝等いろき父の許にのぼりゆきて之にいへ汝の子ヨセフかく言ふ神われをエジプト全國の主となしたまへりわが所ゐくたれ遅疑なかれ

十 汝ゴセンの地に住べし斯汝と汝の子と汝の子の子およびなんぢの羊と牛と並に汝のすべて有ところの者われの近方にあるべし 十一 なほ五年の饑饉あるゐより我其處にてなんぢを養はん恐くゐ汝となんぢの家族およびなんぢの凡て有ところの者匱乏ならん 十二 汝等のこれをいふ者ゐわが口なり十三 汝等わがエジプトにて享る顯榮となんぢらが見たる所とを皆悉く父につげよ汝ら急ぎて父を此にみちびき下るべし 十四 而してヨセフうの弟ベニヤミンもヨセフの頸をかゝへて哭く 十五 ヨセフ亦うの諸の兄弟に接吻し之をいだきて哭く是のち兄弟等ヨセフと言ふ 十六 茲にヨセフの兄弟等きたれりといふ聲パロの家にきこえけれゞパロとうの臣僕これを悦ぶ 十七 パロすなわちヨセフにいひけるゐ汝の兄弟に言べし汝等かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆきに至り 十八 なんぢらの父となんぢらの家族を携へて我にきたれ我なんぢらにエジプトの地の嘉物をあたへん汝等國の膏腴を食ふことをうべしと 十九 今汝命をうく汝等かく爲せ汝等エジプトの地より車を取ゆきてなんぢらの子女と妻等を載せ汝等の父を導きて來れ 二十 また汝等の器を惜み視るなかれエジプト全國の嘉物ゐ汝らの所屬なればなり 二一 イスラエルの子等すなわち斯なせりヨセフパロの命にまたがひて彼等に車をあたへかつ途の餱糧をかれらにあたへたり 二二 又かれらに皆おのゝ衣一襲を與へたりしがベニヤミンには銀三百と衣五襲をあたへたり 二三 彼また斯のごとく父に餽れり即ち驢馬十疋にエジプトの嘉物をおせ牝の驢馬十疋に父の途の用ゐ供ふる穀物と糧と肉をおいせて餽れり 二四 斯して兄弟をかへしてヤコブゐいたりに六之につげてヨセフゐ尚いきてありエジプト全國の宰となりなるといふ事かるゐヤコブの心なほ寒冷なりき其ゐこれを信ぜざれゞなり 二七 彼等またヨセフの己にいひたる言をことごく之につげたりうの父ヤコブヨセフがおのれを載んとておくりし車をみるにおよびて其氣おのれゐかへれりエルすなわちいふ足りぬ我子ヨセフなほ生をるわれ死ざるまへに往て之を視ん

第四十六章　一イスラエルうの已につける諸の者ともに出たちベエルシバにいたりてうの父イサクの神に
犠牲をさゝぐ二神夜の異象にイスラエルにかたりてヤコブよヤコブよといひたまふ三ヤコブわれ此にありと
いひければ神いひたまふ我は神なり汝の父の神なりエジプトにくだることを懼るなかれわれ彼處にて汝を大
なる國民となさん四我汝とゝもにエジプトに下るべし亦かならず汝を導のぼるべしヨセフ手をなんぢ
の目の上におかんと五かくてヤコブベエルシバをたちいでたりイスラエルの子等すなわちパロの贈んとて
くりたる車に父ヤコブと已の子女と妻等を載せうの家畜とカナンの地にてえたる貨財をたづさへ斯してヤ
コブとうの子孫皆ともにエジプトにいたれりセヤコブがくうの子と子の子およびうの女と子の女すなわちう
の子孫を皆ともなひてエジプトにつれゆけりハイスラエルの子のエジプトにくだれる者の名は左のごとしヤ
コブとうの子等ヤコブの長子ルベンルベンの子はヘノクパルヘヅロンカルミナシメオンの子はエムエ
ルヤミンオハデヤキンゾハルおよびカナンの婦のうめる子シヤウルナ一レビの子はゲルションコハテメ
ラリ十二ユダの子はエルオナンシラベレヅゼラ但しエルとオナンはカナンの地に死たりベレヅの子はヘ
ヅロンおよびハムルなり十三イツサカルの子はトラプワヨブシムロン十四ゼブルンの子はセレデエロン
ヤリエルなり十五是等およびの女子デナはレアがパダンアラムにてヤコブにうみたる者なりうの男子女子
あわせて三十三人なりき十六ガドの子はゼポンハギシユニエズボンエリアロデアレリ十七アセルの子は
エムナイシワイスイベリアおよびその妹サラ並にベリアの子はヘベルとマルキエルなり十八是等はラ
バンがうの女レアにあたへたるジルパの子なり彼是等をヤコブにうめり都合十六人十九ヤコブの妻ラケル
の子はヨセフにベニヤミンなり二十エジプトの國にてヨセフにマナセとエフライムうまれたり是はオンの祭
司ポテパルの女アセナテが生たる者なり二一ベニヤミンの子はベラベケルアシベルゲラナアマンエヒ
ロシムツピムホパムアルデ二二是等はラケルの子にしてヤコブにうまれたる者なり都合十四人二三ダンの
子はホシム二四ナフタリの子はヤヅエルグニエゼルシレムニ五是等はラバンがうの女ラケルにあたへた
るジルハの子なり彼これらをヤコブにうめり都合七人二六ヤコブとゝもにエジプトにいたりし者はヤコブの
子の妻をのぞきて六十六人なりき是皆ヤコブの身よりいでたる子二人ありヤコブの家の人のエジプトにいたりし者はあわはせて七十
セフにつかはしおのれをゴセンにみちびかしむ而して皆ゴセ
ンにのぼりて父イスラエルを迎へ之にまみえてうの頸を抱き
いふ汝なほ生てをり我汝の面を見ることをえたれば今ゝ死るも可しと三ヨセフうの兄弟等と父の家族
とにいひけるは我のぼりてパロにつげて之にいふべしわが兄弟等とわが父の家族カナンの地になりし者我
のところに來れり三うの人々は牧者にして牧畜の人なり彼等うの羊と牛および有る諸の物をたづさへ
來れりと三三パロもし汝等を召て汝等の業は何なるやと問ことあらば三四僕等ゝ幼少より今にいたるまで
牧畜の人なり我等も先祖等もともにまかりさいへしがらばなんぢらゴセンの地にすむことをえん牧者ゝ皆エ
ジプト人の穢ゝしとするものなればなり

第四十七章　一茲にヨセフゆきてパロにつげていひけるはわが父と兄弟およびうの羊と牛と諸の所有物カ
ナンの地よりいたれり彼らはゴセンの地になるこゝろの兄弟の中より五人をとりてこれをパロにまみえし
む三パロヨセフの兄弟等にいひけるは汝らの業は何なるか彼等パロにいふ僕等は牧者なりわれらも先祖等も
ともにまかりこゝろかれら又パロにいひけるは此國に寓らんとて來れり迦南の地に饑饉はげしくして僕等の群をやしなふ牧場なければなりされば請ふ僕等をしてゴセンの地にすましめたまへ五パロヨセフ
にかたりていふ汝の父と兄弟汝の所にきたれり六エジプトの地はなんぢの前にあり地の善き處に汝の
父と兄弟をすましめよ汝もし彼等の中に才能ある者あるをきら
ゞ其人々をしてわが家畜をつかさどらしめよ七ヨセフまた父ヤコブを引ていりパロの前にたゝしむヤコブ
パロを祝すハパロヤコブにいふ汝の齢の日ハ幾何なるか九ヤコブパロにいひけるはわが旅路の年月ハ百三

十年にいたる我が齢の日々僅少にして且惡かり未だわが先祖等の齢の日と旅路の日におよばざるなり十ヤコブパロを祝しパロのまへよりいでさりぬ十一ヨセフ父と兄弟に居所を與へエジプトの國の中の善き地即ちラメセスの地をかれらにあたへて所有となさしむ十二ヨセフ父と兄弟と父の全家にその子の數にまたがひて食物をあたへて養へり十三却說饑饉はなはだはげしくして全國に食物なくエジプトの國とカナンの國饑饉のために弱れり十四ヨセフ穀物を賣あたへてエジプトの地とカナンの地にありし金をことごとく斂む而してヨセフその金をパロの家にもちきたる十五エジプトの國とカナンの國に金つきたれバエジプト人みなヨセフにいたりていふ我等に食物をあたへよ如何ぞなんぢの前に死べけんや金もしたえたればなり十六ヨセフいひけるハ汝等の家畜をいだせ金もすでにたえたり十六ヨセフいひけるハ汝等の家畜をいだせ金もしたえたらば我なんぢらの家畜にかへて與ふべしと十七かれら乃ちその家畜をヨセフにひきゐたりけれむヨセフ馬と羊の群および驢馬にかへて食物をかれらにあたへたりそのすべての家畜のために其年のあひだ食物をあたへよ如何ぞなんぢの前に死べけんや金てうの年暮けるが明年にいたりて人衆またヨセフにきたりていふ我等主に隱すところなしわれらの金は竭たりまたわれらの畜の群ハ主に收す主のまへにいだすべき者ハ何ものこりをらず唯われらの身体と田地あるのみ十九われらいかんぞわれらの田地ともに汝の目のまへに死亡ぶべけんや我等とわれらの田地を食物に易て買されば我等田地ともにパロの僕とならん又た我等に種をあたへよ然ばわれら生るをえて死るふいたらず田地も荒蕪ふいたらじ二十是に於てヨセフエジプトの田地をことごとくパロに納る其ハエジプト人饑饉にせまりて各人その田圃を賣たれバなり是によりて地ハパロのものとなれり二一又民ハエジプトのこの境の極よりかの境の極の者までヨセフこれを邑々にうつせり二二但祭司の田地ハ贖さらざりき祭司ハパロより祿をたまハりたれバパロの與る祿を食たるによりてその田地を賣ざりき二三玆にヨセフ民にいひけるハ視よ我今日汝等となんぢらの田地をかひてパロに納る視よこの種子を汝らに與ふ地に播べし二四而かして收穫の五分の一をパロに輸し四分をなんぢらに取て田圃の種となしなんぢらの食となしなんぢらの家族と子女の食となせよ二五人衆いひけるハ汝われらの生命を拯ひたまへりわれら主のまへに恩をえんことをねがふ我等パロの僕となるべしと二六ヨセフエジプトの田地に法をたてたり今日にいたるまで其五分の一をパロにをさめよむうの事とせり唯祭司の田地のみパロの有とならざりき二七イスラエルエジプトの國に於てゴセンの地にすみ彼處に產業を獲ふの數增て大ふ殖たり二八ヤコブエジプトの國に十七年いきながらへたりヤコブの年齒の日ハ合て百四十七年なりき二九イスラエル死るの日ちかよりけれバその子ヨセフをよびて之にいひけるハ我もし汝のまへに恩を得るならバ請ふなんぢの手をわが髀の下にいれ恐くは眞實をもて我をあつかへ我をエジプトに葬るなかれ三十我ハ先祖等とともにふし假んことをねがふ汝われをエジプトより舁いたして先祖等の墓場にはうむれヨセフいふ我なんぢが言るごとくなすべしと三一ヤコブまた我に誓へといひけれバすなハち誓へりイスラエル床の頭にて拜をなせり

第四十八章

一是等の事の後汝の父病にかゝるとヨセフふたりのエフライムをともなひて至るニ人ヤコブふ告て汝の子ヨセフなんぢの許にきたるといひけれバイスラエル強て床ふ坐す三ふかしてヤコブヨセフにいひけるハ昔に全能の神カナンの地のルズにて我にあらはれて我を祝し四我にいひたまひけらく我なんぢをして多く子をえせしめ汝をふやし汝を衆多の民となさん我この地を汝の後の子孫にあたへて永久の所有となさしめんと五わがエジプトにきたりて汝ふ就まへふ生れたる二人の子エフライムとマナセ是等はわが子となるべしルベンとシメオンのごとく是等ハわが子となならん六是等の後ふなんぢが得たる子ハ汝のものとすべし又乃ちその產業ハうの兄弟の名をもて稱らるべし七我事をいひふ我昔パダンより來れる時ラケル我にまたがひをりて途にてカナンの地に死り其處ハエフラタまで尙途の隅あるところなりわれ彼處にてかれをエフラタの途ふはうむれり（エフラタハすなハちベテレヘムなり）八斯てイスラエルヨセフの子等を見て是等ハ誰なるやといひけれバ九ヨセフ父ふいふ是は神の此處にて我ふたまひし子等なりと父すなハちいふ請ふ彼らを我所ふつれきたれ我これを祝せんと十イスラエルの

日ハ年齢のため ゐ眎て見るを ゑざりしが ヨセフ かれらをうの許ふつれきたりけれ ゞ之に接吻してこれ ゟ抱けり十一 ヨかしてイスラエル ヨセフ ゐいひけるは我なんぢの面を見るあらんとハ思ハざりしに視よ神なんぢの子をもわれ ゐ ゐめしたまふこと十二 ヨセフかれらをうの膝の間よりいだし地に俯て拝せり十三 ヨかしてヨセフ エフライム を右の手に執てヤコブの左の手にむかハしめマナセを左の手に執てヤコブの右の手にむかハしめ二人をみちびきてかれに就けれ ゞ十四 イスラエル 右の手をのべて季子エフライムの頭に按き左の手をのべてマナセの頭におけりマナセハ長子なれども故にかくうの手をおけるなり十五 斯して ヨセフを祝していふわが父アブラハム イサクの事へし神わが生れてより今日まで我をやしなひたまひし神十六 我をまた諸の災禍を贖ハしめたまひし天使れがそくハ是等の者わが名とわが父アブラハムイサクの名をもて稱られんことをれがハくハ是等地の中ゐ繁殖るゐいたれ十七 ヨセフ父が右の手をエフライムの頭に按るを見てよろこバず父の手をあげてこれをエフヨセフずなハち父にいひけるハ然ゐあらず父よ是長子なれ ゞ右の手なうの頭に按たまへ十九 父こゞみていひけるハ我知るわが子よわれこゝる彼も一の民となり彼も大なる者となりてうの子孫ハ多衆の國民となるべしと二十 此日彼等を祝していふくハ神汝をしてエフライムのごとくマナセのごとくならしめたまへといふゐいたらんとすなハちエフライムをマナセの先にたてたり二一 イスラエルまた ヨセフにいひけるハ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等にいまして汝等を先祖等の國にみちびきかへりたまふべし二二 且われ一の分をなんぢの兄弟よりもおほく汝にあたふ是わが刀と弓を以てアモリ人の手より取たる者なり

第四十九章

二 ヤコブうの子等を呼ていひけるハ汝らあつまれ我後の日に汝らが遇んところの事を汝等につげん二 汝等つゞひて聽けヤコブの子等よ汝らの父イスラエルに聽けヨ 汝ハわが冢子わが勢わが力の始 哉光の卓越たる者 櫂哉の卓越たる者なり四 汝ハ水の沸あがるがごとき者なれ ゞ卓越を得ざるべし汝父の床にのぼりて汚したれ ゞなり 嗚呼彼はわが臥牀にのぼれり五 シメオンレビハ兄弟なりその劍ハ暴逆の器なり六 我 魂 よかれらの席にのうむなかれ我 榮よかれらの集會につらなるなかれ其ハ彼等うの怒にまかせて人をころしうの意にまかせて牛を筋截たれ ゞなり七 うの怒ハ烈かれ ゞ詛ふべし我彼らをヤコブの中に分ちイスラエルの中に散さんユダよ汝ハ兄弟の讃る者なり汝の手ハなんぢの敵の頸を押へんなんぢの父の子等なんぢの前に鞠んユダハ獅子の子のごとく伏し牝獅のごとく蹲まる誰かこれをおこすことをせん十 杖ユダを離れず法を立る者うの足の間をはなるゝことなくしてシロの來る時にまでおよバん彼に諸の民したがふべし十一 彼その驢馬を葡萄の樹に繋ぎうの牝驢馬の子を葡萄の蔓に繋がん又うの衣を酒にあらひ其服を葡萄の汁にあらふべし十二 うの目ハ酒によりて紅くうの齒ハ乳によりて白し十三 ゼブルンハ海邊にすみ舟の泊る海邊となりその界ハシドンにおよぶべし十四 イッサカルハ羊の牧の間に伏す 健き驢馬の如し十五 彼みて安泰よしとをりて國を樂とし肩をさげて負ひ租稅をいだして僕となるべし十六 ダンハイスラエルの他の支派の如くその民を鞫かん十七 ダンハ路の旁の蛇のごとく途邊にある蝮のごとし馬の蹄を咬てうの騎者をして後に落ちむ十八 エホバよわれ汝の拯救を待り十九 ガドハ軍勢これにせまらんされど彼反てうの後にせまらんアセルよりいづる食物ハ美るべし彼王の食ふ美味をいたさん二十 ナフタリハ釋れたる鹿のごとし彼美言をいだすなり二一 ヨセフハ實を結ぶ樹の芽のごとし即ち泉のつひに垣を踰ゆ二二 射者彼をなやまし彼を射かれを惡めり二四 然ゐかれの弓ハなほ勁くありかれの手の臂ハ力あり是ヤコブの全能者の手によりてなり其よりイスラエルの磐なる牧者いづ二五 汝の父の神による彼なんぢを助け全能者による彼なんぢを祝まん上なる天の福、下によこたハる淵の福、乳哺の褥、胎の福汝にきたるべし二六 父の汝を祝することハわが父祖の祝したる所に勝て恒久の山の限極にまでおよバん是等の祝福ハヨセフの首に歸しうの兄弟と別になりたる者の頭頂に歸すべし二七 ベニヤミンハ物を嚙む

狼なり朝にうの所掠物を啖ひ夕にうの所擄物をわかたん 二八 是等ヘイスラエルの十二の支派なり斯うの
父彼らに語り彼等を祝せりすなヘちうの祝すべき所にまた
じて之にいひけるヘ我ヘわが民ふくヘうらんとすヘテ人エ
フロンの田にある洞穴にわが先祖等とともに我
をそうむれ 三十 うの洞穴ヘカナンの地にてマムレのまへなるマクペラの田にあり是ヘアブラハムが
フロンより田ところもに購て所有の墓所となせし者なり 三一 アブラハムところの妻サラ彼處にはうむられイサ
クところの妻リベカ彼處に葬られたり我またかしこにレアを葬れり 三二 彼田ところの中の洞穴ヘヘテの子孫よ
り購たる者なり 三三 ヤコブうの子に命ずることを終し時足を床に斂めて氣たえてうの民にくヘらる

創世記 第五十章

一 ヨセフ父の面に俯し之をいだきて哭き之に接吻す二 而してヨセフうの僕なる醫者に命じてうの
父に殮らしむ醫者イスラエルに殮れり 三 すなヘち之がために四十日を用ふ其ヘ尸に殮るにヘこの日
數を用ふべければなりエジプト人七十日の間之がために哭けり 四 喪哭の日すぎし時ヨセフパロの家にかた
りていひけるヘ我もし汝等の前に恩惠を得るならば請ふパ
ロの耳にまうして言へ五 わが父我死ばカナンの
地にわが堀おきたる墓に我をはうむれといひて我を誓ハしめたり然ば請ふわれなして上りて父を葬らしめた
きへまた歸りきたらんと六 パロいひけるは汝の父汝をちかいせしごとくのぼりて之を葬るべし 是に於て
ヨセフ父を葬らんとて上るパロの諸の臣パロの家の長老等エジプトの地の長老等ハおよびヨセフの
全家ところの兄弟等およびその父の家之ところもに上る只うの子女と羊と牛ハゴセンの地にのこせり 九 また車
と騎兵ヨセフにまたがりてのぼり其隊はなはだ大なりき十 彼等つひにヨルダンの外なるアタデの禾壇に到り
彼にて大に泣き痛く哀しむヨセフすなヘち七日父のために哭きぬ十一 うの國の居人なるカナン人等アタデの
禾壇の哀哭を見て是ハエジプト人の痛くなげくなりといへり是によりて其處の名をアベルミツライム（エジ
プト人の哀哭）と稱ふヨルダンの外にあり十二 ヤコブの子等その命ぜられたるごとく之になせり十三 すなヘ
ち ヤコブの子等彼をカナンの地に舁ゆきて之をマクペラの田の洞穴にはうむれり是ヘアブラハムがヘテ人
エフロンより田ところもに購てマムレの前にあり十四 ヨセフ父を葬りての
ち其兄弟および凡て已ところもにのぼりて父をはうむれる者ところもにエジプトにかへりぬ 十五 ヨセフの兄弟
等うの父の死たるを見ていひけるヘヨセフわれらが彼になし
たる諸の惡にむくゆるならんと十六 すなヘちヨセフにいひ
らく十七 汝ら斯ヨセフにいふべし汝の兄弟汝に惡をなし
ふ汝の父の神の僕等の咎をゆるせとヨセフうの言を聞て啼泣り十八 兄弟等もまた自らきたりヨセフの面の
まへに俯し我等ヘ汝の僕ならんといふ十九 ヨセフかれらにいひけるヘ懼るなかれ我あに神にかはらんや
二十 汝等ヘ我を害せんとおもひたれども神ヘうれを善にかへらせ今日のごとく多の民の生命を救ふにいたら
しめんとおもひたまへり二一 故に汝らおうるふなかれ我なんぢらと汝らの子女をやしなはんと彼等をなぐさ
め懇に之にかたれり二二 ヨセフ父の家族ともにエジプトにすめりヨセフヘ百十歳いきながらへたり 二三
ヨセフエフライムの三世の子女をみるにいたれりマナセの子マキルの子女もうまれてヨセフの膝にありき
二四 ヨセフうの兄弟等にいひけるヘ我死ん神かならず汝等を眷顧みなんぢらを此地よりいだしてうのアブ
ラハムイサクヤコブにちかひし地にいたらしめたまへんと二五 ヨセフ神かならず汝等をかへりみたまへん
汝らわが骨をここよりたづさへのぼるべしといひてイスラエルの子孫を誓はしむ 二六 ヨセフ百十歳にして死
たれば之に香りて櫃にをさめてエジプトにおけり

創世記 終

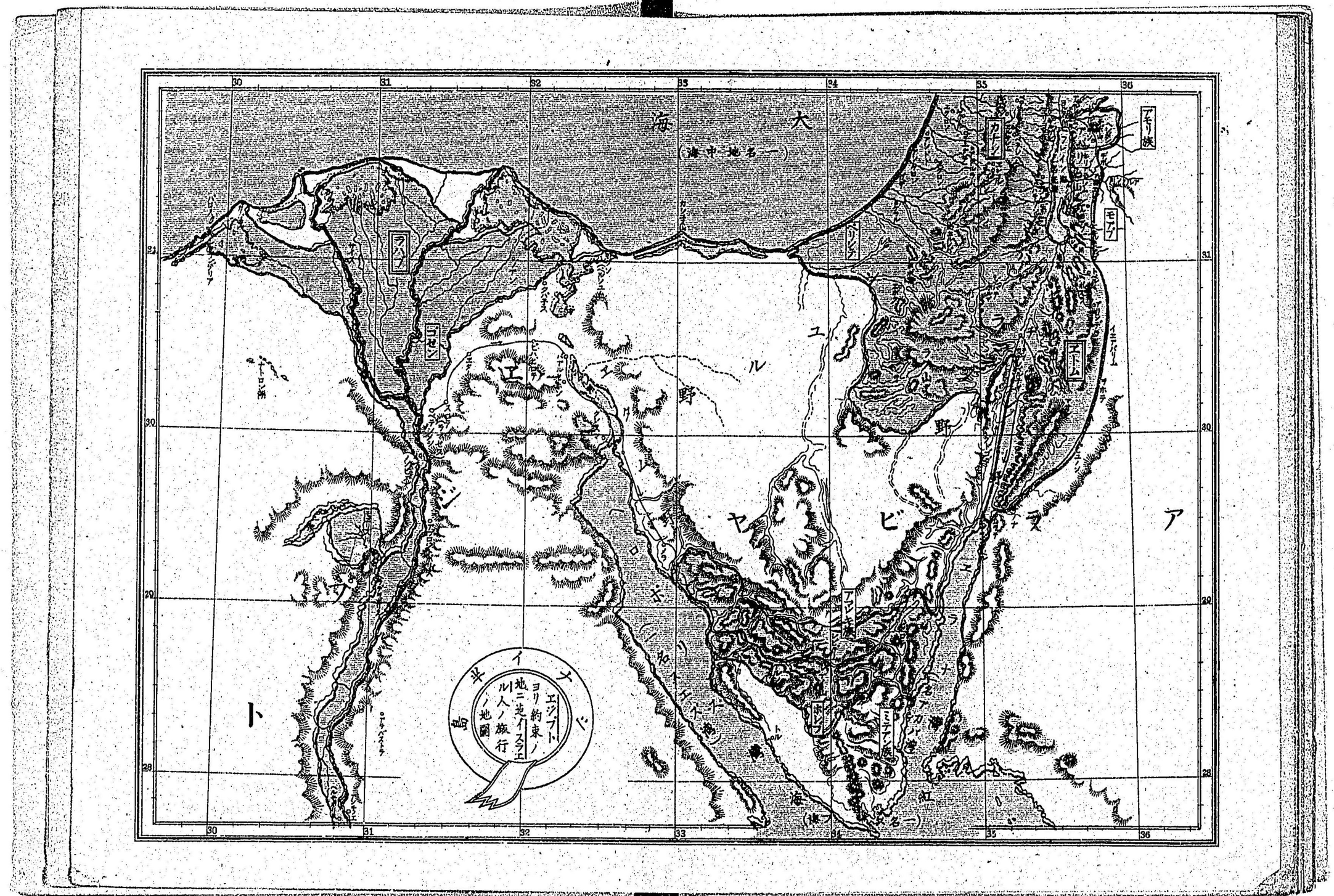
大海
（一名地中海）
ヤルデン
ヨルダン
ユーフラテス
ペルシア
アラビア
ナイル
エジプト
ヨリ約束ノ地ニ至イスラエル人ノ旅行ノ地圖
アラビア
ヌビア
アビシニア
ソマリ族
カファール
モアブ
エドム
ミデアン
アカバ湾
スエズ湾
紅海
（一名）
ロートベスト
トル
ポルフ
アレキ港
ナイル
ヤルデン
ユーフラテス
ペルシア
アラビア
ナイル
エジプト
ヨリ約束ノ地ニ至イスラエル人ノ旅行ノ地圖
アラビア
ヌビア
アビシニア
ソマリ族
カファール
モアブ
エドム
ミデアン
アカバ湾
スエズ湾
紅海
（一名）
ロートベスト
トル
ポルフ
アレキ港

出埃及記

第一章

一イスラエルの子等のエジプトに至りし者の名は左のごとし衆人各〻その家族をたづさへてヤコ
ブとともに至れりニすなはちルベン、シメオン、レビ、ユダ、三イッサカル、ゼブルン、ベニヤミン四ダン、ナフ
タリ、ガド、アセルなり五ヤコブの腰より出たる者は都合七十人ヨセフはすでにエジプトにありき六ヨセフと
その諸の兄弟および當世の人みな死たりセイスラエルの子孫は繁く子を生み殖增え甚だ多く大に強くな
りて國に滿るにいたれり八茲にヨセフの事を知らざる新き王エジプトに起りしが九彼その民にいひける
は視よ此民イスラエルの子孫われらよりも多く且強し十來れわれら機巧く彼等に事をなさん恐くは彼等多な
らん又戰爭の起ることある時は彼等敵にくみして我等と戰ひ途に國よりいでさらんと十一すなはち督者をか
れらの上に立て彼らに重荷をおはせて之を苦む彼等パロのために府庫の邑ピトムとラメセスを建たり十二然
るにイスラエルの子孫は苦むるに隨ひて增し殖たれば皆これを懼れたり十三エジプト人イスラエルの子孫
を嚴く動作かしめ十四辛き力役をもて彼等を主て苦みて生を度らしむ即ち和泥、作甎、および田圃の諸
の工にはたらかしめげるが其働かしめし工作は皆嚴かりき十五エジプトの王又ヘブルの産婆シフ
ラと名くる者とプアと名くる者の二人に諭して十六いひけるは汝等ヘブルの婦女のために收生をなす時は床
の上を見てうの子若男子ならばこれを殺せ女子ならば生しおくべしと十七然に産婆神を畏れエジ
プト王の命ぜしごとく爲すして男子をも生しおけり十八エジプト王産婆を召て之にいひけるは汝等な
んぢ此事をなし男子を生しおくやと十九産婆パロに言けるはヘブルの婦はエジプトの婦のごとくならず
彼等は健して産婆の來らぬ前に產をへるなりと二十是によりて神その産婆等に恩をほど
こしたまへり是において民增ゆきて甚だ強くなりぬ二一産婆神を畏れたるによりて神かれらのために
家を成たまへり二二斯在まかばパロうの凡の民に命じていふ男子の生るあらば汝等これを悉く河に投い
れよ女子は皆生しおくべし

第二章

一 爰にレビの家の一箇の人往てレビの女を娶れり 二 女妊みて男子を生みうの美きを見て三月のあひだこれを匿せしが 三 すでにこれを匿すあたはざるにいたりければ蒲の箱舟を之がために取て之に瀝青と樹脂を塗り子をうの中に納てこれを河邊の葦の中に置り 四 うの姉遠く立てうの如何になるかを覩ふ 五 茲にパロの女身を洗んとて河にくだりうの嬶等河の傍におゆむ彼等の中に箱舟あるを見て使女をつかはしてこれを取きたらしめ 六 これを啓きてうの子のをるを見るに嬰兒すなはち啼く彼これを憐みていひけるは是はヘブル人の子なりと 七 時にうの姉パロの女にいひけるは我ゆきてヘブルの女の中より此子をなんぢのために養ふべき乳母を呼きたらんかと 八 パロの女往よと之にいひければ女子すなはち往てその子の母を呼きたる 九 パロの女かれにいひけるは此子をつれゆきてわがために之を養へ我うの値をなんぢにとらせんと婦すなはち子を取てこれを養ふ 十 斯てうの子の長するにおよびて之をパロの女の所にたづさへゆきければすなはちこれが子となる彼うの名をモーセ（援出）と名けて言ふ我これを水より援いだせしに因るなり 十一 茲にモーセ生長におよびて一時いでゝうの兄弟等の所にいたりうの重荷を負ふを見しが會一箇のエジプト人が一箇のイスラエル人 即ちおのれの兄弟を撃つを見たれば 十二 右左を視まはして人のをらざるを見てうのエジプト人を撃ころし之を沙の中に埋め匿せり 十三 次の日また出て二人のヘブル人の相爭ふを見たればうの曲き者にむかひ汝なんぢ汝の隣人を撃つやといふに 十四 彼いひけるは誰が汝を立てわれらの君とし判官としたるや汝かのエジプト人をころせしごとく我をも殺さんとするやと是においてモーセ懼れてうの事ならず知れたるならんとおもへり 十五 パロ此事を聞てモーセを殺さんともとめけれどモーセすなはちパロの面をさけて逃げのびミデアンの地に住り彼井の傍に坐せり 十六 ミデアンの祭司ふ七人の女子ありしが彼等來りて水を汲み水鉢に盈て父の羊群に飲んとしけるに 十七 牧羊者等きたりて彼らを逐はらひければモーセ起あがりて彼等をたすけうの羊群に飲ふ 十八 彼等うの父リウエルに至れる時父言けるは今日はなんぢら何ぞかく速にかへりしや 十九 かれらいひけるは一箇のエジプト人我らを牧羊者等の手より救いだし亦われらのために水を多く汲て羊群に飲しめたり 二十 父女等にふいひけるは彼は何處にたるや汝等なんぞうの人を遺てきたりしや彼をよびて物を食せめよと 二一 モーセこの人とゝもに居ることを好めり彼すなはちうの女子ツポラをモーセに與ふ 二二 彼男子を生みければモーセうの名をゲルシヨム（寄）と名けて言ふ我異邦に客となりをればなりと 二三 斯て時をふる程にエジプトの王死りイスラエルの子孫うの勞役の故によりて歎き號ぶにうの勞役の故ゆえよりて號ぶこころの聲神ゐ達りければ 二四 神うの長呻を聞き神うのアブラハム、イサク、ヤコブになしたる契約を憶え 二五 神イスラエルの子孫を眷み神知しめしたまへり

三 一 モーセうの妻の父なるミデアンの祭司エテロの群を牧ひをりしがうの群を曠野の奥にみちびきて神の山ホレブに至るに 二 エホバの使者棘の裏の火焔の中にて彼にあらはる彼見るに棘火に燃れどもうの棘燬ず 三 モーセいひけるは我ゆきてこの大なる觀を見何故に棘の燃たえざるかを見んと 四 エホバ彼がきたり觀んとするを見たまふ即ち神棘の中よりモーセよモーセよと彼をよびたまひければ我ここにありといふ 五 神いひたまひけるは此に近よるなかれ汝の足より履を脫ぐべし汝が立つ處は聖き地なればなり 六 又いひたまひけるは我はなんぢの父の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとモーセ神を見ることを畏れてうの面を蔽せり 七 エホバ言たまひけるは我まことわが民エジプトにをるわが民の苦難を視また彼等がうの驅使者の故をもて號ぶところの聲を聞り我われらの憂苦を知るなり 八 われ降りてかれらをエジプト人の手より救ひいだし之を彼地より導きのぼりて善き廣き地乳と蜜との流るゝ地すなはちカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人のをる處にいたらしめんとす 九 今イスラエルの子孫の號呼われに達る我またエジプト人が彼らを苦むるうの暴虐を見たり 十 然ば來れ我なんぢをパロにつかはしてわが民イスラエルの子孫をエジプトより導きいださしめん 十一 モーセ神にいひけるは我いかなる者ぞや我豈パロの許に往きイスラエルの子孫をエジプトより導きいだすべき者ならんや 十二 神いひたまひけるは我かならず汝とともにあるべし是はわが汝をつかはせる證據なり汝民をエジプトより導きいだしたる時汝等この山にて神に事へん 十三 モーセ

セ神にいひける〻我イスラエルの子孫の所にゆきて汝らの先祖等の神我をなんぢらに遣〻したまふと言んに彼等もし其名〻何と我に言が何と言べきや 十四神モーセにいひたまひける〻汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣したまふと 十五神また又いひたまひける〻汝かくイスラエルの子孫にいふべしなんぢらの先祖等の神アブラハムの神イサクの神ヤコブの神エホバわれを汝らにつかはしたまふと是〻永遠にわが名となり世々にわが誌となるべしたモーセにいひたまひける〻汝かくイスラエルの子孫にいふべし我有といふ者我をなんぢらに遣したまふと 十五神また

十六 汝往てイスラエルの長老等をあつめて之にいふべし汝らの先祖等の神アブラハム、イサク、ヤコブの神エホバ我にあらはれて言たまひけらく我誠になんぢらを眷み汝らがエジプトにて蒙るところの事を見たり 十七我すなはち言り我汝らをエジプトの苦患の中より導き出してカナン人、ヘテ人、アモリ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人の地すなはち乳と蜜の流る〻地にのぼり至らしめんと 十八彼等なんぢの言に聽したがふべし汝とイスラエルの長老等エジプトの王の許にいたりて之に言へヘブル人の神エホバ我らに臨めり然ば請ふわれらをして三日程ほど曠野に入しめわれらの神エホバに犧牲をさゝぐることを得せしめよと 十九我しるエジプトの王〻假令能力ある手をくはふるも汝等の往をゆるさゞるべし 二十我すなはちわが手をのべエジプトの中に諸の奇跡を行ひてエジプトを擊んその後かれ汝等を去しむべし 二一我エジプト人をしてこの民をめぐましめん汝ら去る時手を空うして去るべからず 二二婦女皆その隣人とおのれの家に寓る者とに金の飾品、銀の飾品および衣服を乞べし而して汝らこれを汝らの子女に穿戴せよ汝等かくエジプト人の物を取べし

第四章

一モーセ對へていひける〻然ながら彼等我を信ぜず又わが言に聽したがはずして言んエホバ汝にあらわれたまはずと 二エホバかれにいひたまひける〻汝の手にある者〻何なるや彼いふ杖なり 三エホバいひたまひけるゝ其を地に擲よとすなはち之を地になぐるに蛇となりければモーセ之の前を避たり 四エホバモーセにいひたまひける〻汝の手をのべて其尾を執れとすなはち手をのべて之を執ば手にいりて杖となる 五エホバイサクの神、ヤコブの神、エホバの汝にあらわれたることを彼らに信ぜしめんためなり 六エホバまたかれに言たまひける〻復汝の懷に手を入よとすなはち手を懷に入れて之を出し見るにろの手癩病を生じて雪のごとくなれり 七エホバまた言たまひける〻復汝の手を懷にいれよとすなはちふたゝび其手を懷にいれて之を懷より出し見るに變りて他處の肌膚のごとくになる 八エホバいひたまふ彼等もし汝を信ぜずまたろの最初の徴の聲に聽從ずば後の徴の聲を信ぜん 九彼らもし是ふたつの徴をも信ぜずまた汝の言に聽從ざるならば汝河の水をとりて之を陸地にそゝげ汝が河より取たる水陸地にて血となるべし 十モーセ、エホバに白ひけるゝわが主よ我は素言辭に敏き人にあらず汝が僕に語りたまへるに及ても猶然り我〻口重く舌重き者なり 十一エホバかれにいひたまひけるゝ人の口を造る者〻誰なるや唖者、聾者、目明者、瞽者などを造る者〻誰なるや我エホバなるにあらずや 十二然ば往けよ我なんぢの口にありて汝の言ふべきことを教へん 十三モーセいひけるゝわが主よ願くゝ遣すべき者をつかはしたまへ 十四是においてエホバモーセにむかひ怒を發していひたまひけるゝレビ人アロンゝ汝の兄弟なるにあらずや我かれが言を善するを知るまた彼なんぢに遇んとていで來る彼汝を見る時心に喜ん 十五汝かれに語りて言をうの口に授くべし我なんぢの口と彼の口にありて汝らの爲べき事を教へん 十六彼なんぢに代て民に語らん彼〻汝の口に代らん汝〻彼のために神に代るべし 十七なんぢこの杖を手に執り之をもて奇蹟をおこなふべし 十八是においてモーセゆきてろの妻の父エテロの許にかへりて之にいふ請ふ我をして往てわがエジプトにある兄弟等の所にかへらしめ彼等のなほ生ながらへるや否を見さしめよエテロモーセに安然に往くべしといふ 十九爰にエホバミデアンにてモーセにいひたまひける〻往てエジプトにかへれ汝の生命をもとめし人〻皆死たりと 二十モーセすなはちろの妻と子等をとり之を驢馬に乘てエジプトの地にかへるモーセ〻神の杖を手に執り 二一エホバモーセにいひたまひける〻汝エジプトにかへりゆける時〻かならず我がなんぢの手に授けたるところの奇跡を悉くパロのまへにおこなふべし但し我

かれの心を剛愎にすれば彼民を去しめざるべし 二二 汝パロに言べしエホバかく言ふイスラエルはわが子わが長子なり 二三 我なんぢにいふ我が子を去らしめて我に事ふることをえせしめよ汝もし彼をさらしむることを拒ば我なんぢの子なんぢの冢子を殺すべしと 二四 モーセ途にある時エホバかれの宿所にて彼に遇てころさんとしたまひければ 二五 チッポラ利き石をとりてその男子の陽の皮を割りモーセの足下になげうちて言ふ汝はまことにわがために血の夫なりと 二六 是において エホバ、モーセをゆるしたまふ此時チッポラが血の夫といひしは割禮の故によりてなり 二七 爰にエホバ、アロンにいひたまひけるは曠野にゆきてモーセを迎へよと彼すなはちゆきて神の山にてモーセに遇ひ之に接吻す 二八 モーセ エホバがおのれに言ふくめて遣したまへる諸の言とエホバのおのれに命じたまひし諸の奇跡とをアロンにつげたり 二九 斯てモーセとアロン往てイスラエルの子孫の長老を盡く集む 三〇 而してアロンエホバのモーセにかたりたまひし言を盡くつぶさに民の目のまへにて奇蹟をなしければ 三一 民すなはち信ず彼等エホバがイスラエルの民をかへりみその苦悩をおもひたまふを聞て身をかがめて拝をなせり

第五章

一 うの後モーセとアロン入てパロにいふイスラエルの神エホバ斯いひたまふ我民を去しめ彼等たして曠野にて我を祭ることをえせしめよと 二 パロいひけるはエホバは誰なれば我うの聲にしたがひてイスラエルを去しむべき我エホバを識ず亦イスラエルを去しめじ 三 彼ら言けるはヘブル人の神我らに顯れたまへり請ふ我等をして三日程ほど曠野にいりてわれらの神エホバに犠牲をさゝぐることをえせしめよ恐くはエホバ疫病か又は刀兵をもて我らをなやましたまはん 四 エジプト王かれらに言けるは汝等モーセ、アロンなんぞ民の操作を妨ぐるや往てなんぢらの荷を負へ 五 パロまたいふ土民今は多かり然るに汝等かれらをして荷をおろさしむることをえせしめんとす 六 パロ此日民を驅使ふ者等および民の有司等に命じていふ 七 汝等再び前のごとく民に磚瓦を造る禾稈をあたへざるべし彼等みづから禾稈をあつめしめよ 八 また彼等が前に造りし磚瓦の數のごとくに仍かれらに之をつくらしめよ其を減すなかれ彼等は懶惰が故に我等をして往てわれらの神に犠牲をさゝげしめよと呼はり言ふなり 九 人々の工作を重くして之に勞かしめよ然ば偽の言を聽ことなかるべし 一〇 民を驅使ふ者等およびうの有司等出ゆきて民にいひけるはパロかく言たまふ我なんぢらに禾稈をあたへじ 一一 汝等往て禾稈のある處にて之をえよ但しなんぢらの工作は分毫も減さざるべしと 一二 是において民遍くエジプトの地に散て草藁をあつめて禾稈となす 一三 驅使者かれらを促たてゝ言ふ禾稈のありし時のごとく汝らの工作汝らの日々の業をなしをふべしと 一四 パロの驅使者等がイスラエルの子孫の上に立たるところの有司等撻れなんぢら何ぞ昨日も今日も磚瓦を作るところの汝らの業を前のごとくに爲しをへさるやと言る 一五 是に於てイスラエルの子孫の有司等來りてパロに呼はりて言ふ汝なんぞ斯僕等になすや 一六 僕等に禾稈を與へずしてわれらに磚瓦を作れといふ視よ僕等は撻る是なんぢの民の過なりと 一七 然るにパロいふ汝等は懶惰し懶惰し故に汝らいへ我らをして往てエホバに犠牲をさゝげしめよと言ふなり 一八 然ば汝ら往て操作けよ禾稈はなんぢらに與ふることなかるべけれどもなんぢら尚數のごとくに磚瓦を交納むべしと 一九 イスラエルの子孫の有司等汝等うの日々につくる磚瓦を減すべからずと言るを聞て災害の身におよぶを知り 二〇 彼らパロをでゝなれて出たる時モーセとアロンの對面にたてるを見たれば 二一 之にいひけるは願くはエホバ汝等を鑒みて鞫きたまへ汝等はわれらの臭をパロの目と彼の僕の目に忌嫌れしめ刀を彼等の手にわたして我等を殺さしめんとするなりと 二二 モーセ、エホバに返りて言ふわが主よ何て此民をあしくしたまふや何のために我をつかはしたまひしや 二三 わがパロの許に來りて汝の名をもて語りしよりして彼この民をあしくす汝また絕てなんぢの民をすくひたまへざるなり

第六章

一 エホバ、モーセに言たまひけるは今汝わがパロに爲んところの事を見るべし能ある手の加はるによりてパロ彼らをさらしめん能ある手の加はるによりて之にいひたまひけるは我はエホバなり 三 我全能の神といひてアブラハム、イサク、ヤコブに顯れたり然り我名のエホバの事は彼等しらざりき 四 我また彼らとわが契約を立て彼等が旅して寄居たる國カナンの地を

かれらに與ふ五我またエジプト人が奴隷となせるイスラエルの子孫の呻吟を聞き且我が契約を憶ひ出づ六故にイスラエルの子孫に言へ我はエホバなり我汝らをエジプト人の重負の下より擔出し其使役をまぬかれしめ又腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん七我汝等を取て吾民となし汝等の神となるべし汝等はわがエジプト人の重擔の下より汝らを擔出したるなんぢらの神エホバなることを知んハ我わが手をあげてアブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひし地に汝等を導きいたり之を汝等に與へて產業となさしめん我はエホバなりル モーセかくイスラエルの子孫に語けれども彼等は心の傷ると役事の苦きとの爲にモーセに聽ざりき十エホバ モーセに告ていひたまひけるは十一入てエジプトの王パロに語りイスラエルの子孫をその國より去しめよ十二モーセ エホバの前に申していふイスラエルの子孫既に我に聽ず我は口に割禮をうけざる者なれど パロいかで我にきかんや十三エホバ モーセとアロンに語り彼等に命じてイスラエルの子孫とエジプトの王パロの所に往しめイスラエルの子孫をエジプトの地より導きいださしめたまふ十四かれらの父の家々の長は左のごとしイスラエルの家子ルベンの子ヘノク、パル、ヘズロン、カルミ是等はルベンの家族なり十五シメオンの子エムエル、ヤミン、オハデ、ヤキン、ゾハル、およびカナンの女の生しシヤウル是らはシメオンの家族なり十六レビの子の名はその世代にしたがひて言は左のごとしゲルション、コハテ、メラリ是なりレビの齡の年は百三十七年なりき十七ゲルションの子もうの家族にしたがひて言ばリブニおよびシメイなり十八コハテの子はアムラム、イヅハル、ヘブロン、ウジエルなりコハテの齡の年は百三十三年なりき十九メラリの子はマヘリおよびムシなり是等はレビの家族にしてその世代にしたがひて言る者なり二十アムラムその伯母ヨクベデを妻にめとれり彼アロンとモーセを生むアムラムの齡の年は百三十七年なりき二十一イヅハルの子はコラ、ネペグ、ジクリなり二十二ウジエルの子はミサエル、エルザパン、シテリなり二十三アロン、ナシヨンの姉アミナダブの女エリセバを妻にめとれり彼ナダブ、アビウ、エレアザル、イタマルを生む二四コラの子はアッシル、エルカナ、アビアサフ、これらはコラ人の族なり二五アロンの子エレアザル、プテエルの女の中より妻をめとれり彼ピネハスを生む是等はレビ人の父の家々の長にしてその家族に循ひて言る者なり二六エホバがイスラエルの子孫を其軍隊にしたがひてエジプトの地より導きいだせよといひたまひしは此アロンとモーセなり二七彼等はイスラエルの子孫をエジプトより導きいださんとしてエジプトの王パロに語りし者にして即ち此モーセとアロンなり二八エホバ エジプトの地にてモーセに語りたまへる日に二九エホバ モーセに語りて言たまひけるは我はエホバなり汝わが汝にいふ所をことごとくエジプトの王パロに語るべし三十モーセ エホバの前に言けるは我口に割禮を受ざる者なれバパロいかで我に聽んや

第七章

一エホバ モーセに言たまひけるは視よ我汝をパロにおける神のごとくなさむ汝の兄弟アロンは汝の預言者となるべし二汝はわが汝に命ずる所をことごとく宣べし汝の兄弟アロンはパロに告るこれを爲べし彼イスラエルの子孫をうの國より出すに至らん三我パロの心を剛愎にして吾徴と奇跡をエジプトの國に多くせん四然どパロ汝に聽ざるべし我すなわち吾手をエジプトに加へ大なる罰をほどこして吾軍隊わが民イスラエルの子孫をエジプトの國より出さん五我わが手をエジプトの上に伸てイスラエルの子孫をその中より導き出す時にエジプト人は我エホバなることを知ん六モーセとアロンはエホバの命じたまへる如くに然なしぬ七ろのパロと談論ける時モーセは八十歳アロンは八十三歳なりき八エホバ モーセとアロンに告て言たまひけるは九パロ汝等に詔りて汝ら自ら奇蹟を行へと言時には汝アロンに言べし汝の杖をとりてパロの前に擲てよと其は蛇さならん十是に於てモーセとアロンはパロの許にいたりエホバの命じたまひしごとくに行へり即ちアロンうの杖をパロうろの臣下の前に擲しに蛇となりぬ十一斯在ておパロもまた博士と覡術士を召よせたるにエジプトの法術士等もうの秘術をもてかくおこなへり十二即ち彼ら各人うの杖を投たれバ蛇となりけるがアロンの杖かれらの杖を呑つくせり十三然ろにパロの心剛愎になりて彼らに聽ことをせざりきエホバの言たまひしごとし十四エホバ モーセに言たまひけるはパロの心頑にして民を去まむることを拒むなり十五朝におよびて汝パロの許ふいたれ視よ彼ハ水に臨む、汝河の邊にたちて彼を

逆ふべし汝もの蛇に化し杖を手にとりて居り十六彼に言ふべし
ヘブル人の神エホバ我を汝につかはして言
ふ曠野にて我に事ふることを得せしめよ視よ今まで汝い聽入ざり
き茲に汝これによりて我がエホバなるを知ん視よ我わが手の杖を
もて河の水を撃ん是血に變ず十七エホバかく言
の魚い死に河い臭ぐならんエジプト人い河の水を飲ことを厭ふに
いたるべし十八エホバまたモーセに言たまは
く汝アロンに言へ汝の杖をとりて汝の手をエジプトの上に伸べ流
水の上河々の上池塘の上一切の湖水の上に伸べ流水の上河々の上池塘の上一切の湖
水の上に伸べ血となら令めよエジプト全國に於て木石の器の中に凡て血あるべし
ンすなはちエホバの命じたまへるごとくなし即ち彼パロとその臣下の前にて杖をあげて河の
の水みな血に變じたり二十是おいて河の魚死て河臭くなりエジプト人河の水を飲ことを得ざりき斯エジ
プト全國ふ血ありき二一エジプトの法術士等もの秘術をもて斯のごとく行へりパロは心頑固ふして彼
等ふ聽ことをせざりきエホバの言たまひし如し二二パロすなはち身をめぐらしてその家に入り此事にも心を
とめざりき二三エジプト人河の水を飲ことを得ざりしかば皆飲水を得んとて河のまわりを堀たりエホバ
河を撃たまひてより後七日たちぬ

第八章　二エホバモーセに言たまひけるは汝パロに詣りて彼に言へエホバかく言たまふ吾民を去しめて我
に事ふることを得せしめよ二汝もし去しむることを拒まば我蛙をもて汝の四方の境を惱さん三河に蛙む
らがり上りきたりて汝の家にいり汝の寢室にいり汝の牀にのぼり汝の臣下の家にいり汝の民の所にいたり汝
の竈におよび汝の捏鉢にいらん四蛙なんぢの身にのぼり汝の臣下の上にのぼるべし五エホバモーセ
に言たまはく汝アロンに言へ汝杖をとりて手を流水の上に伸て蛙なエジプトの地に上らしめよアロンに言たまはく汝アロンに言へ汝杖をとりて手を流水の上に伸て蛙なエジプトの
地に上らしめよアロン手をエジプトの水のうへに伸たれば蛙のぼりきたりてエジプトの地を蔽ふ七法術
士等もの秘術をもて斯おこなひ蛙をエジプトの地に上らしめたり八パロモーセとアロンを召て言けるはエ
ホバに願ひてこの蛙を我とわが民の所より取さらしめよ我この民を去しめてエホバに犧牲をさゝぐることを

得せしめん九モーセパロに言けるは我なんぢと汝の臣下と汝の民のために願ひて何時此蛙を汝と汝の家
より絶さりて河にのみ止らしむべきや我に示せと十彼明日といひけれバモーセ言ふ汝の言のごとくに爲し
汝をして我らの神エホバのごとき者なきことを知しめん十一蛙汝と汝の家を離れ汝の臣下と汝の民を離
れて河にのみ止るべしと十二モーセとアロンせなかちパロを離れて出でモーセその蛙のために呼りしに十三エホバモーセの言のごとくなしたまひて蛙家より村より田野より死亡
たり十四茲にこれを攅むるに山をなし地臭くなりぬ十五然ろにパロは嘘氣時あるを見てうの心を頑固にし
て彼等に聽ことをせざりきエホバの言たまひし如し十六エホバモーセに言たまひけるは汝アロンに言へ汝
の杖を伸べ地の塵を打てエジプト全國に蚤とならしめよと十七彼等斯なせり即ちアロン杖をとりて手を伸
べ地の塵を撃けるに蚤となりて人と畜につけりエジプト全國にうの秘術をもて斯おこなひて蚤を出さんとしたりしが能もざりき蚤わ人と畜に着く十九是において法術士等
パロに言ふ是ハ神の指なりと然るにパロハ心剛愎にして彼等に聽ざりきエホバの言たまひし如し二十エホ
バ、モーセに言たまはく汝朝早く起てパロの前に立て視よ彼水に臨む汝彼に言へエホバかく言たまふ
わが民を去しめて我に事ふることを得せしめよ二一汝もしわが民を去しめずば視よ我汝と汝の臣下と汝の
民と汝の家とに蚋をおくらんエジプト人の家々にハ蚋充べし彼らの居るところの地も然らん二二うの日に我
わが民の居るゴセンの地を區別おきて其處に蚋あらしめじ是地の中にありて我のエホバなることを汝が知ん
ためなり二三我わが民と汝の民の間に區別をたてん、明日この徴あるべし二四エホバかく爲たまひたれバ蚋おびたゞしく出來りてパロの家にいりうの臣下の家にいりエジプト全國にいたり蚋のために地害をる二五是
においてパロ、モーセとアロンを召ていひけるは汝等往て國の中にて汝らの神に犧牲を献げよ二六モーセ
言ふ然するハ宜からず我等ハエジプト人の崇拜む者を犧牲としもしエジプト人の崇拜む者をうの目の前にて犧牲に献げなば彼等石にて我等を撃ざらんや二七我等ハ三日路

ほど曠野にいりて我らの神エホバに犧牲を献げうの命したまひしごとくせんとす 二八パロ言ける ハ我汝らを去しめて汝らの神エホバに曠野にて犧牲を献ぐることを得せしめん但餘に遠くハ行べからず我ために祈れよ 二九モーセ言ける ハ視よ我汝をはなれて出ず我エホバに祈ん明日蚋パロとその臣下どうの民を離れん第パロ再び偽をおこなひ民を去しめてエホバに犧牲をさゝぐるを得せしめざるが如きことを爲ざれ 三十かくてモーセ、パロをはなれて出でエホバに祈りたれバ 三一エホバ、モーセの言のごとく爲したまへり即ちろの蚋をパロどうの臣下どうの民よりはなれしめたまふ一ものこらざりき 三二然るにパロ此時にもまたろの心を頑固にして民を去しめざりき

第九章

一爰にエホバモーセにいひたまひけるハパロの所にいりてかれに告よヘブル人の神エホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我につかふることをえせしめよ 二汝もし彼等をさらしむることを拒みて尚かれらを拘留へなバ 三エホバの手野にをる汝の家畜馬、驢馬、駱駝、牛および羊に加はらん即ち甚だ惡き疾あるべし 四エホバイスラエルの家畜とエジプトの家畜とを別ちたまハんイスラエルの子孫に屬する者ハ死る者あらざるべしと五エホバまた期をさだめて言たまふ明日エホバこの事を國になさんと六明日エホバこの事をなしたまひけれバエジプトの家畜みな死り然どイスラエルの子孫の家畜ハ一も死ざりき七パロ人をつかはして見さしめたるにイスラエルの家畜ハ一頭だにも死ざりき然どもパロハ心剛愎にして民をさらしめざりきホバモーセとアロンにいひたまひけるハ汝等竈爐の灰を一握とれ而してモーセパロの目の前にて天にむかひて之をまきちらすべし九其灰エジプト全國に塵となりて腹るゝ腫物となりエジプト全國の人と畜獣につき膿をもちて腫物とならんと十彼等すなもち竈爐の灰をとりてパロの前に立ちモーセ天にむかひて之をまきちらしけれバ人と獣畜につき膿をもちて腫るゝ腫物となれり十一法術士等モーセの前に立つことを得ざりき腫物ハ法術士等よりおこりて諸のエジプト人にまで生じたり十二然どエホバパロの心を剛愎にしたまひたれば彼らに聽ざりきエホバのモーセに言給ひし如し十三爰にエホバモーセにいひたまひけるハ朝早くおきてパロの前にたちて彼に言へヘブル人の神エホバ斯いひたまふ吾民を去しめて我に事ふるをゆるせ 十四我此度わが諸の災害を汝の心と汝の臣下おとびなんぢの民に降し全地に我ごとき者なきことを汝に知しめん 十五我もしわが手を伸べ疫病をもて汝となんぢの民を擊たらバ汝も地より絶れしならん 十六抑わが汝をたてたるハ即ちなんぢをしてわが權能を見さしめわが名を全地に傳へんためなり 十七汝なほ吾民の前に立ふさがりて之をさらしめざるや 十八視よ明日の今頃我はなはだ大なる雹を降すべし是ハエジプトの開國より今までに嘗てあらざりし者なり 十九然バ人をやりて汝の家畜および凡て汝が野にある物を集めよ人も獣畜も凡て野にありて家に歸らざる者もろの雹うの上にふりくだりて死るにいたらん 二十パロの臣下の中エホバの言を畏る者どもうの僕と家畜を家に逃いたらしめしが 二一エホバの言を心にとめざる者はうの僕と家畜を野に置り 二二エホバモーセにいひたまへらくエジプトの國中の人と獣畜と田圃の諸の蔬にふりくだらしめよと 二三モーセ天にむかひて杖を舒たれバエホバ雷と雹をエジプトの地に降せたまふ 二四斯雹ふり又火の塊雹に雜りて隊る甚だ厲しエジプト全國にハ其國興て以來未だ斯る者あらざりしなり 二五雹エジプト全國に於て人と獣畜ことごとくハ其國にをる者を擊り雹また田圃の諸の蔬を擊ち野の樹を折り 二六唯イスラエルの子孫のをるゴセンの地には雹あらざりき 二七是に於てパロ人をつかそしてモーセとアロンを召てこれに言けるハ我此度罪をおかしたり エホバハ義く我とわが民ハ惡し 二八エホバに願ひてこの神鳴と雹を最早これにて足しめよ我なんぢらを去しめん汝等今ハ留るにおよバず 二九モーセかれにいひけるハ我邑より出て我手をエホバに舒ひろげん然バ雷ハエホバの所屬なるを汝にしらしめん 三十然ど我しる汝となんぢの臣下等はなほエホバ神を畏れざるならん 三一偖麻と大麥ハ穗いで麻ハ花さきゐたれバなり 三二然ど小麥と裸麥ハ未だ長ざりしによりて擊れざりき 三三モーセパロをはなれて邑より出でエホバにむかひて手をのべひろげたれば雷と雹や

みて雨地にふらすなりぬ 三四然るにパロ雨と雹と雷鳴のやみたるを見て復も罪を犯し其心を剛硬にす彼も
うの臣下も然り 三五即ちパロの心剛愎にしてイスラエルの子孫を去しめざりきエホバのモーセによりて言
たまひしごとし

第十章 一爰にエホバモーセにいひたまひけるはパロの所に入れ我かれの心とうの臣下の心を剛硬にせり是
はわが此等の徴を彼等の中に示さんためニ又なんぢをしてわが吾がエジプト
トの中にてなしたる徴をなんぢの子となんぢの子の子の耳に語らしめんためなり斯して汝等わがエホバなる
を知べし三モーセとアロンはパロの所にいりて彼にいひけるはヘブル人の神エホバかく言たまふ何時まで汝
は我にかたむくことを拒むや我民をさらしめて我に事ふることをえせしめよ四汝もしわが民を去しむることを
拒まば明日我蝗をなんぢの境に入しめん五蝗地の面を蔽て人地を見るあたはざるべし蝗かの免かれてな
んぢに遺れる者すなはち雹に打のこされたる者を食ひ野に汝らのために生る諸の樹をくらひん六又なんぢ
の家となんぢの臣下の家およびエジプト人の家に滿べし是はなんぢの父の父が世にいでしより今日にいたるまで未だ嘗て見ざるものなりと斯て彼身をめぐらしてパロの所よりいでたり七時にパロの臣下パロにいひけるは何時まで此人われらの網となるや人をさらしめてうの神エホバに事ふることをえせしめよ汝なはエジプトの滅ぶるを知ざるやと八是をもてモーセとアロンふたゝび召れてパロの許にいたるにパロかれらにいふ往てなんぢの神エホバに事へよ但し往く者は誰と誰なるやと九モーセいひけるは我等は幼者をも老者をも子息をも息女をも携へて往き羊をも牛をもたづさへて往くべし其は我らエホバの祭禮をなさんとすればなり十パロかれらにいひけるは我汝等となんぢらの子等を去しむる時はエホバなんぢらと偕に在れ慮めよ惡き事なんぢらの面のまへにあり十一しかあらず汝ら男子のみ往てエホバに事よ是なんぢらが求むるところなりと彼等つひにパロの前より逐いださるる十二爰にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝の手をエジプトの地のうへに舒て蝗をエジプトの國にのうませて彼の雹が打殘したる地の諸の蔬を悉く食

しめよ十三モーセその杖をエジプトの地の上にうの杖をのべけれバエホバ東風をおこしてうの一日一夜地
にふかしめたまひしが東風朝におよびて蝗を吹きたりて十四蝗エジプト全國にのぞみエジプトの四
方の境に居て害をなすこと太甚し是より先にも斯のごとき蝗なかりし是より後にもあらざるべし十五蝗全
國の上を敝ひ覆れバ國噴くなりぬ而して蝗地の諸の蔬および雹の打殘せし樹の菓を食ひたれバエジプト全
國に於て樹にも田圃の蔬にも青き者とてはのこらざりき十六是をもてパロ急ぎモーセとアロンを召て曰ふ我
なんぢらの神エホバと汝等とにむかひて罪ををかせり十七然バ請ふ今一次のみ吾罪を宥してなんぢらの神
エホバに願ひ唯此死を我より取はなさしめよと十八彼すなはち出てエホバに願ひしかバエホバはなはだ強き西風を吹めぐらせて蝗を吹はらひしめ之を紅海に驅いれたまひてエジプトの四方の境に
蝗ひとつも遺らざるにいたれり十九然れどもエホバ、パロの心を剛愎にしたまひたればイスラエルの子孫を
さらしめざりき二十エホバ、またモーセにいひたまひけるは天にむかひて汝の手を舒べエジプトの國に黑暗を
起すべし其黑暗は摸るべきなりき二一モーセすなはち天にむかひて手を舒ければ濃密黑暗三日のあひだエジ
プト全國にありて二二三日の間は人やたがひに相見るあたはず又おのれの處より起ものなかりき然どイスラ
エルの子孫の居處には皆光ありき二三是に於てパロモーセを呼ていひけるは汝等ゆきてエホバに事よ唯なんぢらの羊と牛を留めおくべし汝らの子女も亦なんぢらとともに往べし二四モーセいひけるは汝また我等の神エホバに獻ぐべき犧牲と燔祭の物をも我等に與ふべきなり二五われらの家畜もわれらとともに往べし一蹄も後にのこすべからず其は我等うの中を取てわれらの神エホバに事べきが故なりまたわれら彼處にいたるまでは何をもてエホバに事ふべきかを知ざればなりき二七然れどもエホバパロの心を剛愎にしたまひたればパロかれらをさらしむることを肯ざりき二八すなはちパロモーセに言ふ我をはなれて去よ自ら愼め重てわが面を見るなかれ汝わが面を見る日には死べし二九モーセいひけるは汝の言ふところは善し我重て復なんぢの面を見ざるべし

第十二章　一エホバ、モーセにいひたまひけるハ我今一箇の災をパロおよびエジプトに降さん然後かれ汝等を此處より去むむべし彼なんぢらを全く去むむるには必ず汝らを此より逐はらハん二然ば汝民の耳にかたり男女をしておの〳〵ろの隣や銀の飾品、金の飾具を乞ひめよと三エホバつひに民をしてエジプト人の恩を蒙らしめたまふ又ろの人モーセハ大なる者と見えたり四モーセいひけるはエホバかく言たまふ夜半頃われ出てエジプトの中に至らん五エジプトの國の中の長子たる者ハ位に坐するパロの長子より磨の後にある婢の長子まで悉く死べし又獣畜の首出もしかり六而してエジプト全國に大なる號哭あるべし是まで是のごとき事ハあらずまた再び斯ることあらざるべし七然どイスラエルの子孫にむひてハ犬もろの舌をうごかさじ人にむかひても獣畜にむかひても然り汝等これによりてエホバがエジプト人とイスラエルのあひだに區別をなしたまふを知べし八汝の此臣等みなわが許に下り來てわれを拝し汝となんぢに從がふ民みな出よと言ん然る後われ出べしと烈しく怒りてパロの所より出たりル　エホバモーセにいひたまひけるはパロ汝に聽ざるべし是ともて吾がエジプトの國に奇蹟をおこなふこと增べしト　モーセとアロンこの諸の奇蹟をエジプトの國にてモーセとアロンに告でいひたまひけるハ二此月を汝らの月の首となせ汝ら是を年の正月となすべし三汝等イスラエルの全會衆に告て言べし此月の十日に家の父たる者おのゝ羔羊を取べし即ち家ごとに一箇の羔羊を取べし四もし家族少くして其羔羊を盡すことあたハずばなんぢらとひつじはかりて之を取べし各人の食ふ所にしたがひて汝等羔羊を計るべし五汝らの羔羊ハ疵なき當歳の牡なるべし汝等綿羊あるひハ山羊の中よりこれを取べし六而して此月の十四日まで之を守りおきイスラヘルの會衆みな瀕暮に之を屠り七ろの血をとりて其之を食ふ家の門口の兩旁の橛と鴨居に塗べしハ而して此夜ろの肉を火に炙て食ひ又酵いれぬパンに苦菜をろへて食ふべし九其を生にても水に煮ても食ふなかれ火に炙べし其頭と脛と臓腑とを皆くらへ十其を明朝まで殘しおくなかれ其明朝まで殘れる者ハ火にて燒つくすべし十一なんぢら斯之を食ふべし即ち腰をひきからげ足に鞋を穿き手に杖をとりて急て之を食ふべし是エホバの逾越節なり十二是夜われエジプトの國を巡りて人と畜とを論ずエジプトの國の中の長子たる者を盡く擊殺し又エジプトの諸の神に罰をかうむらせん我ハエホバなり十三ろの血なんぢらが居るところの家にありて汝等のために記號とならん我血を見る時なんぢらを逾越すべし又わがエジプトの國を擊つ時災なんぢらに降りて滅ぼすことなかるべし十四汝ら是日を記念えてエホバの節期となし世々これを祝ふべし汝等之を常例となして祝ふべし十五七日の間酵いれぬパンを食ふべし十五日の日に酵いれしパンを家より除け凡て首の日より七日までに酵入たるパンを食ふ人ハイスラエルより絶るべきなり十六且首の日に聖會をひらくべし又第七日に聖會をひらくべし是ふたつの日にハ何の業をもなすべからず只各人の食ふ者のみ汝等作ることを得べし十七汝ら酵いれぬパンの節期を守るべし其ハ此日に我なんぢらの軍隊をエジプトの國より導きいだせバなり故に汝ら嘗例となして世々是日をまもるべし十八正月に於てろの月の十四日の晩より同月の二十一日の晩まで汝ら酵いれぬパンを食へ十九七日の間なんぢらの家にパン酵をおくべからず凡て酵いれたる物を食ふ人ハ其異邦人たると本國に生れし者たるとを問ず皆イスラエルの聖會より絶るべし二十汝ら酵いれたる者ハ何をも食ふべからず凡て汝らの居處に於て酵いれぬパンを食ふべし二一是に於てモーセ、イスラエルの長老を誰くまれきて之にいふ汝等ろの家族に循ひて一頭の羔羊を撿み取り之を屠りて逾越節のために備へよ二二又牛膝草一束を取て盂の血に濡し盂の血を門口の鴨居および二旁の柱にそふぐべし明朝にいたるまで汝等一人も家の戸をいづるなかれ二三其ハエホバエジプトを擊に巡りたまふ時鴨居と兩旁の柱に血のあるを見バエホバ其門を逾越し殺滅者をして汝等の家に入て擊ざらしめたまふべければなり二四汝是事を例となして汝となんぢの子孫永くこれを守るべし二五汝等エホバがろの言たまひしごとくになんぢらに與へたまハんところの地に至る時ハこの禮式をまも

るべし二六若なんぢらの子女この禮式は何の意なるやと汝らに問ば、二七汝ら言ふべし是はエホバの逾越節の祭祀なりエホバエジプト人を撃たまひし時エジプトにをるイスラエルの子孫去てエホバのモーセとアロンに命じの家を救ひたまへりと民すなはち鞠て拜せり二八イスラエルの子孫の家を逾越てわれらたまひしごとくなし斯おこなへり二九爰にエホバ夜半にエジプトの國の中の長子たる者を位に坐するパロの長子より牢獄にある俘獄の長子まで盡く撃たまふ亦家畜の首生もしかり三十斯有しかばパロとその諸の臣下およびエジプト人みな夜の中に起あがりエジプトに大なる號哭ありき死人あらざる家なかりければなり三一パロすなはち夜の中にモーセとアロンを召ていひけるは汝らまたイスラエルの子孫起てわが民の中より出さり汝らがいへる如くに往てエホバに事へよ三二亦なんぢらが言るごとく汝らの羊と牛をひきて去れ、汝らまた我を祝せよと三三是においてエジプト人我等みな死るとて民を催逼て速かに國を去しめんとせしかば三四民捏粉の未だ酵いれざるを執り揑盤を衣服に包みて肩に負ふ三五而してイスラエルの子孫モーセの言のごとく爲しエジプト人に銀の飾物、金の飾物および衣服を乞たるに三六エホバエジプト人をして民をめぐまふめ彼等にこれを與へしめたまふ斯かれらエジプト人の物を取り三七斯てイスラエルの子孫ラメセスよりスコテに進みしが子女の外に徒にて歩める男六十萬人ありき三八又衆多の寄集人および羊牛等はなはだ多の家畜彼等とともに上れり三九爰に彼等エジプトより携へいでたる揑粉をもて酵れぬパンを烘り未だ酵をいれざりけれどもエジプトより逐いだされて濡滯るを得ざりしに由り又何の餱糧をも備へざりしに因る四十偖イスラエルの子孫のエジプトに住居しその住居の間は四百三十年なりき四一四百三十年の終にいたり即ち其日にエホバの軍隊みなエジプトの國より出たり四二是はエホバの夜にしてイスラエルの子孫國より導きいだしたまひし事のために守るべき夜なり是はエホバの夜にしてイスラエルの子孫が皆世々まもるべき者なり四三エホバ、モーセとアロンに言たまひけるは逾越節の例は是のごとし異邦人これを食ふべからず四四但し各人の金にて買たる僕は割禮を施して然る後是を食ふべし四五外國の客および傭人は之を食ふべからず四六一の家にてこれを食ふべし肉を家の外に持いづるなかれ又其骨を折べからず四七イスラエルの會衆みな之を守るべし四八異邦人なんぢと偕に寄居てエホバの逾越節を守らんと欲せば其男悉く割禮を受て然る後に近りて守るべし即ち彼は國に生れたる者のごとくなるべし割禮をうけざる人はこれを食ふべからざるなり四九國に生れたる者にもまた汝らの中に寄居る異邦人にも此法は同一なり五十イスラエルの子孫みな斯おこなひエホバのモーセとアロンに命じたまひしごとくせり五一ころの同じ日にエホバ、イスラエルの子孫をその軍隊にしたがいてエジプトの國より導きいだしたまへり

第十三章　一爰にエホバ、モーセに告ていひたまひけるは二人と畜とを論ず凡てイスラエルの子孫の中の始めて生れたる首生をわが皆聖別て我に歸せしむべし是わが所屬なればなり三モーセ民にいひけるは汝等エジプトを出で奴隷たる家を出るこの日を誌えよエホバ能ある手をもて汝等を此より導きいだしたまへばなり酵いれたるパンを食ふべからず四アビブの月の此日なんぢら出ゴ五エホバ汝を導きてカナン人、ヘテ人、アモリ人、ヒビ人、エブス人の地すなはちうの汝にあたへんと汝の先祖たちに誓ひたまひし彼乳と蜜の流る地に至らしめたまへん時なんぢ此月に是禮式を守るべしと七日の間なんぢ酵いれぬパンを食ひ第七日にエホバの節筵をなすべし七酵いれたるパンを七日くらふべし酵いれたるパンなんぢの中にて汝の許にパン酵をおくなかれ八汝うの日に汝の子に示して言べし是は我がエジプトより出る時にエホバの我に爲したまひし事のためなりと九斯是をなんぢの手におきて記號となし汝の目の間におきて記號となしてエホバの法律を汝の口に在しむべし其はエホバ能ある手をもて汝をエジプトより導きいだしたまへばなりと是故に年々うの期にいたりてこの例をまもるべし十一エホバ汝となんぢの先祖等に誓ひたまひしごとく汝をカナン人の地にみちびきて之を汝に與へたまへん時十二汝凡て始て生れたる者および汝の有る畜の初生を悉く分ちてエホバに歸せしむべし男牡はエホバの所屬なるべし十三又驢馬の初子は皆羔羊をも

て贖ふべしもし贖はずばその頭を折るべし汝の子等の中の長子なる人はみな贖ふべし十四後に汝の子汝に問ひて是は何なると言ばこれに言べしエホバ能ある手をもて我等をエジプトより出し奴隷たりし家より出したまへり十五當時パロ剛愎にして我等を去遣めざりしかばエホバ、エジプトの國の中の長子ける者を人の長子より畜の初生まで悉く殺したまへり是故に始めて生れし牡を悉くエホバに犧牲に献ぐ但しわが子等の中の長子はみな贖ふなり十六是をなんぢの手におきて號となし汝の目の間におきて誌となすべしエホバ能ある手をもて我等をエジプトより導きいだしたまひたれば十七偖パロ民をさらし遣めし時ペリシテ人の地に近かりけれども神彼等をみちびきて其地を通りたまはざりき其は民戰爭を見ば悔てエジプトに歸るならんと神おもひたまひたればなり十八神紅海の曠野の道より民を導きたまふイスラエルの子孫行伍をたてエジプトの國より出づ十九其時モーセはヨセフの骨を携ふ是はヨセフ神かならず汝らを眷みたまふべければ汝らわが骨を此より携へ出づべしといひてイスラエルの子孫を固く誓せたればなり二十斯てかれらスコテより進みて曠野の端なるエタムに營張す二一エホバかれらの前に往たまひ晝は雲の柱をもてかれらを導き夜は火の柱をもて彼らを照して晝夜往すゝましめたまふ二二民の前に晝は雲の柱を除きたまはず夜は火の柱をのうきたまはず

第十四章

一茲にエホバ、モーセに告ていひたまひけるは二イスラエルの子孫に言て轉回てミグドルと海の間なるピハヒロテの前にあたりてバアルゼポンの前に營を張べし三パロ、イスラエルの子孫の事をかたりて彼等はうの地に迷ひなりて曠野に閉こめられたるならんといふべけれむなり四我パロの心を剛愎にすべければパロ彼等の後を追はん我パロとうの凡の軍勢に由て榮を得エジプト人をして吾エホバなるを知しめんと彼等すなはち斯なせり五茲に民の逃さりたることエジプト王に聞えければパロとうの臣下等民の事につきて心を變じて言ふ我等何て斯イスラエルを去遣めて我に事ざらしむるやと六パロすなはちうの車を備へ民を將て己にしたがへしめ七選抜の戰車六百輛みエジプトの諸の戰車およびその車長等を率ゐたり八エホバ、エジプト王パロの心を剛愎みしたまひたれば彼イスラエルの子孫の後を追ふイスラエルの子孫は高らかなる手によりて出たりロの馬、車およびうの騎兵と軍勢彼等の後を追てうのバアルゼポンの前なるピハヒロテの邊にて海の傍に營を張るに追つけり九パロの近よりし時イスラエルの子孫目をあげて視しにエジプト人己の後に進みきたりしかば痛く懼れたり是に於てイスラエルの子孫エホバに呼號り十一且モーセに言けるはエジプトに墓のあらざるがために汝われらをたづさへいたして曠野に死しむるや何故に汝われらをエジプトより導きいだしてかく斯われらに爲や十二我等がエジプトにて汝に告て我等を棄おき我らをしてエジプト人に事しめよと言しは是ならずや其は曠野にて死るよりもエジプト人に事るは善ればなり十三モーセ民にいひけるは汝ら懼るなかれ立てエホバが今日汝等のために爲たまはんところの救を見よ汝らが今日見たるエジプト人をば汝らかさて復これを見ること絕てなかるべきなり十四エホバ汝等のために戰ひたまはん汝等は靜りて居るべし十五時にエホバ、モーセにいひたまひけるは汝なんぞ我に呼はるや汝杖を擧げ手を海の上に伸て之を分ちイスラエルの子孫ト人の心を剛愎にすべければ彼等うの後に志たがひて入るべし我かくしてパロとうの諸の軍勢およびうの戰車と騎兵とによりて榮譽をえん時エジプト人は我のエホバなるを知んと十九爰にイスラエルの陣營の前に行る神の使者移りてうの後に行けり即ち雲の柱うの前面をはなれて後に立ち二十エジプト人の陣營とイスラエル人の陣營の間に至りけるが彼がためには雲となり暗さなり是がためには夜を照せり是たもて彼と是と夜の中に相近づかざりき二一モーセ手を海の上に伸けれバエホバ終夜強き東風をして海を退かしめ海を陸地となしたまひて水遂に分れたり二二イスラエルの子孫海の中の乾ける所を行くに水は彼等の右左に墻となれり二三エジプト人等パロの馬、車騎兵みなうの後に志たがひて海の中に入る二四曉にエホバ火と雲との柱の中よりエジプト人の軍勢を望みエジプト人の軍勢

を惱まし二五其車の輪を脫して行に重くならしめたまひければエジプト人言ふ我等イスラエルを離れて逃ん其ハエホバかれらのためにエジプト人と戰へバなりと二六時にエホバモーセに言たまひけるハ汝の手を海の上に伸て水をエジプト人ろの戰車と騎兵の上に流れ反らしめよと二七モーセすなハち手を海の上に伸けるに夜明におよびて海本の勢力にかへりたれバエジプト人之に逆ひて逃たりしがエホバエジプト人を海の中に擲ちたまへり二八即ち水流反りて戰車と騎兵を覆ひイスラエルの後に立たがひて海にいりしパロの軍勢を悉く覆へり一人も遺れる者あらざりき二九然どイスラエルの子孫ハ海の中の晒ける所を歩みしが水ハその右左に墻となれり三十斯エホバこの日イスラエルをエジプト人の手より救ひたまへりイスラエルまたエホバがエジプト人に爲たまひし大なる事を見たり是に於て民エホバを畏れエホバとその僕モーセを信じたり

第十五章　三一是に於てモーセおよびイスラエルの子孫この歌をエホバに謠ふ云く我エホバを歌ひ頌ん彼ハ高らかに高くいますなり彼ハ馬とろの乘者を海になげうちたまへり二ニわが力わが歌ハエホバなり彼ハわが救拯となりたまへり彼ハわが神なり我これを頌美ん彼ハわが父の神なり我これを崇めん三エホバハ軍人にしてその名ハエホバなり四彼パロの戰車とその軍勢を海になげうちたまへり彼の選抜しかしらたち紅海に沈めり五大水かれらを淹ひて彼等石のごとくに淵の底に下る六エホバよ汝の右の手ハ敵を碎くこと汝の大なる榮光をもて汝へ汝にたち逆ふ者を滅したまふ汝怒を發すればバよ汝の右の手ハ勢のごとくに焚つくさるハ汝の鼻の息により水積かさなり浪堅く立て岸のごとくに成り大水海の中に凝るハ敵ハ言ふ我追て追つき掠取物を分たん我わが手われらを亡さんと八汝氣を吹たまへバ海かれらを覆ひて彼等ハ猛烈き水に鉛のごとくに沈めり十一エホバよ神の中に誰か汝に如ものあらん誰か汝のごとく聖して榮あり讃べくして威ありて奇事を行なふ者あらんや十二汝うの右の手を伸たまへバ地かれらを呑む十三汝ハ汝の贖ひし民を恩寵をもて導き汝の力をもて彼等を汝の聖き居所に引たまふ十四國々の民聞て慄へペリシテに住む者畏懼を懷く十五エドムの君等駭きモアブの剛者戰慄くカナンに住る者みな消うせん十六畏懼と戰慄かれらに及ぶ汝の臂の大なるがために彼らハ石のごとくに默然たりエホバよ汝の民の通り過るまで汝の買たまひし民の通過るまで然るべし十七汝民を導きてこれを汝の産業の山に植たまはんエホバよ是すなハち汝の居所これなんぢ主よ是汝の手の建たる聖所なり十八エホバハ世々限なく王たるべし十九斯パロの馬ろの車および騎兵さろもに海にいりしにエホバ海の水を彼等の上に流れ還らしめたまひしがイスラエルの子孫は海の中にありて旱地を通れり二十時にアロンの姉なる預言者ミリアム鼓を手にとるに婦等みな彼にしたがひて出で鼓をとり且踊るニ一ミリアムすなはち彼等に和へて言ふ汝等エホバを歌ひ頌よ彼は高らかに高くいますなり彼は馬とろの乘者を海に擲ちたまへりと二二斯てモーセ紅海よりイスラエルを導きてシュルの曠野にいり曠野に三日歩みたりしが水を得ざりき二三彼ら遂にメラにいたりしがメラの水苦くして飲ことを得ざりき是をもて其名ハメラ（苦）と呼ぶ二四是に於て民モーセにむかひて呟き我等何を飲んかと言けれバ二五モーセエホバに呼はりしにエホバこれに一本の木を示したまひたれバ則ちこれを水に投いれしかば水甘くなれり彼處にてエホバ民のために法度と法律をたてたまひ彼處にてこれを試みて二六言たまはく汝もし善く汝の神エホバの聲を聽またがひエホバの目に善と見ることを爲ろうの誡命に耳を傾けうの諸の法度を守ば我わがエジプト人に加へしところの疾病を一も汝に加へざるべし其ハ我はエホバにして汝を醫す者なればなりと二七斯て彼等エリムに至れり其處に水の井十二椶櫚七十本あり彼處にて彼等水の傍に幕張せり

第十六章　一斯てエリムを出たちてイスラエルの子孫の會衆ろのエジプトの地を出しより二箇月の十五日に皆エリムとシナイの間なるシンの曠野においてイスラエルの全會衆モーセとアロンに向ひて呟けりニ其曠野においてイスラエルの子孫かれらに言けるハ我等エジプトの地に於て肉の鍋の側に坐り飽までにパンを食ひし時にエホバの手によりて死たらバ善りし者を汝等はこの曠野に我等を導きいだして

この全會を飢に死しめんとするなり四時にエホバ、モーセに言たまひけるハ視よ我パンを汝らのために天より降さん民いで〻日用の分を每日斂むべし斯して我かれらが吾の法律にしたがふや否を試みん五第六日にはかれらの取いれたる者を調理ふべし其は日々に斂る者の二倍なるべしと六モーセとアロンイスラエルの全の子孫に言けるは夕にいたらば汝等はエホバが汝らをエジプトの地より導きいだしたまひしなるを知にいたらん七又朝にいたらば汝等エホバの榮光を見ん其はエホバに向ひて呟くなり我等を誰となして汝等は我等にむかひて呟くや八モーセまた言けるはエホバ夕には汝等に肉を與へて食へしめ朝にはパンをあたへて飽しめたまはん其はエホバに向ひて呟くなり我等を誰と爲や汝等の怨言は我等にむかひてするに非すエホバにむかひてするなり九モーセアロンに言けるハイスラエルの子孫の全會衆に言へ汝等エホバの前に近よれエホバなんぢらの怨言を聞給へりと十アロンすなハちイスラエルの子孫の全會衆に語しがゞ彼等曠野を望むにエホバの榮光雲の中に顯はる十一エホバモーセに告て言たまひけるハ十二我イスラエルの子孫の怨言を聞り彼等に告て言へ汝等夕には肉を食ひ朝にはパンに飽べし而して我のエホバにして汝等の神なることを知にいたらんと十三即ち夕におよびて鶉きたりて營を覆ふ又朝におよびて露營の四圍におきしが十四ろのおける露乾くにあたりて曠野の表に細のごとき小き圓き者地にあり十五イスラエルの子孫これを見て此ハ何ぞやと互ふ言ふ其ハろの何たるを知ざれゞなりモーセかれらに言けるハ是パエホバが汝等の食にあたへたまふパンなり十六エホバの命じたまふところの事ハ是なり即ち各ろの食ふところに循ひて之を斂め汝等の人數にしたがひて一人に一オメルを取れ各人ろの天幕ふなる者等のためにこれを取べし十七イスラエルの子孫かくなせしに其斂るところに多きあり少きあり十八オメルをもてこれを量るに多く斂めし者にも餘るところ無く少く斂し者にも足ぬところ無りき皆ろの食ふところに循ひてこれを斂めたり十九モーセ彼等に誰も朝までこれを殘しおく可らずと言り二十然るに彼等モーセに聽ざりたがひ或者ハこれを朝まで殘したり其が蟲たかりて臭なりぬモーセこれを怒る二一人々各ろの食ふところを循ひて每朝にこれを斂めしが日熱なれゞ消ゆ二二第六日にいたりて人々二倍のパンを斂めたり即ち一人に二オメルを斂むるに會衆の長皆きたりて之をモーセに告ぐ二三モーセかれらに言ふエホバの言たまふところ是のごとし明日ハエホバの聖安息日にして休息なり今日汝等の烤んとする者を烤き煮んとする者を煮よ其殘れる者ハ皆明朝まで藏めおきしが臭くなることなく又蟲もその中に生ざりき二五モーセ言ふ汝等今日其を食へ今日ハエホバの安息日なれゞろの日にハ有ざるべし二七然るに民の中に七日に出て斂めんとせし者ありしが得ところ無りき二八是ふおいてエホバモーセに言たまひけるハ何時まで汝等ハ吾が誡命とわが律法をまもることをせざるや二九汝等視よエホバなんぢらに安息日を賜へり故に第六日に二日の食物を汝等にあたへたまふなり汝等おの〻ろの處に休みをれ第七日にハろの處より出る者あるべからず三十是民第七日に休息りき三一イスラエルの家ろの物の名をマナと稱り是ハ莢の實のごとく白く其味ハ蜜をいれたる菓子のごとし三二モーセ言ふエホバの命じたまふところ是のごとし是を一オメル盛て汝等の代々の子孫のためにたくハへおくべし是ハわが汝等をエジプトの地より導きいだせし時に曠野にて汝等を養ひしところのパンを之に見さしめんためなり三三而してモーセアロンに言けるハ壺を取てろの中にマナ一オメルを盛てこれをエホバの前におきて汝等の代々の子孫のためにたくハふべし三四エホバのモーセに命じたまひし如くにアロンこれを律法の前におきておきてたくハふ三五イスラエルの子孫ハ人の住る地に至るまで四十年が間マナを食へり即ちカナンの地の境にいたるまでマナを食へり三六オメルハエパの十分の一なり

第十七章

一イスラエルの子孫の會衆エホバの命にまたがひて皆シンの曠野を立出で旅路をかさねてレピテムに幕張せしが民の飲む水あらざりき二是をもて民モーセと爭ひて言ふ我等に水をあたへて飲めよモーセかれらに言けるハ汝ら何ぞ我と爭ひ何ぞエホバを試むるや三彼處にて民水に渴き民モーセにむかひ

てつぶやき言ふ汝なぜて我われ等たちジプトより導きいたして我われらの子女とわれらの
するや四是に於てモーセ、エホバに呼ばりて言ひ我われ、この民みなへに何になすべきやと彼かれ等らはほとんど我われを石にうたんとせり
るなり五エホバ、モーセに言たまひけるは汝なんぢ民のまへに進みゆき民のうち老たる者らを伴ひ汝がナイルを撃ちしその杖つゑを手に執りて視よ我われ
んと民たみ、これを飲べしモーセすなはちイスラエルの長老たる者らの前にてかく彼かれに叫よばはりぬ六視よ我われ彼処ホレブの磐の上に立ん汝なんぢ磐を撃うちしかば
サ水出ん民たみこれを飲べしモーセ斯かくイスラエルの子孫の眼前めのまへにて之これを行おこなへり七かくてその処ところの名をマッサと呼よびまたこゝをメリバと呼よべり是これイスラエルの子孫らがエホバに対ひて
エホバわれらの中にをるや否やと言ひて我われ等らを試みしに由よりなり八時にアマレクきたりてイスラエルと戦ふ
れ我われ等らのために人を擇みいでてアマレクと戦へ明日われ神の杖つゑを手にとりて岡のいただきに立ん十ヨシュアすなはちモーセの己におしへしごとくに為してアマレクと戦ふモーセ、アロンおよびホルは岡のいただきに登りしが十一モーセ
ち手てを挙あげたれはイスラエル勝ち手をさげたればアマレク勝りき十二然しかるにモーセの手重くなりたれば石をとりてモーセの下におきてその上に坐せしめ一人は此方に一人は彼方にありてモーセの手を支ささへたりしが
ばその手の没まで垂下さがりき十三是においてヨシュアは刃もてアマレクとその民たみを敗やぶれり十四エホバ、モーセに言たまひけるは之これを記念しるしとして書に筆しるして記念となしヨシュアの耳にいれよ我われ必ず天下てんかより
アマレクの名なはこれを全まったく塗抹ぬぐひ去さるべしと十五モーセ壇を築きつゝ其その名をエホバニシ（エホバ吾わが旗はたと称となへ十六言けらく
エホバの誓ちかひによればエホバ世よ々〳〵アマレクと戦たたかひたまへん

第十八章

一ミデアンの祭司モーセの外舅なるエテロ神かみが凡すべてモーセのために為なしたまひしことと其その民たみイスラエルのために為なしたまひしことと即すなはちエホバがイスラエルを
エジプトより導き出したまひしことを聞きゝたれば二モーセ先さきに其その妻つま
チポラその二人の子ふたりを携つれ来きたるに三その子の一人の名をゲルショムと言ふ是これモーセ我われ他国に客となりをるといひたればなり四今一人の名をエリエゼルと曰ふ是これ我わが父ちゝの神かみわれを助たすけパロの剣つるぎを救すくひたまふことと言たればなり五斯かくモーセの外舅エテロ、モーセの子と

到る（ヨモ一ヒ）ことを得べし（ヨモ一ヒ）汝ら
の外衣を洗ひ（ヨモ一ヒ）三日の備へを爲せ
（ヨモ一ヒ）三日の備へを爲せ
婦人に近づくべからず（ヨモ一五）三日の朝にいたりて雷
および電（ヨモ一六）また濃き雲山の上にのぞ
備へをなして三日を待ちて婦人に近づくべからず（ヨモ一五）三日の朝にいたりて雷および電（ヨモ一六）また濃き雲山の上にのぞ

み（ヨモ一六）また甚だ喇叭の聲ありければ宿營にをる民みな震ふ（ヨモ一六）モーセ民を引いでて神に會はせんために宿營より出しかば民山の麓に立つ（ヨモ一七）シナイ山はその煙のために全く煙りたり（ヨモ一八）これ火の中にありてヱホバ其の上に下りたまへばなり（ヨモ一八）その煙は窯の煙のごとく立のぼりて山すべて甚く震ふ（ヨモ一八）喇叭の聲ますます高くなりゆきてはげしくなりける時モーセ言を出すにみ神は聲をもて應へたまふ（ヨモ一九）ヱホバ、シナイ山に下りその山の頂上にいますがごとし而してヱホバ山の頂上にモーセを召したまひければモーセ上れり（ヨモ二〇）ヱホバ、モーセに言たまひけるは下りて民なんぢ證めよ恐らくは民ヱホバに來りて見んとし多の者の死ることにいたらん（ヨモ二一）又ヱホバにちかづくべき祭司らの身も潔めよ恐らくはヱホバ彼らを撃破らん（ヨモ二二）モーセ、ヱホバに言けるは民なんぢシナイ山に得えのぼらじ其は汝ら我われに嚴しく命じて山の四周に境界をたてて山を聖めよと言たまひたればなり（ヨモ二三）ヱホバ、われに言たまひけるは往き下りてアロンを汝とともに上り來るべし但祭司らと民にヱホバの所に上りきたらんために推破りて我にのぼりきたらしめざれ恐らくは我われ彼らを撃殺さん（ヨモ二四）モーセ民にくだりゆきて、これに告たり

出埃及記　第二十章　自十七至第二十章十二節　百三

神、このすべての言を宣たまふ（ヨモ二）我はヱホバ汝の神なんぢをエジプトの地、奴隷の家より導き出せし者なり（ヨモ三）汝わが前に我の外何物をも神とすべからず（ヨモ四）汝なんぢ自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者、下は地にある者、なんぢに地の下の水の中にある者の何の形像をも作るべからず（ヨモ五）汝これを拝むべからず、これに事ふべからず我ヱホバ汝の神は嫉む神にして我を惡む者には父の罪を子に三四代にまでおよぼし（ヨモ六）我を愛し我が誡命を守る者には恩恵を施すこと千代にまでおよぶなり（ヨモ七）汝なんぢの神ヱホバの名を妄に口にあぐべからず、ヱホバ妄に口にあぐる者を罰なくして置ざるべし（ヨモ八）安息日を憶えて、これを聖潔すべし（ヨモ九）六日の間は勞きて汝なんぢの一切の業を爲べし（ヨモ一〇）七日目は汝なんぢの神ヱホバの安息日なれば何の業をも爲べからず汝なんぢも汝なんぢの子も汝なんぢの僕も婢も汝なんぢの家畜も汝なんぢの門の中にをる他國の人も然なり（ヨモ一一）ヱホバ六日の中に天と地と海とその中なんぢらの一切の物を造り七日目に息みたまへり故にヱホバ安息日を祝して聖日としたまふ（ヨモ一二）汝なんぢの父母を敬へ是ヱホバ汝なんぢの神の汝なんぢに與へたまふ地にて汝なんぢの日の長からんためなり

生命の長からんためなり 十三 汝殺すなかれ 十四 汝姦淫するなかれ 十五 汝盜むなかれ 十六 汝ろの隣人に對して虛妄の證據をたつるなかれ 十七 汝ろの隣人の家を貪るなかれ又汝の隣人の妻および僕、婢、牛、驢馬ならびに凡て汝の隣人の所有を貪るなかれ 十八 民みな雷と電と喇叭の音と山の煙るとを見たり民これを見て慄れなのうきて遠く立ち 十九 モーセにいひけるは汝われらに語れ我等聽ん唯神の我らに語りたまふことあらざらしめよ恐くは我等死ん 二十 モーセ民に言けるは畏るゝなかれ神汝らを試みんため又ろの畏怖を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯さざらしめんために臨みたまへるなり 二一 是において民は遠くに立ちしがモーセは神の在すところの濃雲に進みいたる 二二 エホバ、モーセに言たまひけるは汝イスラエルの子孫に斯いふべし汝等は天よりわが汝等に語ふを見たり 二三 汝等何をも我にならべて造るべからず銀の神をも金の神をも汝らのために造るべからず 二四 汝土の壇を我に築きてろの上に汝の燔祭と酬恩祭、汝の羊と牛とをこれに献べし汝もし我に石の壇を我につくるならば琢石をもてこれを築くべからず其は汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二五 汝もし石の壇を我につくるくるならば琢石をもてこれを築くべからず其は汝もし鑿をこれに當なば之を汚すべければなり 二六 汝階よりわが壇に升るべからず是汝の恥る處のろの上に露るゝことなからんためなり

出埃及記　第廿一章

第七年には贖を索ずしてこれを釋つべし 三 彼もし獨身にて來らば獨身にて去べし彼もし妻子を愛す我釋たるゝを好ますと明白に言ば 六 その主人これを士師の所につれゆくべし而して主人錐をもてかれの耳を刺さほすべし彼は何時までもこれに事つかうべきなり 七 人若ろの娘を贊て婢となす時は僕のごとくに去べからず 八 彼もしろの約せし主人の心に適ざる時はろの主人これを贖はしむることを得べし然ど之に眞實ならずしてこれを異邦人に賣ことをなすを得べからず 九 又もし之を己の子に與へんと約しなばこれを女子のごとくに待ふべし 十 父もしろの子のために別に娶ることあるとも彼に食物と衣服を與ふる事とろの交接の道とはこれを闕斷しむべからず 十一 其人かれに此三を行はずば彼は金をつくのはすして出さることを得べし 十二 人を擊て死しめたる者は必ず殺さるべし 十三 若人みづからは謀ずして神人をろの手にかゝらしめたまふことある時は我汝のために一箇の處を設くれべろの人其處に逃るべし 十四 人もし故にろの隣人を謀りて殺すべし汝これをわが壇よりも執へゆきて殺すべし 十五 ろの父あるひは母を擊ものは必ず殺さるべし 十六 人を拐帶したる者は之を賣たるも尙ろの手にあるも必ず殺さるべし 十七 ろの父あるひは母を罵る者は殺さるべし 十八 人相爭ふ時に一人石またはこぶしをもてろの對手を擊ちしに死にいたらずして床につくことあらんに 十九 若起あがりて杖によりて歩むにいたらば之を擊たる者は赦さるべし但しろの業を休める賠償をなして之を全く癒しむべきなり 二十 人もし杖をもてろの僕あるひは婢を擊んにろの手の下に死ば必ず罰せらるべし 二一 然ど彼もし一日二日生のびなば其人へ罰せられざるべし彼はろの人の金子なればなり 二二 人もし相爭ひて妊める婦を擊ちろの子を墮させんに別に害なき時は必ずろの婦人の夫の要むる所にしたがひて刑られ法官の定むる所を爲べし 二三 若害ある時は生命にて生命を 二四 目にて目を 齒にて齒を 手にて手を 足にて足を 二五 烙にて烙を 傷にて傷を 打傷にて打傷を償ふべし 二六 人もしろの僕の一の目あるひは婢の一の目を擊てこれを喪さばその目のために之を釋つべし 二七 又もしろの僕の一箇の齒か婢の一箇の齒を打落ばろの齒のために之を釋つべし 二八 牛もし男あるひは女を衝て死しめなばろの牛を必ず石にて斃殺すべしろの肉は食ふべからず但しろの牛の主は罪なし 二九 然ど牛もし素より衝くことをなす者にしてろの主これがために忠告をうけし事あるに之を守りおかずして遂に男あるひは女を殺すに至らしめなばろの牛は石にて斃れろの主もまた殺さるべし 三十 若彼贖罪金を命ぜられなば凡てろの命ぜられし者を生命の贖に出すべし 三一 男子を衝もし女子を衝もこの例にしたがひてなすべし 三二 牛もし僕あるひは婢を衝ばろの主人に銀三十シケルを與ふべし又その牛は石にて擊ころすべし 三三 人もし坑を啓くか又は人もし穴を堀こさ

をなしこれを殺へずして牛あるひハ驢馬これに陥ハ三四穴の主これを償ひ金をうの所有主に與ふべし但しうの死たる畜ハ己の有となるべし三五此人の牛もし彼人のを衝殺さバ二人うの生る牛を賣てうの價をわかつべし又うの死たるのをも分つべし三六然どうの牛素より衝こゝをなす者なること知をるにうの主これを守りおかざりしならバうの人かならず牛をもて牛を償ふべし但しうの死たる者ハ己の有となるべし

出埃及記第廿二章

一人もし牛あるひハ羊を竊みてこれを殺し又ハ賣る時ハ五の牛をもて一の牛を賠ひ四の羊をもて一の羊を賠ふべし二もし盗賊ハ全く償をなすべし若物あらざる時は身をすゝ然ど若日いでゝよりならバ之がために血をながすべし盗賊ハ全く償をなすべし三然ど若日いでゝよりならバ之がために血をながすべし竊める物を償ふべし四若うの竊める物實に生てうの手にあらバうの牛驢馬羊たるにかゝハらずハ倍してこれを償ふべし五人もし田圃あるひハ葡萄園の物を食ハせうの家畜をはなちて人の田圃の物を食ふにいたらしむる時ハ自己の田圃の嘉物と自己の葡萄園の嘉物をもてうの償をなすべし六火もし逸て荊棘にうつりうの積あげたる穀物あるひハ未だ刈ざる穀物あるひハ田野を燬バうの火を挟たる者かならずこれを償ふべし七人もし金あるひハ物を人に預るにうの人の家より竊みさられたる時ハうの盗者あらハれなバこれを倍して償へしむべし八盗者もしあらハれずバ家の主人を法官につれゆきて彼がうの人の物に手をかけたるや否を見るべし九何の過愆を論ず牛にもあれ驢馬にもあれ羊にもあれ衣服にもあれ又ハ何の失物にもあれ凡て人の見て是其なりと言ふ者ある時ハ法官うの兩造の言を聽べし而して法官の罪ありとする者これを倍してうの對手に償ふべし十人もし驢馬か牛か羊か又ハうの他の家畜をうの隣人にあづけんに死か傷けらるゝか又ハ擄ひさらるゝことありて誰もこれを見し者なき時ハ十一二人の間にうの隣人の物に手をかけずとエホバを指て誓ふことあるべし然る時ハうの持主これを承諾べし彼人ハ償をなすに及ばず十二然ど若自己の許より竊まれたる時ハうの所有主に定あらざる處の償をなすべし十三若またうの裂ころされし時ハ其を証據のために持きたるべしうの裂ころされし者ハ償ふにおよバず十四人もしうの隣人より借たる者あらんにうの物傷けられ又ハ死ることありてその所有主うれとふもにならざる時ハ必ずこれを償ふべし十五うの所有主うれと共にならバこれを償ふにおよバず雇し者なる時もしかり其ハ雇れて來りしなればなり十六人もし聘定あらざる處女を誘ひてこれと寢たらバ必ずこれに聘禮して妻となすべし十七うの父もしこれをうの人に與ふることを固く拒まバ處女にする聘禮にてうらして金をはらふべしと十八覡術をつかふ女を生しおくべからず十九凡て畜を犯す者を必ず殺すべし二十エホバをおきて別の神に犧牲を献る者をバ殺すべし二一汝他國の人を惱すべからず又これを虐ぐべからず汝らもエジプトの國にをる時ハ孤子を惱すべからず二二汝もし彼等ハ惱まして彼等われに呼らバ我かならずうの號呼を聽べし二四わが怒烈しくなり我劍をもて汝らを殺さん汝らの妻ハ寡婦となり汝らの子女ハ孤子とならん二五汝もし汝とうもにあるわが民の貧き者に金を貸す時ハ金貸のごとくなすべからず又これより利足をとるべからず二六汝もし人の衣服を質にとらバ日のいる時までにこれを歸すべし二七其ハうの身を蔽ふ者ハ是のみにして是ハうの膚の衣なればなり彼何の中に寢んや彼われに顧ハれバ我きかん我ハ憐憫ある者なればなり二八汝神を罵るべからず民の主長を詛ふべからず二九汝の豐滿なる物と汝の搾りたる物とを献ぐることを怠たるなかれ汝の長子を我に與ふべし三十汝また汝の牛と羊とも斯なすべし即ち七日母とゝもにをらしめて八日にこれを我に與ふべし三一汝等ハ我の聖民となるべし汝らハ野にて獸に裂れし者の肉を食ふべからず汝らこれを犬に投與ふべし

出埃及記第廿三章

一汝虛妄の風說を言ふらすべからず惡き人と手をあハせて人を誣る証人となるべからず二汝衆の人にしたがひて惡をなすべからず訴訟において答をなすに方りて衆の人にしたがひて道を曲べからず三汝また貧き人の訴訟を曲てこれを庇くべからず四汝もし汝の敵の牛あるひハ驢馬の迷ひ去に遭バかならずこれを牽てうの人に歸すべし五汝もし汝を惡む者の驢馬のうの負の下に仆れ臥すを見バ恨みてこれを遺さるべからず必ずこれを助けてうの負を釋べし六汝貧き者の訴訟ある時にうの判決を曲べからず七虛假の事に遠かれ

つみなきもの無辜者と義者とを殺すなかれ我は惡き者を義とせざるなり八汝賄賂を受べからず賄賂は人の目を暗まし義者の言を曲しむるなり九他國の人を虐ぐべからず汝等はエジプトの國にある時他國の人にてありたればなり十汝六年の間汝の地に種播きその實を斂いるべし十一但し第七年にはこれを息ませて耕さずにおくべし而して汝の民の貧き者に食ふことを得せしめよ其餘れる者は野の獸これを食へん汝の葡萄園も橄欖園もしかなせ汝の婢の子および他國の人をして息をつかしめよ十二わが汝に言し事に凡て心を用ひよ他の神々の名を稱ふべからずまた之を汝の口より聞えしめざれ十三に三度わがために節筵を守るべし十四汝年の月の定の時において七日の間酵いれぬパンを食ふべし其いうの月に汝エジプトより出たれば空手にて徒に我前に出る者あるべからず十五また穡時の節筵を守るべし是すなはち汝が勞苦て田野に播る者の初の實を祝ふなり又收藏の節筵を守るべし是すなはち汝の勞苦によりて成る者を年の終に田野より收藏る者なり十七汝の男たる者は皆年に三次主エホバの前に出べし十八汝わが犧牲の血を酵いれしパンとともに献ぐべからず又わが節筵の脂を翌朝まで殘しおくべからず十九汝の地に初に結べる實の初を汝の神エホバの室に持きたるべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず二十視よ我天の使をつかはして汝に先たせ途にて汝を守らせ汝をわが備へし處に導かしめん二一汝等うの前に謹みをりその言にしたがひ之を怒らするなかれ彼なんぢらの咎を赦さざるべしわが名かれの中にあればなり二二わが使汝にさきだちゆきて汝をアモリ人、ころを爲ば我なんぢの敵となり汝の仇となるべし二三わが使汝にさきだちゆきて汝をアモリ人、ヘテ人、ペリジ人、カナン人、ヒビ人、およびエブス人に導きいたらん我かれらを絶べし二四汝かれらの神を拜むべからずこれに事へよ然ばエホバ汝らのパンと水を祝し汝らの中より疾病を除きたまへん二六汝の國の

中にへ流産する者なく姙ざる者なからるべし我汝の日の數を盈さん二七我わが畏懼をなんぢの前に遣し汝が至るところの民をことごとく敗り汝の諸の敵をして汝に後を見せしめん二八我黃蜂を汝の先につかへさん是ヒビ人、カナン人およびヘテ人を汝の前より逐はらふべし二九我かれらを一年の中にへ汝の前より逐はらふべからず恐くへ土地荒れ野の獸增て汝を害せん三十我漸々にかれらを汝の前より逐はらひへ汝ついに增てうの地を獲にいたらん三一我なんぢの境をさだめて紅海よりペリシテ人の海にいたらせ曠野より河にいたらしめん我この地に住る者を汝らの手に付さん汝かれらを逐ひ出せ三二汝かれらおよび彼らの神と何の契約をもなすべからず三三彼らへ汝の國に住べからず恐くへ彼ら汝をして我に罪を犯さしめん汝もし彼等の神に事なばうの事かならず汝の機檻となるべきなり

第廿四章

二又モーセに言たまひけるへ汝アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老ところもにエホバの許に上りきたれ而して汝等遙にたちて拜むべし三モーセ一人エホバに近づくべし彼等へ近るべからず又民もかれとともに上るべからず三モーセ來りてエホバの諸の言およびうの諸の典例を民に告しに民みな同音に應て云ふエホバの宣ひし言へ皆われらこれを爲べし四モーセエホバの言をことごく書記し朝夙に興いでゝ山の麓に壇を築きイスラエルの十二の支派にしたがひて十二の柱を建て五而してイスラエルの子孫の中の少き人等を遣へしてエホバに燔祭を献げ又犢を屠て酬恩祭を供へしむ六モーセ時にうの血の半をとりて鉢に盛れ又うの血の半を壇の上に灑げり七而して契約の書をとりて民に誦きかせたるに彼らへ言ふエホバの宣ふ所へ皆われらこれを爲て遵ふべしと八モーセすなへちうの血をとりて民に灑ぎて言ふ是すなへちエホバが此諸の言につきて汝と結たまへる契約の血なり九斯てモーセ、アロン、ナダブ、アビウおよびイスラエルの七十人の長老のぼりゆきて十イスラエルの神を見るにうの足の下にへ透明る青玉を甎のごき物ありて糊ける天空にさも似たり十一神へイスラエルの此頭人等にうの手をかけたまへざりき彼等へ神を見又食飲をなせり十二茲にエホバ、モーセに言たまひけるへ山に上りて我に來り其處にあ

われ我わが彼等を教へんために曾しるせる法律と誡命を戴るところの石の板を汝に與へん 十三 モーセとうの從者ヨシユアとゝもに起あがりモーセのぼりて神の山に至る 十四 時に彼長老等に言けるハ我等の汝等に歸るまで汝等ハ此に待ちをれ視よアロンとホル汝等とゝもに在り凡て事ある者ハ彼等にいたるべし 十五 而してモーセ山にのぼりしが雲山を蔽ひをる 十六 すなはちエホバの榮光シナイ山の上に駐りて雲山を蔽ふこと六日なりしが七日にいたりてエホバ雲の中よりモーセを呼たまふ 十七 エホバの榮光山の巓に燃る火のごとくにイスラエルの子孫の目に見えたり 十八 モーセ雲の中に入り山に登れりモーセ四十日四十夜山に居る

第廿五章

一 エホバ、モーセに告て言たまひけるハ 二 イスラエルの子孫に告て我に獻物を持きたれと言へ凡てうの心に好んで出す者よりハ汝等その我に獻ぐるところの物を取べし 三 汝等がかれらより取べきうの獻物ハ是なり即ち金、銀、銅 四 青、紫、紅、の線、麻、山羊毛 五 赤染の牡羊の皮、貛の皮、合歡木 六 燈油、塗香と馨しき香を調ふるところの香料 七 瑪瑙および嵌入川すところに循ひ幕屋の式樣におよびうの器具の式樣にしたがひてこれを作るべし 八 我かれらの中に住んが爲に凡てわが汝に示すところの式樣にしたがひてこれを作るべしうの長ハ二キユビト半うの濶ハ一キユビト半うの高ハ一キユビト半なるべし 九 彼等合歡木をもて櫃を作るべしうの四の足につくべし即ち此傍に二箇の輪彼傍に二箇の輪をつくべし 十三 造るべし 十二 汝金の環四箇を鑄てうの四の足につくべし 十四 而してその杠を櫃の遶旁の環にさしいれてこれをもて櫃を舁べし 十五 杠ハ櫃の環に差いれおくべし其より脫はなすべからず 十六 汝わが汝に與ふる律法をうの櫃に藏むべし 十七 汝純金をもて贖罪所を造るべしうの長ハ二キユビト半その濶ハ一キユビト半なるべし 十八 汝金をもて二箇のケルビムヲ作るべし即ち槌にて打てこれを作り贖罪所の兩傍に置べし 十九 一のケルビムを此旁に一のケルビムを彼旁に造れ即ちケルビムハ贖罪所の兩旁に造るべし 二十 ケルビム翼を高く展べうの翼をもて贖罪所を掩ひうの面を互に相向くべしケルビムの面ハ贖罪所に向ふべし 二一 汝贖罪所を櫃の上に置、また我が汝に與ふる律法を櫃の中に藏むべし 二二 其處にて我なんぢに會ひ贖罪所の上より、律法の櫃の上なる二箇のケルビムの間よりして我イスラエルの子孫のためにわが汝に命ぜんとする 諸の事を汝に語ん 二三 汝また合歡木をもて案を作るべしうの長ハ二キユビトうの濶ハ一キユビトうの高ハ一キユビト半なるべし 二四 而して汝純金をこれに着せうの周圍に金の緣をつくるべし 二五 汝うの四圍に掌覺の遶をつくりうの遶の周圍に金の小緣を作るべし 二六 またうれがために金の環四箇を作りうの足の四隅にうの環をつくべし是ハ案を舁ところの杠をいるゝ處なり 二八 また合歡木をもてうの杠をつくりてこれに金を着すべし案ハこれに因て舁るべきなり 二九 汝また其に用ふる皿、匙、杓および酒を濺ぐところの盞を作るべし即ち純金をもてこれを造るべし 三十 汝案の上に供前のパンを置て常にわが前にあらしむべし 三一 汝純金をもて一箇の燈臺を造るべし燈臺ハ槌をもてうちて之を作るべし燈臺、軸、盞、節、花ハ其に聯らなむべし 三二 又六の枝をうの旁より出さむべし三箇の燈臺を此旁より出し三箇の燈臺を彼旁より出しむべし 三三 巴旦杏の花の形せる三の盞、節および花とゝもに在り凡て巴旦杏の花の形せる三の盞、節および花とゝもに彼枝にあるべし燈臺より出る六の枝を皆斯のごとくにすべし 三四 巴旦杏の花の形せる四の盞うの節および花とゝもに燈臺ハあるべし 三五 兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又うの兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ又うの兩箇の枝の下に一箇の節あらしめ燈臺より出る六の枝みな是のごとくなるべし 三六 うの節と枝とハ其ハ連ならしめ皆槌にて打て純金をもて造るべし 三七 又うれがために七箇の燈盞を造りうの燈盞を上に置てうの對向を照さしむべし 三八 うの燈鉗と剪燈盤をも純金ならしむべし 三九 燈臺と此の諸の器具を造るにハ純金一タラントを用ふべし 四十 汝山にて示されし式樣にまたがひて之を作ることを心を用ひよ

第廿六章

一 汝また幕屋のために十の幕を造るべしうの幕ハ細き撚絲、青、紫、および紅の絲をもて之を造り精巧ふクルビムをうの上に織出すべし 二 各幕の長ハ二十八キユビト一の幕の濶ハ四キユビト

なるべし幕ハ皆ろの寸尺ハ同うすべし三ろの幕五箇を互に連れあハせ又ろの他の幕れ箇をも互に連れあハすべし四而してろの一聯の幕の邊においてろの聯絡處の端に青色の襻を付べし又他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつけ斯うの邊ふも斯なすべし五汝一聯の幕に襻五十をつけ又他の一聯の幕に襻五十をつけ斯うなすべし六而して金の鐶五十を造りろの鐶をもて幕を連れあハせて一の幕屋となすべし七汝また山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の蓋となすべし即ち幕十一をつくるべしハろの一箇の幕の長ハ三十キユビトろの一箇の幕の濶ハ四キユビトなるべし即ちろの十一の幕ハ尺ずを一ふべし九而してろの幕五を一ふ聯れまたその幕六を一ふ聯れろの第六の幕ふ幕屋の前に摺むべし十又ろの一聯の幕の邊すなハちろの聯絡處の端に襻五十を付け又他の一聯の聯絡處にも襻五十を付べし十一而して銅の鐶五十を作りろの鐶を襻にかけてろの幕を聯れあハせて一となすべし十二ろの天幕の幕の餘れる邊ハ此旁に一キユビト彼旁ふ一キユビトあり之ハ幕屋の後ふ垂むべし十三天幕の幕の餘れる者ハ此旁に一キユビト彼旁ふ一キユビトあり之ハ幕屋の兩傍此方彼方ふ垂てこれを蓋ふべし十四汝赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の蓋をつくりろの上に獾の皮の蓋をほどこすべし十五汝合歡木をもて幕屋のために竪板を造るべし十六一枚の板の長ハ十キユビト一枚の板の濶ハ一キユビト半なるべし十七枚ごとに二の榫をつくりて彼と此と交指むよ幕屋の板にハ皆斯のごとく爲べし十八汝幕屋のために板を造るべし即ち南向の方のためふ板二十枚を作るべし十九而してろの二十枚の板の下ふ銀の座四十を造るべし即ち此板の下ふもろの二の榫のために二の座あらしめ彼板の下ふもろの二の榫のために二の座あらしむべし二十幕屋の他の方すなハちろの北の方のためふも板二十枚を作るべし二一而してこれに銀の座四十を作り此板の下ふも二の座彼板の下ふも二の座あらしむべし二二幕屋の後すなハちろの西の方のためふ板六枚を造るべし二三又幕屋の後の兩の隅のためふ板二枚を作るべし二四ろの二枚ハ下にて相合せしめろの頂まで一に連ならしむべし二五而してろの板ふ金を着せ枚ごとに是の如くなるべし其等ハ二の隅のために設くる者なり二六汝合歡木をもて橫木を作り幕屋の此方の板のために五本を設くべし二七また幕屋の彼方の板のために橫木五本を設け幕屋の後すなハちろの西の方の板のために橫木五本を設くべし二八板の眞中にある中間の橫木をハ端より端まで通らしむべし二九而してろの板ふ金を着せ金をもて之がために鐶ふ作りて橫木をこれふ貫き又ろの橫木ふ金を着すべし三十汝山にて示されしところのうの模範にふたがひて幕屋を建べし三一汝また青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幕を作り巧にケルビムをろの上ふ織いだすべし三二而して金を着たる四本の合歡木の柱ハ四の銀の座の上に置べし三三汝ろの幕を鐶の下に掛け其處にろの幕の中に律法の櫃を藏むべしろの幕なハち汝らのためふ聖所と至聖所とを分たん三四汝至聖所にある律法の櫃の上に贖罪所を置べし三五而してろの幕の外ふ案を置ろ幕屋の南の方ふ燈臺を置て案ふ對ハしむべし案ハ北の方に置べし三六又青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて幔を織なして幕屋の入口に掛べし三七又ろの幔のためふ合歡木をもて柱五本を造りてこれふ金を着せろの鉤を金ふすべし又ろの柱のために銅をもて五箇の座を鑄べし

第廿七章

一汝合歡木をもて長五キユビト濶五キユビトの四隅の上に其の角を作りてろの角を其より出しめろの壇を作るべしろの壇ハ四角ろの高ハ三キユビトなるべし二ろの四隅の上に其の角を作りてろの角を其より出しめろの壇にハ銅を着すべし三又灰を受る壺と火鏟と鉢と肉叉と火鼎を作るべし壇のためふ銅をもて金網を作りろの網の上にろの四隅ふ銅の鐶を四箇作るべし五而してろの網ハ壇の中程の邊の下ふ置て之を壇の半ふ達せしむべし六又壇のためふ杠を作るべし即ち合歡木をもて杠を造り銅を以て之ふ包べし七汝また幕屋の庭をつくるべし南ふ向ひてハ庭のために細布の幕を設けてろの一方ふ當べし十ろの二十の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十一又北の方ふあたりて長百キユビトの幕をろの縦に設くべしろの二十の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十二又北の方ふあたりて長百キユビトの幕をろの縦に設くべしろの二十の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十三又庭の東の方ふあたりて廣五十キユビトなるべし十四門の一方ふ當て十五キユビトの幕をろの一方ふ當べしろの三の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十五又他の一方ふ當て十五キユビトの幕をろの三の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十六庭の門ふ當て廣二十キユビトの幔をろの青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて織なすべしろの四の柱および銅ふし其柱の鉤および桁ハ銀ふすべし十七庭の四圍ふ環らせるろの柱ハ皆銀ふて桁ふし其鉤ハ銀ふし其座ハ銅ふすべし十八庭の長ハ百キユビト濶ハ五十キユビトにして高ハ五キユビトなるべし其幕ハ細布ふして其座ハ銅ふすべし十九凡幕屋の諸の器ふ其諸の職および其諸の釘ハ皆銅ふすべし二十汝イスラエルの子輩ふ命じて燈のために搗たる純橄欖油を汝にもて來らしめ燈を常に點ぜしむべし二一アロンおよびその子輩ハ會幕ふ於てろの幕の外ふ在て證の櫃の前ふ夕より朝まで燈を主の前ふ整べしこれハイスラエルの子輩の世々永遠に守るべき例なり

座へ銅ふ志柱の鉤ころの桁へ銀にすべし十二庭の横すなハちろの西の方ふへ五十キユビトにすべし十四而して此一旁に
ろの柱へ十ろの座も十十三また東に向ひてへ庭の東の方の濶へ
十五キユビトの幕を設くべしその柱へ三ろの座も三十五又彼一
へ三ろの座も三十六庭の門のためふ青、紫、紅の線および麻の撚糸をもて織なしたる二十キユビトの幔
を設くべしろの柱へ四ろの座も四十七庭の四周の柱む皆銀の桁
べし十八庭の縦へ百キユビトろの横へ五十キユビト宛ろの高へ五キユビト麻の撚糸をもてつくりなしろの座
を銅にすべし十九凡て幕屋ふ用ふるところの諸の器具並にろの釘および庭の釘へ銅をもて作るべし
二十汝又イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絕す燈火を
ともすべし二集會の幕屋に於て律法の前なる幕の外にアロンところの子等晩より朝までエホバの前にろの
燈火を整ふべし是へイスラエルの子孫が世々たえず守るべき定例なり

第廿八章

一汝イスラエルの子孫の中より汝の兄弟アロンところの子等すなハちアロン、ナダブ、
アビウ、エレアザル、イタマルを汝に至らしめて彼をして我ふむかひて祭司の職をなさしむべし二汝また汝の
兄弟アロンのために聖衣を製りて彼の身に顯榮と榮光あらしむべし三汝凡て心に智慧ある者すなへ
ち我が智慧の靈を充しおきたる者等に語りてアロンの衣服を製しめ之を用てアロンを聖別して我に祭司の職を
なさしむべし四彼等が製るべき衣服へ是なり即ち胸牌、エポデ、明衣、間格の裏衣、頭帽および帶、彼
等汝の兄弟アロンところの子等のために聖衣をつくりて彼をして祭司の職を我にむかひてなすことを
えせしむべし五即ち彼等金、青、紫、紅の糸および麻糸をとりて用ふべし六又金、青、紫、紅の線
および麻の撚糸をもて巧にエポデを織なすべしセエポデには二の肩帶をほどこしろの兩の端を連れて之を合
すべしハエポデの上にありてこれを束ぬるところの帶へろの物同くうしてエポデの製のごとくにすべし即ち
金、青、紫、紅の糸および麻の撚糸をもてこれを作るべし九汝二箇の縞瑪をとりてろの上にイスラエ

ルの子等の名を鐫つくべし十即ち彼等の誕生にしたがひてろの名六を一の玉に鐫りろの遺餘の名六を外の玉
に鐫べし十一玉に雕刻する人の印を刻がごとくに汝イスラエルの子等の名をろの二の玉に鐫つけろの玉を
金の槽に嵌べし十二この二の玉をエポデの肩帶の上につけてイスラエルの子等の記念の玉ならしむべし即
ちアロン、エホバの前において彼等の名をろの兩の肩に負て記念ならしむべし十三汝金の槽を作るべし
十四而して純金を組て紐のごとき二箇の鏈を作りろの組る鏈をかの槽につくべし十五汝また審判の胸牌を
巧に綾なしエポデの製のごとくに之をつくるべし即ち金、青、紫、紅の線および麻の撚糸をもてこれを
製るべし十六是へ四角にして二重なるべく其長へ半キユビトなるべし十七汝またろの中に玉を嵌て玉を四行にすべし即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行
中に玉を嵌て玉を四行にすべし即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行
青玉、金剛石十九第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉二十第四行は黄緑玉、蒼玩、碧玉凡
て金の槽の中にこれを嵌べし二ろの玉へイスラエルの子等の名六を一の玉に鐫りろの遺餘の名六を外の玉
し而してろの十二の支派の名々の名へ印を刻ごとくにこれを鐫つくべし二二汝純金を紐のごとくに組た
る鏈を胸牌の上につくべし二三また胸牌の上に金の環二箇を作りこの二箇の環をつけ二四か
の金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につくべし二五而してろの二條の紐の兩の端を二箇の槽に結ひエポデ
の肩帶の上につけてろの前にあらしむべし二六又二箇の金の環をつくりてろの兩の端につくべし即ち
ろのエポデに對ふところの內の邊にこれをつくべし二七汝また金の環二箇を造りてこれをエポデの兩傍の
下の方につけろの前の方にてろの聯接る處に對ひてエポデの帶の上にあらしむべし然せバ胸牌エポデを離ること無る
の環によりて之をエポデの環に結ひつけエポデの帶の上にあらしむべし二九アロン聖所に入る時へろの胸にある審判の胸牌にイスラエルの子等の名を帶てこれをろの心の
上に置きエホバの前に恒に記念とならしむべし三十汝審判の胸牌にウリムとトンミムをいれアロンをして
ろのエホバの前に入る時にこれをろの心の上に置しむべしアロンへエホバの前に常にイスラエルの子孫が審

劍を帶てうの心叶上に置べし 三一 エポデに屬する明衣へ凡てこれを青く作るべし 三二 頭をいるゝ孔へうの眞中に設くべし又うの孔の周圍にへ織物の緣をつけて鎧の領盤のごとくになして之を綻びざらしむべし 三三 うの裾にへ青、紫、紅の糸をもて石榴をつくりてその裾の周圍につけ又四周に金の鈴をうの間々につくべし 三四 卽ち明衣の裾にへ金の鈴に石榴とうの周圍につくべし 三五 アロン奉事をなす時にこれを着べし彼が聖處にいりてエホバの前に至る時また出きたる時にはうの鈴の音聞ゆべし斯せば彼死ることあらじ 三六 汝純金をもて一枚の前板を作り印を刻がごとくにその上にエホバに聖と錫つけ 三七 之を青紐につけて頭帽の上にあらしむべし卽ち頭帽の前の方にこれをつくべし 三八 是はアロンの額にあるべしアロンはイスラエルの子孫が献ぐるところの聖物すなへちうの献ぐる諸の聖き供物の上にあるところの罪を負べしこの板をう常にアロンの額にあらしむべし是エホバの前に其等の愛納られんためなり 三九 汝麻糸をもて裏衣を間格に織り麻糸をもて頭帽を製りまた帶を繡工に織なすべし 四十 汝またアロンの子等のために裏衣を製り彼らのために帶を製りてうの身に顯榮と榮光あらしむべし 四一 而して汝これを汝の兄弟アロンおよび彼とゝもなるうの子等に着せ膏を彼等に濯ぎこれを立てこれを聖別てこれをして祭司の職を我になさしむべし 四二 又かれらのために陰所を敝ふ麻の褌を製り腰より褌に達らしむべし 四三 アロンとその子等へ會の幕屋に入る時又へ祭壇に近づきて聖所にて職事をなす時へこれを着べし斯せば愆をかうむりて死ることなからん是は彼および彼の後の子孫の永く守るべき例なり

第二十九章

一 汝かれらを聖別て彼らをして我にむひて祭司の職をなさしむるには斯これに爲べし卽ち若き牡牛と二の全き牡山羊を取り二 無酵パン、油を和たる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を麥粉をもて製るべし 三 而してこれを一箇の筐にいれ牡牛および二の牡山羊とゝもにこれをうの取べし是等へ麥粉をもて製るべし 四 汝またアロンとうの子等を會の幕屋の口に携きたるべし 五 汝衣服をとりて裏衣、エポデに屬する明衣、エポデおよび胸牌をアロンに着せエポデの帶を之に帶しむべし 六 而してかれの首に頭帽をかむらせうの頭帽の上にかの聖金板を戴しめ 七 灌油を取てこれを彼の首に傾け灌ぐべし 八 又かれの子等を携來りて之に裏衣を着せ 九 之に帶を帶しめ頭巾をまかむらすべし卽ちアロンとうの子等に斯なすべし祭司の職へかれらに歸す永くこれを例となすべし汝斯アロンとうの子等を立べし 十 汝集會の幕屋の前に牡牛をひき來らしむべし而してアロンとうの子等うの牡牛の頭に手を按べし 十一 かくして汝集會の幕屋の口にてエホバの前にうの牡牛を宰すべし 十二 汝うの牡牛の血を指をもてこれを壇の角に塗りうの血をばことごく壇の下に濯ぐべし 十三 汝またうの腸腑を裹むところの諸の脂、肝の上の網膜および二の腎とうの上の脂を取てこれを壇の上に燔べし 十四 但しうの牡牛の肉とうの皮および糞は營の外にて火に燒べし是は罪祭なり 十五 汝かの牡山羊一頭を取るべし而してアロンとうの子等その牡山羊の上に手を按べし 十六 汝うの牡山羊を宰しうの血をとりてこれを壇の上の周圍に濯ぐべし 十七 汝うの牡山羊を切割きうの臟腑とうの足を洗ひて之をうの肉の塊とうの頭の上におくべし 十八 汝うの牡山羊を壇の上にて悉く燒べし是エホバにたてまつる燔祭なり是へ馨しき香にしてエホバにたてまつる燔祭なり 十九 汝またもう一の牡山羊をとるべし而してアロンとうの子等うの牡山羊の頭の上に手を按べし 二十 汝すなへちうの牡山羊を殺しうの血をとりてこれをアロンの右の耳の端およびうの子等の右の耳の端につけうの右の手の大指と右の足の拇指につけうの血を壇の周圍に濯ぐべし 二一 又壇の上の血をとりて灌油とうの子等の衣服に濯ぐべし斯彼とうの衣服およびうの子等とうの子等の衣服潔淨なるべし 二二 汝またエホバの前にある無酵パンの籠の中よりパン一個と油ぬりたる菓子一箇と煎餅一箇を取べし 二三 汝これらを悉くアロンの手とうの子等の手に授けこれを搖てエホバに搖祭となすべし 二四 而して汝これらを彼等の手より取て壇の上にて燔祭に

牡を汝ら口ン　山羊の摇る任し焼くべし　職　牡なり是ヱホバ
きなり起ア　イスラエル　聖　祭司　祭司　聖　祭司　祭司
ロンの子孫　汝中　彼　祭司　祭司　祭司　祭司　祭司
日ごとに罪祭の牡牛を備へ贖ひの為に祭壇を潔めよ汝これが為に贖ひを行ひ之を聖別べし三七汝七日の間祭壇の為に贖ひを行ひ之を聖別べし祭壇は至聖なるべし凡祭壇に触る者は聖なるべし三八汝祭壇の上に献べき者は是なり即ち一歳の羔二日ごとに常に献べし三九一の羔は朝に献べし他の一の羔は夕に献べし四〇一の羔には麦粉十分の一ヒンに搗たる油四分の一ヒンを添べし四一一の羔には夕に献べし他の一の羔には朝の如く素祭と其の灌祭を為べし是ヱホバの前に馨香の火祭なり四二是なんぢらの代々常に燔祭として会見の幕屋の門口にてヱホバの前に献べき者なり我其処にて汝等と会ひ其処にて汝と語ふべし四三我其処にてイスラエルの子孫に会ひ幕屋我栄光によりて聖なるべし四四我会見の幕屋と祭壇を聖別ち又アロンと其子孫を聖別ちて我祭司の職を行はしむべし四五我イスラエルの子孫の中に住んで彼等の神となるべし四六彼等我が彼等の中に住んで彼等の神ヱホバなるを知らん我われらの神ヱホバなり

第三十章

香壇を造るべし即ち合歓の木を以て之を造るべし三らの長さ一キュビト其角もまた其より出べし三而して其上ら四面と其角とを純金を以て包み其周囲に金の縁を作るべし四汝また其縁の下二箇所を其両傍に作るべし即ち其両傍に作るべし是は之を貫て香壇を舁ところの杠を入る為なり五杠は合歓の木を以て作り之を金を以て包べし六汝これを幕の前即ち我汝と会ふ処の櫃の蓋の前に置べし七アロン朝ごとに灯を整る時香壇の上に香を焚べし八またアロン夕に灯を燭す時香壇の上に香を焚べし是ヱホバの前に汝等の代々常に香を焚べし九汝等此壇の上に異香或は燔祭或は素祭を献べからず又其の上に灌祭を灌べからず一〇アロン年に一度香壇の角の為に贖ひを行ふべし即ち贖罪祭の血を以て年に一度贖ひを行ふべし是ヱホバの為に最も聖き者たるなり一一ヱホバ、モーセに告て言ひたまはく一二汝イスラエルの子孫の数を計て其数ふるに方ては各その生命の贖ひの為に其数ふる時に彼等の中に災害のあらざらん為なり一三すべて数に入る者は凡聖所の舎克児にて二十ゲラなり即ち半舎克児をヱホバに献ぐべし一四凡て数へらるゝ者の中に入る者は即ち二十歳以上の者ヱホバに献ぐべし一五富る者は半舎克児より多く出すべからず貧しき者も其より少く出すべからず汝等の生命の贖ひの為にヱホバに献ぐべし一六汝イスラエルの子孫より贖ひの金を取て会見の幕屋の用に供ふべし是ヱホバの前に記念となりて汝等の生命の為に贖ひを行ふべし一七ヱホバ、モーセに告て言ひたまはく一八汝洗盤と其台を銅にて造り之を会見の幕屋と祭壇との間に置て水を其中に盛べし一九アロンと其子孫是に其手と其足を洗ふべし二〇即ち会見の幕屋に入る時又は祭壇に近て祭事を行ひヱホバに火祭を献ぐる時水を以て洗ひ死ざる為なり二一即ち手と足を洗ひ死ざるべし是は彼と其子孫と其代々永遠に守るべき例なり二二ヱホバ、モーセに告て言ひたまはく二三汝香ばしき香品を取れ即ち没薬五百シケル、香ばしき桂皮其半分即ち二百五十シケル、香ばしき菖蒲二百五十シケル二四桂皮五百シケルを聖所のシケルにて量り橄欖油一ヒンを入べし二五汝これを以て聖き膏油を製べし是香ばしき香品を和合せたる者にて聖き膏油となるべし二六汝これを以て会見の幕屋と証の櫃と二七机と其諸の器と燈台と其諸の器と香壇と二八燔祭の壇と其諸の器と洗盤と其台とに膏べし二九是等を聖別ちて至聖なるべし凡これに触る者は聖なるべし三〇又アロンと其子孫に膏ぎ之を聖別ちて我祭司の職を行はしむべし三一汝イスラエルの子孫に告て言ふべし是は代々我為に聖き膏油となるべし三二これを以て人の肉に注ぐべからず又これと同様に之を製べからず是は聖き者にして汝等これを聖き者となすべし三三凡これと同様に之を製る者又これを外人に注ぐ者は民の中より断滅べし三四ヱホバ、モーセに言たまはく汝香品即ち蘇合香と甘松香と蚌甲と乳香を取これと純乳香とを同分に取べし三五汝これを以て香を製べし即ち薬剤師の製法に循ひ塩を和て潔く聖き香を製べし三六汝これを細末にして我汝と会ふ処の会見の幕屋の証の櫃の前に置べし是は汝等の為に至聖なるべし三七汝これと同様の香を己の為に製べからず是は汝ヱホバの為に聖なるべし三八凡これと同様の者を製て之を嗅ぐ者は民の中より断滅べし

第三十一章

ヱホバ、モーセに言たまはく三ユダ支派のフルの孫ウリの子ベザレルを我名をもて召ん三我神霊を彼に充し智慧と聡明と知識と諸の工作とを以て彼を満し四巧妙の工作を為し金と銀と銅とを以て之を作り五また宝石を刻て嵌め木を刻て諸の工作を為さしめん六我またダン支派のアヒサマクの子オホリアブを彼と共ならしめ凡心に智慧ある者の心に智慧を与へ我汝に命ぜし諸の物を造らしめん七即ち会見の幕屋と証の櫃と其上の施恩座と幕屋の諸の器と八机と其諸の器と精金の燈台と其諸の器と香壇と九燔祭の壇と其諸の器と洗盤と其台と一〇また祭服即ち祭司アロンの聖服と其子等の祭司の職を行ふ時の服と一一また膏油と聖所の為の香ばしき香とを造らしめん彼等我が汝に命ぜし如く之を造べし一二ヱホバ、モーセに言たまはく一三汝イスラエルの子孫に告て言ふべし汝等必我安息日を守るべし是は汝等と我との間に代々設る所の証なり是ヱホバ汝等を聖別ち給ふことを汝等に知しめん為なり一四汝等安息日を守るべし是は汝等に取て聖き者なり凡これを汚す者は必死ん凡その中に工作する者は其人民の中より断滅べし一五六日は工作を為すべし第七日は全く休息の安息日ヱホバの為に聖なり凡安息日に工作する者は必死ん一六イスラエルの子孫安息日を守り安息日を世々の永約として其代々これを守るべし一七是は我とイスラエルの子孫との間に永遠の証なり蓋ヱホバ六日の間に天地を造り第七日に休息て安んじたればなり一八ヱホバ、シナイ山にてモーセと語ひ終たまひし時二箇の証の版即ち神の指にて録したる石の版をモーセに授たまへり

第三十二章

モーセ山より下ること遅きを民見てアロンの許に集り之に言けるは我儕の前に往べき神を我儕の為に造れ我儕を導き出せしモーセ此人の事は我儕これに何事の有しを知ず二アロン之に言けるは汝等の妻子の耳の金の環を取て我に来れ三民皆その耳の金の環を取てアロンに来れり四アロン之を彼等の手より受取り彫刻の具を以て鋳像を作れり彼等言けるはイスラエルよ此は汝を導き出せし汝の神なり五アロン之を見て其前に壇を築ヱホバの為に節を設て言けるは明日はヱホバの為に節なり六彼等翌日早く起て燔祭を献げ酬恩祭を供へ民坐して飲食し起て戯れり七ヱホバ、モーセに言たまはく汝下れ汝が埃及の地より導き出せし汝の民自ら汚れたり八彼等速に我が命じし道を離れ自ら鋳像を作り之を拝み之に祭物を献げて言けるはイスラエルよ此は汝を導き出せし汝の神なりと九ヱホバ、モーセに言たまはく我この民を見るに実に頑愚の民なり一〇今我を止めよ我怒り発して彼等を滅し尽さんと我汝を大なる国民となさん一一モーセその神ヱホバを宥めて言けるはヱホバよ何ぞ大なる権能と強き手を以て埃及の地より導き出せし汝の民に対て怒り発したまふや一二何ぞ埃及人をして言しめ彼等を山に殺し地の面より滅し尽さんと彼等を導き出せしは悪意なりと言しめたまふや願くは汝の烈しき怒を止め汝の民に対する災害を悔たまへ一三願くは汝の僕アブラハム、イサク、イスラエルを憶ひ出したまへ汝自己を指て彼等に誓ひ我汝の子孫を天の星の如く増し我が言し此全地を汝の子孫に与へて永く嗣業となさしめんと言たまへり一四ヱホバ悔たまひ其民に対する災害を降したまはざりき一五モーセ身を転して山より下る時に証の両の版その手にあり此版は両面に記あり即ち此面彼面に記あり一六此版は神の作なり其記は神の記なり一七ヨシュア民の呼ぶ声を聞て陣営にて民に言けるは陣営に戦の声あり一八モーセ言けるは勝ん為の声にあらず敗ん為の声にあらず我聞に歌ふ声なり一九モーセ陣営に近づき其牛犢と舞ふを見て怒り発し手の版を投て山の下に砕き二〇その造し牛犢を取て火に焚き砕て粉となし之を水の面に散し之をイスラエルの子孫に飲ませたり二一モーセ、アロンに言けるは此民汝に何を為て汝これに大なる罪を犯さしめたるや二二アロン言けるは我主の怒り発し給ふなかれ汝この民の悪きを知ればなり二三彼等我に言けるは我儕の前に往べき神を我儕の為に造れ我儕を導き出せしモーセ此人の事は我儕これに何事の有しを知ず二四我これに言けるは金を有る者は之を取れと彼等これを我に与へたれば我これを火に投入しに此牛犢出来れるなり二五モーセ民の放肆なるを見たりアロン彼等を放肆にして敵の笑草となしたればなり二六モーセ陣営の門に立て言けるはヱホバに属く者は我に来れと是に於てレビの子孫皆モーセに集れり二七モーセ彼等に言けるはイスラエルの神ヱホバ此如く言たまふ汝等おのおの剣を腰に帯び陣営の門より門に往来て各その兄弟各その友各その隣人を殺せ二八レビの子孫モーセの言に遵ひて行ければ其日民の中より三千人ばかり仆れたり二九モーセ言けるは汝等今日ヱホバの為に祭司の職を行へ各その子と兄弟とに逆ひたればなり是汝等今日ヱホバの祝福を受ん為なり三〇翌日モーセ民に言けるは汝等大なる罪を犯せり我今ヱホバの許に上らん或は汝等の罪の為に贖ひを行ひ得ん歟と三一モーセ帰てヱホバに言けるは嗚呼此民大なる罪を犯し己の為に金の神を造れり三二然ども今汝彼等の罪を赦したまへ若然せずば願くは汝の録したまへる汝の書より我を抹消したまへ三三ヱホバ、モーセに言たまはく我に罪ある者は我その人を我書より抹消べし三四汝往て我が汝に言し処に民を導け我が使者汝の前に行ん然ど我刑罰を行ふ日には彼等の罪を彼等に報ん三五ヱホバ、アロンの造し牛犢を為たるに因て民を撃たまへり

第三十三章

ヱホバ、モーセに言たまはく汝と汝が埃及の地より導き出せし民は此処を去て我アブラハム、イサク、ヤコブに誓ひ我汝の子孫に与へんと言し地に往べし二我使者を汝の前に遣し我カナン人、アモリ人、ヒッタイト人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人を逐ん三汝等を乳と蜜の流る地に導き上らん然ど我汝と偕に上らず汝等は強項の民なればなり恐くは我途にて汝等を滅すに至らん四民この悪き言を聞て悲み一人も飾を着る者なかりき五ヱホバ、モーセに言たまはく汝イスラエルの子孫に告よ汝等は強項の民なり我暫時も汝等の中に上り汝等を滅すに至らん故に今汝の飾を脱べし我汝に何を為べきかを知ん六イスラエルの子孫ホレブの山より飾を脱たり七モーセ常に幕屋を取て陣営の外遠く陣営を離れて之を建て会見の幕屋と名けたり凡ヱホバを尋ぬる者は陣営の外なる会見の幕屋に往り八モーセ幕屋に往る時は民皆起て各その幕屋の門に立てモーセの幕屋に入るまで目を其後に注ぎ居たり九モーセ幕屋に入る時は雲の柱降て幕屋の門に立ヱホバ、モーセと語ひたまへり一〇民皆幕屋の門に雲の柱の立るを見て各その幕屋の門に伏拝み一一ヱホバ、モーセと面を対せて語ひたまふこと人その朋友と語ふが如くなりき而してモーセ陣営に帰りしかど其僕なるヌンの子ヨシュア年少者幕屋を離れざりき一二モーセ、ヱホバに言けるは汝嘗て我に此民を導き上れと言たまへども汝我と偕に遣さんとする者を我に知しめたまはず然のみならず汝我名をもて我を知り且我目に恩寵を得たりと言たまへり一三若我汝の目に恩寵を得たらば願くは汝の道を我に知しめ我をして汝を知て汝の目に恩寵を得しめたまへ且この国民は汝の民なることを顧みたまへ一四ヱホバ言たまはく我みづから往て汝に安息を与へん一五モーセ言けるは汝もし自ら往たまはずば我儕を此処より上らしめたまふなかれ一六我儕と汝の民とが汝の目に恩寵を得たることは何を以て知るべきや是は汝我儕と偕に往たまふに由て我と汝の民とが地の面の諸の民に異なるを得ることにあらずや一七ヱホバ、モーセに言たまはく汝が言し此事も我行ん是は汝我目に恩寵を得我汝を知ればなり一八モーセ言けるは願くは我に汝の栄光を顕したまへ一九ヱホバ言たまはく我汝の前に我善を悉く通らせ我名をもてヱホバと宣べん我恵まんと欲する者を恵み憐まんと欲する者を憐まん二〇ヱホバ又言たまはく汝我面を見ること能はず人我を見て生ること能ざればなり二一ヱホバ又言たまはく視よ我側に一の場所あり汝磐の上に立べし二二我栄光の過ぎ往る時我汝を磐の穴に置我手を以て汝を蔽ん我過ぎ往るに至て二三我手を取去ん汝我後を見ん然ど我面は見ること能はざるべし

セよ告て言たまへく十八汝また銅をもて洗盤をつくりその臺をも銅になして洗ふ
ことのために供へ之をかの集會の幕屋と壇との間に置てその中に水をいれおくべし十九アロンとその子等へこれに就て手と足を洗ふ
べし二十彼等ハ集會の幕屋に入る時ハ水をもて洗ふことを爲て死をまぬかるべし亦壇ふちかづきてその職
をなし火祭をエホバの前に焚く時も然すべし二一即ち斯その手足を洗ひて死を免かるべし是ハ彼とその子孫
の代々常に守るべき例なり二二エホバまたモーセに言たまひけるハ二三汝また重立たる香物を取れ即ち淨
沒藥五百シケル香しき桂皮その半二百五十シケル香しき菖蒲二百五十シケル二四桂枝五百シケルを聖所
のシケルに遵ひて取り又橄欖の油一ヒンを取べし二五汝これをもて聖潅奠を製べしすなわち薫物の
を製る法ふたがひて香奠を製るべし是ハ聖潅奠なり二六汝これを集會の幕屋と律法の櫃
に塗り二七案とその器具および燈臺とその器具および香壇二八並に燔祭の壇とその諸
〳〵の器具および洗盤とその臺とを塗べし二九汝是等を聖めて至聖きものとなすべし凡てこれを捫る者ハ聖
ならん三十汝アロンとその子等ふ膏をうゝぎて之を立て彼らを聖めて我ふ祭司の職をなさしむべし三一汝
イスラエルの子孫に告ていふべし是ハ汝らが代々我のために用ふべき聖潅奠なり三二是ハ人の身に濳
ぐべからず汝等また此量をもて是ふ等き物を製るべからず是ハ聖し汝等これを聖物となすべし三三凡て
これふ等き物を製る者凡てそれを餘人につくる者はその民の中より絕るべし三四エホバ、モーセに言たまへ
之ふ等き物を製る法ふたがひて香物を取りその香物を淨き乳香に和ふへすべしその量ハ各等からざる
く汝ナタフ、シケレテ、ヘルベナの香物を取りその香物か淨き乳香に和ふへすべしその量ハ各等からざる
むべきなり三五汝これを以て香を製るべし即ち薫物を製る法ふたがひてこれをもて薫物を製り鹽をこ
〳〵の器具および洗盤とその臺とを聖めて至聖きものとなすべし凡てこれを捫る者ハ聖
れふくはへ潔く且聖らかむべし三六汝またその幾分を細ふ搗て我が汝に會ふところなる集會の幕屋の
中ふある律法の前にこれを供ふべし是ハ汝等ふおいて最も聖き者なり三七汝が製るところの香ハ汝等ふ
をもてこれを自己のためふ製るべからず是ハ汝ふおいてエホバのために聖き者たるなり三八凡て是に均き者
を製りてこれを嗅ぐ者ハその民の中より絕るべし

出埃及記　第三十一章　自第卅一章一至第卅一章四節　百廿一

銅の作をなすことを得せしめ五玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしむ六視よ我ま
名指て召し三神の靈をこれに充して智慧と了知と智識とあらゆる技藝とに
〳〵の類の工に長しめ四奇巧を盡して金、銀および
たダンの支派のアヒサマグの子アホリアブを與へて彼とその
等をして我が汝に命ずる所の事を盡くなさしむべし七即ち集會の幕屋、律法の櫃、その上の贖罪所、
幕屋の諸〳〵の器具、八案ならびにその器具、純金の燈臺とその諸の器具、洗盤とその臺、十供職の衣服、祭司の職をなす時に用ふるアロンの聖衣およびその子等
の衣服十一および澆奠、ならびに聖所の馨しき香是等を我が凡て汝に命ぜしごとくに彼等製造べき
なり十二エホバ、モーセに告て言たまひけるハ十三汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等かならず吾安息
日を守るべし是ハ我と汝等の間の代々の徴にして汝等に我の汝等を聖からしむる知しむる爲の
者なればなり十四即ち汝等安息日を守るべし是ハ汝等に聖日なればなり凡てこの日に働作をなす者ハ必ず殺さるべし
凡てこの日に働作をなす人ハその民の中より絕るべし十五六日の間業をなすべし第七日ハ大安息にして
エホバに聖なり凡て安息日に働作をなす者ハ必ず殺さるべし十六斯イスラエルの子孫ハ安息日を守り代
〳〵永久の契約となすべし十七是ハ永遠に我とイスラエルの子孫の間の徴たるなり其ハ
エホバ六日の中に天地をつくりて七日に休みて安息に入たまひたればなり十八エホバシナイ山にてモーセに
語ることを終たまひし時律法の板二枚をモーセに賜ふ是ハ石の板にして神が手をもて書したまひし者なり

三二章一エホバに民モーセが山を下ることの遲きを見民集りてアロンの許に至りこれに言けるハ起よ汝わ
れらを導く神を我等のために作れ其ハ我らをエジプトの國より導き上りし彼モーセを其人ハ如何になりしか知
ざればなり二アロンかれらに言けるハ汝等の妻と息子息女等の耳にある金の環をとりはづしてわれに持きたれ
三是にもいて民みなその耳にある金の環をとりはづしてアロンの許に持來りければアロンこれを彼等の

て手より取り鎚鑿をもて之が形を造りて犢を鑄なしたるに人々言ふイスラエルよ是ハ汝をエジプトの國より導きのぼりし汝の神なりと五アロンこれを見てその前に壇を築き而してアロン宣告て明日ハエホバの祭禮なりと言ふ六是において人衆明朝早く起いで燔祭を献げ酬恩祭を供ふ民坐して飲食し起て戯る七エホバ、モーセに言たまひけるハ汝往て下れよ汝がエジプトの地より導き出せし汝の民ハ惡き事を行ふなり八彼等ハ早くも我が彼等に命ぜし道を離れ己のために犢を鑄なしてこれを拜み其に犠牲を献げて言ふイスラエルよ是ハ汝をエジプトの地より導きのぼりし汝の神なりと九エホバまたモーセに言たまひけるハ我この民を觀たり視よ是ハ項の強き民なり十然バ我を阻るなかれ我かれらに向ひて怒を發して彼等を滅し盡さん而して汝を大なる國をなさしむべしと十一モーセその神エホバの面を和めて言けるハエホバよ汝なぞて彼の大なる權能と強き手をもてエジプトの國より導きいだしたまひし汝の民にむかひて怒を發したまふや十二何ぞエジプト人をして斯言しむべけんや曰く彼ハ禍をくだして彼等を山に殺し地の面より滅し盡さんとて彼等を導き出せしなりと然バ汝の烈き怒を息め汝の民にこの禍を下さんとせしを思ひ直したまへ十三汝の僕アブラハム、イサク、イスラエルを憶ひたまへ汝ハ自己さして彼等に誓ひて我天の星のごとくに汝等の子孫を增し又わが言ふところの此地をことごとく汝等の子孫にあたへて永くこれを有たしめんと彼等に言たまへりと十四エホバ是においてその民に禍を降んとせしを思ひ直したまへり十五モーセすなハち身を轉して山より下れりその律法の二枚の板その手にあり此板ハその兩面に文字あり十六此板ハ神の作なりまた文字ハ神の書にして板に彫つけてあり十七ヨシュア民の呼ぶる聲を聞てモーセにむかひ營中に戰爭の聲すと言けれバ十八モーセ言ふ是ハ勝鬨の聲にあらず又敗北の號呼聲にもあらず我が聞ところのものハ歌唱ふ聲なりと十九斯てモーセ營に近づくに及びて犢と舞跳を見たれバ怒を發してその手よりかの板を擲ちこれを山の下に碎けり二十而して彼等が作りし犢をとりてこれを火に燒き碎きて粉となしてこれを水に散きイスラエルの子孫に之をのましむ二一モーセ、アロンに言けるハ此民汝に何をなしてか汝かれらに大なる罪を犯させしや二二アロン言けるハ吾主よ怒を發したまふ勿れ此民の惡なるハ汝の知ところなり二三彼等われに言けらく我らを導く神をわれらのために作れ其は我らをエジプトの國より導きのぼりし此人ハ如何になりしか知ざればなりと二四是において我凡て金をもつ者ハこれをとりはづせと彼等に言ければ則ちこれを我に與へたり我これを火に投たれば此犢出きたりと二五モーセ民を視るに縱肆に事をなすアロン彼等をして縱肆に事をなさしめたれば彼等ハその敵の中に嘲笑となれるなり二六茲にモーセ營の門に立ち凡てエホバに歸する者ハ我に來れと言けれバレビの子孫みな集りてかれに至る二七モーセすなハち彼等に言けるハイスラエルの神エホバ斯言たまふ汝等おのおの劍を横たへて門より門へ營の中を彼處此處に行めぐりて各人ろの兄弟を殺し各人ろの伴侶を殺し各人ろの隣人を殺すべしと二八レビの子孫すなハちモーセの言のごとくに爲たれバろの日民凡三千人殺されたり二九是に於てモーセ言ふ汝等おのおのろの子を もろの兄弟をも願ずして今日エホバに身を献げ而して今日福祉を得よ三十明日モーセ民に言けるは汝等大なる罪を犯せり今我エホバの許に上りゆかんとすれバ或ハ汝等の罪を贖ふを得ることもあらんと三一モーセすなハちエホバに歸りて言けるは嗚呼この民の罪は大なる罪なり彼等む自己のために金の神を作れり三二然どもなほ彼等の罪を赦したまへ然ずバ願くは汝の書しるしたまへる書の中より吾名を抹さりたまへと三三エホバ、モーセに言たまひけるハ凡てわれに罪を犯す者をバ我これをわが書より抹さらん三四然バ今往て民を我が汝につげたる所に導けよ看使者汝に先だちて往ん但しわが罰をおこなふ日には我かれらの罪を罰せん三五エホバすなハち民を擊たまへり是ハかれら犢を造りたるに因る

出埃及記　第卅三章

二茲にエホバ、モーセに言たまひけるは汝と汝がエジプトの國より導き上りし民此を起いでよ我がアブラハム、イサク、ヤコブに誓ひて之を汝の子孫に與へんと言しろの地に上るべし三我一の使を遣して汝に先だゝしめん我カナン人、アモリ人、ヘテ人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人を逐はらひ三なんぢらをして乳と蜜の流るゝ地にいたらしむべし我ハ汝の中にありてせ共に上らじ汝む項の強き民なれバ恐くも我途にて

汝をば滅ぼすにいたらん四民この惡きつげ
まひけるヘイスラエル
たらん然れど今汝ら
飾りをも身より
とれ孰ボレブ山よりこの
たる時にヨシユア
て幕屋を見るル
ふ十たみな幕屋の門口に雲の柱の立つを見れば民みな起たちて各その天幕の門口に立たがみ
にもの談ごとくにエホバ面をあはせてもいひたまふモーセ
ヌンの子ヨシユア幕屋をは離れざりき十三茲にモーセにエホバ言けるは
て爲汝にいひたまひけるは我親汝ら共にゆくべし我汝に安息を與へん十四モーセ
旨かりけるは汝もみつから我われ等と共に行きたまへ
を得るこさへ知ざるべきやまた是汝が我等と共に往たまふによりて我われ十五
何にして知べきや是汝われ我等を上らしめたまふ
ときなるによるにあらずや十六モーセに言たまひけるは汝がこの事を行ひたまふ
旨かりけるは我名をも知なり十七モーセ頌がはくは
を得たれば我われ
旨たまへ汝ちの樂きに光えを我われに示めしたまへこと言ひたれば十八モーセ
する者をあはれみ憐まんとも
又言たまへ汝ちの面を見ることあたはず
我をみん人あらざればなり十九而
生る人あらざればなり二十而
見るべきにあらず
汝ちの面前にて我わが榮光を悉く通らせ我わが名エホバを汝ちの前に宣ん
我わが恩みを施す者に恩みを施し憐まんと二十一而
我わが手をもて汝を蔽はん二十二而
わが手を除くる時汝ちわが後を見るべし

むる者あらん 十六又恐くハ汝かれらの女子等を汝の息子等に妻すことありて彼等の女子等ら神々を慕ひて姦淫を行ひ汝の息子等をして彼等の神々を慕て姦淫をおこなハしむるにいたらん 十七汝おのれのために神々を鋳なすべからず○十八汝無酵パンの節筵を守るべし即ち我が汝に命ぜしごとくアビブの月のうるふの期におよびて七日の間無酵パンを食ふべし其ハ汝アビブの月より出たればなり 十九首出たるものハ皆吾の所有なり亦汝の家畜の首出ハ牛羊ともに皆吾かり 二十但し驢馬の首出ハ羔羊をもて贖ふべし若し贖ハずバその頸を折べし汝の息子の中の初子ハ皆贖ふべし我前に空手にて出るものあるべからず 二一六日の間汝働作をなし第七日に休むべし耕転時にも收穫時にも休むべし 二二汝節筵すなハち麥秋の初穂の節筵を爲し又年の終に收藏の節筵をなすべし 二三男子みな主エホバ、イスラエルの神の前に出べし 二四我國々の民を汝の前より逐はらひて汝の境を廣くせん汝が年に三回のぼりて汝の神エホバのまへに出る時に誰も汝の國を取んとする者あらじ 二五汝わが犠牲の血を有酵パンとともに供ふべからず又逾越の節の犠牲ハ明朝まで存しおくべからざるなり 二六汝の土地の初穂の初を汝の神エホバの家に擔ふべし汝山羊羔をその母の乳にて煮べからず 二七斯てエホバ、モーセに言たまひけるハ汝是等の言語を書とるせ我是等の言語をもて汝およびイスラエルと契約をむすべざなり 二八彼ハエホバとともに四十日四十夜其處に居まが食物をも食ず水をも飲ざりきエホバうの契約の詞なる十誡をかの板の上に書したまへり○二九モーセろの律法の板二枚を己の手ふ執てシナイ山より下りまがりの山より下りまう時にモーセはうの面の己がエホバと言ひしによりて光を發つを知ざりき 三十アロンおよびイスラエルの子孫もモーセを見てうの面の皮の光を發つを視怖れて彼ハ近づかざりしかバ 三一モーセかれらを呼りアロンおよび會衆の長等すなハちモーセの所に歸りたれバモーセ彼等と言ふ 三二斯ありて後イスラエルの子孫みな近よりければモーセ、エホバがシナイ山にて己に告たまひし事等を盡くこれに諭せり 三三モーセかれらと語ふことを終て覆面帕をうの面にあてたり 三四但しモーセはエホバの前にいりてともに語ることある時ハうの出るまで覆面帕を除きてをりまた出きたりてうの命じられし事をイスラエルの子孫につぐ 三五イスラエルの子孫モーセの面を見るにモーセの面の皮光を發つモーセハ入てエホバと言ふまでまたうの覆面帕をあてをる

第卅五章 一モーセ、イスラエルの子孫の會衆を盡くあつめこれに言ふ是ハエホバが爲せと命じたまへる言なり 二即ち六日の間ハ働作を爲べし第七日ハ汝等の聖日エホバの大安息日なり凡てこの日に働作をなす者ハ殺さるべし 三安息日にも汝等の一切の住處に火をたくべからず○四モーセ、イスラエルの子孫の會衆に盡く命じたまへる言なり 五曰く汝等が有る物の中より汝等エホバに獻ぐべし即ち金、銀、銅、六、青、紫、紅の線、麻糸、山羊の毛、赤染の牡羊の皮、獾の皮、合歡木、八、燈油、潤膏と馨しき香なつくる香物、九、瑪瑙、エポデと胸牌に嵌る玉、十凡て汝等の中の心ある者來りて エホバの命じたまひし者を悉く造るべし 十一即ち幕屋うの天蓋うの頂蓋うの鉤うの版うの橫木うの柱うの座、十二櫃、十三案子とその杠およびうの諸の器具、供前のパン、十四燈明の臺うの器具とうの燈火の油、潤膏、馨しき香、幕屋の入口の幔、十五香壇とうの杠、灌膏、馨しき香、幕屋の入口の幔、十六燔祭の壇およびうの銅の網うの杠うの諸の器具洗盤とうの臺、十七庭の幕うの柱うの座、庭の口の幔、十八幕屋の釘、庭の釘およびうの紐、十九聖所にて職をなすところの供職の衣、即ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖衣およびその子孫

ホバに獻げ又物を造るに用ふべき合歡木ある者ハ其を攜へいたれり二五また凡て心み智慧ある婦女等ハうの手をもて紡ぐことをなしうの紡ぎたる者なる青、紫、紅の線および麻絲を攜へきたり二六凡て智慧ありて心に感じたる婦人ハ山羊の毛を紡げり二七又長たる者どもハ瑪瑙および嵌入る宝石を攜へいたり二八燈火と澆香と馨しき香とに用ふる香物と油を携へいたり二九斯イスラエルの子孫悦んでヱホバに獻納物をなせり即ちヱホバがモーセに藉て爲せと命じたまひし諸の工事をなさしむるために物を攜へきたらんと心より願ふ各ころの男女ハ皆是のごとくになしたり○三十モーセ、イスラエルの子孫に曰ふ、視よヱホバ、ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレルを名指て召たまひ三一神の靈をこれに充して智慧と了知と識と諸の類の工事に長たらめ三二奇巧を盡して金、銀および銅の作をなすことを得せしめ三三玉を切り嵌め木に彫刻みて諸の類の工をなすことを得せしめ三四彼の心を明かにして教ふることを得せしめたまふ彼とダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ俱に然り三五斯智慧の心を彼等に充して諸の類の工事をなすことを得せしめたまふ即ちヱホバが智慧と了知をあたへて聖機織等凡て諸の類の工をなすことを得せしめたまへる者等ハヱホバの凡て命じたまひし如くに

第三十六章

一惜べザレルとアホリアブおよび凡て心の顕敏き人すなハちヱホバが智慧と了知をあたへて聖所の用に供ふるところの諸の工をなすことを知得せしめたまへる者等ハヱホバの凡て命じたまひし如くに事をなすべかりしニモーセすなハちベザレルとアホリアブおよび凡て心の顕敏き人が智慧をさづけたまひし者凡ろ來りてうの工をなさんと心に望むところの者を召よせたりし三彼等ハ聖所の用にうなふるところの工事をなさしむるためにイスラエルの子孫が携へきたりし諸の献納物をモーセの手より受とりしが民ハ尚また朝ごとに自意の献納物をモーセに持きたる四是に於て聖所の諸の工をなすところの智き人等みな各々うの爲ところの工をやめて來り五モーセに告て言けるハ民餘りに多く持きたれバヱホバが爲せと命じたまひし工事をなすに用ふるに餘ありと六モーセすなハち命を傳へて營中に宣布して云く男女ともに今よりハ聖所に献納物をなすに及ばずと是をもて民ハ攜へきたることを止たり七其はうの有ところの物すでに一切の工をなすに足て且餘あればなり八偖彼等の中心に智慧ありてうの工を爲るところの者十の幕をもて幕屋を造れりうの幕ハ麻の撚糸と青、紫、紅の糸をもて巧にケルビムを織なして作れる者なり九うの幕ハ各々長二十八キュビトうの幕ハ各々寛四キュビトうの幕五箇を互に連れあハせ又うの幕五箇を互に連れあハせ十一聯の幕の邊においてうの連絡處の邊に青色の襻を造り又他の一聯の幕の邊においてうの連絡處にこれを造れり十二一聯の幕に襻五十を造りまた他の一聯の幕の聯絡處の邊にも襻五十をつくれりうの襻ハ彼と此と相對すつらねたれバ一箇の幕屋となる十四又山羊の毛をもて幕をつくりて幕屋の上の天幕となせりうの造れる幕ハ十一なり十五うの幕ハ各々長三十キュビト、寛四キュビトにして十一の幕ハ寸尺同一なり十六うの幕五箇を一幅に連れまたうの幕六箇を一幅に連れ十七うの幕の邊において連絡處に襻五十をつくりうの襻ハおのおの寛四キュビトにして十一の幕ハ寸尺同一なり十六うの幕五箇を一幅に連れまたうの幕六箇を一幅に連れ十七うの幕の邊において連絡處に襻五十をつくり又次の一連の幕の邊にも襻五十をつくれり十八又銅の鉤五十をつくりてうの天幕をつらねあハせて一ならしめ十九赤染の牡羊の皮をもてうの天幕の頂蓋をつくりてうの上に獾の皮の蓋を設けたり○二十又合歡木をもて幕屋の竪板をつくれり二一板の長ハ十キュビト板の寛ハ一キュビト半二二一の板に二の榫ありて彼と此と交指ふ、幕屋の板にハ皆かくのごとく造りなせり二三又幕屋のために板を作れり即ち南に於ハ南の方に板二十枚二四うの二十枚の板の下に銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座あり彼板の下にも二の座ありてうの二の榫を承く二五幕屋の他の方すなハちうの北の方のためにも板二十枚を作り二六又うの銀の座四十をつくれり即ち此板の下にも二の座あり彼板の下にも二の座ありてうの二の榫を承く二七幕屋の後の兩隅のために板二枚宛をつくれり二九うの二枚ハ下にて相合しうの頂まで一に連なれりうの二枚ハ二隅のために設けたる者なり三十うの板ハ八枚ありうの座銀十六座ありて板毎に二座あり三一又合歡木にて閂を作れりうの幕屋の一方の板のためにうの閂五あり三二幕屋の他の方の板のためにうの閂五あり幕屋の後の方すなハち西のために閂五あり三三中の閂ハ板の中程を貫て此端より彼端にいたらしめ三四板に金を包みうの閂を入る環を金にて作りうの閂を入る處とし閂にも金を包めり三五又青、紫、紅の絲と麻絲の刺繍を以てケルビムを作れる幔を作りこれを造れり三六又合歡木にて柱四を作りこれに金を包みうの鉤も金にて作りまた銀の座四を鑄たり三七又幕屋の門のために青、紫、紅の絲と麻絲の刺繍を以て幔を作り三八うの柱五とうの鉤とを作りうの頂とうの環とを金にて包みうの五座を銅にて鑄たり

の座ハ銀の座十六座あり各々の板の下に二の座あり三
又合歡木をもて横木を作れり即ち菲屋の此方の板の
ために五本を設け三菲屋の彼方の板のために横木五
五本を設けたり三三菲屋の横木五本を設け菲屋の後すなハちうの西の板のために横木
を着せ金をもて之がために鑿をつくりて横木をこれに貫き又うの横木に金を着たり三五又背、紫、紅の糸
および麻の撚糸をもて菲をつくり巧にケルビムをうの
をつくりてこれに金を着せたりうの鈎ハ金なり又銀をもてこれがために座四ヶ鑄たり三七又背、紫、紅の
糸および麻の撚糸をもて菲屋の入口に掛る幔を織なし三八うの五本の柱とうの鈎とを造りうの柱の頭と桁
に金を着せたり但しうの五の座ハ銅なりき

第三十六章　ベザレル合歡木をもて櫃をつくれりうの長ハ二キユビト半、うの寛ハ一キユビト半、うの高ハ
一キユビト半、二而して純金をもてうの内外を敝ひてうの上の周圍に金の縁を造れり三又金の環四個を鑄て
うの四の足につけたり即ち此旁に二個の輪、彼旁に二個の輪を付く四又合歡木をもて杠を作りてこれに金を
着せ五うの杠を櫃の旁の環にさしいれて之をもて櫃をかくべからしむ六又純金をもて贖罪所を造れ
りうの長ハ二キユビト半、うの寛ハ一キユビト半なり七又金をもて二個のケルビムを作れり即ち槌にて打て
これを贖罪所の兩傍に作り八一個のケルビムを此方の末に一個のケルビムを彼方の末に贖罪所を掩ひ其面をたがひに相向く
之が贖罪所の兩傍にケルビムを作れり九ケルビムハ翼を高く展べ其翼をもて贖罪所を掩ひ其面をたがひに相向く
即ちケルビムの面贖罪所に向ふ十又合歡木をもて案を作り其長ハ二キユビト其寛ハ一キユビト其高ハ
一キユビト半十一而て純金をもて之に着せ其周圍に金の縁をつけ十二又其四圍に掌寛の邊を作り其邊の周圍に
金の小縁を作り十三而て之が爲に金の環四個を鑄其足の四隅に其環を付たり十四即ち環ハ邊の側に在て案を
舁く杠を入る處なり十五而て合歡木をもて案を舁く杠を作て之に金を着せたり十六又案の上の器具即ち皿、
匙、約及び酒を濺ぐ盞を純金をもて作れり十七又純金をもて一箇の燈臺を造り即ち槌をもて打て其燈臺

を作り其臺座、軸、夢、節、及び花ハ其に連る十八六の枝うの旁より出で燈臺の三の枝ハ此旁より
出で燈臺の三の枝ハ彼旁より出づ十九巴旦杏の花の形せる三の夢、節および花ともに此枝にあり又巴旦
杏の花の形せる三の夢、節および花ともに彼枝にあり燈臺より出る六の枝みな斯のごとし二十巴旦杏の花
の形せる四の夢うの節および花ともに燈臺にあり二一兩箇の枝の下に一箇の節あり又兩箇の枝の下に一箇の
節あり又兩箇の枝の下に一箇の節あり燈臺より出る六の枝みな是のごとし二二うの節と枝とハ其に連り皆
槌にて打て純金をもて造れり二三又純金をもて七箇の燈盞と剪燈鉗と剪燈盤を造れり二四燈臺とうと
すべてうの諸の器具ハ純金一タラントをもて作れり二五又合歡木をもて香壇を造れりうの長一キユビト、うの寛一キ
ユビトにして四角なりうの高ハ二キユビトにしてうの角ハ其より出づ二六うの上うの四旁うの角ともに純
金を着せうの周圍に金の縁を作れり二七又うの兩面に金の縁二箇をこれがために作れり即ち
うの兩旁にこれを作る是すなハち之を舁さところの杠を貫くところなり二八又合歡木をもてうの杠をつくり
て之に金を着せたり二九又薫物をつくる法にしたがひて聖膏と香物の清き香さを製れり

第三十七章　一又合歡木をもて燔祭の壇を築けりうの長ハ五キユビト其寛ハ五キユビトにして四角うの高
ハ三キユビトニ而してうの四隅の上に其の角を作りてうの角を其より出しめうの壇にハ銅を着せたり三又
うの壇の諸の器具すなハち壺と火鼎と鉢と肉叉と火皿を作れり壇の器ハみな銅にて造る四又壇のために
銅の網をつくりこれを壇の中程の邊の下に置て壇の半に達せしめ五うの銅の網の四隅に四個の環を鑄
て杠を貫く處となし六合歡木をもてうの杠をつくりて之に銅を着せ七壇の兩傍の環にうの杠をつらぬき
て之を舁べからしむうの壇ハ板をもてこれを空につくれり八また銅をもて洗盤をつくりうの臺をも銅に
す即ち集會の菲屋の門にて役事をなすところの婦人等の鏡をもて之を作れり九又庭を作れり南にむかひて庭
の南の方に百キユビトの細布の幕を設くうの柱ハ二十うの座ハ二十にして共に銅なりうの柱の鉤および
桁ハ銀なり十一北の方にハ百キユビトの幕を設くうの柱ハ二十うの座ハ二十ありて共に銅なりうの柱の鉤

と桁へ銀なり十二西の方にへ五十キユビトの幕を設くうの柱へ十うの座へ十うの柱へ銀なり十三東
において へ東の方に五十キユビトの幕を設く十四而してこの一旁に十五キユビトの幕を設くうの柱へ三、うの
の座も三、十五又かの一旁にも十五キユビトの幕を設くうの柱へ三、うの座も三、即ち庭の門の此旁彼旁と
もに然り十六庭の周圍の幕へみな細布なり十七柱の座へ銅、柱の鉤と桁へ銀、柱の頭の包へ銀なり庭の
柱へみな銀の桁にて連る十八庭の門の幔へ青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて織なしたる者なりうの
長へ二十キユビト、うの寛における高へ五キユビトにして庭の幕と等し十九うの柱へ四、うの座へ四にして
共に銅、うの鉤へ銀、うの頭の包と桁へ銀なり二十幕屋および庭の周圍の庭の釘へみな銅なり二一幕屋
につける物すなはち律法の幕屋につける物を量るに左のごとし祭司アロンの子イタマルモーセの命にしたが
ひてレビ人を率ひ用ひてこれを量れるなり二二ユダの支派のホルの子なるウリの子ベザレル凡てエホバの
ーセに命じたまひし事等をなせり二三ダンの支派のアヒサマクの子アホリアブ彼ところもにありて雕刻、織文
をなし青、紫、紅の絲および麻絲をもて文繍をなせり二四聖所の諸の工作をなすに用たる金へ聖所
のシケルにしたがひて言へ都合二十九タラント七百三十シケルなり是すなはち献納たるところの金なり二五
會衆の中の核數られし者の献げし銀へ聖所のシケルにしたがひて言へ百タラント千七百七十五シケルな
りニ六凡て數らるゝ者の中に入し者即ち二十歳以上の者六十萬三千五百五十人ありたれば聖所のシケ
ルにふたがひて言へ一人に一ベカとなる是すなはち半シケルなり二七百タラントの銀をもて聖所の座と幕
の座を鑄たり百タラントをもて百座をつくれば一座すなはち一タラントなり二八又千七百七十五シケルをも
て柱の鉤をつくり柱の頭を包み又柱を連れあはせたり二九又獻納たるところの銅へ七十タラントと二千
四百シケルなり三十是をもちひて集會の幕屋の門の座をつくり銅の壇ところの銅の網および壇の諸の器
具をつくり三一庭の周圍の座と庭の門の座および幕屋の諸の釘と庭の周圍の諸の釘を作れり

第三十九章　一青、紫、紅の絲をもて聖所にて職をなすところの供職の衣服を製り亦アロンのため
に聖衣を製りエホバのモーセに命じたまひしごとくせり二又金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をも
てエポデを製り三金を薄片に打展べ剪て縷となしこれを青、紫、紅の絲および麻絲に和てこれを織なし四
又これがために肩帶をつくりて之を連れうの兩の端ゐおいて之を連れ五エポデの上にありて之を束ぬるところ
うの帶へうの物同じうして其の製のごとし即ち金、青、紫、紅の絲および麻の撚絲をもて製る者なりエ
ホバのモーセに命じたまひしごとくなり六又縞瑪瑙を琢て金の槽に嵌め印を刻がごとくにイスラエルの子等
の名をこれに鐫つけ七これをエポデの肩帶の上につけてイスラエルの子孫の記念の玉となせりエホバのモ
ーセに命じたまひしごとし八また胸牌を巧に織なしエポデの製のごとくに金、青、紫、紅の絲および麻
の撚絲をもてこれを製れり九胸牌は四角にして之を二重につくりたれば二重にしてうの長半キユビトうの濶
半キユビトなり十うの中に玉四行を嵌む即ち赤玉、黄玉、瑪瑙の一行を第一行とす十一第二行へ
紅玉、青玉、金剛石十二第三行は深紅玉、白瑪瑙、紫玉十三第四行へ黄緑玉、縞瑪、
碧玉、凡て金の槽の中にこれを嵌たり十四うの玉はイスラエルの子等の名にしたがひ其名のごとくに之を
十二になし而して印を刻がごとくにうの十二の支派の各々の名をこれに鐫つけたり十五又純金をもて紐のごと
くに組たる鏈を胸牌の上につけたり十六又金をもて二箇の槽をつくり二の金の環をつくりうの二の環を胸牌
の兩の端につけ十七かの金の紐二條を胸牌の端の二箇の環につけたり十八而してその二條の紐の兩の端を
二箇の槽に結ひエポデの肩帶の上につけてうの前にあらしむ十九又二箇の金の環をつくりて之を胸牌の兩の
端につけたり即ちエポデに對ふところの內の邊にこれを付く二十また金の環二箇を造りてこれをエポデ
の兩脇の下の方につけてうの前の方にてうの聯接る處に對てエポデの帶の上にあらしむ二一胸牌へ青紐
をもてうの環によりて之をエポデの環に結つけエポデの帶の上にあらしめ胸牌をしてエポデを離ることな
からしむエホバのモーセに命じたまひしごとし二二又エポデに屬する明衣へ凡てこれを青く織なせり二三明
衣の孔へうの眞中にありて鎧の領盤のごとしうの孔の周圍に縁ありて綻びざらしむ二四而して明衣の裾に

與、紫、紅の擦絲をもて石榴を作りつけ 二五 又純金をもて鈴をつくりうの鈴を明衣の裾の石榴の間に
つけ周圍において石榴の間々にこれをつけたり 二六 即ち鈴に石榴・鈴に石榴と供職の明衣の裾の周圍につ
けたり 二七 又アロンとうの子等のために織布をもて裏衣を製り 二八 細
布をもて頭帽を製り細布をもて美しき頭巾をつくり 二九 廉の擦絲をもて 繃 帶を織なせり エホバのモー
紫、紅の絲をもて帶を織なせり エホバのモーセに命じたまひしごとし 三十 又純金をもて 聖 冠の前
板をつくり印を刻がごとくにうの上にエホバに聖 きいふ文字を書つけ 三一 之に青紐をつけて之を頭帽の上
に結つけたりエホバのモーセに命じたまひしごとくに爲て 三二 斯 集 會の天幕なる幕屋の諸の工事成わイスラエ
ルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにうへ爲おこなへり 三三 人衆幕屋と天幕とうの諸の器
具をモーセの許に携へいたる即ちうの鈎うの板うの横木その柱うの座 三四 赤染の牡羊の皮の蓋、貛の皮の蓋、
隔蔽の幕 三五 律法の櫃とうの杠、贖罪所 三六 案とうの諸の器具、供前のパン、 三七 純金の燈臺とうの盞
すなわち陳列る燈盞とうの諸の器具ならびにうの燈火の油 三八 金の壇、灌奠、香、幕屋の門の幔子
三九 銅の壇、その銅の網とうの杠およびうの諸の器具と洗盤とうの臺、 四十 庭の幕、うの柱とうの座、庭の
門の幔子うの紐とうの釘ならびに幕屋に用ふる諸の器具、集會の天幕のために用ふる者 四一 聖 所にて
職をなすところの供職の衣服 即 ち祭司の職をなす時に用ふる者なる祭司アロンの聖 衣およびうの子等
の衣服 四二 斯エホバの凡てモーセに命じたまひしごとくにイスラエルの子孫うの諸の工事をなせり 四三 モ
ーセうの一切の工作を見るにエホバの命じたまひしごとくに造りてあり 即 ち是のごとくに作りてあれがモー
セ人衆を祝せり

第四十章

一 茲にエホバ、モーセに告て言たまひけるは 二 正月の元日に汝 集會の天幕の幕屋を建べ
し 三 而して汝うの中に律法の櫃を置、幕をもてうの櫃を障蔽し 四 又案を擡へいりうの燈臺を擡へいりてうの燈盞を置うべし 五 汝また金の香壇を律法の櫃の前に置、幔子を幕屋の門に掛け 六 燔祭の壇を集會の天幕の幕屋の門の前に置、 七 洗盤を集會の天幕とうの壇の間に置、て之に水をいれ 八
庭の周圍に潘離をたて庭の門に幔子を垂れ 九 而して潘膏をとりて幕屋とうの中の一切の物に灑ぎて其と
うの諸の器具を聖別べし是聖物とならん 十 汝また燔祭の壇とうの一切の器具に膏をうそぎてうの壇を聖
別べし壇は至聖物とならん 十一 又洗盤とうの臺に膏をうそぎて之を聖別め 十二 アロンと
の幕屋の門につれきたりて水をもて彼等を洗ひ 十三 アロンに聖衣を着せ彼に膏をうそぎてこれを聖別め
彼をして祭司の職を我になさしむべし 十四 又かれの子等をつれきたりて之に明衣を着せ 十五 うの父になせる
ごとくに之に膏を灑きて祭司の職を我になさしむべし彼等の膏うそがれて祭司たることは代々 鑾らざるべ
きなり 十六 モーセかく行へり即ちエホバの已に命じたまひし如くに爲たり 十七 第二年の正 月にいたりて
うの月の一元日に幕屋建ぬ 十八 乃ちモーセ幕屋を建てうの座を置うの板をたてうの横木をさしこみうの柱
を立て 十九 幕屋の上にほぎこせりエホバのモーセに命じ給ひし如しに 二十 而して律法の證 詞をとりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に置、 二一 櫃を幕屋に擡へいり障蔽の幕を垂て
かれ律法をとりて櫃に藏め杠を櫃につけ贖罪所を櫃の上に置、 二二 彼また集會の幕屋において幕屋の北の方にて
律法の櫃を隱せりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二三 供前のパンをうの上にエホバの前に陳設たりエホバのモーセに命じたまひし如
かの幕の外に案を置、 二四 又集會の幕屋において幕屋の南の方に燈臺をおきて案にむかいしめ 二五 燈盞をエホバの前にか
し 二六 又集會の幕屋において幕屋の門に幔子を垂れ 二七 集會の天
うげたりエホバのモーセに命じたまひしごとし 二八 又幕屋の門に幔子を垂れ 二九 集會の天
うの上に聖しき香を焚りエホバのモーセに命じたまひしごとし 三十 又
幕の幕屋の門に燔祭の壇を置、うの上に燔祭と素祭をさゝげたりエホバのモーセに命じたまひし如し 三一 モーセアロンおよびうの子等
集會の天幕とうの壇の間に洗盤をおき其ふ水をいれて洗ふことの爲にす 三二 モーセアロンおよびうの子等
其につきて手足を洗ふ 三三 即ち集會の幕屋に入る時またゝ壇に近づく時に洗ふことをせりエホバのモーセ
に命じたまひしごとし 三四 また幕屋と壇の周圍の庭に潘離をたて庭の門に幔子を垂め是モーセうの工事を竣

たり 三四 斯て雲集會の天幕を蓋てエホバの榮光幕屋に充たり 三五 モーセ ヘ 集會の幕屋にいることを得ざりき是雲ろの上に止り且エホバの榮光幕屋に盈たれバなり 三六 雲幕屋の上より昇る時にハイスラエルの子孫途に進めり其途々凡て然り 三七 然ど雲の昇らざる時にハろの昇る日まで途に進むことをせざりき 三八 即ち晝は幕屋の上にエホバの雲あり夜ハろの中に火ありイスラエルの家の者皆これを見るろの途々すべて然り

出埃及記終

利未記 一 エホバ 集會の幕屋よりモーセを呼びこれに告て言たまはくニ イスラエルの子孫に告てこれに言へ汝等の中の人もし家畜の禮物をエホバに供んせバ牛あるひハ羊をとりてろの禮物となすべしニ もし牛の燔祭をもてろの禮物になさんとせバ全き牡牛を供ふべしすなハち集會の幕屋の門にてこれをエホバの前にろの愛納たまふやうに供ふべし四 彼ろの燔祭とする者の首に手を按べし然ば受納られて彼のために贖罪とならん五 彼エホバの前にろの犢を宰るべし又アロンの子等なる祭司等ハろの血を携來りて集會の幕屋の門なる壇の四圍にろの血を灑ぐべし六 彼またろの燔祭の牲の皮を剝ぎこれを切わかつべし七 祭司アロンの子等壇の上に火を置きろの火の上に薪柴を陳べ八 而してアロンの子等なる祭司等ろの切わかてる者ろの首およびろの脂を壇の上なる火の上にある薪の上に陳ぶべし九 一切を壇の上に燒て燔祭となすべし是すなハち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり十 またろの燔祭の牲ハ羊ろの群の羊あるひハ山羊の燔祭たらバ全き牡を供ふべし十一 彼壇の北の方においてエホバの前にこれを宰るべしアロンの子等なる祭司等ハろの血を壇の四圍に灑ぐべし十二 彼またこれを切わかちろの首ところの脂を截さるべし而して祭司これを皆壇の上なる火の上にある薪柴の上に陳ぶべし十三 またろの臟腑と足ハこれを水に洗ひ祭司一切を携へきたりて壇の上に燒べし是燔祭となすなり是即ち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり十四 若また禽を燔祭となしてエホバに獻るならバ鴿ま たハ雛き鳩を携へ來りて禮物となすべし十五 祭司ハこれを壇にたづさへゆきてろの首を切やぶりこれを壇の一方にぬるべし十六 またろの嗉ハ切はなすこと无にこれを割べし而して是を燔祭となす是すなハち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり十七 またろの翼ハ切はなすこと无にこれを割べし而して祭司これを壇の上にて火の上なる薪柴の上に燒べし

に乳香を加へ二これをアロンの子等なる祭司等の許に携へゆくべし斯てまた祭司ハその澤粉と油一握とその一切の乳香とともに取り之を記念の分となして壇の上に焼べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり三素祭の餘ハアロンとその子等に歸すべし是ハエホバに献る火祭の餘の禮物となさんとせば澤粉に油を和て作れる無酵菓子および油を抹たる無酵煎餅を用ふべし五汝の素祭とする禮物もし鍋に焼たる物ならば澤粉に油を和て酵いれずに作れる者を用ふべし六汝これを細に割てその上に油をうそぐべし是を素祭となす七汝の素祭とする禮物もし釜に煮たる物なれば澤粉と油をもて作れる者を用ふべし八汝これ等の物をエホバに携へいたるべし是を祭司に授さば祭司ハこれを壇にたづさへ往きて九その素祭の中より記念の分をとりて壇の上に焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり十一凡そ汝等がエホバに献る火祭の中に酵またハ蜜を入て焚べからず十二但し初熟の禮物となふる時にハ汝等これをエホバにうなふる事ハなすべからず十三汝素祭を献るにれたエホバにうなふべし然ど馨しき香のためにこれを壇にうなふる事ハなすべからず十三汝素祭を献るに凡て鹽をもて之に味くべし汝の神の契約の鹽を汝の素祭に缺こと勿れ汝禮物をなすにハ都て鹽をうなふべし十四汝初穂の素祭をエホバにうなへんとせば穂を火にやきて殻をさりたる者をもて汝の初穂の禮物にうなふべし十五汝また油をその上に加ふべし是を素祭となす十六祭司ハその殻を去たる穀物の中および油の中よりその記念の分を取りその一切の乳香とともにこれを焚べし是すなはちエホバにさゝぐる火祭なり

第三章　一人もし酬恩祭の犠牲を献るに當りて牛をとりて之をエホバの前に供ふべしニすなはちその禮物の首に手を按きその集會の幕屋の前に宰るべしアロンの子等なる祭司等その血を壇の周圍に灑ぐべし三彼ハまたその酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ちその腸を裹むところの脂と腸の上の一切の脂四および二箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし五而してアロンの子等壇の上においてその火の上なる薪の上の燔祭の上にこれを焚べし是すなはち火祭にしてエホバに馨しき香たるなり六もしまたエホバに酬恩祭の犠牲を献るにあたりて羊をその禮物となすならば牝牡にかゝはらず其全き者を供ふべし七若また羔羊をその禮物となすならば之をエホバの前に宰來り八その禮物の首に手を按きこれを集會の幕屋の前に宰るべしアロンの子等その血を壇の四圍に灑ぐべし九彼その酬恩祭の犠牲の中よりして火祭をエホバに献べし即ちその脂をとりその尾を脊骨より全く斷きりまたその腸を裹むところの脂と腸の上の一切の脂十および兩箇の腎とその上の脂の腰の兩傍にある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者をとるべし十一祭司ハこれを壇の上に焚べし是ハ火祭おいて代々永く守るべき例なり

第四章　一エホバまたモーセに告て言たまへくニイスラエルの子孫に告ていふべし人もし誤りてエホバの誡命に違ひて罪を犯しその爲べからざる事の一を行ふことありニまた若膏ある祭司罪を犯して民を罪に陷いるることあらばその犯せし罪のために全き犢の若き者を罪祭としてエホバに献べし四即ちその犢を集會の幕屋の門に牽きたりてエホバの前にいたりその犢の首に手を按きその犢をエホバの前に宰るべし五かくて膏ある祭司その牡犢の血をとりてこれを集會の幕屋にたづさへ入り六而して祭司

指なうの血にひたしてエホバの前聖所の障蔽の幕の前にうの血を七次うふぐべし七 祭司またうの血をとりてエホバの前にて集會の幕屋にある馨香の壇の角にこれを塗べしうの牡犢の血ハ凡てこれを集會の幕屋の門にある燔祭の壇の底下に濫べしハまたうの牡犢の脂をことぐく取て罪祭に用ふべし即ち臟腑を裹むところの脂と臟腑の上の一切の脂および兩箇の腎とうの上の脂の腰の兩旁みある者ならびに肝の上の網膜の腎の上に達る者を取べし十 之を取にハ酬恩祭の犧牲の牛より取がごとくすべし而して祭司これを燔祭の壇の上ゐ焚べし十一 うの牡犢の皮とうの一切の肉および其の首と脛と臟腑と糞等十二 凡てうの牡犢をこれを燔の外ゐ携へいたして灰を棄る場なる清淨處にいたり火をもてこれを薪柴の上ゐ焚べし即ち是ハ灰棄處に焚べきなり十三 またイスラエルの全會衆過失をなしたるにうの事會衆の目にあらはれずして彼等つひにエホバの誡命の爲べからざる者を爲し罪を獲ることあらんに十四 もしうの犯せし罪あらはれなバ會衆の者若き犢を罪祭に獻ぐべし即ちこれを集會の幕屋の前ゐ率いたり十五 會衆の長老等エホバの前ゐてうの牡犢の首に手を按きうの一人牡犢をエホバの前に宰るべし十六 而して膏うふがれし祭司うの牡犢の血を集會の幕屋に携へいり十七 祭司指をうの血にひたして七次うふぐべしエホバの前障蔽の幕の前にこれを塗べしうの血を壇の角にこれを塗べしうの血ハ凡てこれを集會の幕屋にある壇の角にこれを塗べしうの脂をことぐく取て壇の上ゐ焚べし十九 またうの牡犢にもなしたるごとくにこの牡犢にもなし祭司これをもて彼等のために贖罪をなすべし然せバ彼等赦されん二十 すなハち初次の牡犢を焚しごとくにこれを焚べし是すなハち會衆の罪祭なり二一 また牧伯たる者罪を犯しうの神エホバの誡命の爲べからざる者を誤り爲て罪を獲ことわらんに二二 若うの罪を犯せしことを覺らば牡山羊の全き者を禮物ゐ持きたり二三 うの山羊の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてエホバの前にこれを宰るべし是すなハち罪祭なり二四 祭司指をもてうの罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角にこれを抹り燔祭の壇の底下にうの血を濫ぎ二五 酬恩祭の犧牲の脂のごとくにうの脂をことぐく取て壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のために贖事をなすべし然せば彼も赦されん二六 若うの罪を犯せしことを覺らば二七 また國の民の中に誤りて罪を犯しエホバの誡命の爲べからざる者の一を爲て罪を獲者あらんに二八 若うの罪を犯せしことを覺らば牝山羊の全き者を牽きたりうの犯せし罪のためにこれを禮物になすべし二九 即ちうの罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲の場にてうの罪祭の牲を宰るべし三十 而してれた抹りうの血をことぐくうの壇の底下に濫べし三一 祭司また酬恩祭の牲より脂をとるごとくにうの脂をことぐく取りこれを壇の上に焚てエホバに馨しき香をたてまつるべし斯祭司かれのために贖罪をなすべし然せバ彼も赦されん三二 彼もし羔羊を罪祭の禮物に持きたらんとせば牝の全き者を携へきたり三三 うの罪祭の牲の首に手を按き燔祭の牲を宰る場にてこれを宰りて罪祭となすべし三四 かくて祭司指をもてうの罪祭の牲の血をとり燔祭の壇の角にこれを抹りうの血をことぐくうの壇の底下に濫ぎ三五 羔羊の脂を酬恩祭の犧牲の脂のごとくにこれを壇の上に焚べし斯祭司彼の犯せる罪のために贖事をなすべし然せば彼も赦されん

第五章

一 人もし証人となして出たる時に諭誓の聲を聽ながらうの見たる事またうの知る事を陳すして罪を犯さバうの咎を己の身に帥すべし二 人もし汚穢たる獸の死体汚穢たる家畜の死体汚穢たる昆蟲の死体など凡て汚穢たる物に摂ることあらバうの事に心づかざるもうの身ゐ汚れて辜あり三 もし又心づかすして人の汚穢にふることあらばうの人の汚穢ゐ如何なる汚穢にもあれうの之を知るにいたる時ゐ辜あり四 人もし心づかすして醫找發し妄に口をもて惡をなさんと言ひ善をなさんと言ばうの人の誓を發して妄に言ふところゐ如何なる事にもあれうのこれを知るにいたる時ゐ此等の一において辜あり五 若これらの一において辜ある時ゐ某の事において罪を犯せりと言あらはしうの愆のためうの犯せし罪のために羊の牝なる者すなはち羔羊あるひハ牝山羊をエホバふたづさへ來りて罪祭となすべし斯て祭司うの彼の罪のために贖罪をなすべしセもし羔羊にまで手のとゞかざる時ハ鳩二羽か雛鴿二羽找うの犯せし愆のために持きたり一を罪

祭にもちひ一を燔祭み用ふべし八即ちこれを祭司にたづさへ往べし祭司ハ
ちろの首を頭の根より切やぶるべし但しこれを切はなすべからず九而してろの罪祭の者の血を壇の一方にち
ろぎろの餘の血なは壇の底下にしぼり出すべし是を罪祭となす十またろの次のハ慣例のごとくに燔祭にさゝ
ぐべし斯祭司彼が犯せし罪のために贖をなすべし然せば彼を救されん十一もし二羽の鳩鴿か二羽の雛き鴿
までに手のとゞかざる時ハろの罪ある者麥粉一エパの十分一を禮物にもちきたりてこれを罪祭となすべし
ろの上に香をかくべからず又ろの上に乳香を加ふべからず是を罪祭なればなり十二彼祭司の許にこれを携へ
ゆくべし祭司ハこれを一握りて記念の分となし壇の上にてエホバの火祭の上にこれを焚べし是を罪祭とな
す十三斯祭司ハ彼が是等の一を犯して獲たる罪のために贖をなすべし然せば彼は救されんろの殘餘ハ素祭と
ひとしく祭司に歸すべし〇十四エホバモーセに告て言たまハく十五人もし過失を爲し知ずしてエホバの聖
物を干して罪を獲ことあらば汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊
を群の中よりとりろの愆のためにこれをエホバに攜へきたりて愆祭となすべし十六而してろの聖物を干し
て獲たる罪のために償をなしまた之に五分の一をくハへて祭司に付すべし祭司ハろの愆祭の牡羊をもて
彼のために贖罪をなすべし然せば彼ハ救されん十七人もし罪を犯しエホバの誡命の爲べからざる者の一を爲
すことあらば假令これを知ざるも尚罪ありろの罪を任べきなり十八即ち汝の估價にしたがひて群の中より全
き牡羊をとり愆祭となしてこれを祭司にたづさへいたるべし祭司ハ彼が知ずして誤りし過誤のために贖罪を
なすべし然せば彼ハ赦されん十九是を愆祭となすろの人ハ誠にエホバに罪を獲たり

二エホバまたモーセに告て言たまハく二人もしエホバにむかひて不信をなして罪を獲ことあり即ち
人の物をあづかり又ハ質にとり又ハ奪ひおきて然る事あらずと言ひ或ハ人を虐る事を爲し三或は人の落せ
し物を拾ひおきて然る事なしと言ひ偽りて誓ふことを爲し一にても行
ハゞ四是罪を犯して身に罪ある者なればろの奪し物ろの虐げて取たる物その預りし物ろの拾ひとりし物五ち
よび凡てろの僞り誓し物を還しろの上に五分の一をこれに加へろの愆祭をさゝぐ
る日にこれをろの本主に付すべし六彼ろの愆祭をエホバ
のために群の中より全き牡羊をとりて祭司にいたるべし
べし然せば彼ハろの中のいづれを行ひて愆を獲るもゆる
ロンとろの子等に命じて言へ燔祭の例ハ是のごとし此燔祭ハ壇の上にて火にやけたる燔祭の灰を取て壇の旁に置き十一而してろの衣服を脱き他の衣服をつけてろの灰を
營の外に潔き地にもちゆくべし十二壇の上の火をたえず燃しむべし熄しむべからず〇十四素祭の例ハ是のごとし
ごとに薪柴をろの上に燃し燔祭の物をろの上に陳べまた酬恩祭の膏をろの上に焚べし十三火ハつねに壇の
上にたえず燃しむべし熄しむべからず〇十四素祭の例ハ是のごとしアロンの子等これをエホバの前
壇の前にさゝぐべし十五即ち素祭の麥粉ろの膏を一握りまた素祭の上の乳香をことごとく取て之を壇
の上に焚き馨しき香となし記念の分となしてエホバにたてまつるべし十六ろの遺餘ハアロンとろの子等これ
を食ふべし即ち酵をいれずして之を聖所に食ふべし集會の幕屋の庭にて之を食ふべし十七之を酵
いれて燒べからずわが火祭の中より我これを彼等にあたへてろの分となさしむ是ハ罪祭と愆祭のごとくに至
聖し十八アロンの子等の男たる者ハみな之を食ふことを得べし是ハエホバにたてまつる火祭の例にして汝等
が代々永くまもるべき者なり凡てこれに觸る者ハ聖なるべし〇十九エホバモーセに告て言たまハく二十アロ
ンとろの子等が膏ろぐるふ日にエホバにさゝぐべき禮物ハ是のごとし麥粉一エパの十分の一を素祭となし
して恒に献ぐべし即ちろの半を朝にろの半を夕にさゝぐべし二一是ハ鍋の内に油をもて作りろの燒たる
時に汝これを揚へきたるべし即ちこれを幾個にも碎て素祭となしエホバに献げて馨しき香とならしむべし
二二アロンの子等の中膏をろぐふがれて彼に繼で祭司となる者ハこれを献ぐべし斯ハエホバに對して永く守

るべき例なり是ハ全く焚つくすべし 三凡て祭司の素祭ハみな全く焚つくすべし食ふべからざるなり〇 二四エホバまたモーセに告て言たまハく 二五アロンとその子等に告ていふべし罪祭の例ハ是のごとし燔祭の牲を宰る場にて罪祭の牲をエホバの前に宰るべし是ハ至聖物なり 二六罪のために之をさゝぐるところの祭司これを食ふべし即ち集會の幕屋の庭において聖所に之を食ふべし 二七凡てその肉に觸る者ハ聖なるべしその血もし衣服に濺ぎかゝることあらバその濺ぎかゝれる者を聖所に洗ふべし 二八またこれを煮たる土の器は砕くべし若これを煮たる者銅の鍋ならバ水をもてこれを磨き洗ふべし 二九祭司等の中の男たる者ハ皆これを食ふことを得べし是ハ至聖し 三〇然どもその血を集會の幕屋にたづさへいりて聖所において贖罪をなしたる罪祭ハこれを食ふべからず火をもてこれを焚べし

第七章 一たま愆祭の例ハ是のごとし是ハ至聖者なり 二愆祭を宰る場にて燔祭を宰るべし而して祭司その血を壇の四周にそゝぎ 三その脂をことごとく献ぐべし即ちその脂の尾その臟腑を蔽むところの諸の脂四 兩個その腎その上の脂の腰の兩傍にある者および肝の上の網膜の腎の上にあるものを取り 五祭司これを壇の上に焚てエホバに火祭とすべし之を愆祭となす 六祭司等の中の男たる者ハみな之を食ふことを得是ハ聖所に食ふべし至聖者なり 七罪祭も愆祭もその例ハ一にして異らずこれハ贖罪をなすところの祭司に歸すべし 八人の燔祭をさゝぐるところの祭司その祭司の献ぐる燔祭の牲の皮を自己に得べし 九凡て爐に焼たる素祭の物および凡て釜と鍋にて製へたる者ハこれを献るところの祭司に歸すべし 一〇凡て乾たる者もみなアロンの諸の子等に均く歸すべし〇 一一エホバに献ぐべき酬恩祭の犠牲の例ハ是のごとし 一二若これを感謝のために献るならバ油を和たる無酵餅および麥粉に油をまぜて焼たる菓子をその感謝の犠牲にあハせて献べし 一三その菓子の外にまた有酵パンを酬恩祭なる感謝の犠牲にあハせてその禮物に供ふべし 一四即ちこれ全体の禮物の中より一箇宛を取りエホバにさゝげ祭となすべし是ハ酬恩祭の血を濺ぐところの祭司に歸すべし 一五感謝のために献ぐる酬恩祭の犠牲の肉ハこれを献るの日の中に食ふべし少にても翌朝まで存しおくまじきなり 一六その犠牲の禮物もし願 還かまたハ自意の禮物ならバその犠牲をさゝげし日にこれを食ふべしその殘餘ハまた明日これを食ふことを得るなり 一七但その犠牲の肉の殘餘ハ第三日にいたらバ火に焚べし 一八若その酬恩祭の犠牲の肉を第三日に少にても食ふことをなさバ其ハ受納られずまた禮物と算らるゝことなくして反て憎むべき者とならん是を食ふ者その罪を任べし 一九その肉もし汚穢たる物にふるゝ事あらバ食ふべからず火に焚べしその肉ハ淨き者みな之を食ふことを得るなり 二〇若その身に汚穢ある人エホバに属する酬恩祭の犠牲の肉を食ハゞその人ハその民の中より絕るべし〇 二一また人もし人の汚穢あるひハ汚たる獣畜あるひハ忌べき汚たる物等都て汚穢に觸ることありながらエホバに属する酬恩祭の犠牲の肉を食ハゞその人ハその民の中より絕るべし〇 二二エホバまたモーセに告て言たまハく 二三イスラエルの子孫に告て言べし牛羊山羊の脂ハ都て汝等これを食ふべからず 二四自ら死たる獣畜の脂および裂ころされし獣畜の脂ハ諸般の事に用ふるを得れどもこれを食ふことハ絕てなすべからず 二五人のエホバに火祭として献るところの牲畜の脂ハ誰もこれを食ふべからず之を食ふ人ハその民の中より絕るべし 二六また汝等ハその一切の住處において鳥獣の血を決して食ふべからず 二七何の血によらずこれを食ふ人あれバその人ハ皆民の中より絕るべし〇 二八エホバモーセに告て言たまハく 二九イスラエルの子孫に告て言べし酬恩祭の犠牲をエホバに献ぐる者ハその酬恩祭の犠牲の中よりその禮物を取てエホバにたづさへ來るべし 三〇エホバの火祭ハその人手づからこれを携へきたるべし即ちその脂と胸をたづさへ來りその胸をエホバの前に搖て搖祭となすべし 三一而して祭司の脂ハ都て汝等これを食ふべからず 三二汝等ハその酬恩祭の犠牲の右の腿を祭司に與ふべし 三三アロンの子等の中酬恩祭の血と脂とを献る者その右の腿を得て自己の分となすべし 三四我イスラエルの子孫の酬恩祭の犠牲の搖る胸と擧たる腿をとりてこれを祭司アロンとその子等に與ふ是ハイスラエルの子孫の中に永く行ハるべき例典なり 三五是ハエホバの火祭の中より

アロンに歸する分またろの子等に歸する分なり彼等を立てエホバに祭司の職をなさしむる日に斯定めらるる
三六 すなわち是は彼等に命をくだしてイスラエルの子孫の中より彼等に歸せしめたまふ者にて代々永くまもるべき例典たるなり 三七 是すなわち燔祭素祭罪祭愆祭任職祭酬恩祭の犧牲の法なり 三八 エホバシナイの野においてイスラエルの子孫にろの禮物をエホバに供ふることを命じたまひし日に是をシナイ山にてモーセに命じたまひしなり

第八章 一 エホバモーセに告て言たまわく 二 汝アロンろの子等およびろの衣服と灌奠と罪祭の牡牛と二頭の牡羊と無酵パン一筐を携へきたり 三 また會衆へ集會の幕屋の門に集りぬ 五 モーセ會衆にむかひて言ふエホバの爲せと命じたまへる事は斯のごとしと 六 而してモーセアロンろの子等をつれきたりて水をもて彼等を洗ひ清めセ アロンに裏衣を着せ帶をおびしめ明衣を纏はせエポデを着しめエポデの帶をこれに着させろの胸牌をこれにつけ八 また胸牌にウリムとトンミムをつけ九 ろの首に冠冕を加むらしめろの頭冕の上すなわちろの額に金の板の聖前板をつけたりエホバのモーセに命じたまひし如し十 モーセまた灌奠をとり幕屋ろの中の一切の物に灌ぎてこれを聖別め十一 且これを七度壇にろそぎ壇ろの諸の器具および洗盤ろの臺に奠ろそぎてこれを聖別めたり 十二 また灌奠をアロンの首にろそぎ之に奠ろそぎて聖別たり 十三 モーセまたアロンの子等をつれきたりて裏衣をこれに着せ帶をしめ頭巾をこれに冠らせたりエホバのモーセに命じたまひし如くなり 十四 また罪祭の牡牛を牽きたりてアロンとろの子等うの罪祭の牡牛の頭に手を按り 十五 斯てこれを殺してモーセろの血をとり指をもてうの血を壇の四周の角につけて壇を潔淨しまた壇の底下にその血を灌ぎて之を聖別めこれがために贖をなせり 十六 モーセまたろの臟腑の上の一切の脂肝の上の網膜および兩箇の腎とろの脂をとりて之を壇の上に焚り 十七 但しろの牡牛ろの皮ろの肉およびろの糞へ營の外にて火に焚りエホバのモーセに命じたまひし如し

十八 また燔祭の牡羊を牽きたりてアロンとろの子等うの牡羊の頭に手を按たり 十九 斯てこれを宰てモーセうの血を壇の周圍に灑げり 二十 而してモーセろの牡羊を切さきうの頭と肉塊と脂とを焚り 二一 また水をもてろの臟腑と脛を洗ひてモーセろの牡羊をことごとく壇の上に焚りて燔祭たるなりエホバのモーセに命じたまひし如しこれ馨しき香のためにたてまつる火祭たるなりエホバにたてまつる牡羊を牽きたりてアロンとろの子等うの牡羊の頭に手を按り 二二 斯てこれを殺してモーセろの血をとりこれをアロンの右の耳の端とろの右の耳の端とろの右の手の大指と右の足の拇指につけ 二三 またアロンの子等をつれきたりてろの右の耳の端とろの右の手の大指と右の足の拇指につけ 二四 またアロンの子等うの血を壇の周圍に灑げり 二五 彼またろの脂と脂の尾およびろの臟腑の上の一切の脂と肝の上の網膜ならびに兩箇の腎とろの脂とろの右の腿とを取り 二六 またエホバの前なる無酵パンの筐の中より無酵菓子一箇と油ぬりたるパンの菓子一箇と煎餅一箇を取り是等をろの脂の上とろの右の腿の上に載せ 二七 是を凡てアロンの手とろの子等の手に授け之をエホバの前に搖て搖祭となさしめたり 二八 而してモーセまた之を彼等の手より取り壇の上にて燔祭の上にこれを焚り是へ馨しき香のためにたてまつる任職祭にしてエホバにさくぐる火祭なり 二九 斯てモーセろの胸をとりエホバの前にこれを搖て搖祭となせり任職の牡羊の中是へモーセの分に歸する者なりエホバのモーセに命じたまひし如し 三十 而してモーセ灌奠と壇の上の血とをとりて之をアロンとろの衣服に灑ぎまたろの子等とろの子等の衣服にろそぎアロンとろの衣服およびろの子等とその子等の衣服を聖別たり 三一 斯てモーセまたアロンとろの子等に言けるも集會の幕屋の門にて汝等うの肉を煮よ而して任職祭の筐の內なるパンと偕にこれを其處にて食へ是へアロンとその子等これを食ふべしと我に命ありしにしたがふなり 三二 ろの肉とパンの餘れる者へ汝等これを火に焚べし 三三 幕屋の門口より出べからず其へ汝等の任職へ七日にわたれべなり 三四 今日行ひて汝等のために罪をあがなふが如くにエホバ斯せよと命じたまふなり 三五 汝等へ集會の幕屋の門口に七日の間日夜居てエホバ

の命令を守れ然せば汝等死る事なからん我かく命ぜられたるなり 三六 すなはちアロンとその子等はエホバのモーセによりて命じたまひし事等を盡く爲り

第九章 一斯て第八日にいたりてモーセアロンとその子等およびイスラエルの長老等を呼二而してアロンに言けるハ汝若き牡犢の全き者を罪祭のために取りまた牡羊の全き者を燔祭のために取りてこれをエホバの前に獻ぐべし 三 汝イスラエルの子孫に告て言べし汝等牡山羊を罪祭のために取りまた犢牛と羔羊の當歳にして全き者を燔祭のために取きたれ 四 また酬恩祭のために犢牛と牡羊を取り旦油を和たる素祭をとりきたるべしエホバ今日汝等に顯れたまふべければなり 五 是に於てモーセの命じたる物を集て會幕の前に立けれバ衆みな進よりてエホバの前に立ぬ 六 モーセ言ふエホバの汝等に爲と命じたまへる者ハすなハち是なり斯せバエホバの榮光汝等にあらハれん 七 モーセすなハちアロンに言けるハ汝壇に往き汝の罪祭と汝の燔祭を獻げて己のためと民のために贖罪をなし凡てエホバの命じたまひし如くせよ 八 是に於てアロン壇に往き自己のために犢牛を罪祭として己のために獻ぐ 九 またアロンの子等その血をアロンに來りけれバアロン指をその血にひたして之を壇の角につけその血を壇の底下に灌ぎ 十 また罪祭の牲の脂と腎と肝の上の網膜を壇の上に燒り 十一 アロンまた燔祭の牲を幕りレがその子等これが肉と皮とを營の外にて火に燒り 十二 またその肉を皮と共に壇の周圍に灑げり 十三 彼等また燔祭の牲すなハちその肉塊と頭とを渡しかれに持きたりけれバ彼壇の上にこれを爇き 十四 またその臟腑と脛を洗ひ壇の上にて之を燔祭の上に爇り 十五 彼また民の禮物を獻へきたり即ち民のために贖罪の山羊を取て之を幕り前のごとくに之を獻げて罪祭となし 十六 また燔祭の牲を牽きたりて定例のごとくに之をさゝげたり 十七 また素祭を携へきたりてその中より一握をとり朝の燔祭にくハへてこれを壇の上に爇り 十八 アロンまた民のために犢牛と牡羊を幸りしがその子等これが血を己にもちきたりけれバ之を壇の周圍に灑げり 十九 彼等またその牡牛と牡羊の脂およびその脂の尾と臟脂を覆む者と腎と肝の上の網膜とを携へきたれり 二十 即ち彼等その脂をその胸の上に載きたりけるにアロンその脂を壇の上にて爇り 二一 アロンその胸と右の腿はアロンこれをエホバの前に搖て搖祭となせり凡てモーセの命じたる如し 二二 アロン集會の幕屋にいり出きたりて民を祝せり斯てエホバの榮光總體の民に顯れ 二四 火エホバの前より出て壇の上の燔祭と脂を燬つくせり民これを見て聲をあげ俯伏ぬ

第十章 一茲にアロンの子等なるナダブとアビウさもにその異火をエホバの前に獻げたり是ハエホバの命じたまひし者にあらざりしかば 二 火エホバより出て彼等を燬ほろぼせりすなハち彼等ハエホバの前に死うせぬ 三 モーセアロンに言けるハ是のごとし云く我ハ我に近づく者等の中に我の聖ことを顯ハし又全躰の民の前に榮光を示さんアロンは默然たりき 四 モーセアロンの叔父ウジエルの子等なるミサエルとエルザパンを呼び汝等進みよりて聖所の前より營の外に搬へ出せと之にいひければ五 すなハち進みよりて彼等をその裏衣のまゝに營の外に搬へ出しモーセの言るごとくせり 六 モーセまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルにいひけるハ汝らの頭を露すなかれまた汝らの衣を裂なかれ恐くハ汝等死んまた震怒全躰の民におよぶあらん但汝等の兄弟たるイスラエルの全家エホバのかく火をもて燬ほろぼしたまひし事を哭くべしと 七 汝等ハまた集會の幕屋の門より出べからず恐くハ汝等死ん其ハエホバの澆油汝らの上にあればなりと彼等モーセの言のごとくに爲り 八 茲にエホバアロンに告て言たまハく 九 汝も汝の子等も集會の幕屋にいる時にハ葡萄酒と濃酒を飲なかれ恐くハ汝等死ん是ハ汝らが代々永く守るべき例なるべし 十 斯するハ汝等が物の聖と世間の潔と汚たるとを分ち 十一 又エホバのモーセによりて告たまひし一切の法度をイスラエルの子孫に敎ふることを得んがためなり 十二 モーセまたアロンおよびその遺れる子エンアザル

セイタマルに言けるハ汝等ヱホバの火祭の中より素祭の遺餘を取り酵をいれずして之を壇の側に食へ是ハ至聖物なり十三是ハヱホバの火祭の中より汝に歸する者また汝の子等に歸する者なれば汝等これを聖所にて食ふべし我かく命ぜられたるなり十四また搖る胸と舉たる腿ハ汝および汝の男子と女子これを淨處にて食ふべし是ハイスラエルの子孫の酬恩祭の中より汝の分と汝の子等の分に與へらるゝ者なれバなり十五彼等うの舉るところの腿と搖るところの胸を火祭の脂とゝもに持きたりこれをヱホバの前に搖て搖祭となすべし其ハ汝と汝の子等に歸すべき例にしてヱホバの命じたまふ者なり十六斯てモーセ罪祭の山羊を尋れ索めけるに既にこれを燬たりしかバアロンの遺れる子等エレアザルとイタマルにむかひてモーセ恐を發し言けるハ十七罪祭の牲を至聖かるふ汝等なんぞ之を聖所にて食ざりしや是ハ汝等をして會衆の罪を任て彼等のためにヱホバのまへに贖をなさしめんとて汝等に賜ふ者たるなり十八視よ其血を聖所に携へいることをせざりさきの物ハ我が命ぜしごとくに汝等これを聖所にて食ふべかりしなり十九アロンモーセに言けるハ今日彼等うの罪祭と燔祭をヱホバの前に献げしが斯る事我身に臨めり今日もし我罪祭の物を食ハゝヱホバこれを善と視たまふや二十モーセこれを聽て善とせり

一ヱホバモーセとアロンに告てこれに言たまはく二イスラエルの子孫に告て言へ地の諸の獸畜の中汝らが食ふべき四足は是なり三凡て獸蹄の分たるまた蹄ふたつに岐れ反芻者ハ汝等これを食ふべし四但し反芻者と蹄の分たる者ハ汝等これを食ふべからず駱駝ハ反芻者なれども蹄わかれざれば汝等にハ汚たる者なり五山鼠ハ反芻ども蹄わかれざれば汝等にハ汚たる者なり六兎ハ反芻ども蹄わかれざれバ汝等にハ汚たる者なり七猪ハ蹄あり分れ蹄まつたく分るれども反芻者ハ汝等にハ汚たる者なり八汝等是等の者の肉を食ふべからず是等ハ汝等にハ汚たる者なり九水にある諸の族の中汝等これを食ふべし凡て水に動く者凡て水に生る者ハ即ち凡て海河にある者にして翅と鱗のある者ハ汝等これを食ふべし十凡て水に動く者凡て水に生る者ハ即ち凡て海河にある者にして翅と鱗なき者ハ是汝等にハ忌はしき者なり汝等うの肉を食ふべからずまたうの死躰なバ忌しき者となすべし十一凡て水にありて翅も鱗もなき者ハ汝等には忌しき者なり汝等うの肉を食ふべからず是ハ忌しき者なり十二凡て水にありて翅も鱗もなき者ハ汝等には忌しき者なり

○十三鳥の中に汝等が忌しとすべき者ハ是なり是ハ忌しき者なれば食ふべからず鷲　鬚鷲　海鵰　十四鳶　隼の類　十五諸の烏の類　十六鴕鳥　梟　鷗　雀鷹　鵂鶹の類　鸊鷉および蝙蝠　○二十また凡て羽翼のありて四足にあるくところの昆蟲ハ汝等にハ忌はしき者なり二十一是等ハ汝等うの肉を食ふべからず凡て羽翼ありて四足にあるくところの昆蟲ハみな汝等にハ忌はしき者たるなり二十二凡てうの死體ハ汝等にハ汚穢たるべし凡てこれに捫る者ハ汚るべし二十三是なり是をも食ふべからず是ハ忌しき者なり即ち鴨　黄鷹　鳶　二十四鵄の類　十五諸の烏の類　十六鴕鳥　梟　十九鸛　鷺　鵜鶘の類　鸊鷉および蝙蝠　○二十また凡て羽翼のありて四足にあるくところの昆蟲ハ汝等にハ忌はしき者なり二十一但し羽翼のありて四足にあるく諸の昆蟲の中うの足に飛腿のありて地に飛ぶものを汝等これを食ふことを得べし二十二即ちうの中蝗蟲の類大蝗の類小蝗の類蝲蛄の類を汝等食ふことを得べし二十三凡て羽翼ありて四足にあるくところの昆蟲ハみな汝等にハ忌はしき者たるなり二十四これ等ハなんぢらを汚すなり凡て是等の者の死體に捫る者ハ晩まで汚るゝなり二十五凡てうの死體を身に攜ふる者ハうの衣服を洗ふべしうの身ハ晩まで汚るゝなり二十六凡て水にありて翅も鱗もなき者ハ汝等にハ忌はしき者たるべしこれに捫る者ハ汚るべし二十七四足にてあるく諸の獸畜の中うの掌底にて歩む者ハ皆汝等にハ汚穢たるべしうの死骸に捫る者ハ晩まで汚るべしうの死骸を身に攜ふる者ハうの衣服を洗ふべしうの身ハ晩まで汚るゝなり是等ハ汝等にとり汚たる者なり○二十九地に匍ところの爬行物の中汝等に汚穢となる者ハ是なり即ち鼬鼠　鼷鼠　大蜥蜴の類三十蛤蚧　龍子　守宮　蛇醫　蝘蜓　三一諸の匍者の中是等ハ汝等にハ汚穢たるなり凡てうの死たるに捫る者ハ晩まで汚るべし三二是等の者の死て上に墜たる物ハ何にもあれ汚るべし木の器具にもあれ皮革にもあれ麁袋にもあれ凡ろ事に用ふる器皆これを水にいるべし是ハ晩まで汚穢ん斯せば是うの内にある者みな汚るべし汝らうの器を毀つべるべく諸般の器にある飲べき飲物も是等に由て汚るべし爐にもあれ土鍋にもあれ之を毀つべきなり是ハ汚れて汝等には汚れたる者となれバなり三六然ど泉水

あるひハ塘池水の溝は汚るゝことなし唯ろの死體に觸る者汚るべし 三七 是等の者の死體は撒くべき種の上に墮るも其ハ汚るゝことなし 三八 然ど種の上に水のかゝれる時ハろの死體上に墮なば其ハ汝等にハ汚たるべし 三九 汝等が食ふところの獸畜の死たる時ハろの死體に捫る者ハ晩まで汚るべし 四十 ろの死體を食ふ者ハうの衣服を濯ふべし其身ハ晩まで汚るゝなりろの死體を撮ふ者もうの衣服を洗ふべしろの身ハ晩まで汚るゝなり 四一 地の上に匍ところの諸の爬行物ハ忌べき者なり食ふべからず 四二 即ち地に匍ところの諸の爬行物の中凡て腹ばひ行く者四足にて歩く者ならびに多の足を有つ者是等をば汝等食ふべからず是等ハ忌べき者たるなり 四三 汝等ハ匍ところの爬行物のために ろの身を忌しき者にするなかれ是等をもてろの身を汚すなかれ又是等に汚さるゝなかれ 四四 我ハ汝等の神エホバなれば汝等ろの身を聖潔せよ然ば汝等聖者となれ我聖ければなり汝等ハ必ず地に匍ところの爬行者をもてろの身を汚すことをせざれ 四五 我ハ汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいだせしエホバなり我聖ければ汝等聖潔なるべし 四六 是すなハち獣畜と鳥と水に動く諸の生物と地に匍ふ諸の爬行物に關ることを分ち 四七 汚たる者と潔き者とを分ち食るゝ生物と食れざる生物とを分つ者なり

第十二章 一 エホバまたモーセに告て曰たまハく 二 イスラエルの子孫に告て言へ婦女もし種をやどして男子を生ば七日汚るべし即ちその月の穢の日數ほど汚るゝなり 三 また第八日に至らばその嬰の前の皮を割べし 四 その婦女ハ尚ろの成潔の血に三十三日を歴べしろの成潔の日の滿るまでハ聖物にさハるべからず聖所にいるべからず 五 若女子を生ば二七日汚るべし月の穢におけるがごとくなり而してろの男子あるひハ女子につきての成潔の日滿なば燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭のために雛き鴿あるひハ鳩鳩を取てこれを集會の幕屋の門に携へきたり祭司にいたるべし 七 祭司ハ之をエホバの前にさゝげてろの婦女のために贖罪をなすべし然せばろの出血の穢より潔まるべし是すなハち男子または女子を生る婦女にかゝるところの例なりハろの婦女もし羔羊にまで手の届かざる時ハ恐ばニ羽かまたは雛き鴿二羽を揃へきたるべし是一ハ燔祭のため一ハ贖罪のためなり祭司これがために贖罪をなすべし然せば婦女ハ潔まるべし

第十三章 一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまハく 二 人ろの身の皮に腫あるひハ癬あるひハ光る處あらんにもし之がろの身の皮にあること癩病の患處のごとくならばろの人を祭司アロンまたハ祭司たるアロンの子等に携へいたるべし 三 また祭司ハ肉の皮のろの患處を觀べしろの患處の毛も白くなり且ろの患處身の皮よりも深く見えなば是癩病の患處なり祭司これを見て汚たる者となすべし 四 もし又ろの身の皮の光る處白くありて皮よりも深く見えずまたろの毛も白くならずば祭司ろの患處ある人を七日の間禁鋿おき 五 第七日にまた祭司之を觀べし若ろの患處變るところ無くまたろの患處皮に蔓延らずば祭司これを潔者となすべし是ハ癬なりろの人ハ衣服を洗ふべし然せば潔くならん 六 然どろの人祭司に觀られて潔き者となりたる後にいたりてろの癬皮に廣く蔓延らば再び祭司にその身を見すべし 七 祭司これを觀てろの癬皮に蔓延るを見ば祭司ろの人を汚たる者となすべし是ハ癩病なり 八 人もしろの身に癩病の患處あらば祭司にこれを携ゆくべし 九 是當き癩病のろの身の皮にあるなれば祭司これを汚たる者となすべしろの毛も白くなり且ろの腫に鯠肉の見ゆるあらば 十 是當き癩病なり祭司これを觀べし 十一 祭司ハ肉の見るところにおよばず 十二 若また癩病大にろの皮に發しろの患處ある者を遍く癩病の滿たるを見ばろの患處ある者を潔き者となすべし其人ハ全く白くなりたれば潔きの身に遍く癩病の滿たるを見ばろの患處ある者を潔き者となすべし其人ハ全く白くなりたれば潔きなり 十四 然ども鯠肉ろの人に顯れなば汚たる者なり 十五 祭司鯠肉を觀べろの人を汚たる者となすべし鯠肉ハ汚たる者なり是すなハち癩病たり 十六 若またろの鯠肉ハ變て白くならばろの人ハ祭司に詣るべし 十七 祭司これを視るにろの患處ある者を潔き者となすべしろの人ハ潔

きなり○十八また肉の皮に瘡瘡おりしに愈て十九うの瘡瘡の地方に白き腫おこり又ハ白くして微紅き光る處おこるありて之を祭司に見することあらんに二十祭司これを視るに皮よりも卑く見てうの毛白くなりをらば祭司うの人を汚たる者となすべし其ハ瘡瘡より起りし癩病の患處たるなり二一然ど祭司これを視るに其處に白き毛あらずまた皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司うの人を七日の間禁鎖おくべし二二而してもし大に皮に蔓延ば祭司うの人を汚たる者となすべし是ハ患處なり二三然どうの光る處もしうの所に止りて蔓延ずば是ハ瘡瘡の痕跡なり祭司うの人を潔き者となすべし二四また肉の皮に火傷あらんにうの火傷の跡もし微紅くして白く又ハ只白くして光る處ならば二五祭司これを視るべし若うの光る處の毛白くなりてその處皮よりも深く見なば是火傷より起りし癩病なれば祭司うの人を汚たる者となすべし是ハ癩病の患處たるなり二六然ど祭司これを視にうの光る處に白き毛あらずまたうの處皮よりも卑からずして却て薄らぎをらば祭司うの人を七日の間禁鎖おき二七第七日に祭司これを視るべしもし大に皮に蔓延ば祭司うの人を汚たる者となすべし是ハ癩病の患處なり二八もしうの光る處うの所に止り皮に蔓延ずして却て薄らぎをらば是火傷の腫なり祭司うの人を潔き者となすべし其ハ是火傷の痕迹なればなり○二九男あるひハ女もし頭またハ鬚にある癩病の患處あらば三十祭司うの患處を視るべし若皮よりも深く見えまた其處に黄なる細き毛あらば祭司うの人を汚れたる者となすべし其ハ瘡にして頭またハ鬚にある癩病なり三一若また祭司うの患處ある者を七日の間禁鎖おき三二第七日に祭司うの瘡を視るべし若うの瘡もし蔓延ずまた其處に黄なる毛あらずして皮よりもうの瘡深く見ずば三三うの人ハ剃ことをなすべし但しうの瘡の上ハ剃べからず祭司其瘡ある者を尚また七日の間禁鎖おき三四第七日に祭司うの瘡を視るべし若うの瘡皮に蔓延ずまた皮よりも深く見ずば祭司うの人を潔き者となすべしうの衣服をあらふべし然せば潔くならん三五若うの潔き者となりし後にいたりてうの瘡大に皮に蔓延りなば三六祭司うの人を視べし若うの瘡皮に蔓延らば祭司うの黄なる毛をたづぬるにおよばずうの人ハ汚たる者なり三七然ど若うの瘡止たるごとくに見えて黒き毛の其處に生ずるあらばうの瘡痊たる者にてうの人ハ潔し祭司うの人を潔き者となすべし三八また男ある人ハ女うの身の皮に光る處すなハち白き光る處あらば三九祭司これを視べし若うの身の皮に生じたるなればうの人ハ潔し四十人もしうの髪毛頭より脱おつるあるも禿なればなり潔し四一人もしうの面に近き處の頭の毛脱おつるあるも禿頭またハ禿額に白く微紅き患處あらば是うの禿頭またハ禿額に癩病の發したるなり四二然ども若うの禿頭またハ禿額に白く微紅ひハ禿額の患處の腫たるなればなり癩病の發したるなり四三祭司これを觀べし若うの禿頭ある人にして汚たる者なり祭司うの人をもて全く汚たる者となすべしうの患處の身にある日の間ハ恒ふ汚たる者たるべし即ち癩病の患處ある者ハうの衣服を裂きうの頭を露しうの口に蓋をあて〻居り汚たる者と呼ふべし四四是癩病人にして外に住居をなすべきなり○四七若また衣服に癩病の患處ありて

患處の擴延ことあらざるも是ハ汚たる者なり汝これを火に燬べし是ハ表面にあるも裏面にあるも共に腐蝕の陷なり 五六 然ど濯たる後に祭司これを視るにうの患處薄らぎたらばうの衣服あるひは皮革あるひは經線あるひは緯線あるひも凡て皮革にて造れる物に患處のあらざるゝあらバ是再發なり汝うの患處ある物を火に燒べし 五七 然るに倘またこれ消ざるとも凡て皮革にて造れる物より去ざれバ是すなむち毛またも癩の衣服あるひハ經線あるひも凡て皮革にて造りたる物に起れる癩病の患處なり 五九 是すなむち癩病人の潔めらるゝ日の定例ぞ是のごとし即ちうの人を祭司の許に携へゆくべし 三 先祭司營より出ゆきて視祭司もし癩病人の身にありし癩病の患處の痊たるを見バ 四 祭司うの潔めらるゝ者のために命じて生る潔き鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取きたらしめ 五 祭司また命じてうの鳥一羽を瓦の器の內にて活水の上に殺したる鳥の血の中にうの生る鳥と香柏と紅の線と牛膝草をも取て之を夫活水の上に殺したる鳥の血に濡し 六 癩病より潔めらるゝ者はうの衣服を濯ひうの毛髮をことごとく剃おとし水に身を滌ぎて潔くなり然る後ふ營に入きたるべし但し七日が間自己の天幕の外に居るべし 七 而して第七日ふうの身の毛髮をことごとく剃べし即ちうの頭の髮と鬚と眉とをことごとく剃りまたうの衣服を濯ひ且うの身を水に滌ぎて潔くなるべし 八 第八日にいたりてうの人二匹の全き羔羊の牡と當歲なる一匹の全き羔羊の牝を取りまた素祭として油を和たる素祭と油一ログを取べし 十 祭司潔禮をなす所の祭司うの潔めらるべき人と是等の物とを集會の幕屋の門にてエホバの前に置き十一而して祭司かの羔羊の牡一匹を取り一ログの油とこもに之を愆祭に獻げまた之をエホバの前に搖て搖祭となすべし 十二 この羔羊の牡ハ罪祭燔祭の牲を宰る處すなハち聖所にてこれを宰るべし罪祭の物の祭司に屬するごとく愆祭の物も然るなり是ハ至聖物たり 十三 而して祭司うの愆祭の牲の血を取りうの潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指に祭司これをつくべし 十四 かくて祭司うの愆祭の牲の血の上に之をつくべし 十五 祭司またうの一ログの油をとり掌へ傾き 十六 而して祭司かの油ある右の手の大指と右の足の拇指にうの油とこもに之を愆祭に獻げまた之をエホバの前に搖て搖祭となすべし 十七 うの手の殘餘の油ハ祭司うの潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指にうの愆祭の牲の血の上に之をつくべし 十八 而して倘うの手に殘れる油ハ祭司これをうの潔めらるべき者の首につけエホバの前にて祭司うの人のために贖罪をなすべし 十九 斯してまた祭司罪祭を獻げうの汚穢を潔めらるべき者のために贖罪を爲べし然せバうの人ハ潔くならん 二十 うの人もし貧くして之にまで手の屆かざる時ハ搖て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた一ログの油をとり 二一 而してうの潔めらるべき者の貧くして之にまで手の屆かざる時ハ搖て自己の贖罪をなさしむべき愆祭のために羔羊の牡一匹をとり又素祭のために麥粉十分の一に油を和たるを取りまた一ログの油をとり 二二 而して祭司これをつくべし一羽を罪祭のための者一羽を燔祭のために携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし 二三 而してうの潔禮の第八日に之を祭司に携へ集會の幕屋の門にきたりてエホバの前にいたるべし 二四 かくて祭司ハうの愆祭の牡羊と一ログの油を取りこれをうの潔めらるべき者の右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指につけ 二六 また祭司うの油の中より己の左の手の掌に傾き 二七 而して祭司うの右の指をもて左の手の油を七回エホバの前に灑ぎ 二八 亦祭司うの潔めらるべき者の右の耳と右の手の大指と右の足の拇指において愆祭の牲の血をつけし處にうの手の油をつくべし 二九 またうの手に殘れる油をバ祭司うの潔めらるべき者の首に之をつけエホバの前にてうの人のために贖罪をなすべし 三十 うの人ハうの手のおよぶところの鳩鳩またハ雛さ 三一 一羽を罪祭に一羽を燔祭に偕べし祭司ハうの潔禮に用ふべき物に手の屆ざる者ハ之をうの條例に順ひて贖罪をなすべし 三二 癩病の患處ありし人にてうの潔禮に用ふべき物

さすべし 三三 ヱホバ モーセとアロンに告て言たまへく 三四 我が汝らの產業に與ふるカナンの地に汝等の至らん時に我汝らの產業の地の或家に癩病の患處を生ぜしむることの有ば 三五 その家の主來り祭司に告て患處のごとき者家に現はると言べし 三六 然る時は祭司命じて祭司のうの思處を觀に行く前にうの家を空しむべし是は家にある物の凡て汚れざらんためなり而して後に祭司いりてうの家を觀べし 三七 うの思處もしうの家の壁に青くまたは赤き窪の思處ありて壁よりも卑く見えなば 三八 祭司うの家を出て家の門にいたり七日の間家を閉おき 三九 祭司第七日にまた來りて觀るべしうの思處もし家の壁に蔓延たらば 四十 祭司命じてうの思處ある石を取のぞきて邑の外の汚穢所にこれを棄しめ 四一 またうの家の內の四周を刮らしむべしうの刮りし灰沙は之を邑の外の汚穢所に傾け 四二 他の石を取てうの石の所に入かふべし而して彼他の灰沙をとりて家を塗べきなり 四三 斯石を取のぞき家を刮りてこれが塗へし後にうの患處もし再びおこりて家に發しなば 四四 祭司また來りて觀べし患處もし家に蔓延たらば是家にある惡き癩病なれば其は汚るるようなり 四五 彼うの家を毀うの石うの木およびうの家の灰沙をことごく邑の外の汚穢所に搬いだすべし 四六 うの家を閉おける日の間にこれに入る者は晚まで汚るべし 四七 うの家に臥す者はうの衣服を洗ふべしうの家に食する者もうの衣服を洗ふべし 四八 然ど祭司いりて觀にうの家に蔓延ざれば是は患處の捺たる者なれば祭司うの家を潔き者となすべし 四九 彼すなはちうの家を潔むるために鳥二羽に香柏と紅の線と牛膝草を取り 五十 うの鳥一羽を瓦の器の內にて活る水に浸し 五一 香柏と牛膝草と紅の線と生鳥を取てこれをうの殺せし鳥の血なる活る水と生る鳥と香柏と牛膝草と紅の線をもて家を潔め 五二 うの生る鳥を邑の外の野に縱ちうの家のために贖罪をなすべし然せば其は潔くならん 五三 是すなはち癩病の諸患處游 五四 および衣服と家屋のらいびやう

癩病 五五 ならびに腫と癬と光る處とに關る條例にして 五六 何の日潔きか何の日汚たるかを教ふる者なり

癩病の條例は是のごとし

ヱホバ モーセとアロンに告て言たまへく ニ イスラエルの子孫に告て言へ凡ろ人うの肉に流出あらばうの流出のために汚るるべし 三 うの流出に由て汚るるごとは是のごとし即ちうの肉の流出うしたるもうの肉の流出 潴ほるも共にうの汚穢となるなり 四 流出ある者の臥たる床は凡て汚るまたうの人の坐したる物は凡て汚るべし 五 うの床に觸る人は衣服をあらひ水に身をあらひ水に身を滌ぐべし然せば潔くなるべし 六 流出ある人の坐したる物の上に坐する人は衣服を洗ひ水に身をあらひ水に身を滌ぐべし 七 流出ある者の身に觸る人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 八 もし流出ある者の唾潔き者にかふらばうの人衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 九 流出ある者の乘たる物は凡て汚るべし 十 またうの下になりし物に觸る人は皆晚まで汚るるまた其等の物を揭ふる者は衣服を洗ひ水に身をあらひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 十一 流出ある者手を水に洗はずして人にさはらばうの人は衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 十二 流出ある者の摑りし瓦の器は凡て碎くべし木の器は凡て水に洗ふべし 十三 流出ある者うの流出やみて潔くならば己の成潔のために七日を數へうの衣服を洗ひ活る水にうの體を滌ぐべし然せば潔くなるべし 十四 而して第八日に鳩鳩二羽または雛き鴿二羽を自己のために取り集會の幕屋の門にきたりてヱホバの前にゆき之を祭司に付すべし 十五 祭司うの一を罪祭に一を燔祭に獻げ而してうの人の流出のためにヱホバの前に贖罪をなすべし 十六 人もし精の洩ることあらばうの全身を水にあらふべしうの身に晚まで汚るるようなり 十七 凡て精の粘著たる衣服皮革なども皆水に洗ふべし是は晚まで汚るるようなり 十八 男もし女と寢て精を洩さば二人ともに水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 十九 また婦女流出あらんにうの肉の流出は七日の間不潔なり凡て彼に摑る者は晚まで汚るるべし 二十 その不潔の間に彼が臥たるところの物は凡て汚るべし又彼がうの上に坐れる物も皆汚れん 二一 うの床に摑る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 二二 彼が凡て坐りし物に摑る者は皆衣服を洗ひ水に身を滌ぐべしうの身に晚まで汚るるようなり 二三 彼の床の上またはうの凡て坐りし物の

上にある皿に摂らばうの人ハ晩まで汚るゝなり 二四 人もし婦女と寝てうの不潔を身に得バ七日汚るべしろの
人の臥たる床ハ凡て汚れん 二五 婦女もしうの血の流出不潔の期の外にありて多くの日に渉ることあり又ハ
うの流出する事不潔の期に逾るあらばうの汚穢の流出する日の間ハ凡てうの不潔の床ハ彼におけること不潔の床のごとし凡う彼が坐れ
身汚る 二六 凡てうの流出ある日の間彼が臥ところの物ハうの汚るゝこと不潔の汚穢のごとし 二七 是等の物に摂る人ハ凡て汚るうの衣服を洗ひ水に身を濯ぐべ
しうの身ハ晩まで汚るゝなり 二八 彼もしうの流出やみて浄まらバ七日を算ふべし而して後潔くならん 二九
彼第八日に鳩鳩二羽またハ雛き鴿二羽を自己のために取りこれを祭司に携さへ來り集會の幕屋の門にい
たるべし 三十 祭司うの一を罪祭に一を燔祭に献げ而して祭司かれが汚穢の流出のために エホバの前に
贖を爲べし 三一 斯汝等イスラエルの子孫をうの汚穢に離れしむべし是ハ彼等うの中間にある吾が幕屋を
汚してうの汚穢に死ることなからん爲なり 三二 是すなハち流出ある者うの精を洩してこれに身を汚せし者
三三 うの不潔を患ふ婦女或ハ男あるひハ女の流出ある者汚たる婦女と寝たる者等に關するところの條例
なり

第十七章

三 アロンの子等二人がエホバの前に献ぐることを爲て死たる後に 二 エホバ、モーセに斯告たまへり 二
即ちエホバ モーセに言たまひけるハ汝の兄弟アロンに告よ時をわかたずして障蔽の幕の内なる施所にい
り櫃の上なる贖罪所の前にいたるべからず是死ることなからんためなり其ハ我雲のうちにありて贖罪所
の上にあらハるべければなり 三 アロン聖所にいるに斯すべしすなハち犢の牡を罪祭のために取り牡羊
を燔祭のために取り 四 聖き廂の裏衣を着廂の褌たうべし是ハ聖衣なりうの身を水にあらひてこれを着べ
し 五 またイスラエルの子孫の會衆の中より牡山羊二匹を罪祭のために取り牡羊一匹を燔祭のために取べ
りて自己とうの家族のために贖罪をなすべし 六 アロンまたうの両隻の山羊を取り集會の幕屋の門にて エ
ホバの前にこれを置き 八 うの両隻の山羊のために籤を斡べし 即ち一の籤をエホバのために一の籤をアザゼ
ルのためにすべし 九 而してアロンうのエホバの籤にあたりし山羊へこれをエホバの前に生しおきこれをもて贖罪をなしこれを野におくりてアザゼルにいたらし
すべし 十 即ちアロン己のためなるうの罪祭の牡牛を牽きたりて自己とうの家族のために贖罪をなし自己
のためなる其罪祭の牡牛を宰り 十一 而して火鼎をとりエホバの前の壇よりして熱れる火を之に盈てまた両
手に細末の馨しき香を盛て之を障蔽の幕の中に携へいり 十二 エホバの前に於て香をうの火に放べ香の煙の雲
をして律法の上なる贖罪所を蓋へしむべし然せバ彼死ることあらじ 十三 彼またうの牡牛の血をとり指をも
て之を贖罪所の東面に灑ぎまた指をもてうの血を贖罪所の前に七回灑ぐべし 十四 斯てまた民の
ためなるうの罪祭の山羊を宰りうの血を障蔽の幕の内に携へいりかの牡牛の血をもて爲しごとくうの血をも
て爲しこれを贖罪所の上と贖罪所の前に灑ぎ 十六 イスラエルの子孫の汚穢とうの諸の悖れる罪とに縁
て聖所のために贖罪を爲べし即ち彼等の汚穢の中間にある集會の幕屋のために斯なすべきなり 十七 彼
が聖所において贖罪をなさんとて入たる時ハうの自己と己が家族とイスラエルの全會衆のために贖罪
をなして出るまでハ何人も集會の幕屋の内に居べからず 十八 斯て彼エホバの前の壇に出きたりこれがために
贖罪をなすべし即ちうの牡牛の血と山羊の血を取て壇の四周の角につけ 十九 また指をもて七回うの血を其の
上に灑ぎイスラエルの子孫の汚穢をのうぞきて其を潔よくし且聖別べし 二十 斯かれ聖所と集會の幕屋と
壇のために贖罪をなしてかの生る山羊を牽きたるべし 二一 然る時アロンうの生る山羊の頭に両手を按きイス
ラエルの子孫の諸の惡事とその諸の悖反る罪をことごとくうの山羊の頭に承認へしてこれを山羊の頭に載せ選
びおける人の手をもてこれを野に遣るべし 二二 斯てアロン集會の幕屋にいりし時に穿たる麻の衣を脱て其處
羊を野に遣るべし 二三 斯してアロン聖所にいりて麻の衣を脱て其處に置き 二四 聖所においてうの身を水にろゝぎ衣服をつけて出て自己の燔祭と民の燔祭とを献げて自己と民

このために贖罪をなすべし 三五 また罪祭の牲の脂を壇の上に焚
へ衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 三七 聖所
たる罪祭の牡牛と罪祭の山羊とこれ之を營の外に携へいだしその皮と肉と糞を火に燒べし 二八 之を燒たる者へ
衣服を濯ひ水に身を滌ぎて然る後營にいるべし 二九 汝等永くこの例を守るべし即ち七月にいたらばその月の
十日に汝等その身をなやまし何の工をも爲べからず自己の國の人もまた汝等の中に寄寓る外國の人も共に然
すべし 三十 其はこの日に祭司汝らのために贖罪をなして汝らを淨むればなり是汝らがエホバの前にその
諸の罪を淨められんためになす者なり 三一 是へ汝らの大安息日なり汝ら身をなやますべし是永く守るべ
き例なり 三二 膏をそゝがれて任ぜられその父に代りて祭司の職をなすところの祭司贖罪をなすべし彼へ麻の
衣すなはち聖衣を衣べし 三三 彼すなはち至聖所のために贖罪をなしまた幕屋のためと壇の
ために贖罪をなしまた祭司等のためと民の會衆のために贖罪をなすべし 三四 是汝等が永く守るべき例にし
てイスラエルの子孫の諸の罪のために年に一度贖罪をなす者なり彼すなはちエホバのモーセに命じたま
ひしごとく爲ぬ

第十七章 一 エホバモーセに告て言たまはく 二 アロンとその子等およびイスラエルの總の子孫に告てこれに
言べしエホバの命するところ斯のごとし云く 三 凡そイスラエルの家の人の中牛羊または山羊を營の内に宰
りあるひは營の外に宰ることを爲し 四 之を集會の幕屋の門に率きたりて宰りエホバの幕屋の前において之
をエホバに禮物として献ぐることを爲ざる者は血を流せる者と算らるべし彼へ血を流したるなればその民
の中より絕るべきなり 五 是へイスラエルの子孫をしてその野の表に犧牲とするところの犧牲をエホバに率き
たらしめんがためなり即ち彼等へ之を率きたりて集會の幕屋の門にいたりて祭司に就きこれを酬恩祭とし
てエホバに献ぐべきなり 六 然る時へ祭司その血を集會の幕屋の門なるエホバの壇にそゝぎまたその脂を薫
しき香のために焚てエホバに奉つるべし 七 彼等へその慕ひて淫せし魔鬼に重て犧牲をさゝぐ可らず是へ彼等

が代々永くまもるべき例なり 八 汝また彼等に言べし凡そイスラエル
人畑祭あるひは犧牲を献ぐることをせんにル之を集會の幕屋の門に携へきたりてエホバにこれを献ぐる
にあらずばその人その民の中より絕るべし 九 凡そイスラエルの家の人またはその人らの中に寄寓る他國の人の
中何の血によらず血を食ふ者あればわれ我その血を食ふ人にわが面をむけて攻めその民の中より之を斷さるべし
十一 其は肉の生命は血にあればなり我汝等がこれを以て汝等の靈魂のために壇の上にて贖罪をなさんため
に是を汝等に與ふ血はその中に生命のある故によりて贖罪をなす者なればなり 十二 是をもて我イスラエルの
子孫にいへり汝らの中何人も血をくらふべからずまた汝らの中に寄寓る他國の人も血を食ふべからず 十三
凡そイスラエルの子孫の中またはその中に寄寓る他國の人の中もし食ふべき獸あるひは鳥を獵獲たる者
あらばその血を瀉ぎいだし土にて之を掩ふべし 十四 凡の肉の生命はその血の中にあるによりてなり
なり故に我イスラエルの子孫にいへりなんぢらは何の肉の血をも
血なればなり凡て血をくらふものは絕るべし 十五 およそ自ら死たる物またはその裂ころされし物をくらふ人はな
んぢらの國の者にもあれ他國の者にもあれその衣服をあらひ水に身をそゝぐべしその身は晩までけがるゝな
りその後は潔し 十六 その人もし洗ふことをせずまたその身を水に滌がずばその罪を任べし

第十八章 一 エホバまたモーセに告て言たまはく 二 イスラエルの子孫に告て之に言へ我はエホバなり汝らの神エホバな
り 三 汝らその住をりしエジプトの國に行はゝるゝ所の事等を倣ひおこなふべからずまたわれ汝等を導きいたるカ
ナンの國におこなはゝるゝ所の事等を倣ひおこなふべからず汝等わが例にあゆみわが法をまもるべし人もしこ
ひ我が例をまもりてその中にあゆむべし我はエホバなり 五 汝等わが例わが法をまもるべし人もし
是を行へばこれによりて生べし我はエホバなり 六 汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ我はエホバなり 七 汝の母と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり彼はまた汝の母なればなり汝これと淫するなかれ
ハ汝の父の妻と淫するなかれ是汝の父を辱しむるなればなり 八 汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母

の女子へ家に生れたるとに家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ十汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ是自己を辱しむるなればなり十一汝の父の妻が汝の父によりて產たる女子へ汝の姉妹なれば之と淫する勿れ十二汝の父の姉妹と淫するなかれ是へ汝の父の骨肉の親なればなり十三また汝の母の姉妹と淫する勿れ是へ汝の母の骨肉の親なればなり十四汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ是へ汝の叔伯母なり十五汝の媳と淫するなかれ是へ汝の兄弟の妻なれば汝これと淫する勿れ是汝の兄弟を辱しむるなればなり十六汝の兄弟の妻と淫する勿れ是へ汝婦人ころの婦の女子とに淫するなかれまたころの婦の女子の子息の女子またへうの女子を取て之に淫する勿れ是等へ汝の骨肉の親なれば然するへ惡し十七汝妻の尚生る間に彼の姉妹を取て彼とおなしく妻となして之に淫する勿れ十八婦のうの行經の汚穢にある間へこれに近づきて淫するなかれ二十汝の鄰の妻と交合して己が身を汚すなかれ二十一汝のうの子女に火の中を通らしめてこれをモロクにさゝぐることを絕て爲ざれ亦汝の神エホバの名を汚すことなかれ我へエホバなり二二汝女と寢るごとくに男と寢るなかれ是へ憎むべき事なり二三汝獸畜と交合して之によりて己が身を汚すこと勿れまた女たる者へ獸畜の前に立て之と接ることなかれ是悖むべき事なり二四汝等へこの諸の事をもて身を汚すなかれ我が汝等の前に逐はらふ國々の人へこの諸の事によりて汚れ二五その地もまた汚る是をもて我うの惡のために之を罰すうの地も亦自らうこに住る民を吐いたすなり二六然ば汝等へわが例と法を守りこの諸の憎むべき事を一も爲べからず汝らの國の人も汝らの中間に寄寓る他國の人も然るべし二七汝等の先にありし此地の人々へこの諸の憎むべき事を行へりうの地もまた汚る二八汝等へ是のごとくするなかれ恐くへこの地汝らの先にありし國人を吐いたす如くに汝らをも吐いたさん二九凡うこの憎むべき事等を一にても行ふ者あれば之を行ふ人へうの民の中より絕るべし三十然ば汝等へわが例規を守り汝等の先におこなはれし是等の憎むべき習俗を一も行ふなかれまた之によりて汝等身を汚す勿れ我へ汝等の神エホバなり

エホバまたモーセに告て言たまへくニ汝イスラエルの子孫の全會衆に告てこれに言へ汝等宜く聖あるべし其へ我エホバ汝らの神聖あればなり三汝等おのくうの母ところの父を畏れまた吾が安息日を守るべし我へ汝らの神エホバなり四汝等虛き物を恃むなかれまた汝らのために神々を鑄造ることなかれ我へ汝らの神エホバなり五汝等酬恩祭の犧牲をエホバにさゝぐる時へうの受納らるゝやうに獻ぐべし六之を食ふことへ之を獻ぐる日ところの翌日に於てすべし若殘りて三日に至にても之を食ふことあらば是へ憎むべき物となりて受納られざるべし七もし第三日に少にても之を食ふ者へエホバの聖物を汚すによりてうの間より絕さられん八汝らの地の穀物を穫ときにへ汝等うの田野の隅々までを盡く穫可らず亦汝の穀物の遺穗を拾ふべからず十また汝の菓樹園に落たる菓を斂むべからず貧者と旅客のためにこれを遺しおくべし我へ汝らの神エホバなり十一汝等竊むべからず僞べからず互に欺くべからず十二汝等わが名を指て僞り誓ふべからずまた汝の神の名を汚すべからず我へエホバなり十三汝の隣人を虐ぐべからず奪ふべからず傭人の值を明朝まで汝の許に留めおくべからず十四聾者を詛ふべからず盲者の前に礙物をおくべからず汝の神を畏るべし我はエホバなり十五汝審判をなすに方りて不義をおこなふべからず貧窮者を偏り護べからず權ある者を曲て庇くべからず但公義をもて汝の鄰を審判べし十六汝の民の間に往めぐりて人を譖るべからず汝の鄰人の血をなが すべからず我へエホバなり十七汝心に汝の兄弟を惡むべからず必ず汝の鄰人を勸戒むべし彼の故によりて罪を身にうくる勿れ十八汝仇をかへすべからず汝の民の子孫に對ひて怨を懷くべからず己のごとく汝の鄰を愛すべし我へエホバなり十九汝らわが條例を守るべし汝の家畜をして異類と交らしむべからず異類の種をまぜて汝の田野に播べからず麻と毛をまじへたる衣服を身につくべからず二十凡ち未だ贖ひ出されず未だ解放れざる奴隸の女にして夫に適く約束なせし者あらんに人もしこれと交合しなばうの二人を鬪貴むべし然ども之を殺すに及ず是うの婦いまだ解放

れざるが故なり 二 ○イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中また其の中に寄寓る他國の人をゞ汝らの中の人をゞモロクに献ぐる者ハ必ず誅さるべし國の民石をもて之を撃べし 三 我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶んそハ其ハ彼その子をモロクに献げて我が聖所を汚しまたわが聖名を黷せばなり 四 その人がモロクにその子を献ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせざれば 五 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に傚ひてモロクと淫をおこなふ者等をおのれの民の中より絶んと 六 憑鬼者またト筮師を恃みこれに従がふ人あらばわれわが面をその人にむけ之をその民の中より絶べし七 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我ハ汝らの神エホバなり 八 凡てその父またハその母を詛ふ者ハかならず誅さるべし彼その父またハその母を詛ひたれバその血ハ自身に歸すべきなり 九 人もし嫂と姦淫する人すなハちその鄰の妻と姦淫する者あれバその姦夫姦婦ともにかならず誅さるべし 十 その父の妻と寝る人ハ父を辱むるなり両人ともにかならず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 十一 人もしその子の妻と寝る時ハ二人ともにかならず誅さるべし是慚むべき事を行へるなりその血ハ自己に歸せん 十二 人もし嫂と寝るごとく男子と寝ることをせバ是その二人慚むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 十三 人妻を娶る時にその母をともに娶らバ是惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべし是汝らの中に惡き事の無らんためなり 十四 男子もし獣畜と交合しなバかならず誅さるへし汝らまたその獣畜を殺すべし 十五 婦人もし獣畜に近づきこれと交らバその婦人と獣畜を殺すべし是等ハともに必ず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 十六 人もしその姉妹すなハちその父の女子あるひハ母の女子を取りて此ハ彼の陰所を見彼ハ此の陰所を見なバ是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したれバその罪を任べきなり 十七 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所を露ハすことをあらハすなその婦人の源を露し婦人また己の血の源を露すあらバ二人ともにその民の中より絶るべし 十八 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所をあらハすなれバ二人とも〳〵にその罪を任べきなり 十九 汝の母の姉妹またハ汝の父の姉妹の陰所を露ハすべからず斯する時ハその骨肉の親たる者の陰所をあらハすなれバ二人とも〳〵にその罪を任べきなり 二十 人もしその伯叔の妻と寝る時ハ是その伯叔の陰所を露ハすなれバ二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 二一 人もしその兄弟の妻を取バ是汚れしき事なり彼その兄

第二十章

1 エホバまたモーセに告て言たまハく 2 汝イスラエルの子孫に言べし凡そイスラエルの子孫の中またハイスラエルに寄寓る他國の人の中その子をモロクに献ぐる者ハ必ず誅さるべし國の民石をもて之を撃べし 3 我またわが面をその人にむけて之を攻めこれをその民の中より絶んそハ其ハ彼その子をモロクに献げてわが聖所を汚しまたわが聖名を黷せばなり 4 その人がモロクにその子を献ぐる時に國の民もし目を掩ひて見ざるがごとくし之を殺すことをせざれば 5 我わが面をその人とその家族にむけ彼および凡て彼に傚ひてモロクと淫をおこなふ者等をおのれの民の中より絶んと 6 憑鬼者またト筮師を恃みこれに従がふ人あらばわれわが面をその人にむけ之をその民の中より絶べし 7 然ば汝等宜く自ら聖潔して聖あるべし我ハ汝らの神エホバなり 8 汝等わが條例を守りこれを行ふべし我ハ汝らを聖別るエホバなり 9 凡てその父またハその母を詛ふ者ハかならず誅さるべし彼その父またハその母を詛ひたれバその血ハ自身に歸すべきなり 10 人もし姦淫する者あれバその姦夫姦婦ともにかならず誅さるべし 11 その父の妻と寝る人ハ父を辱むるなり両人ともにかならず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 12 人もしその子の妻と寝る時ハ二人ともにかならず誅さるべし是慚むべき事を行へるなりその血ハ自己に歸せん 13 人もし嫂と寝るごとく男子と寝ることをせバ是その二人慚むべき事をおこなふなり二人ともにかならず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 14 人妻を娶る時にその母をともに娶らバ是惡き事なり彼も彼等もともに火に燒るべし是汝らの中に惡き事の無らんためなり 15 男子もし獣畜と交合しなバかならず誅さるへし汝らまたその獣畜を殺すべし 16 婦人もし獣畜に近づきこれと交らバその婦人と獣畜を殺すべし是等ハともに必ず誅さるべしその血ハ自己に歸せん 17 人もしその姉妹すなハちその父の女子あるひハ母の女子を取りて此ハ彼の陰所を見彼ハ此の陰所を見なバ是恥べき事をなすなりその民の子孫の前にてその二人を絶べし彼その姉妹と淫したれバその罪を任べきなり 18 人もし經水ある婦人と寝て彼の陰所をあらハすなれバ二人とも〳〵にその罪を任べきなり 19 汝の母の姉妹またハ汝の父の姉妹の陰所をあらハすべからず斯する時ハその骨肉の親たる者の陰所をあらハすなれバ二人とも〳〵にその罪を任べきなり 20 人もしその伯叔の妻と寝る時ハ是その伯叔の陰所を露ハすなれバ二人ともにその罪を任ひ子なくして死ん 21 人もしその兄弟の妻を取バ是汚れしき事なり彼その兄

弟の陰所を露ハしたるなれバろの二人ハ子なかるべし二汝等ハ我が一切の條例と一切の律法を守りてこれ之を行ふべし然せバ我が汝らを住せんとて導き行さこころの地汝らを吐いだすことを爲じ三汝らの前より我が逐はらふところの國人の例に汝ら歩行べからず彼等ハこの諸の事をなしたれバ我かれらを惡むなり二四我さきに汝等に言へり汝等ろの地を獲んれこれを汝らに與へて獲さすべし是ハ乳と蜜の流るゝ地なり我ハ汝らの神エホバにして汝らを他の民より區別てり二五汝等ハ獣畜の潔と汚たるとを獣畜の潔と汚たるとを區別べし汝等ハ我が汚たる者として汝らのために區別たる獣畜またハ禽またハ地に匍ふ諸の物をもて汝らの身を汚すべからず二六汝等ハ我の聖者となるべし其ハ我エホバ聖けれバなり我また汝等をして我の所有となさんがために汝らを他の民より區別たるなり二七男またハ女の憑鬼者をなし或ハト筮をなす者ハかならず誅さるべし即ち石をもてこれを撃べし彼等の血ハ彼らに歸せん

第廿一章

一エホバモーセに告て言たまハくアロンの子等なる祭司等に告てこれに言へ民の中の死人のために身を汚す者あるべからず二但ろの骨肉の親のため即ち母のためまたハ父のため男子のため女子のためまた兄弟のため三またろの姉妹の處女にして未だ夫あらざる者のためにハ身を汚すも宜し四祭司ハろの民の中の長者なれバ身を汚して褻たる者となるべからず五彼等ハ髪をろりて頭に毛なき所をつくるべからずまたろの鬢の兩傍を損ずべからずまたろの身に傷つくべからず六ろの神に對て聖あるべくまたろの神の名をけがすべからず彼等ハエホバの火祭すなハち其神の食物を献ぐる者なれバ聖あるべきなり七彼等ハ妓女またハ汚れたる女を妻に娶るべからずまた夫に出されたる女を娶るべからず其ハろの身エホバにむいひて聖けバなり八汝かれを聖者とすべし彼ハ汝の神エホバの食物を献ぐる者なれバなり汝すなハちこれをも聖者となすべし其ハ我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり九祭司ろの女たる者淫行をなしてろの身を汚さバ是ろの父を汚すなり火をもてこれを焼べし十ろの兄弟の中灌膏を首にろぶられ職に任ぜられて祭司の長となれる者ハろの頭をあらハすべからず衣服を裂べからず十一死人の所に往べからずまたろの父のためにも母のためにも身を汚すべからず十二また聖所より出べからずろの神の聖所を瀆すべからず其ハろの神の任職の灌膏首にあれバなり我ハエホバなり十三彼妻にハ處女を娶るべし十四寡婦休れたる婦またハ汚れたる婦妓女等ハ娶るべからず惟自己の民の中に自己の子孫を汚すべからず十五ろアロンに告て言へ凡ろ汝の歴代の子孫の中身に疵ある人ハ進みよるべからず十六エホバこれを聖別べからず十八凡て疵ある人ハ進みよるべからず其ハ我エホバ汝らを聖別る者聖ければなり〇十六エホバモーセに告て言たまハく十七ろの神エホバの食物を献ぐる事を爲る者十九跛の折たる者手の折たる者二十傴僂者、侏儒、目に雲膜ある者、疥あるもの、癬ある者、睾の壊れたる者等ハ進みよるべからず二一凡ろ祭司アロンの子孫の中身に疵ある者ハ進みよりてエホバの火祭を献ぐべからず彼ハ身に疵あるなれバ進みよりてエホバの食物を献ぐべからざるなり二二神の食物の至聖者も聖者も彼ハ食ふことを得ん二三然ど隔敝の幕に至べからず其ハ我エホバこれを聖別れバなり我ハエホバ聖所を汚すべからず其ハ我エホバこれを聖別れバなり二四モーセすなハちアロンとろの子等およびイスラエルの一切の子孫にこれを告たり

第廿二章

一エホバモーセに告て言たまハくニ汝アロンとろの子等に告て彼等をしてイスラエルの子孫の聖物をみだりに享用ざらしめまたろの聖別て我にさゝげし聖物に汚たる身をもて近く者あれバろの人ハわが前より絶るべし我はエホバなり四アロンの子孫の中癩病ある者またハ流出ある者ハ凡てろの潔くなるまで聖物を食ふべからずまた死躰に汚れたる物に捫れる者またハ精をもらせる者五またハ凡て人を汚すところの爬行物に捫れる者六此のごとき物に捫る者ハ晩まで汚るべしまたろの身を水にて洗ふにあらざれバむるところの人に捫れる者六聖物を食ふべからず七日の入たる時ハ潔くなるべければろの後に聖物を食ふべし是ろの食物なれバなり

みづから死たる物または裂ころされし者を食ひて之をもて身を汚すべからず我はエホバなり九彼等これを褻れて之が爲に罪を獲て死るにいたらざるやう我が例規をまもるべし我エホバ是等を聖せり十外國の人は聖物を食ふべからず寄留の客あるひは傭人は聖物を食ふべからざるなり十一然ど祭司金をもて人を買たる時その者はこれを食ふことを得またうちの家に生れし者も然り彼等は祭司の食物を食ふことを得べし十二祭司の女子もし外國の人に嫁ぎなば禮物なる聖物を食ふべからず十三祭司の女子寡婦となるありまたは出されて子なくしてうの父の家にかへり幼時のごとくにてあらばうの父の食物を食ふことを得べし但しうちぐわんはたしそなへものを食ふべからず十四人もし誤りて聖物を食ふ時は其聖物の五分一を加へて祭司に付すべし十五イスラエルの子孫がエホバに献ぐるところの聖物を彼等褻すべからず十六うの聖物を食ふ者にそうの愆の罰をかうむらしむべし其は我エホバこれを聖すればなり○十七エホバまたモーセに告て言たまはく十八アロンとうの子等およびイスラエルの一切の子孫に告てこれに言へ凡うイスラエルにる外國の人の中願還の禮物または自意の禮物をエホバに燔祭となさんとする者は十九うの愛納らるやうに牛羊あるひは山羊の牡の全き者を献ぐべし二十凡て疵ある者は汝ら獻ぐべからず是はうの物なればうちのために愛納られざるべければなり二一凡て願を還さんとしまたは自意の禮物をなさんとして牛あるひは羊をもて酬恩祭の犧牲を献上る者はうの愛納らるやうに全き者を取べし其物には何の疵もあらしむべからざるなり二二即ち盲なる者折たる所ある者切断たる處ある者腫物ある者疥ある者癬ある者是の如き者は汝等これをエホバに献ぐべからずまた壇の上に火祭となしてエホバにたてまつるべからず二三牛あるひは羊の成餘れる所またも成足ざる所ある者は汝らこれを自意の禮物には用ふるも宜し然ど願還においては是も愛納らることなかるべし二四汝等外腎を打壞りまたは壓つぶしまたは割きまたも斬りたる者をエホバに献ぐべからずまた汝らの國の中に斯る事を行ふべからず二五汝らまた異邦人の手よりも是等の物を受て神の食に供ふることを爲べからず其は是等は缺あり疵ある者なるに因て汝らのために愛納らることあらざればなり○二六エホバモーセに告て言たまはく二七牛羊または山羊生れなば之を七日うの母につけ置べし八日より後は是はエホバに火祭となすれば愛納らるべし二八牝牛にもあれ牝羊にもあれ汝らうの母と子とを同日に殺すべからず二九汝ら感謝の犧牲をエホバに献ぐべし三十是はうの日の内に食つくすべし明日まで遺しおくべからず我はエホバなり三一汝らわが誡命を守り且これを行ふべし我はエホバなり三二汝等わが名を瀆すべからず我はかへつてイスラエルの子孫の中に聖者とあらせるべきなり我はエホバにして汝らを聖くする者三三汝らの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり我はエホバなり

二エホバモーセに告て言たまはく二イスラエルの子孫につけて之に言へ汝らが宣告て聖會とすべきエホバの節期はこれなんぢらが聖會とすべき我が節期はすなはちこれなり三六日の間業務をなすべし第七日は休むべき安息日にして聖會なり汝ら何の業をもなすべからず是はうの安息日なり○四うの期々に汝らが宣告べきエホバの節期とはこれなんぢらが聖會とすべきこれなり五すなはち正月の十四日の晩はエホバの踰越節なり六またうの月の十五日はエホバの酵いれぬパンの節なり七日の間汝等酵いれぬパンを食ふべし七日の初日は聖會をなすべし何の職業をもなすべからず八汝ら七日のあひだエホバに火祭を献ぐべし第七日にはまた聖會をなし何の職業をもなすべからず○九エホバまたモーセにつげて言たまはく十イスラエルの子孫につげて之に言へ汝らわが汝らにたまふところの地に至るにおよびて汝らの穀物を獲ときは先なんぢらの穀物の初穗一束を祭司にもちきたるべし十一彼うの來の受いれらるやうに之を祭司これを搖べし即ちうの安息日の翌日に祭司これを搖べし十二また汝らうの來を搖る日に當歳の牡羔の全き者を燔祭となしてエホバに献べし十三うの素祭には油を和たる麥粉十分の二をもちひ之をエホバに献げて火祭となし馨しき香たらしむべしまた酒一ヒンの四分の一をもふべし十四汝らわれ汝らの神エホバに禮物をたづさへ來るうの日まではパンをも炒麥をも青穗をも食ふべからず

これ汝らが是へ汝らがうの一切の住居において代々永く守るべき例なり〇十五汝ら安息日の翌日より即ち汝らが揺祭の束を擧へきたりし日より數へて安息日七をもてうの數み盈すべし十七また汝らの住所より十分の二をもてつくりたるパン二箇を擧へきたりて揺べし是は初穂をエホバに献ぐべし十八汝らまた當歲の全き羔羊七匹と少き牡牛一匹と牡山羊二匹とうのパンとうもに献ぐべしすなわち是等はうの素祭およびうの灌祭とうもにエホバにたてまつりて燔祭となすべし是は火祭にしてエホバに馨しき香となる者なり十九斯てまた牡山羊一匹を罪祭にさうげ當歲の羔羊二匹を酬恩祭の犠牲にさうぐべし二十而して祭司うの初穂のパンとうもにこの二匹の羔羊をエホバの前に揺て揺祭となすべし是等はエホバにたてまつる聖物にして祭司に歸すべし二一汝らうの日に汝らの中に聖會を宣告いたすべし何の職業をもなすべからず是はうの一切の住所において永く守るべき條例なり二二汝らの地の穀物を穫さきは汝らの穫るにのぞみて汝の田野の隅々までをことごとく穫つくすべからず又汝の穀物の遺穗を拾ふべからずこれを貧き者と客旅とに遺しおくべし我は汝らの神エホバなり〇二三エホバまたモーセに告て言たまわく二四イスラエルの子孫に告て言へ七月において汝らうの月の一日をもて安息の日となすべし是は喇叭を吹て記念するの日にして即ち聖會たり二五汝ら何の職業をもなすべからず惟エホバに火祭を献ぐべし二六エホバまたモーセに告て言たまわく二七殊にまたうの七月の十日は贖罪の日にして汝らふおいて聖會たり汝等身をなやまし又火祭をエホバに献ぐべし二八うの日には汝らの神エホバの前に贖罪をなすべき贖罪の日なればなり二九凡てうの日に身をなやますことをせざる者はうの民の中より絶れん三十またうの日に何の工ふても爲ものあれば我うの人をうの民の中より滅しさらん三一汝等何の工をもなすべからず是は汝らがうの一切の住所において代々永く守るべき條例なり三二是は汝らの休むべき安息日なり汝らうの身をなやますべしまたうの月の九日の晩すなわちうの晩より翌晩まで汝等

うの安息をまもるべし〇三三エホバまたモーセに告て言たまわく三四イスラエルの子孫に告て言へうの七月の十五日は結茅節なり七日のあひだエホバの前にこの節をまもるべし三五首の日には聖會を開くべし何の職業をもなすべからず三六汝等また七日のあひだ火祭をエホバに献ぐべし第八日に汝等の中に聖會を開きまた火祭をエホバに献ぐべし是は會の終結なり汝ら何の職業をもなすべからず三七惟是等はエホバの節期にして汝らが宣告て聖會となし火祭をエホバに献ぐべき日にしたがひて献ぐべき者なり即ち燔祭、素祭、犠牲、および灌祭等なうの献ぐべき者なり三八この外にエホバの諸安息日ありまた外に汝らの諸の額還の禮物ありまた外に汝らの自意の禮物あり是みな汝らがエホバに献ぐべき者なり三九汝らうの地の作物を斂めし時は七月の十五日よりして七日の間エホバの節筵をまもるべし初の日は安息となし第八日にも安息となすべし四十うの首の日は汝等佳樹の枝を取べしすなわち棕櫚の枝と茂れる樹の條と水楊の枝とを取りて七日の間汝らの神エホバの前に樂むべし四一汝ら歳ふ七日エホバに此節筵をまもるべし汝ら代々ながくこの條例を守り七月ふこれを祝ふべし四二汝ら七日のあひだ茅廬ふ居りイスラエルに生れたる人はみな茅廬に居べし四三斯するは我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを茅廬に住しめし事を汝らの代々の子孫に知しめんためなり我は汝らの神エホバなり

第廿四章

四四モーセすなわちエホバの節期をイスラエルの子孫ふ告たり

四一エホバまたモーセふ告て言たまわく四二イスラエルの子孫に命じ橄欖を搗て取たる清き油を燈火のために汝に持きたらしめて絶ず燈火をともすべし四三またアロンは集會の幕屋において律法の前なる幕の外にて絶ずエホバの前にうの燈火を整ふべし是は汝らが代々ながく守るべき定例なり四四彼すなはちエホバの前にて純精の燈臺の上にうの燈火を絶ず整ふべきなり五汝麥粉を取りこれをもて菓子十二を焼べし菓子一箇には其の十分の二をもちふべし六而してこれをエホバの前なる純精の案の上にありて二累に積み一累に六宛あらしむべし七汝また淨き乳香をうの累の上に置きこれを主てうのパンの記念となさしめ

エホバふたてまつりて火祭となすべし八安息日ごとに絕ずこれをエホバの前に供ふべし是はイスラエルの子孫の献ぐべき者にして永遠の契約たるなり九これはアロンとその子等ゐ歸す彼等これを聖所ゐ食ふべし是はエホバの火祭の一にして彼に歸する者ゐて至聖しと是をもて永遠の條例となすべし〇十茲ゐその子孫の中にいで來れることありまがその生たるイスラエルの婦ジプト人母はイスラエル人なる者ありてイスラエルの子孫の中にて爭論をなせり十一時にその生たるイスラエルの婦の人と營の中に爭論をなせり十一時にその生たるイスラエルの人と營の中に爭論をなせり十一時にその生たるイスラエルの人々これをモーセの許にひき來れり（その母はダンの支派のデブリの女子にして名をシロミテと曰ふ）十二人々かれを閉こめおきてエホバの命をまちたまへり十三時にエホバモーセに告て言たまへらく十四かの詛ふことをなせし者を營の外に曳いだしこれを聞たる者に皆その手をかれの首に按しめ全會衆をして彼を石にて擊しめよ十五汝またイスラエルの子孫に告て言べし凡てその神を詛ふ者はその罰を擔ふべし十六エホバの名を瀆す者はかならず誅されん全會衆かならず石をもて之を擊べし外國の人にても自己の國の人にてもエホバの名を瀆すにおいてはかならず誅さるべし十七人を殺す者はかならず誅さるべし十八獸畜を殺す者はまた獸畜をもて獸畜を償ふべし十九人もしその鄰人に傷損をつけなばその爲せし如く自己もせらるべし二十即ち挫は挫目ゐ目歯は歯をもて償ふべし人に傷損をつけしごとく自己も然せらるべきなり二一獸畜を殺す者はこれを償ふべく人を殺す者は誅さるべきなり二二外國の人にも自己の國の人にもこの法は同一なり我はエホバなり二三モーセすなはちイスラエルの子孫にむかひかの營の外にて詛ふ者を曳いだして石にて擊てと言けれバイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくなせし者を曳いだして石にて擊てと言けれバイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくなせし者を曳いだして石にて擊てと言けれバイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとく爲ぬ

第廿五章

一エホバシナイ山にてモーセに告て言たまへらくニイスラエルの子孫につげて之に言ふべし我が汝らに與ふる地に汝ら至らん時はその地にもエホバにむかひて安息を守らしむべし三六年のあひだ汝ろの田野に種播きまた六年のあひだ汝ろの葡萄園の物を剪伐べし四然ど第七年は

旅客また寄寓者にして我ところに在るなり 二四 汝らの産業の地に於てへ凡てうの地を贖ふことを許すべし
二五 汝の兄弟もし零落てうの産業を賣ることあらばうの贖業人たる親戚きたりてうの兄弟の賣たる者
を贖ふべし 二六 若また人の之を贖ふ者あらずして己みすから之を贖ふことを得にいたらば 二七 うの賣てより
の年を數へて之が餘の分をうの買主に償ふべし然せばうの産業にかへることを得ん 二八 然どもしこれをうの
人に償ふことを得ずばうの賣たる者へ買主の手にヨベルの年まで在てヨベルに及びてもどさるべし彼すなへ
ちうの産業にかへることを得ん 二九 人石垣ある城邑の内の住宅を賣ことあらんに賣てより全一年の間へ
これを贖ふことを得べし即ち期定の日の内にその贖をなすべきなり 三十 もし全一年の内に贖ふことなくば
ばうの石垣ある城邑の内の家へ買主の者に確定りて代々ながくこれに屬しヨベルにもどされざるべし 三一
然ど周圍に石垣あらざる村落の家へうの國の田畝の附屬物と見做べし是へ贖へるべくまたヨベルにいたりて
もどさるべきなり 三二 レビ人の邑々すなへちレビ人の産業の邑々の家へレビ人何時にても贖ふことを得べ
し 三三 人もしレビ人の産業の邑においてレビ人より家を買ことあらば彼の賣たる家へヨベルにおよびて返さ
るべし其へレビ人の邑々の家へイスラエルの子孫の中に是がもてる産業なればなり 三四 但しうの邑々の郊地
の田畝へ賣べからず是うの永久の産業なればなり 三五 汝の兄弟零落かつ手慄ひて汝の傍にあらば之を
扶助け之をして旅客またへ寄寓者のごとくに汝ところにありて生命を保たしむべし 三六 汝の兄弟より利
なも息をも取べからず神を畏るべしまた汝の兄弟をして汝ところにありて生命を保たしむべし 三七 汝かれ
に利をとりて金を貸べからずまた益を得んとて食物を貸べからず 三八 我へ汝等の神エホバにしてカナンの
地を汝らに與へ且なんぢらの神とならんとて汝らをエジプトの國より導きいだせし者なり 三九 汝の兄弟
零落て汝に身を賣ことあらば汝これを奴隷のごとくに使役べからず 四十 彼をして傭人またへ寄寓者のご
とくにして汝ところに在しめヨベルの年まで汝に仕へしむべし 四一 其時にへ彼らの子女ところともに汝の所よ
り出去りその一族にかへりうの父祖等の産業に歸るべし 四二 彼らへエジプトの國より我が導き出せし我の僕

なれば身を賣て奴隷となる可らず 四三 汝嚴く彼を使ふべからず汝の神を畏るべし 四四 汝の有つ奴隷へ男
女ともに汝の四周の異邦人の中より取べし男女の奴隷へ是る者の中より買べきなり 四五 また汝らの中に寄寓
る異邦人の子女の中よりも汝ら買ことを得また彼等の中汝らの國に生れて汝らと偕に居る人々の家よりも
然り彼等へ汝らの所有となるべし 四六 汝ら彼らを獲て汝らの後の子孫の所有に遺し之に彼等を有ちてうの所
有となさしむることを得べし彼等へ永く汝らの奴隷とならん然ど汝らの兄弟なるイスラエルの子孫をば汝
等たがひに嚴しく相使ふべからず 四七 汝の中なる旅客又へ寄寓者にして富を致しうの傍に住る汝の
兄弟零落て汝の中なるうの旅客あるひへ寄寓者あるひへうの族の支派なるに身を賣ることあらば
四八 うの身を賣たる後に贖へることを得うの兄弟の一人これを贖ふべし 四九 うの伯叔またへ伯叔の子こ
れを贖ふべくうの家の骨肉の親たる者これを贖ふべしまた若能せば自ら贖ふべし 五十 然る時へ彼己が身
を賣たる年よりヨベルの年までうの買主ところに數へうの年の數にしたがひてうの身の代の金を定むべし
またうの人に仕へし日へ人を傭ひし日のごとくに數ふべきなり 五一 若なほ遺れる年多からばうの數にしたが
ひまたうの買れし金に照して贖の金をうの人に償ふべし 五二 若またヨベルの年までも遺れる年少からば
うの人ともに計算をなしうの年數みてらして贖の金を之に償ふべし 五三 彼のうの人に仕ふる事へ歲雇
の傭人のごとくなるべし汝の目の前において彼を嚴く使ふべからず 五四 彼もし斯く贖れずばヨベル
の年にいたりてうの子女ところに出べし 五五 是イスラエルの子孫へ我の僕なるに因る彼等へ我が僕にして
エジプトの地より導き出せし者なり我へ汝らの神エホバなり

第廿六章

一 汝ら己のために偶像を作り木像を雕刻べからず又柱の像を建べからずまた汝らの地に石像を
立て之を拜むべからず其へ我へ汝らの神エホバなり 二 汝等わが安息日を守りわが聖所を敬ふべ
し我へエホバなり 三 汝等もしわが法令にあゆみ吾が誡命を守りてこれを行へば 四 我うの時候に雨を汝らに與
ふべし地へうの產物を出し田野の樹木へうの實を結ばん 五 是をもて汝らの麥打へ葡萄を斂る時にまで及び汝

らが補捉を欲る事ハ種播時にまでおよべん汝等ハ飽までに食物を食ひ汝らの地に安泰に住ことを得べし
六我平和を國に賜ふべければ汝等ハ安じて寢ることを得んまた猛き獸を國
の中より除き去ん劍なんぢらの國を行めぐることも有じ七汝等ハ汝等の敵を逐ん彼等ハ汝等の前に劍に殞るべ
し八汝らの五人ハ百人を逐ひ汝らの百人ハ萬人を逐あらん汝らの敵は皆汝らの前に劍に殞れんル我なんぢ
らを眷み汝らに子を生こと多からしめて汝等を增汝らとむすびしわが契約を堅うせん十汝等ハ舊き穀物
を食ふ間にまた新しき者を獲てうの舊き者を出すに至らん十一我わが幕屋を汝らの中に立ん我心汝らを
忌きらハじ十二我なんぢらの中に歩みまた汝らの神とならん汝らハまたわが民となるべし十三我ハ汝らの神
エホバ汝らをエジプトの國より導き出してうの奴隷たることを免れしめし者なり我ハ汝らの軛の横木を碎
き汝らをして冀直に立て歩く事を得せしめたり十四然ど汝等もし我に聽またがふ事をなさずこの諸の誡命
を守らず十五わが法度を蔑如にしまた心にわが律法を忌きらひて吾が諸の誡命をおこなはず却てわが契
約を破ることをなさバ十六我もかく汝らになさんすなわち我なんぢらに驚恐を蒙らしむべし癆瘵と熱病あ
りて目を壞し靈魂を傷果しめん汝らの種播ことハ徒然なり汝らの敵これを食ハん十七我わが面をなんぢら
に向て攻ん汝らハうの敵に殺されんまた汝らの惡む者汝らを治めん汝らハまた追ものなきに逃ん十八汝ら
若かくのごとくなるも猶我に聽したがハずバ我汝らの罪を罰する事を七倍重すべし十九我なんぢらが勁
力をして誇るところの者をほろぼし汝らの天を鉄のごとくに爲ん二十汝等が
力な用ふる事ハ徒然なるべし即ち地ハうの產物を出さず國の中の樹ハうの實を結バざらん二一汝らもし我に
敵して事をなし我ふ聽またがふことをせずバ我なんぢらの罪に志がひて七倍の災を汝らに降さん二二我
また野獸を汝らの中に遣るべし是等の者汝らの子女を攫くらひ汝らの家畜を噬ころしまた汝らの數を寡く
せん汝らの大路ハ通る人なきまで至らん二三我これらの事をもて懲すも汝ら改めずなほ我に敵して事をなさ
バ二四我も汝らに敵して事をなし汝らの罪を罰することをまた七倍おもくすべし二五我劍を汝らの上にも
ちきたりて汝らの背約の怨を報さんまた汝らがうの邑々に集る時は汝らの中に我疫病を遣らん汝らはう
の敵の手に付されん二六我なんぢらが杖とするパンを打くだかん時婦人十人一箇の爐みて汝らのパンを燒き
之を稱りて汝らに付さん汝等ハ食ふも飽ざるべし二七汝らもし是のごとくなるも猶我に聽またがふことをせ
ず我ふ敵して事をなさバ二八我も汝らふ敵し怒りて事をなすべし我すなハち汝らの罪をいましむることを
七倍おもくせん二九汝らハうの男子の肉を食ふまいたらん三十我なんぢらの崇邱を
毀ち汝らの柱の像を斫たふし汝らの偶像の尸の上に汝らを忌きらハん三一
またなんぢらの邑々を滅し汝らの聖所を荒さんまた汝らの祭物の馨しき香を聞じ三二我うの地を荒
すべければ汝らの敵の其處に住る者これを奇しまん三三我なんぢらを國々に散し劍をぬきて汝らの後を追ん
汝らの地ハ荒れ汝らの邑々ハ亡びん三四斯うの地荒はてゝ汝らが敵の國に居んうの間地ハ安息を樂まん即ち
斯る時ハうの地やすみて安息を樂むべし三五是ハうの荒てなる日の間息まん汝らが其處に住たる間ハ汝ら
の安息に此休息を得ざりしなり三六また汝らの中の遺れる者にハうの敵の地において我これに恐懼を懷かし
めん彼等ハ木葉の搖く聲にもおどろきて逃るがごとくまた追ものもなきに顚沛
ん三七彼等ハ追ものも無に劍の前にあるが如くたがひに相つまづきて倒れん汝等ハうの敵の前に立ことを
得じ三八なんぢ等ハもろ〳〵の國の中にありて滅うせんなんぢらの敵の地なんぢらを呑つくすべし三九なん
ぢらの中の遺れる者ハなんぢらの敵の地においてうの罪の中に痞
の中の痞衰へん四十かくて後彼らうの罪ところの先祖等の罪
し事を懺悔せん四一我も彼等に敵して事をなし彼らをうの敵の
て卑くなり甘んじてうの罪の罰を受るに至るべければ四二我また
むすびし吾が契約を追憶しまたアブラハムとむすびしわが契約を追憶しまたイサクと
地を離るべければ地ハ彼等の之に居る者なくして荒てなる間うの安息をたのしまん彼等ハまた甘じてうの罪

の間を愛ん是ハ彼等わが律法を蔑如にしろの心にわが法度を忌さらひたれバなり 四四 かれ等斯のごときに
至るもなほ我彼らが敵の國にをる時にこれを棄ずまたこれを忌きらハじ斯我かれらを滅ぼし盡してわがかれ
らと結びし契約をやぶることを爲ざるべし我ハ彼らの神エホバなり 四五 我かれらの先祖等ともむすびし契約を
かれらのために追憶さん彼らハ前み我がうの神とならんとて國々の人の目の前にてエジプトの地より導き
出せし者なり我ハエホバなり 四六 是等ハすなハちエホバがシナイ山ふおいて己とイスラエルの子孫の間ふモ
ーセによりて立たまひし法度と條規と律法なり

第廿七章 一 エホバモーセに告て言たまハく 二 イスラエルの子孫につげてこれに言へ人もし誓願をかけ
なぐなんぢの估價ふしたがひてエホバに獻納物をなすべし 三 なんぢの估價ハかくすべしすなハち二十歳より
六十歳までハ男ふハ其價を聖所のシケルに循ひて五十シケルに估り 四 女ふハうの價を三十シケルに估る
べし 五 また五歳より二十歳までハ男にハうの價を二十シケルふ估り女ふハ十シケルに估るべし 六 また一箇月
より五歳までハ男にハうの價を銀五シケルに估り女ふハうの價を銀三シケルに估るべし 七 また六十歳より上
ハ男にハうの價を十五シケルに估り女にハ十シケルに估るべし 八 うの人もし貧くして汝の估價に勝ざる時ハ
祭司の前にいたり祭司の估價をうくべきなり祭司ハうの誓願者の力にしたがひて估價をなすべし 九 人もし
うのエホバに禮物とさして獻ぐることを爲すところの牲畜ハうの物ハ都て聖し 十 之を更むべからずまた佳を惡に惡を佳に易べからず若し牲畜をもて牲畜に易ることをせば
其と其に易たる者ともに聖なるべし 十一 もし人のエホバに禮物とさして獻ぐることを爲ざるところの汚たる
畜の中ならばうの畜を祭司の前に牽いたるべし 十二 祭司ハまたうの佳惡にしたがひて之が估價をなすべし即
ちうの價は祭司の估るところによりて定むべきなり 十三 うの人若これふ贖んとせバうの估る價にまた之が
五分の一を加ふべし 十四 また人もしうの家をエホバに聖別さゝげたる時ハ祭司うの佳惡にしたがひて之が估
價を爲べし即ちうの價ハ祭司の估るところによりて定むべきなり 十五 うの人もし家ふ贖んとせバうの估價

の金にまた之が五分の一を加ふべし然せバ是ハ自分の有とならん 十六 人もしうの遺業の田野の中をエホバに
獻ぐる時ハ其處に撒るう種の多少にしたがひてこれが估價をなすべし即ち大麥の種一ホメルを五十シケルに
估べきなり 十七 もしうの田野をヨベルの年より獻たる時ハうの價は汝の估れる所によりて定むべし 十八 もし
又うの田野をヨベルの後に獻たる時ハ祭司うのヨベルの年までに遺れる年の數にしたがひてうの金を算へこ
れに准じてうの估價を減すべし 十九 うの田野を獻たる者若これふ贖んとせバうの估價の金の五分の一をこ
れに加ふべし然せバ是とうの人に歸せん 二十 然ど若うの田野ふ贖ふことをせず又ハこれを他の人に賣ことを
なさバ再び贖ふことを得じ 二一 うの田野ハヨベルにおよびて出きたる時ハ永く奉納たる田野のごとくエホ
バに歸して聖き者となり祭司の產業とならん 二二 若また自己が買たる田野にしてうの遺業にあらざる者をエ
ホバに獻たる時ハ 二三 祭司うの人のために估價してヨベルの年までの金を推算べし彼ハ汝の估れる金高をう
の日エホバにたてまつりて聖物となすべし 二四 ヨベルの年にいたれバうの田野ハ賣主なるうの本來の所有
主に歸るべし 二五 汝の估價ハみな聖所のシケルになすべし二十ゲラを一シケルとなす 二六 但し
牲畜の初子ハエホバに歸すべき初子なれば何人もこれを獻べからず牛にもあれ羊にもあれ是はエホバの所屬
なり 二七 若し汚たる畜ならば汝の估價にしたがひこれに五分の一を加へてうの人これを贖ふべし若これ
を贖ふことをせずば汝の估價にしたがひて之を賣べし 二八 但し人がうの凡て有る物の中より取て永くエホバ
に納めたる奉納物は人にもあれ一切賣べからずまた贖ふべからず奉納物とうる者も贖ふべからず必ず殺
物ハみなエホバに至聖物たるなり 二九 また人の中永く奉納られて奉納物となれる者も贖ふべからず必ず殺
すべし 三十 地の十分の一ハ地の產物にもあれ樹の菓にもあれ皆エホバの所屬にしてエホバに聖きなり 三一 人
もしうの獻ぐる十分の一を贖ハんとせば之にまたうの五分の一を加ふべし 三二 牛または羊の十分の一につい
てハ凡て杖の下を通る者の第十番にあたる者ハエホバに聖き者なるべし 三三 うの佳惡をたづぬべからずま
た之を易べからず若これを易る時ハ其とその易たる者ともに聖き者となるべしこれを贖ふことを得ず 三四 是

等はエホバがシナイ山において
イスラエルの子孫のために
モーセに命じたまひし誡命なり

利未記　終

第二十六章

一エジプトの國を出たる次の年の二月の一日にエホバ
シナイの野に於て集會の幕屋の中にて
モーセに告て言たまひく二汝等イスラエルの子孫の全
會衆の惣數なうの宗族に依りうの父祖の家に循ひて核
べうの諸の男丁の名の數と頭數とを得よ三すなわちイスラ
エルの中凡て二十歳以上にして戰爭にいづる
に勝る者を汝とアロンうの祭旅にしたがひて數ふべし四また諸の支派おの〳〵うの父祖の家の長たる者一人
た出して汝等とともならしむべし五汝らとともに立べき人々の名わ是なり即ちルベンよりわシデウルの子エ
リヅル六シメオンよりわツリシヤダイの子シルミエル七ユダよりわアミナダブの子ナシヨンハイッサカルよ
りわツアルの子タニエル九ゼブルンよりわヘロンの子エリアブ十ヨセフの子等の中にてわエフライムより
わアミホデの子エリシヤママナセよりわパダヅルの子ガマリエル十一ベニヤミンよりわギデオニの子アビダ
ン十二ダンよりわアミシヤダイの子アヒエゼル十三アセルよりわオクランの子パギエル十四ガドよりわデウ
エルの子エリアサフ十五ナフタリよりわエナンの子アヒラ十六是等わ會衆の中より選み出されし者にて
うの父祖の支派の牧伯またイスラエルの千人の長なり十七かくてモーセとアロンこゝに名わ擧たる人々を率
領て十八二月の一日に會衆をことごとく集めければ彼等うの宗族に循ひうの父祖の家にしたがひうの名
の數にしたがひて自分の出生を述たり斯二十歳以上の者ことごとくモーセ
シナイの野にて彼等を核數たり二十すなわちイスラエルの長子ルベンの子等より生れたる者なうの宗族によりうの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁な數へたるにうの
名の數に依りうの頭數によれルベンの支派の中にうの核數られし者四萬六千五百人ありき二二またシメオンの子等より生れたる者等なうの宗族によりうの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭
にいづるに勝る男丁な數へたるにうの名の數に依りその頭數に依れ三三シメオンの支派の中にうの核數ら
れし者五萬九千三百人ありき二四またガドの子等より生れたる者なうの宗族に依りうの父祖の家にしたがひ

て核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにその名の數に依れば二五ガドの支派の中にろの核數られし者四萬五千六百五十人ありき二六ユダの子等より生れたる者をろの宗族に依りろの父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數に依れば二七ユダの支派のうちにろの核數られし者七萬四千六百人ありき二八イッサカルの子等より生れたる者をろの宗族に依りろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭に出るに勝る男丁を數へたるにろの名の數に依れば二九イッサカルの支派の中にろの核數られし者五萬四千四百人ありき三十ゼブルンの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば三一ゼブルンの支派の中にろの核數られし者五萬七千四百人ありき三二ヨセフの子等の中エフライムの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數に依れば三三エフライムの支派の中にろの核數られし者四萬五百人ありき三四又マナセの子等より生れたる者をその宗族に依りろの父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數に依れば三五マナセの支派の中にろの核數られし者三萬二千二百人ありき三六ベニヤミンの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば三七ベニヤミンの支派の中にろの數へられし者三萬五千四百人ありき三八ダンの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば三九ダンの支流の中にろの核數られし者六萬二千七百人ありき四十アセルの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば四一アセルの支派の中にろの核數られし者四萬一千五百人ありき四二ナフタリの子等より生れたる者をろの宗族によりろの父祖の家にしたがひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁を數へたるにろの名の數によれば四三ナフタリの支派の中にろの核數られし者五萬三千四百人ありき四四是ずなへちろの核數られし者にしてモーセとアロンとイスラエルの牧伯等の數ふる所是のごとくなりしろの牧伯等十二人にして各々ろの父祖の家のために出たるなり四五斯イスラエルの子孫をろの父祖の家に循ひて核べ二十歳以上にして戰爭にいづるに勝る男丁をイスラエルの中に數へたるに四六其核數られし者都合六十萬三千五百五十人ありき四七但レビの支派の人へろの父祖にまたがひて核數らるることなし四八即ちエホバモーセに告て言たまひけらく四九惟レビの支派のみへ汝これを核數べからずまたろの總數をイスラエルの子孫とともに計ふべからざるなり五十なんぢレビ人をたて律法の幕屋とろの諸の器具と其に屬する諸の物を管理らしむべし彼等へろの幕屋とろの諸の器具を運搬ふことを爲しまたこれが役事を爲し幕屋の四圍にろの營を張べし五一幕屋を移す時へレビ人これを折卸し幕屋を立る時へレビ人これを組たつべし外人のこれに近く者へ殺さるべし五二イスラエルの子孫へろの軍旅に循ひて各々自己の營にろの天幕を張り各人ろの隊の旗の下に天幕を張べし五三然ぎレビ人は律法の幕屋の四圍に營を張べし是イスラエルの子孫の全會衆の上に震怒のおよぶことなからん爲なりレビ人は律法の幕屋をあづかり守るべし五四是においてイスラエルの子孫エホバのモーセに命じたまひしごとくに凡て爲し斯おこなへり

一エホバモーセとアロンに告て言たまへくイスラエルの子孫は各々ろの隊の纛の下に營を張てろの父祖の旗號の下に居るべくまた集會の幕屋の四圍においてこれに對かひて營を張べし三即ち日の出る方東に於てはユダの營の纛の下につく者ろの軍旅にまたがひて營を張るべし四ろの軍旅すなへちろの核數られし者へ七萬四千六百人五ろの傍に營を張る者へイッサカルの支派なるべし而してツアルの子ネタニエル六ろの軍旅すなへちろの核數られし者へ五萬四千四百人七またゼブルンの支派これと偕にありてヘロンの子エリアブゼブルンの子孫の牧伯となるべし八ろの軍旅すなへちろの核數られし者へ五萬七千四百人九ユダの營の軍旅すなへち核數られし

レ者ハ都合十八萬六千四百人是等の者首先に進むべレ十 また南の方に於てハルベンの營の纛の下につく者の子孫の牧伯となるべレ十一 うの軍旅にしたがひて居りシデウルの子エリヅルルベンの子シルミエルシメカンの子孫の牧伯となるべレ十二 うの軍旅すなハちうの數へられし者ハ四萬六千五百人十三 うの傍に營を張る者ハシメオンの支派なるべレ而して ツリシヤダイの子孫の牧伯となるべレ十四 ガドの支派これに次ぎデウエルの子エリアサフがの數へられし者ハ四萬五千六百五十人十五 ルベンの營の軍旅すなハちうの核數られし者ハ都合十五萬一千四百五十人是等の者第二番に進むべレ十六 うの次に律法の幕屋レビ人の營さゝもに諸營の真中にありて進むべし彼等ハうの營を張るごとくに各々うの隊にしたがひて進むべきなり十八 また西の方にあいてハエフライムの營の纛の下につく者うの軍旅にしたがひて居りアミホデの子エリシヤマエフライムの子孫の牧伯となるべレ十九 うの傍に營を張る者ハアセルの子孫の牧伯となるべレ二十 マナセの支派うの傍にありてバダヅルの子がマリエルマナセの子孫の牧伯となるべレ二一 うの軍旅すなハちうの核數られし者ハ三萬二千二百人二二 ベニヤミンの支派これに次ぎギデオニの子アビダンベニヤミンの子孫の牧伯となるべし二三 うの軍旅すなハちうの數へられし者ハ三萬五千四百人二四 エフライムの營の軍旅すなハちうの核數られし者ハ都合十五萬八千一百人是等の者第三番に進むべレ二五 また北の方に於ハダンの營の纛の下につく者うの軍旅に循ひて居りアミシヤダイの子アヒエゼルダンの子孫の牧伯となるべし而してオクランの子パギエルアセルの子孫の牧伯となるべレ二七 うの傍に營を張る者ハアセルの子孫の牧伯となるべレ二八 うの軍旅すなハちうの核數られし者ハ四萬一千五百人二九 ナフタリの支派これに次ぎエナンの子アヒラナフタリの子孫の牧伯となるべレ三十 うの軍旅すなハちうの核數られし者ハ五萬三千四百人三一 ダンの營の核數られし者ハ都合十五萬七千六百人是等の者うの旗號にしたがひて最後に進むべレ三二 イスラエルの子孫のうの父祖の家にしたがひて核數られし者ハ是のごとし諸營の軍旅すなハちうの核數られし者ハ都合六十萬三千五百五十人なりき三三 但しレビ人ハイスラエルの子孫とゝもに計へらるゝことなかりきすなハちエホバのモーセに命じたまへる如し三四 是においてイスラエルの子孫エホバの凡てモーセに命じたまハしごとくに行ひ各々うの宗族に依りうの父祖の家に依りうの隊の纛にしたがひて營を張りまた進むこともかゝなせり

第三章

一 エホバシナイ山に於てモーセと語ひたまへる日にハアロンとモーセの一族左のごとくにてありき二 アロンの子等ハ是のごとし長子ハナダブ次ハアビウ エレアザル イタマル 三 是すなハちアロンの子等の名なり彼等ハ皆 膏ろゝがれ祭司となれり四 ナダブとアビウハシナイの野にて異火をエホバの前に獻たる時にエホバの前に死り子なしエレアザルとイタマルハうの父アロンの目の前にて祭司の職をなせり五 エホバまたモーセに告て言たまハく六 レビの支派を召よせ祭司アロンの前に侍りてこれに事へしめよ七 彼らハ集會の幕屋の前にありてアロンの職と全會衆の職に營り幕屋の役事をなすべきなり八 すなハち彼等ハ集會の幕屋の諸の器具を看守イスラエルの子孫のうの職に營りて幕屋の役事をなすべレ九 汝レビ人をアロンとうの子等に與ふべしイスラエルの子孫の支派の中より彼等ハ全くアロンに與へられたる者なり十 汝アロンとうの子等を立て祭司の職を行ハしむべし外人の近づく者ハ殺されん十一 エホバすなハちモーセに告て言たまハく十二 視よ我イスラエルの子孫の中なる始に生れたる者すなハち首出の代にレビ人をイスラエルの子孫の中より取り十三 首出ハすべて吾が有なり我エジプトの國の中の首出をことごく擊ころせる時イスラエルの首出を人も畜もことごく聖別て我に歸せしめたり是ハわが有となるべし我ハエホバなり十四 エホバシナイの野にてモーセに告て言たまハく十五 汝レビの子孫をうの父祖の家に依りうの宗族にしたがひて核數よ凡ちうの一箇月以上の男子を核數べしと十六 是においてモーセエホバの言に循ひてうの命ぜられしごとくに之を核數たり十七 レビの子等の名ハうの宗族によれば左の如しゲルション コハテ メラリ 十八 ゲルションの子等の名ハうの宗族によれば左のごとしゲルション コハテ メラリ 十九 コハテの子等の名ハうの宗族に依ば左のごとし

ムラム イヅハル ヘブロン ウジエル 二十 メラリの子等の名ハこ
ハうの父祖の家に依れば是のごとくなり 二一 ゲルションよりリ
ブニ人の族となりシメイ人の族出たり 二二 是すなハち
ゲルション人の族なり 三うの核數られし者の數すなハち一箇
ルション人の族ハ凡て幕屋の後すなハち西の方に營を張べし 二四 而して
人の牧伯となるべし 二五 集會の幕屋におけるゲルションの子孫の
會の幕屋の入口の幔と 二六 庭の幕および幕屋と壇の周圍なる庭の入口の幔ならびにうの繩等凡て之ぉ用
ふる物を守るべき事なり 二七 またコハテよりアムラミ人の族 イヅハリ人の族 ヘブロン人の族 ウジエリ
人の族出たり是すなハちコハテ人の族なり 二八 一箇月以上の男子の數は都合八千六百人是みな聖所
の職守を守るべき者なり 二九 コハテの子孫の族ハ凡て幕屋の南の方に營を張べし 三十 而してウジエルの子エ
リザパンコハテ人の族の牧伯となるべし 三一 彼等の職守ハ律法の櫃、案、燈臺、諸壇、および聖所の
役事に用ふる器具ならびに幔等凡て其處に用ふる物を守るべし 三二 祭司アロンの子エレアザルレ
ビ人の牧伯の長となり且聖所の職を守る者を統轄るべし 三三 又メラリよりマヘリ人の族ミシ人の族
出たり是すなハちメラリの族なり 三四 うの核數られし者すなハち一箇月以上の男子の數ハ六千二百人 三五
アビハイルの子ツリエルメラリの族の牧伯となり此族 幕屋の北の方に營を張べし 三六 メラリの子孫の管理
るべき者ハ幕屋の板とうの橫木うの柱うの座うの 諸の器具および其に用ふる一切の物 三七
ならびに庭の周圍の柱とうの座うの釘およびうの繩なり 三八 また幕屋の前うの東の方すなハち集會の幕屋
の東の方にハモーセとアロンおよびアロンの子等營を張りイスラエルの子孫の職守に代て聖所の職守を
守るべし外人の近づく者ぜ殺されん 三九 モーセとアロンエホバの言に依りレビ人を悉く核數たるに一箇
月以上の男子の數二萬二千おりき〇 四十 エホバまたモーセに言たまはく 汝イスラエルの子孫の中の首出
たる男子の一箇月以上なる者を盡く數へてその名の數を計れ 四一 我ハエホバなり我ために 汝レビ人を

取りてイスラエルの子孫の中なる 諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取てイスラエルの子孫の家畜の中
なる諸の首出に代べし 四二 モーセすなハちエホバの己に命じたまへるごとくにイスラエルの子孫の中
出子を盡く數へたり 四三 うの數へられし首出なる男子の一箇月以上なる者の數二萬二千おりき〇
二千二百七十三人なりき 四四 すなハちエホバモーセに告て言たまはく 四五 汝レビ人を取てイスラエルの子
孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人ハわが所有とならん我ハエホ
バなり 四六 またイスラエルの子孫の首出子をレビ人より多きこと二百七十三人なれば是等をぜ贖ふべき者と
なし 四七 うの頭數に依て一人ごとに五シケルを取べし即ち聖所のシケルに循ひて之を取べきなり一シ
ケルハ二十ゲラなり 四八 汝うの餘れる者の贖の金をアロンとうの子等に付すべし 四九 是においてモーセレ
ビ人をもて贖ひ餘せるところの者の贖の金を取り 五十 即ち聖所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取り 五一 うの
所のシケルにしたがひて金千三百六十五シケルを取り 五一 うの贖ハるゝ者の金をエホバの言にしたがひてア
ロンとうの子等に付せりエホバのモーセに命じたまひし如し

第四章 一 エホバまたモーセとアロンに告て言たまはく 二 レビの子孫の中よりコハテの子孫の惣數をうの宗
族に依りうの父祖の家にしたがひて計べし 三十歳以上五十歳までにして能く軍團に入り集會の幕屋に働
作をなすことを得る者をことごとく數へよ 四 コハテの子孫が集會の幕屋において爲べき勤務ハ至聖物
に關る者にして 五 即ち營を進むる時ハアロンとうの子等まづ往て隔蔽の幕を取おろし之をもて律
法の櫃を覆ひ六 うの上に獾の皮の蓋をほどこしまたうの上に總青の布を打かけうの上に扛 十字 獾の皮の蓋をもて
前のパンの案の上にハ青き布を打かけうの上に皿、匙、杓、瓶、奠酒の盃をおくべし 七 また供
の上にあらしめハ 紅の布をうの上に打かけ獾の皮の蓋をもてこれを覆ひ而してうの杠を差いるべし 八 また
青き布を取て燈臺とうの燈釧うの剪燈盤および其に用ふる諸の油の器を覆ひ十 獾の皮の蓋の內
に燈臺とその諸の器をいれてこれを棒にかくべし 十一 また金の壇の上に青き布を打かけ獾の皮の蓋をもて